

季刊 社会保障研究

Vol. 28

Winter 1992

No. 3

研究の窓

女性と家庭と出生力……………河 野 稠 果 234

特集・出生率低下と社会保障

内生的出生率と政府部門……………金 谷 貞 男 236

内生的出生率と動学モデル……………西 村 和 雄 246

低出生率と経済政策……………吉 田 真理子 252

—出産・育児の環境条件と出生率について—

女性問題と人口問題—女性学的観点から—……………江 原 由美子 261

論 文

母子家庭の社会保障……………畠 中 宗 一 270

保険学からする社会保険学……………庭 田 範 秋 279

市民権と社会福祉……………伊 藤 周 平 298

—福祉理念としての市民権の論理と展望—

動 向

社会保障法判例……………堀 勝 洋 313

—国民年金法の改正によって被ったとする損害の賠償請求が

棄却された事例（友部等訴訟第1審判決）—

社会保障費の国際比較……………勝 又 幸 子 322

—ILO公表統計を使った国際比較の留意点と課題—

書 評

下野恵子著『資産格差の経済分析—ライフサイクル貯蓄と
遺産・贈与』

宮島 洋著『高齢化時代の社会経済学』……………麻 生 良 文 332

堀 勝洋著『社会保障法判例—近年の動向と解説』……………阿 部 和 光 336

平成2年度 社会保障費……………社会保障研究所 340

研究の窓

女性と家庭と出生力

今回社会保障研究所が出生力低下と社会保障問題に関する特集を企画されたことに対して、心からお喜び申し上げます。出生力の問題については、これは元来私のいる人口問題研究所が過去50年間にわたって調査研究してきた課題で、例えばナショナルなレベルでの出産力調査は、1940年に第1回を行って以来今年の調査で第10回を数える。しかし、今日のように出生率低下とその社会経済的インパクトが国民的論議を呼んでいる時代においては、出生力をめぐる諸問題は、われわれのような一研究所の領分を超えて、多面的かつ学際的に広く論ぜられるべき課題となっている。社会保障という側面を通じて、出生力低下の問題に新しい光があてられ、新しい知見や仮説が生まれてくることを、大いに期待している。

今日日本の出生率がなぜこのように低くなったのかについては、人口学の立場からいろいろ論じられている。その結論のひとつは、とにかく要因というものがきわめて多岐にわたり、また重層的だということである。現在の研究方法、あるいは実地調査のやり方にはいくつの制限があり、真の要因を必ずしもうまく掬いとることができないうらみがあるが、今までの調査研究の蓄積によれば、長期的には経済発展、工業化、都市化、子どもの経済価値の低下、養育・教育コストの上昇、受験戦争、晩婚化、女性の就業等が挙げられよう。また短期的にこの10年間をみると、男女の晩婚化、出産適齢期における未婚率の上昇、そして非婚化という現象が圧倒的に利いていることが挙げられよう。

最近の先進国の出生率低下を考察してみると、多くの要因のなかでも最重要な次元は女性の社会進出であり、女性の役割の拡大であることが定説となっている。アメリカで当代随一の社会人口学者キングスレー・デービスによれば、女性の社会進出こそ20世紀最大の静かな革命といわれるべきもので、日本とても例外ではない。女性が外で働き、現金収入を得、自分のキャリアの開発を実現できるようになったことは、いわばエデンの園でイブが禁断の木の実を食べたことなのである。ひとたび禁断の木の実を食べてみれば、女性はもはや専業主婦として夫の世話と子どもの養育だけで一生を終わることに満足しなくなるのは当然である。女性の生き甲斐は、産業社会で男性と伍して立派に経済的役割を果たし、自分の手による現金収入を得たい、というふうに変わってくるのである。

そこで、女性はもちろん結婚もしたいし、子どもも産みたいが、女性の仕事と出産育児は普通両立しがたい。特に日本では、就業中の女性にとって、結婚・出産・育児の支援体制が不十分であり、そのため結婚を遅らせ、出産を遅らす傾向にある。一般にヨーロッパでは女性の就業と出

産育児が対立するが、日本ではその前の段階で、就業と結婚が矛盾することが多い。

日本で悲劇的なことは、結婚や家庭生活が女性にとってあまり楽しいものとは思われていないことである。独身のOLは盛んに海外旅行するが、これは一旦結婚したら最後、海外旅行をする機会がないからである。亭主は毎晩残業か接待で午前さま、土曜はゴルフ、日曜は疲れてゴロ寝である。単身赴任もあって、多くの家庭は母子家庭に近い。それに加えてあの恐怖の受験戦争はやって来る。こうしてみると、総務庁の調査によれば、ヨーロッパの女性に比べて、日本の女性が出産・育児を楽しいと実感する割合が格段に低いのは当然である。

どうしたら結婚、家庭生活、子育てをもっと楽しいものにできるだろうか。われわれがいつまでも職場に残っていたり、男どうして縄^{なわ}暖^の簾^{れん}をくぐったりするのも、ひとつは家庭があまり楽しくないからなのだろうか。たしかに住宅は狭く、レジャーをするにしてもアメリカと比べ^{べら}篋^{ぼう}棒^{ぼう}に高いが、それだけではない。物事を明るく考える視点がわれわれに欠落しているようだ。

河 野 稠 果

(この・しげみ 厚生省人口問題研究所所長)

内生的出生率と政府部門

金谷 貞 男

序

近年、日本では出生率が顕著に低下している¹⁾。この結果、出生率の低下がもつ経済的な帰結が政策当局者の間で関心を呼び、「出生率低下の危機」に際しての出生率低下防止の方策が種々議論されるにいたった²⁾。このような出生率変動の経済的影響の議論は労働力供給・社会保障などを中心にして多岐にわたっており、そのすべてをつくすことは容易ではない。しかし、私見によればこれらはおおむね以下のような論理をもって出生率低下の危機を論じている。すなわち、出生率の低下はやがて老年世代に対して若年世代の相対的な減少をもたらす。この結果、一方で労働力供給が不足し、他方で老年世代の私的・公的扶養のために、相対的に減少した若年世代は従来より重課されざるをえない³⁾。全体として日本経済のパフォーマンスは低下せざるをえないであろう、というものである。

しかしながら、出生率低下の経済的影響はこれらの危機論が論じるほど単純ではない。資本形成はある世代内の蓄積の形で起こる場合と、世代から世代への財の移転の形で起こる⁴⁾場合とにわけられる。前者の資本形成は貯蓄、後者は遺産と呼ばれる。老年世代による遺産額が所与の場合、若年世代の人数の減少は若年世代1人当たりの遺産を増加させる。このため、老年世代の消費を減らすことなく、若年世代の消費可能資源は1人当たりベースでむしろ増加するのである。つまり、出生率の低下はむしろ次世代の消費水準を改善する

効果をもたらす。このように考えるとき、政策当局によってほとんど「自明」であるかのように議論されている出生率低下危機論は、その当否は別にして、論理構成自体は多分にナイーブであるといわざるをえない。出生率の低下が直ちに「危機」を意味するか否かは、現在までのところ必ずしも明確ではないのである。

このように理論的に煩雑な問題であるがゆえに、出生率の変動の完結した理論模型をつくって問題を整理し、出生率変動の原因と帰結を論じることが緊急の要と思われる。残念なことに、経済学は適当な人口変動の説明理論を必ずしも従来もたなかった⁵⁾ところであるが、最近 Becker-Barro (1988), Barro-Becker (1989) により最適成長論的な内生的出生率決定の理論が提出され、この方面の議論の少なくとも端緒はできたように思われる。彼らによれば、各世代は異世代間利他主義にもとづいて結合され、親の厚生は子供たちの厚生の和によって影響を受ける。この場合、異世代間の資源配分は無限に生きる単一主体の異時点間の資源配分とみなしうる。いわば無限に続く「王朝」(dynasty) の厚生を最大化問題となるのである。子供の数を増すと、子供1人当たりの厚生が所与であれば親の厚生は増加する。しかし、子供数の増加は、子供1人当たり遺産額の減少を意味するので、じつは子供1人当たりの厚生の減少が生じてしまう。子供1人を増加させることによるこの限界的な利益と損失を比較衡量して、親は最適な出生率を決定するのである。この模型の結論によれば定常状態では出生率は一定値に定まる。つまり、人口は一定速度で成長していくことになる。

社会保障や課税はこの定常状態出生率に影響を与える。

Barro-Becker の分析は最適成長論の枠組みを採用しているので、その人口成長経路が社会厚生上最適であることは、問題構成から明らかである。このような観点にたつかぎり、出生率の低下は経済成長をもたらした帰結のひとつにすぎず、有害なものではない。まして、その低下を妨げる政策は自ら社会厚生を減少させようとする試みにすぎず、不利益なこととなる。しかしながら、このような結論は現今の日本の出生率についての通説的な見解である前記の出生率低下危機論の観点からすれば、はなはだ意外であり、また不満とするところであろう。この点で現実の政策当局者の認識と理論の現状との間には、はなはだ大きい齟齬懸隔があるといわざるをえない。この間の事情を考慮して、本稿は Barro-Becker の枠組みに政府部門を導入し政策当局による政策の最適成長経路への明示的な影響を探り、理論の側からの出生率への接近を目指し、この現実の政策当局の認識と理論の現状とのギャップを埋めうるなんらかの方法を探ることである。「子供」という資本財の供給に関して、市場の失敗をもたらすような経済的メカニズムは存在するであろうか。

最適成長論への政府部門の導入はその存在理由であるところの公共財供給⁶⁾の模型への導入をとまなう。公共財はその性質上最適供給量が社会構成員の数に直接に依存する。この意味で、出生率の決定と(次世代の)最適公共財供給量の決定は同時決定問題なのであり、双方の私的・社会的最適供給条件が相互に整合的であるか否かは必ずしも直ちに明確ではない。こうして、公共財を導入した内生的出生率模型は検討に値すると思われる。以下の分析が語るところによれば、純粋公共財が存在する場合、定常状態においては出生率は1となり人口成長はなくなる。この場合、政府が社会的に最適な公共財水準を達成すれば、資源配分は最善となる。定常状態の比較動学の結果は、効用の消費弾力性と公共財弾力性の相対的大きさに多分に依存する。さらに、この公共財支出をまかなうために課される各世代への「定額税」は、

子孫1人当たりへの人頭税として機能する。このために、出生率に対して租税の超過負担が生じることが示される。このような超過負担を生ぜしめない税は第0世代への一括税のみである。しかしながら、本稿の内生的出生率模型の最大の含意は成長理論への公共財の合理的な導入そのものである。従来、最適成長論あるいは経済成長論一般において純粋公共財を模型に導入することは不可能であった。成長論の模型の主要な性質は定常状態の存在に支えられるところである。ところが、成長論における純粋公共財の存在は生産関数の一次同次性を損ねる⁷⁾。出生率に変化しえない従来の成長模型では、この場合定常状態を定義しえないのである。この意味で、成長論での政府の役割は貯蓄や貨幣政策などのマクロ的側面にとどまっていた。しかし、政府の合理的な存在理由が公共財供給にあることはよく知られている。この意味で、Barro-Becker のような内生的出生率の模型の出現をもってして、初めて成長論一般に対して政府部門の合理的導入が可能になったといえる。これが本稿の模型の最大のレゾナードルといえるかもしれない。

以下では、まず Barro-Becker の枠組みに公共財を導入した模型を構築する。次にこの模型における最適経路を調べる。定常状態を定義し、その性質を調べ、定常状態の比較動学をおこなう。次に公共財供給の私的最適条件を調べ、公共財が社会的に最適に供給されている場合についても「定額税」が人頭税として機能するため資源配分が失敗することを示す。最後に、簡単な反省をおこなう。

I モデル

Barro-Becker の枠組みに公共財を導入した理論模型を以下で組み立てる。以下ではすべて実質タームで議論する。次のような無限視野の閉鎖経済を考えよう。第0期に N だけの数のまったく相等しい主体が経済に存在するとしよう。これらの主体とその子孫である各世代に属する主体は、一期生き、労働を一定量供給し、消費し、子供を産み、遺産を残す。第 t 世代に属する主体の生涯

効用 U_t は、主体自身の消費 c_t から得る効用 $u(c_t)$ と第 t 期の公共財供給 G_t から得る効用 $v(G_t)$ 、それに主体の n_t 人の子供たちの生涯効用 U_{t+1} の和を割り引いたもの、の三者の和であらわされる⁸⁾。消費財の消費量 c_t は1人当たり額であるのに対し、公共財の定義から公共財消費量は社会的供給量 G_t が用いられることに注意しよう。すなわち、

$$U_t = \{u(c_t) + v(G_t)\} + a(n_t)n_t U_{t+1} \quad (1)$$

$$(t=0, 1, 2, \dots)$$

とする。ただし、 $a(n_t)$ は子供の生涯効用の割引率をあらわす。これは子供の数に依存するものとして、とりわけ、弾力性 ε が一定である、すなわち、

$$a(n) = \alpha n^{-\varepsilon} \quad (2)$$

の形をしているとしよう。ただし、 α は1未満の正のパラメーターである。第 t 世代の子孫の数を N_t とすると、

$$N_t = n_0 n_1 n_2 \dots n_{t-1}$$

とあらわされるから、(1)、(2)式を展開して、

$$U_0 = \sum_{t=0}^{\infty} \alpha^t (N_t)^{1-\varepsilon} \{u(c_t) + v(G_t)\} \quad (3)$$

を得る。さらに、Barro-Becker (1989) によれば、最終的な解は $u(c)$ が弾力性一定か、一定に近い場合のみに得られる。そこで、本稿も Barro-Becker にならって、効用の消費弾力性 σ と効用の公共財弾力性 δ との双方が一定の場合に分析を集中することにしよう。すなわち、

$$u(c) = \phi c^\sigma$$

$$v(G) = \eta G^\delta$$

と仮定する。ただし、 ϕ と η は正のパラメーターである。

公共財の社会的最適供給条件を求めるために、以下のような1人当たり資源の制約式を定義しよう。第 t 世代に属する主体は一定単位の労働供給から、賃金率 w_t を受け取る。また、親より k_t だけの資本を遺産として受け取り、それを利子率 r_t で運用して $k_t(1+r_t)$ だけの所得を得る。この所得を、自らの消費 c_t 、1人当たりの公共財供給量 g_t 、子供の数 n_t に子供1人当たりの遺産 k_{t+1} を乗じたものである総遺産額、子供の数 n_t に子

供1人当たりの育児費用 β_t を乗じたものである総育児費用、の四者の間に割り振る。ただし、賃金率と利子率は後に定義される。これらから、以下のような各期の予算制約式を得る。

$$w_t + (1+r_t)k_t = c_t + g_t + n_t(\beta_t + k_{t+1}) \quad (4)$$

$$(t=0, 1, 2, \dots)$$

さらに、時間上無限連鎖的な借金による借金返済回避案⁹⁾を防止するため、以下のような終端条件をおく。

$$d_t N_t k_t \rightarrow 0 \quad (t \rightarrow \infty)$$

ただし、 d_t は第0期で評価した、第 t 期の価値への割引率である、すなわち、

$$d_t \equiv \frac{1}{(1+r_0)} \frac{1}{(1+r_1)} \frac{1}{(1+r_2)} \dots \frac{1}{(1+r_t)}$$

この終端条件を用いると、各期の予算制約式は第0期の総予算制約式に書きなおせる。

$$\sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t w_t + k_0 = \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t c_t + \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t g_t + \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_{t+1} \beta_t \quad (5)$$

ここで β_t はさしあたり、外生的に決定され所与としよう。 w_t 、 r_t は以下のような財の供給条件から定まる。生産関数 F は、労働 N と資本 K を投入とし、財 Y を産出とする。この財は消費にも資本としても使用できる。技術革新は存在しない。生産関数の一次同次性を仮定すると、1人当たりの生産関数を導出できる。

$$y = f(k)$$

ただし、 $y = Y/L$ である。この生産関数に対して、利子率と賃金率は以下のように定まる

$$1+r_t = f'(k_t) \quad (6)$$

$$w_t = f(k_t) - k_t f'(k_t) \quad (7)$$

II 出生率の社会的最適供給条件

さて、以上の模型を用いて消費財 c 、出生率 n 、公共財 G の社会的最適供給条件を求めてみよう。計算の便宜のため、(3)式中の G_t を g_t を用いてあらわし、

$$U_0 = \sum_{t=0}^{\infty} \alpha^t (N_t)^{1-\varepsilon} \{u(c_t) + v(N N_t g_t)\} \quad (8)$$

としよう。(5)式の制約下に c_t , N_t , g_t , k_t を用いて(8)式を最大化すると、以下の3つの一次条件式を得る。

$$\frac{u'(c_t)}{u'(c_{t-1})} = \frac{1}{\alpha} \left\{ \frac{(n_{t-1})^\varepsilon}{1+r_t} \right\} \quad (9)$$

$$(1-\varepsilon) \{u(c_t) + v(NN_t g_t)\} + (NN_t g_t) v'(NN_t g_t) \\ = u'(c_t) \{c_t + g_t + (1+r_t)\beta_{t-1} - w_t\} \quad (10)$$

$$NN_t v'(NN_t g_t) = u'(c_t) \quad (11)$$

(9)式は Barro-Becker とまったく同じであり、(10)式は Barro-Becker の得た式に公共財の項が加わったにすぎない。(11)式は周知の、公共財の限界効用の和が限界費用（この場合は消費財の限界効用になる）に相等しいという、公共財の社会的最適供給条件である。(10)式は内生的出生率に特徴的な式であるが、(11)式を用いてこれを変形して、

$$(1-\varepsilon-\sigma)u(c_t) + (1-\varepsilon)v(NN_t g_t) \\ = u'(c_t) \{(1+r_t)\beta_{t-1} - w_t\} \quad (12)$$

を得る。左辺は第 t 世代の子孫を1人増やした場合の、第0世代の主体の限界的な生涯効用の増分を示す。左辺の第1項は、第 t 世代全体の消費量を一定にしたまま第 t 世代の子孫を1人増加した場合の消費から得る効用の増分である¹⁰⁾。第2項は公共財から得る効用の増分である。公共財の場合、子孫の増加は他の主体の公共財の消費量を減らさないで、第1項の σ に対応する部分が存在しない。右辺は子孫を1人増やす場合の（効用単位で評価した）限界費用を示す。{ }内は子孫1人を育てるための純費用を示し、これに限界効用を乗じて効用単位に変換したものが右辺だからである。

以上から、社会的に最適な資源配分がおこなわれるための条件が明らかになった。すなわち、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(12)式を同時に満たすように、 c_t , g_t , N_{t+1} , k_{t+1} , r_t , w_t が定まらなければならない。この社会的な最適な公共財供給の経路について以下の性質を得る。(11)式より、

$$\frac{\partial v(NN_t g_t)}{\partial g_t} = \sigma \frac{u(c_t)}{c_t}$$

であるから、(12)式を変形すると、

$$c_t \left\{ \frac{1-\varepsilon-\sigma}{\sigma} \right\} + g_t \left\{ \frac{1-\varepsilon}{\delta} \right\} = (1+r_t)\beta_{t-1} - w_t \quad (13)$$

を得る。つまり、子孫1人の純育児費用が一定であるかぎり、消費と公共財供給は線型となる。特に、消費が上がれば公共財供給は下がる。さらに、(11)式を変形して、

$$c_t = \left\{ \left(\frac{\eta\delta}{\sigma\phi} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} N_t^{\frac{\delta}{\sigma-1}} \right\} g_t^{\frac{\delta-1}{\sigma-1}} \quad (14)$$

また、消費と公共財の成長率は、

$$\frac{c_t}{c_{t-1}} = \left[\frac{1}{\alpha} \left\{ \frac{(n_{t-1})^\varepsilon}{1+r_t} \right\} \right]^{\frac{1}{\sigma-1}} \\ \frac{g_t}{g_{t-1}} = \left[\frac{1}{\alpha} \left\{ \frac{(n_{t-1})^{\varepsilon-\delta}}{1+r_t} \right\} \right]^{\frac{1}{\delta-1}} \quad (15)$$

でそれぞれ与えられる。これらより、消費の成長率と公共財の成長率は一般に異なることがわかる。

III 定常状態

さて、以上のような経済の定常状態を定義し、その性質を探ろう。定常状態は一般にすべての変数が同じ速度で成長する状態と定義される。技術革新の存在しないこの経済では、定常状態においては1人当たり資本 k が一定に保たれることを要求することは自然に思われる。もし、定常状態でこれが成立すると、(5)、(6)式から、賃金率 w 、利子率 r は各世代で一定になる。さらに、これまで粗育児費用 β_t の内容を詳細に定義することを避けてきたが、定常状態では少なくともこれは一定 β と仮定するのが許されるだろう。すると、定常状態では純育児費用は一定となる。(13)式より、そのとき定常状態の消費量と公共財供給量は一定の線型の関係になければならない。この場合に、消費の成長率が一定であり、公共財供給量の成長率が一定であるのは、どちらの成長速度も0である場合のみである。したがって、定常状態では消費水準と公共財供給量は一定であることがわかる。この定常状態消費水準と公共財供給量を $\hat{c}$, $\hat{g}$ であらわそう。 $\hat{c}$, $\hat{g}$ とともに一定であるとき、(14)式より、 N_t も一定でなければならないことがわかる。この N_t を $\hat{N}$ であらわそう。これは出生率 n_t が1であることを意味する。

こうして、もしこの経済に定常状態が存在する場合は、人口も消費も公共財供給量も変化しない、

経済成長率が0の場合にかぎられることがわかる。ところが、(15)式より、その場合、

$$\alpha(1+r_t)=1 \quad (16)$$

が成立しなければならないことがわかる。これより、定常状態における利子率 r の水準を決定できる。この水準に対応する1人当たり資本量が定常状態資本労働比率にほかならない。(16)式は、この経済の定常状態はいわゆる黄金律成長経路¹¹⁾において成立することを示すものにほかならない。この資本量に対応して定常状態賃金率が定まる。

このような定常状態を図示してみよう。資本労働比率は下式から決定される。

$$f'(\hat{k})=\frac{1}{\alpha} \quad (17)$$

(4)式において、資本労働比率、消費、公共財、粗育児費用を一定とおき、出生率を1とおき、(6)、(7)式を代入すると、

$$f(\hat{k})-\hat{k}-\beta=\hat{c}+\hat{g} \quad (18)$$

を得る。(13)式から、同様に、

$$\hat{c}\left\{\frac{1-\varepsilon-\sigma}{\sigma}\right\}+\hat{g}\left\{\frac{1-\varepsilon}{\delta}\right\}=f'(\hat{k})(\beta+\hat{k})-f(\hat{k}) \quad (19)$$

を得る。さらに、(14)式から、

$$\hat{c}=\left\{\left(\frac{\eta\delta}{\sigma\phi}\right)^{\frac{1}{\sigma-1}}\hat{N}^{\frac{\delta}{\sigma-1}}\right\}\hat{g}^{\frac{\delta-1}{\sigma-1}} \quad (20)$$

(18)式は定常状態における資源の制約式であり、(19)式は子孫の限界費用と限界効用の均等を財単位で示したものであり、(20)式は公共財の限界効用の和が消費財の限界効用に等しいことを示すものである。

これら3つの式から、 $\hat{c}$ 、 $\hat{g}$ 、 $\hat{N}$ を決定できる。(18)、(19)、(20)式を図示してみよう(図1)。

ただし、図1は、

$$\frac{1-\varepsilon-\sigma}{\sigma}>\frac{1-\varepsilon}{\delta} \quad (21)$$

の場合をえがいている¹²⁾。不等号の向きが逆だと図1において、(19)式の傾きは1より大きく、(18)式を下から切ることになる。(18)式と(19)式の交点において $\hat{c}$ と $\hat{g}$ が決定され、この交点を(20)式が通るように $\hat{N}$ が決まる。

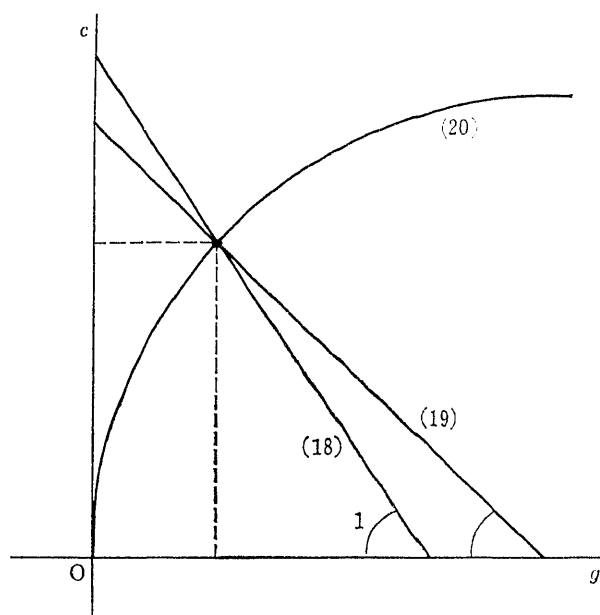


図 1

IV 定常状態の一意性・比較動学・安定性

(21)式で等号が成立すると、(18)式と(19)式は図1上で完全に重なり、 $\hat{c}$ と $\hat{g}$ を一意的に決定できないことがわかる。以上から、(21)式で等号が成立しないことが定常状態が一意であるための必要条件であることがわかった。通常は等号は成立しないであろうから、定常状態はおおむね一意的に決定されることになる。

この図を用いて定常状態の比較動学を行うことができる。粗育児費用 β が増加したとしよう。これは図1において(18)式を原点に近づくようにシフトさせる一方で、(19)式を原点から遠方にシフトさせる。これから、 $\hat{c}$ が増加し、 $\hat{g}$ が減少することがわかる。あたらしい交点を(20)式が通るためには、 $\hat{N}$ が減少しなければならない。(21)式の不等号が逆だと、ちょうど逆の結果が生じる。すなわち、 $\hat{c}$ が減少し、 $\hat{g}$ が増加し、 $\hat{N}$ が増加する。以上から、粗育児費用の変化の影響はパラメーターに依存することがわかった。以下では、(21)式が成立する場合のみの結論を論じる。(21)式で不等号が逆のときはちょうど逆の結論に到達する。次に、次世代の生涯効用の割引率 α の増加の影響を調べよう。 $\alpha < 1$ であるから、(17)式より α の増加は定常状態資

本労働比率 $\hat{k}$ の増加を意味する。このとき、 $f(\hat{k}) - \hat{k}$ は増加する。他方で、 $f'(\hat{k})(\beta + \hat{k}) - f(\hat{k})$ は減少する。これより、図 1 において、(18)式が原点から遠方にシフトし、(19)式が原点に近づくようにシフトする。以上から、 $\hat{c}$ が減少し、 $\hat{g}$ が増加し、 $\hat{N}$ が増加することがわかる。子孫の割引率の弾力性 ε の増加はどうであろうか。このとき(19)式が原点から遠方にシフトする。他の式は不変である。これから、 $\hat{c}$ が増加し、 $\hat{g}$ が減少し、 $\hat{N}$ が減少することがわかる。効用の消費弾力性 σ の増加はどうであろうか。このとき、(19)式と縦軸との交点が大きくなる。この結果、 $\hat{c}$ が増加し、 $\hat{g}$ が減少することがわかる。また、(20)式は下方にシフトする。これが(18)式と(19)式のあたらしい交点を通るためには、 $\hat{N}$ が減少しなければならない。効用の公共財弾力性 δ の増加はどうであろうか。これは(19)式と横軸との交点を大きくする。この結果、 $\hat{c}$ が増加し、 $\hat{g}$ が減少する。このとき、(20)式は上方にシフトする。このため、 $\hat{N}$ の変化の方向は不確定である。最後に、技術革新の効果を論じよう。1人当たり生産関数 f が資本の限界生産性を増加するように、上方にシフトしたとしよう。このとき、(17)式より定常状態資本労働比率が増加する。あたらしい定常状態資本労働比率において、 $f(\hat{k}) - \hat{k}$ は増加する¹³⁾。これより、(18)式は原点から遠方にシフトすることがわかる。あたらしい定常状態においては $f'(\hat{k})$ は変化せず $\hat{k}$ は増加し、 $f(\hat{k})$ は増加する。この結果、(19)式の右辺は減少する¹⁴⁾。これより図 1 の(19)式は原点に近づくようにシフトする。以上から、 $\hat{c}$ が減少し、 $\hat{g}$ が増加することがわかる。また、 $\hat{N}$ は増加する。

以上の結果を要約すると、外生的パラメーターの与える影響は(20)式の不等号の方向に依存することがわかる。この不等号は効用の消費弾力性 σ の増加につれて成立しにくくなり、効用の公共財弾力性 δ の増加につれて成立しやすくなる。また、(20)式での、効用の子供弾力性 ε の変化の影響は σ と δ の相対的大きさに依存する。多くの場合、 $\hat{g}$ の減少と $\hat{N}$ の減少は一致する¹⁵⁾、などである。

さて、このような定常状態は安定であろうか。実は、公共財を含まない Barro-Becker の模型に

おいてさえ、定常状態の安定性は証明されていない。したがって、現在の模型での安定性の証明は困難であろうと予想される¹⁶⁾。さらに、次の事実を指摘しよう。Barro-Becker の模型では、状態変数は資本労働比率 k_t のみにかぎられる。ところが、現在の模型では状態変数は資本労働比率 k_t と主体数 N_t との2つになる。状態変数が複数あると、安定性の証明は困難になることが知られているから、この意味でも安定性を証明することは容易でないことが予想される。

V 出生率の私的最適供給条件

出生率の私的最適条件を導いてみよう。社会的最適条件との違いは、社会的最適条件の場合は、公共財供給量と出生率（および消費）が同時決定されるのに対し、私的最適条件の場合は公共財供給量は先決されている点である。すなわち、政府はある所与の税を各主体に課し、この収入をもって公共財を供給する。この所与の税と公共財の水準に対し、各主体は最適な消費量と出生率と資本労働比率を決定するのである。

政府の予算方程式を以下のように書こう。公共財の供給を担当する政府は次のような予算制約式をもつ。政府は第 t 期に T_t だけ課税し、一期満期の公債を B_{t+1} だけ発行し、公共財を G_t だけ購入し、前期の公債 B_t を償却する。すなわち、

$$T_t + B_{t+1} = G_t + (1 + r_{t+1})B_t$$

この政府の予算制約式に対し、再び時間上無限連鎖的な継続した借金による借金返済回避案を防止するため、以下のような終端条件をおく。

$$d_t B_t \rightarrow 0 \quad (t \rightarrow \infty)$$

すると、以下のような全期間に対する政府予算制約式、

$$\sum_{t=0}^{\infty} d_t T_t = \sum_{t=0}^{\infty} d_t G_t + B_0$$

を得る。

第0期には、 N だけの主体が経済全体で存在するから、 N で除して第0期の主体1人当たりになおすと、

$$\sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t \tau_t = \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t g_t + b_0 \quad (22)$$

が予算制約式となる。ただし、

$$\tau_t \equiv \frac{T_t}{NN_t}, \quad g_t \equiv \frac{G_t}{NN_t}, \quad b_0 \equiv \frac{B_0}{N}$$

とそれぞれ1人当たりの、税額 τ_t 、公共財供給量 g_t 、第0期の公債額 b_0 を定義する。 b_0 は所与である。前節で求めた最適な公共財供給を政府がおこなうと、(22)式は課税の満たすべき条件を与えることになる。

これに対し、各主体の効用は(3)式で与えられる。各主体にとって G_t は政府によって先に決定されているから、 $v(G_t)$ は定数項であることに注意しておこう。主体の予算制約式は、

$$\begin{aligned} w_t + (1+r_t)(k_t + b_t) - \tau_t \\ = c_t + n_t(\beta_t + k_{t+1} + b_{t+1}) \quad (t=0, 1, 2, \dots) \end{aligned} \quad (23)$$

で与えられる。時間上無限連鎖的な借金による借金返済回避案を防止するため、以下のような終端条件をおく。

$$d_t N_t k_t \rightarrow 0 \quad (t \rightarrow \infty)$$

この終端条件を用いると、各期の予算制約式は第0期の総予算制約式に書きなおせる。

$$\begin{aligned} \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t (w_t - \tau_t) + k_0 + b_0 \\ = \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t c_t + \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_{t+1} \beta_t \end{aligned} \quad (24)$$

(14)式の制約の下に(3)式を最大化すると、以下の一次条件を得る。

$$\frac{u'(c_t)}{u'(c_{t-1})} = \frac{1}{\alpha} \left\{ \frac{(n_{t-1})^\varepsilon}{1+r_t} \right\} \quad (25)$$

$$\begin{aligned} (1-\varepsilon)\{u(c_t) + v(G_t)\} \\ = u'(c_t)\{c_t + (1+r_t)\beta_{t-1} - (w_t - \tau_t)\} \end{aligned} \quad (26)$$

(25)式は(9)式そのものにほかならない。(26)式を変形して、

$$\begin{aligned} (1-\varepsilon-\sigma)u(c_t) + (1-\varepsilon)v(G_t) \\ = u'(c_t)\{(1+r_t)\beta_{t-1} - (w_t - \tau_t)\} \end{aligned} \quad (27)$$

を得る。(27)式は私的最適資源配分では、子孫を1人増やした場合の限界効用が限界費用に均等化することを示す。右辺において、賃金率から租税が減じられているのは、課税が存在する場合には子孫を1人増加する限界費用は、第 t 期に評価した

育児費用から子孫の所得を減じた純育児費用であり、子孫の所得とは可処分所得にほかならないからである¹⁷⁾。

公共財供給の私的最適条件(27)式と社会的最適条件(12)式とは、公共財が最適に供給されている場合でも一致しない。(27)式中の課税 τ_t 分だけ異なることがわかる。これは以下のような理由による。予算制約式(23)式中の課税 τ_t は人頭税である。主体数が内生的に決定される現在の模型では、人頭税は子孫数に対する課税になる。したがって、租税の超過負担をもたらすのである。これは以下のようにして検証することができる。課税をこのように各世代に分散することをやめて、第0世代の主体1人あたりに T_0 だけおこなうとしよう。ただし、この T_0 は以下のように政府予算方程式が成立するように定める。

$$T_0 = \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t g_t + b_0 \quad (28)$$

第0世代はこの課税の一部を後世代へ移転していく。このとき、各主体の全世代にわたる予算制約式は、

$$\begin{aligned} \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t w_t + k_0 + b_0 - T_0 \\ = \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_t c_t + \sum_{t=0}^{\infty} d_t N_{t+1} \beta_t \end{aligned} \quad (29)$$

とあらわされる。この制約式下に効用を最大化すると、 T_0 は定数であるから消滅し、一次条件式として、(9)、(10)式を得る。(28)式を(29)式に代入すると、(5)式を得る。政府が(11)式の成立を保証するように公共財供給量を決定しているとしよう。すると、これらの条件式は社会的最適条件と一致する。すなわち、現在の模型では、第0世代へのみの課税が租税の超過負担を招かない課税なのである。主体数が所与である第0世代への課税は主体数を変化させないからである。その意味で、現在の模型では、第0世代への課税が従来の模型の「定額税」を意味することがわかる。逆に、後世代への課税は後世代の子孫1人当たりの純育児費用を高めて、最適な資源配分を攪乱する¹⁸⁾。

以上は政府が社会的に最適な公共財供給を保証したときに起こる問題を論じたが、公共財の供給が市場にまかされた場合はどうなるであろうか。

この場合は、第0世代の効用関数を示す(3)式は以下のように書きなおされる。

$$U_0 = \sum_{t=0}^{\infty} \alpha^t (N_t)^{1-\varepsilon} \{u(c_t) + v(\bar{G}_t + N_t g_t)\} \quad (30)$$

ただし、 $\bar{G}_t$ はこの主体の子孫以外の主体による公共財の供給量をあらわす。これを所与として、主体は制約条件下に(30)式を最大化し、その結果として得た最適な g_t が $\bar{G}_t/(N-1)N_t$ と一致する点が経済の均衡となる。このような均衡の公共財供給量が社会的に最適な公共財供給量に不足することはよく知られている。さらに、現在の場合は次の問題が発生する。現在の模型では利他主義は親より子へ向かっているが、子ども（つまり兄弟）あるいは子孫どうしの間では存在しない。したがって、第0世代が自らの子孫間の外部効果をすべて考慮に入れた(30)式のような効用関数によって資源配分を計画しても、後の世代が外部効果を計算に入れる子孫の範囲は異なる。したがって、第0世代が最適と考える資源配分は実行されない。これは時間整合性（time-consistency）の問題として有名である。時間整合的でない現在の場合、資源配分はさらに失敗することが予想される。

VI 結 語

本稿では以上のように、内生的出生率模型に公共財を導入して、その帰するところを検討した。この結果、やや意外なことに公共財供給については、このような内生的出生率模型においても従来の結論どおり、政府が社会的に最適な供給を保証すれば資源配分は最適化されることがわかった。しかし、通常の意味の課税は少なからず人頭税として機能して出生率に超過負担をもたらすことがわかった。このような結論とともに、序でも述べたように、現在の模型の最大の長所は純粋公共財を成長論の枠組みに合理的に導入した点にあると思われる。

さて、ここで最初の問題意識にたちもどって本稿の模型がもたらす出生率低下危機論の評価を考えよう。すなわち、出生率低下は社会厚生上「危機」を意味するのか、否かである。結論からいう

と、本稿の範囲では出生率の低下が何らかの社会厚生低下を意味するような含意は取り出せなかった。少なくとも、公共財供給に関するかぎり、出生率の内生化は最適な供給を妨げるものでないことが本稿により示された。したがって、もし出生率低下危機論の合理化を意図するならば、これ以外の資源配分の不完全性をもたらす要因¹⁹⁾の検討が必要である。課税の人頭税としての効果が出生率を低下させて資源配分の失敗をもたらすとの議論がありうるかもしれない。しかし、現実の課税においては定額税は事実上実施不可能であり、ある程度超過負担をもたらすさまざまな課税がなされている。そのなかでなぜ人頭税だけが出生率を低下させるので、有害であるのかは必ずしも明らかではない。

この点に関連していえば、本稿で取り扱わなかった問題に内生的出生率模型における最適租税理論がある。出生率が内生的に決定される場合、どのような税の組み合わせが出生率をより有効的に変化させ、どのような税の組み合わせが最大の超過負担をもたらすのか、興味ある話題である。他日を期したい。

注

- 1) 厚生省(1990)を参照。たとえば、合計特殊出生率(千人当たり)の推移は以下。

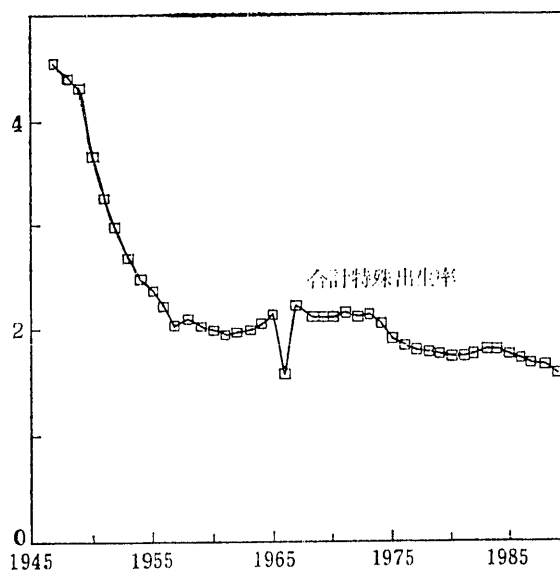


図 2

- 2) たとえば、政府関係では「健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」、厚生

省人口問題審議会，労働省雇用問題政策会議，労働省雇用政策研究会などで，出生率増加の方法が検討された。他に，自民党，公明党も提言をおこなっている。

- 3) もしくは，相対的に増加した老年世代への給付が低下する。
- 4) 実際，アメリカの場合，現存の資本の多くは後者の異世代間の資本移動によって形成されたことが知られている。Kotlikoff-Summers (1981) を参照。
- 5) ただし，Easterlin (1968)，Becker-Lewis (1973)，Razin-Zion (1975) などの例外はあった。とりわけ，Becker の分析は第二次世界大戦直後の日本の出生率の減少をよく説明するように思われる。
- 6) 公共財は一般にその混雑度の程度によってまったく消費の非競合性のない純粋公共財から，地域間などによって競合性の生じる準公共財とに分類される。本稿は以下では公共財はすべて純粋公共財の場合について，論を進める。国防を考えると，ある程度の純粋公共財の存在は否定できない事実と思われる。
- 7) たとえば，各期の効用が $u(c, G)$ の形をしているとしよう。c, G はそれぞれ主体1人当たりの消費財と公共財供給量である。これに対し，公共財の性質から生産関数は，L を人口 (= 労働供給量) として，

$$\frac{G}{L} + c = f(k)$$

という形をとらざるをえない。つまり，生産関数の一次同次性が失われるのである。

- 8) ここでは，最も単純な消費と公共財から得る効用が分離型の場合のみを扱う。より一般的には，それぞれの限界効用は他財の消費量に依存する。
- 9) いわゆる，Ponzi scheme である。
- 10) これは以下のようにしてみる。子孫1人の増加にともない，その効用 $u(c_t)$ が増える。しかし，子孫1人の増加にともなって割引率が低下し，このために $-eu(c_t)$ だけ消費から得る効用が減少する。さらに，子孫1人の増加のため，その消費財が必要となり，同じ世代に属する他の主体の消費量が減少し，効用が減少する。これが $-ou(c_t)$ であらわされる。
- 11) 出生率が1であるこの場合には，黄金律成長経路は「修正された黄金律成長経路」と一致するので，修正された黄金律成長経路と一致するというのがより正しい表現かもしれない。
- 12) また， $1-\delta > 1-\sigma$ を仮定している。不等号の向きを逆とすると，(20)式は凸関数になる。この不等式の不等号の向きは以下の結論には影響しない。
- 13) これは以下のようにしてわかる。図3において，技術革新以前の定常状態をa点，あたらしい定常状態の資本労働比率をb点としよう。a点からb点まで k は $b-a$ だけ増加する。しかし，あたらしい生産関数上で，a点からb点までの資本労働比率の増加はf点からg点までの産出の増加をもたらす。f点からg点までの間の生産関数の傾きは1より大きいから，f点からg点までの産出の増加は $b-a$ より

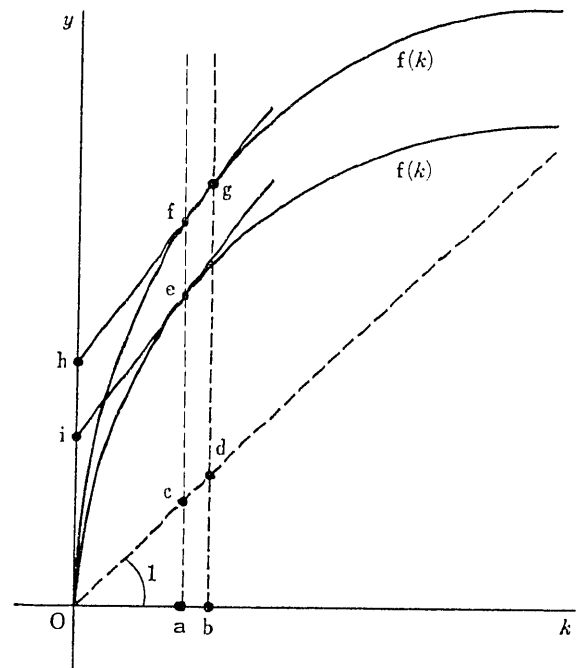


図 3

り大きい。したがって， $f-c$ より $g-d$ のほうが大である。 $e-c$ は $f-c$ より小であるから，結局本文の結論を得た。

- 14) これは図3において，i点よりh点のほうが高く，かつこれらの点が $f(k) - kf'(k)$ に対応することからわかる。
- 15) これは現在の模型では，1人当たりの公共財供給量と人口とは代替財的に機能するためと考えられる。
- 16) ただし，定常状態が安定でないといっているのではない。
- 17) これは以下のような実際の政策上の含意を有する。本文でみたように人頭税は超過負担をもたらす。しかし，このような人頭税として機能するものは，定額税・所得税・贈与税・相続税など課税主体が個人ベースのものであり，法人税・消費税などについては妥当しない。厳密には本稿では取り扱わなかった最適課税論的検討をおこなわなくてはならないところであるが，政府が出生率に対する超過負担をのぞいて，出生率の増加を目指す場合には，所得税から消費税への税の代替は意味あることであるといえる。
- 18) 後世代への課税の変化がもたらすこのような資源配分の攪乱効果は，いわゆる「リカードの等価定理」が現在の模型では成立しないことを意味するように考えられるかもしれない。課税のタイミングが（逆にいえば，公債の発行が）各世代の消費などの意思決定に影響を与えるからである。しかし，これは正しくない。リカードの等価定理はもともと租税の資源配分攪乱効果の存在しない場合の課税のタイミングの影響を分析している。つまり，「定額税」に対して，そのタイミングの影響を論ずる。これに対応して現在の模型で租税の資源配分攪乱効果が存在しないのは，第0世代へのみ課税される場合であ

る。この場合、資源配分攪乱効果が存在しないのは本文でみた通りである。結局、リカードの等価定理はトリビアルな形で現在の模型でも成立しているのである。

19) 規模の利益はひとつの可能性である。

参考文献

- [1] 厚生省大臣官房統計情報部編「平成2年人口動態統計」, 厚生統計協会, 平成4年
- [2] Barro, R. J., and G. S. Becker (1989), "Fertility Choice in a Model of Economic Growth," *Econometrica*, 57, pp. 481-501
- [3] Becker, G. S., and R. J. Barro (1988), "A Reformulation of the Economic Theory of Fertility," *Quarterly Journal of Economics*, 103, pp. 1-25
- [4] Becker, G. S., and H. G. Lewis (1973), "On the Interaction between the Quantity and Quality of Children," *Journal of Political Economy*, 81, S279-288
- [5] Easterlin, R. A. (1968), *Population, Labor Force, and Long Swings in Economic Growth*, New York: Columbia University Press
- [6] Kotlikoff, L. J., and L. H. Summers (1981), "The Role of Intergenerational Transfers in Aggregate Capital Accumulation," *Journal of Political Economy*, 89, pp. 706-732
- [7] Razin, A., and U. Ben-Zion (1975), "An Intergenerational Model of Population Growth," *American Economic Review*, 66, pp. 923-933

(かなや・さだお 東京都立大学助教授)

内生的出生率と動学モデル

西村 和雄

I はじめに

出生率の急激な減少傾向が外国でも、深刻な問題として、受けとめられている。これを単なる、社会的な現象としてみなすなら、経済学の対象外の問題となる。しかし、個々の家計は、何人の子供をもつかを決定することができる。子供をもつことは、親の効用を生む一方で、コストがかかることでもある。環境と制度を与件とするなら、出生数の決定は、親の選択の問題、すなわち経済学の問題のひとつである。もちろん、社会的状況の変化は、出生数の決定に影響を与えるが、それも、比較静学（あるいは動学）をもって分析できる問題である。

出生率を、家計の選択問題の対象として分析したのは、ベッカー（1981）である。しかし、この分析は、静学モデルにとどまっていた。出生率の決定の動学モデルが、従来の経済成長モデルの一般化として、定式化されてきたのは、最近のことである。なかでもベッカーとバロー（1988）による定式化は、出生率を内生化した経済成長モデルとして、最も自然なものであろう。

II モデル

ベッカーとバローのモデルでは、親は、自身の消費 c_t から得られる効用 $u(c_t)$ と、子供の効用にウェイト $Q(n_t)$ をかけたものの和を、総効用 v_t とする。 n_t は子供の数である。子供1人の効用を V_{t+1} とすると、 $n_t V_{t+1}$ が子供達の効用の和

である。それにウェイト $\alpha(n_t)$ をかけて、親の効用の一部とする。

$$V^t = u(c_t) + \alpha(n_t)n_t V^{t+1} \quad t \geq 0 \quad (1)$$

$t=0$ から始めて、(1)式を定式化し、 V^1, V^2 へと、次々に代入してゆくと、家計の効用関数、

$$V^0 = u(c_0) + \sum_{t=1}^{\infty} \prod_{w=1}^t \alpha(n_w) n_w u(c_t) \quad (2)$$

が得られる。

一方、生産関数は、 $Y_t = F(K_t, L_t)$ で与えられる。 Y_t は生産量、 K_t は資本ストック量、 L_t は労働量である。生産関数の1次同次性を仮定して、各変数を L_t で割って、1人あたりの変数 y_t, k_t に変換し、生産関数を $y_t = f(k_t)$ と表す。個々の成人は賃金 w_t 、その親から受け継いだ資本 k_t 、資本からの利子 $r_t k_t$ を収入とする。一方、支出面は、消費 c_t 、子供の養育費 $n_t \beta$ 、そして子供達に残す遺産 $n_t k_{t+1}$ である。よって予算制約式は、

$$w_t + (1+r_t)k_t = c_t + n_t(\beta + k_t) \quad (3)$$

となる。生産面で、完全競争を仮定すると、利潤最大化条件から、

$$r_t = f'(k_t), \quad w_t = f(k_t) - n_t f'(k_t) \quad (4)$$

が成り立つ。(4)を(3)に代入して、

$$f(k_t) = c_t + n_t(\beta + k_{t+1}) \quad (5)$$

と簡単化できる。

初期値 k_0 と予算制約式(5)の下で、家計の効用(2)を最大化する問題は、最適性の原理を用いると、次のようにかきかえられる。

$$V(k_0) = \max_{c_0, n_0, k_1 \geq 0} [u(c_0) + \alpha(n_0)V(k_1)] \quad (6)$$

subject to

$$f(k_0) = c_0 + n_0(k_1 + \beta)$$

ここでは、 $a(n_0) = \alpha(n_0)n_0$ とおいてある。 $a(n)$ は増加関数かつ、狭義の凹関数である。以下では、問題が意味をもつために、 (k, n) は、

$$D = [0, \bar{k}] \times [0, \bar{n}]$$

に属し、 D の内部で、 $V(k)$ を含めたすべての関数が少なくとも2回連続微分可能であるとする。加えて、

$$a(0) = 0, \quad a(\bar{n}) < 1$$

を仮定する。そして、定常解 (k^*, n^*) が D の内部にあるとする。予算制約域を(6)の目的関数に代入して、

$$w(k_0, k_1, n) \equiv u(f(k_0) - n_0(k_1 + \beta)) + \alpha(n_0)V(k_1) \quad (7)$$

を定義する。問題(6)で、 n_0 の最適値は (k_0, k_1) に依存して決まる。よって(6)を、

$$V(x_0) = \max_{x_1} w(x_0, x_1, n(x_0, x_1)) \quad (8)$$

とかきかえることができる。

ここで、 $v(k_0, k_0) = w(k_0, k_0, n(k_0, k_0))$ と定義する。定常解 $k^* > 0$ は、

$$\begin{aligned} V(k^*) &= v(k^*, k^*) \\ &= \max_{k_1} v(k^*, k_1) \end{aligned}$$

をみたしている。 (k^*, n^*) は、

$$w_n = -(k + \beta)u'(c) + \alpha'(n)V(k) = 0 \quad (9)$$

$$w_{k_1} = -nu' + \alpha(n)V'(k) = 0 \quad (10)$$

の解である。また、(6)に包絡線定理を適用して、

$$V'(k) = u'(c)f'(k) \quad (11)$$

(10)と(11)から、

$$f'(k) = \frac{n}{\alpha(n)} \quad (12)$$

が定常解でみたされる。

III イースタリン仮説

リチャード・イースタリンは、一連の実証研究で、アメリカの出生率がこれまで40年周期で循環的に変動していることを発見した。イースタリンによると、アメリカの出生率は、2000年に向けて、再び上昇に転じることになる(表1を見よ)。これは、イースタリン仮説として広く知られている(1987)。バローとベッカーは、長期均衡とし

表1 イースタリンの仮説

	1920-40	1940-60	1960-80	1980-2000
人数の比 $\frac{15-19歳}{30-64歳}$		減少	上昇	減少
出生率	減少	上昇	減少	増加

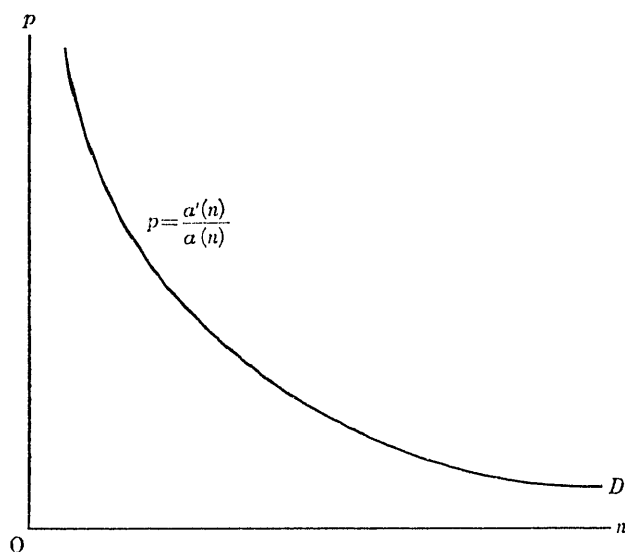


図1

ての定常解の分析に主に関心があった。動学経路の性質を明らかにすることによって、イースタリン仮説を論証したのは、ベンハビブと西村(1989)である。ベンハビブと西村は、子供に対する限界評価曲線、図1のDDの弾力性 e が、動学経路の性質を決定することを明らかにした。子供に対する限界評価は、 $p = \frac{\alpha'}{\alpha}$ で与えられる。その弾力性は、

$$e = -\frac{n}{p} \frac{dp}{dn} \quad (13)$$

である。 e は子供の数が1人増加するとき、その子供に対する限界評価が減少する度合いを表している。 $e > 1$ であれば、限界評価は急激に減少する。 $0 < e < 1$ であれば、それほど、減少しない。

最適解の性質を分析するには、ベンハビブと西村(1985)による、次の結果が用いられる。

補題 1 $k^* > 0$ を定常解, $k_0 > 0$ を非定常解とする。 k_0 から出発する(6)の内点解 $\{k_t\}$ について, 次の性質が成り立つ。

- (i) $v_{12} > 0$ ならば, k_t は単調な数列となる。
- (ii) $v_{12} = 0$ ならば, k_t は $t=1$ で定常解 k^* に到達する。
- (iii) $v_{12} < 0$ ならば, k_t は一期ごとに振動を繰り返す。

この結果を用いて, ベンハビブと西村 (1989) は, 次の定理を証明する¹⁾。

定理 1 非定常解 $k_0 > 0$ から出発する内点解 $\{k_t\}$ について,

- (i) $e > 1$ ならば, k_t は単調に変動する。
- (ii) $e = 1$ ならば, k_t および n_t は一期後に定常解 k^* と n^* に到達する。
- (iii) $e < 1$ ならば, k_t と n_t はそれぞれ一期ごとに, 振動を繰り返す。

定理 1 はイースタリン仮説が妥当する状況を明らかにしている。子供の数がすでに減少している先進国で, 家計が, 子供をもう 1 人もうけると仮定してみよう。子供が 1 人増加することによる限界評価は, それほど減少しないであろう。これは, 限界評価曲線の弾力性 e が, 1 よりも小さいこと

を意味する。すると, 子供の数は家計の所得により依存することになる。したがって, 出生率は, k_t と比例的に変動する。 k_0 から k_1 にかけて, 資本ストック量が増加したとすると, 一家計あたりの所得,

$$w_t + (1+r_t) = f(k_t)$$

も増加する。そして, 子供の数は, n_0 から n_1 に上昇する。ところが, この状況 ($e < 1$) の下では, 次の期の資本ストック量 k_2 は, k_1 よりも低下するのである。この背景には, n_1 が高かったことがもたらす, コーホート (同じ世代に属する人々) の増加がある。人数が増加したので, 1 人あたりの実質所得が低下したのである。そして, その世代の子供の数 n_1 は n_2 より少なくなる。イースタリンによると, コーホートのサイズが大きければ, 兄弟・姉妹, 初等教育, 進学, 就職, 昇進のすべての側面で, より激しい競争にさらされ, しかも, 個々の人間に与えられる機会は少なくなる。結果として, より, 相対的な実質所得は, 低くなる。相対的な実質所得とは世代のもつ満足度を指標としたものである。

先進国の 1 人あたり実質所得は, 毎年増加し続けている。この事実をモデルに反映させるためには, 生産関数に技術進歩を導入すればよい²⁾。そのとき, 上の定常解 k^* は資本・労働比が技術進歩率を等しい値で成長してゆく経路におきかえられる。それを成長経路のトレンドとすると, テレンドから, 上下に乖離することが (図 3), k_t の振動と対応する。イースタリンにより相対的な実質所得をそのまま理論的に定義することは難しい。しかし, テレンドと比較することによって, 実質所得を相対化することは, イースタリンの意味することから, それほど遠くないと思う。

上の問題で, 子供の効用にかかるウェイトを一定とする ($a(n)=a$) と, 親は, 子供 1 人あたりの効用の値 $V(k_1)$ を考慮することになる。そして, 子供をもつこと自体が親に喜びを与えると仮定して, 問題(6)を変えた,

$$\begin{aligned} V(k_0) = \text{Max} [u(c_0, n_0) + aV(k_1)] \quad (14) \\ \text{s. t. } f(k_0) = c_0 + n_0(k_1 + \beta) \end{aligned}$$

を問題とすることができる。この場合の解の性質

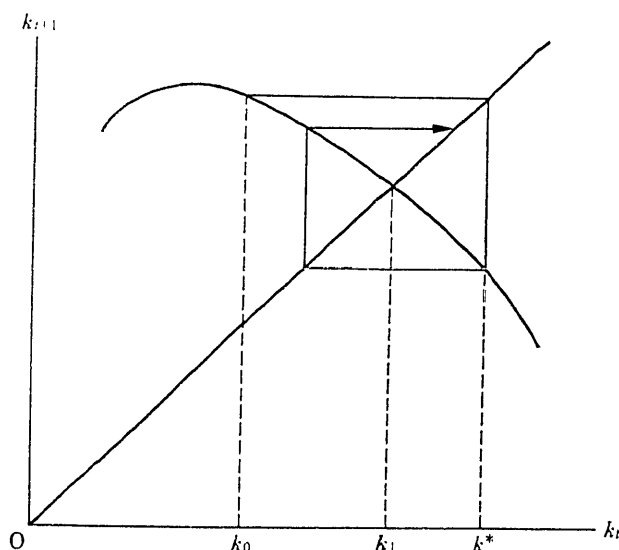


図 2

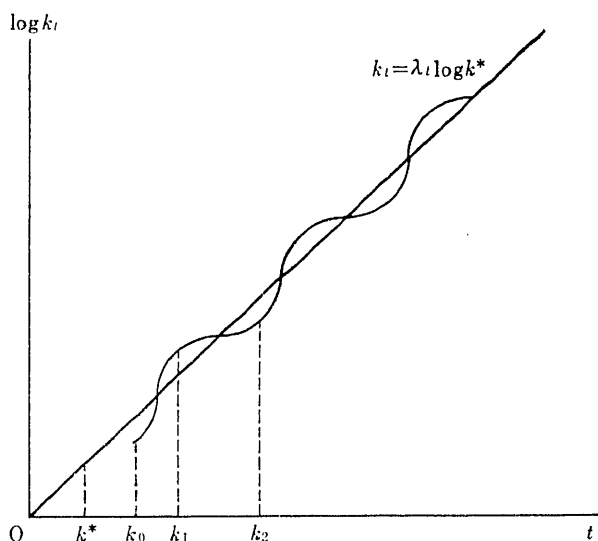


図 3

は、ケンプと近藤 (1986), ラパンとエンダース (1990) によって分析された。Ⅲ節の補題 1 を用いた方法は、この問題にも適用することができる。その証明は、西村とクナボンクル (1991) で与えられ、以下の定理 2 にまとめられる。まず、 e_n を所得の限界効用の所得弾力性の絶対値とする³⁾。すると、次の結果が成り立つ。

定理 2 $k_0 > 0$ を非定常解、 $\{k_t\}$ を k_0 からの最適な内点解、 $\{n_t\}$ を $\{k_t\}$ に対応する解とする。

- (i) $e_n > e_\lambda$ ならば、 $\{k_t\}$ は単調に変動する。
- (ii) $e_n = e_\lambda$ ならば、 k_t と n_t は次期に定常解に達する。
- (iii) $e_n < e_\lambda$ ならば、 $\{k_t\}$ と $\{n_t\}$ は一期ごとに、振動を繰り返す。

この結果では、条件は所得弾力性の差で表現されている。子供への需要の所得弾力性が、(所得の限界効用の弾力性よりも)、高ければ、資本ストックは振動することになる。そして、出生率も同じように振動する。この背後には、やはり資本ストックが上昇すれば、実質所得が高くなり、出生率が上昇する。出生率の上昇の効果がその次の期の 1 人あたりの資本ストックを低下させ、その結果、出生率が低下するという関係がある。

IV 社会保障と出生率

社会保障の効果を分析するためには、世代重複型モデルを用いるほうが適当であろう。しかも、老人に対する社会保障が正当化されるためには、勤労世代が、老人の生活水準について、関心をもっている必要がある。この点を明示的に定式化したのは、ヴィール (1986) であった。ヴィールのモデルでは、出生率は外生的であった。それを内生化したのは、西村とザン (1992) である。いま簡単化のために、生産を捨象して、若い各世代は、1 人あたり、所得 M を受けるとしよう。現時点で、若い世代の消費を c_t^i 、彼らの老後の消費を c_{t+1}^i で表す。若い世代の効用は $u(c_t^i, c_{t+1}^i, c_t^{i-1})$ で表される。変数はすべて 1 人あたりの値である。親の消費水準 c_t^{i-1} が子供の効用に影響しているのが特徴である。利子率 r を一定、子供の数の代わりに出生率を n_t 、貯蓄を s_t 、 $\beta(1+n_t)$ を子供を養育するコストとすると、この世代の消費は、

$$M = c_t^i + s_t + g_t + \beta(1+n_t) \quad (15)$$

によって、決定される。ここで g_t は、現世代が親に与える援助である。親は、子供 1 人からの援助を受け、自らの貯蓄からの収入を加えて、消費を行う。

$$c_t^{i-1} = (1+r)s_{t-1} + (1+n_{t-1})g_t \quad (16)$$

現在の世代の老後の消費量は、貯蓄からの収入、自分の子供からの援助 $(1+n_t)g_{t+1}$ によってまかなわれる。

$$c_{t+1}^i = (1+r)s_t + (1+n_t)g_{t+1} \quad (17)$$

以上のモデルで、各世代の代表的個人は、次の問題の解として、消費量 c_{t+1}^i 、 c_t^{i-1} 、貯蓄額 s_t 、出生率 n_t 、親へ与える援助額 g_t を決める。同世代の人数 $1+n_{t-1}$ 、親の貯蓄額 s_{t-1} は所与である。将来、自分の子供、それぞれが自分の退職後に提供してくれるであろう援助額 g_t も所与としておく。

$$\begin{aligned} & \text{Max}_{c_t^i, s_t, g_t, n_t} u(c_t^i, c_{t+1}^i, c_t^{i-1}) \quad (18) \\ & \text{s. t. } c_{t+1}^i = (1+r)s_t + (1+n_t)g_{t+1} \\ & c_t^{i-1} = (1+r)s_{t-1} + (1+n_{t-1})g_t \\ & M = c_t^i + s_t + g_t + \beta(1+n_t) \end{aligned}$$

この問題の解として決まる貯蓄の援助出生率を、与件の関数として、

$$\begin{aligned}s_t &= s(s_{t-1}, n_{t-1}, g_{t+1}) \\ n_t &= n(s_{t-1}, n_{t-1}, g_{t+1}) \\ g_t &= g(s_{t-1}, n_{t-1}, g_{t+1})\end{aligned}\quad (19)$$

と表すことができる。いま、長期均衡として、定常解 $(\bar{s}, \bar{g}, \bar{n})$ を考えると、それは、

$$\begin{aligned}\bar{s} &= s(\bar{s}, \bar{n}, \bar{g}) \\ \bar{n} &= n(\bar{s}, \bar{n}, \bar{g}) \\ \bar{g} &= g(\bar{s}, \bar{n}, \bar{g})\end{aligned}\quad (20)$$

をみたすはずである。これは一種のナッシュ均衡と考えられる。

以上は、子供が与えてくれる援助への予想が正しければ、実現される解である。もし、子供が親と同じ効用関数をもっているなら、親の貯蓄 $\bar{s}$ 、出生率 $\bar{n}$ 、援助額 $\bar{g}$ の下で、子供も、親の老後の消費を維持するべく、子供1人あたり、同じ額 $\bar{g}$ の援助をしてくれるであろう。

このような自発的な解の問題点は貯蓄 $\bar{s}$ が正であるときに起こる。子供が自分の老後の消費量に関心をもって、援助をしてくれることを、親が知っているなら、貯蓄を0として、現在の消費 c_t^2 を増加させる。貯蓄の減少分は子供の援助で補うことが可能になる。このような、世代間の戦略的な行動のもとたす結果は、それなりに興味があることであるが、ここでは、議論を避ける。むしろ、社会保障の厚生的意味を重要とする。子供の世代から、親の世代への自発的な援助が、上記の戦略的な行動の下では、解として維持できない可能性がある。一方、政府が、賦課方式によって、若年層からとりたてた税金を、老世代に年金として補助するなら、老後の収入に対する不安は減少する。

定常解で最も高い効用を与える資源配分は、次の問題を解いて得られる。

$$\begin{aligned}\text{Max}_{c_1, c_2, s, n, g} \quad & u(c_1, c_2, c_2) \\ \text{s. t.} \quad & c_2 = (1+r)s + (1+n)g \\ & M = c_1 + s + g + \beta(1+n)\end{aligned}\quad (21)$$

この問題の解 $(c_1^*, c_2^*, s^*, n^*, g^*)$ を、最適解と呼ぶ。最適解における効用はもちろん、自発的な解における効用よりも高くなっている。政府が、この解 g^* を若年層から税金として徴収し、老年層

に年金として $(1+n)g^*$ を与えるとどうなるであろうか。各世代が、問題(18)の与件を、

$$s_{t-1} = s^*, \quad n_{t-1} = n^*, \quad g_{t+1} = g^* \quad (22)$$

と、最適解と等しく想定して、自己の貯蓄、出生率、親への援助を決めたとする。その解、

$$\begin{aligned}s_t &= s(s^*, n^*, g^*) \\ n_t &= n(s^*, n^*, g^*) \\ g_t &= g(s^*, n^*, g^*)\end{aligned}\quad (23)$$

は、一般的には (s^*, n^*, g^*) と異なる値をとる。解(23)は、自分の老年期には、年金 g^* を受け取ると仮定して、効用を最大化するものである。しかもその親の世代の貯蓄と出生率は、 s^* と n^* に等しくおいている。一般に、解(23)は、最適解と異なりはするが、 $g_t \leq g^*$ であれば、自発的な援助額が、年金を下回っているので、 g_t ではなく、 g^* が徴収される。

以上の考察から、一般に、税金の額が $\hat{g}$ と定められたときの、最大化問題、

$$\begin{aligned}\text{Max}_{c_t^1, s_t, g_t, n_t} \quad & u(c_t^1, c_{t+1}^1, c_{t+1}^{1-1}) \\ \text{s. t.} \quad & c_{t+1}^1 = (1+r)s_t + (1+n_t)\hat{g} \\ & c_{t+1}^{1-1} = (1+r)\hat{s} + (1+\hat{n})g_t \\ & M = c_t^1 + s_t + g_t + \beta(1+n_t)\end{aligned}\quad (24)$$

を考える。この問題の定常解で $g_t = \hat{g}$ がみたまされるものを、西村とザン(1992)は、サスティナブルな解と呼んだ。 $\hat{s} = 0$ でかつ、 n が外生的なケースについては、サスティナブルな解になることが、西村とザンの Proposition 2 で証明されている。さて、出生率が内生的な一般のケースについては、最適解は、必ずしもサスティナブルではない。そこで、 $\bar{g} < \hat{g} \leq g^*$ の範囲で税金の額 $\hat{g}$ を定めて、サスティナブルな解を求める。サスティナブルな解が、自発的な解(20)よりも高い効用を与えるなら、社会保障制度を導入することが望ましいことになる。西村とザン(1991)は年金制度の下でのサスティナブルな解が、自発的な解に比べて、社会的に望ましいことを証明している。そして、年金制度の下での出生率は、自発的な解に比べて低い水準となる。一方、貯蓄および若年期における消費の水準は、自発的な解と比べると高くなるのである。

注

- 1) バローとベッカーが分析したのは、定理1の(ii)のケースである。したがって、定常解の分析が中心となる。
- 2) 技術進歩を考慮した一般化については、ベンハビブと西村(1992)を参照。
- 3) ここで、 $e_n = \left(\frac{I}{n}\right)\left(\frac{dn}{dI}\right)$, $\lambda = u_c(c, n)$, $e_\lambda = -\left(\frac{I}{\lambda}\right)\left(\frac{d\lambda}{dI}\right)$ と定義されている。

参考文献

- [1] R. Barro and G. Becker, "Fertility Choice in a Model of Economic Growth," *Econometrica*, 57, 481-501 (1989).
- [2] G. Becker, *Treatise on the Family*, Harvard University Press (1981).
- [3] G. Becker and R. Barro, "A Reformulation of the Economic of Fertility," *Quarterly Journal of Economics*, 103, 1-26 (1988).
- [4] J. Benhabib and K. Nishimura, "Competitive Equilibrium Cycle," *Journal of Economic Theory*, 35, 284-307 (1985).
- [5] J. Benhabib and K. Nishimura, "Endogenous Fluctuations in the Barro-Becker Theory of Fertility," in A. Wenig and Zimmermann, ed., *Demographic Change and Economic Development*, 29-41 Springer-Berlag (1989).
- [6] J. Benhabib and K. Nishimura, "Endogenous Fertility and Growth," *General Equilibrium, Growth and Trade II*, ed. by M. Boldrin, R. Becker, R. Jones and W. Thomson, Forthcoming, Academic Press (1992).
- [7] W. Dechert and K. Nishimura, "A Complete Characterization of Optimal Growth Paths in an Aggregated Model with a Non-concave Production function," *Journal of Economic Theory*, 31, 332-354 (1983).
- [8] R. Easterlin, "Relative Economic Status and the America Fertility Swing," in E. B. Sheldon, ed., *Family Economic Behavior: Problems and Prospects*, Lippincott, Philadelphia (1983).
- [9] R. Easterlin, *Birth and Fortune*, The second edition, The University of Chicago Press (1987).
- [10] M. C. Kemp and H. Kondo, "Overlapping Generations, Competitive Efficiency and Optimal Population," *Journal of Public Economics*, 30, 237-247 (1986).
- [11] H. E. Lapan and W. Enders, "Endogenous Fertility, Ricardian Equivalence, and Debt Management Policy," *Journal of Public Economics*, 41, 227-248 (1990).
- [12] K. Nishimura and V. Kunapongkul, "Economic Growth and Fertility Rate Cycles," *Chaos, Solitons and Fractals*, 1, 475-484 (1991).
- [13] K. Nishimura and J. Zhang, "Pay-as-you-go Public Pensions with Endogenous Fertility," *Journal of Public Economics* (1992), Forthcoming.
- [14] K. Nishimura and J. Zhang, "Sustainable Plans of Social Security," KIER Discussion Paper (1991).
- [15] Veall, M. r., "Public Pensions as Optimal Social Contracts," *Journal of Public Economics*, 31, 237-251 (1986).

(にしむら・かずお 京都大学教授)

低出生率と経済政策

——出産・育児の環境条件と出生率について——

吉 田 真理子

I はじめに

近年出生率の低下が広く注目されるようになったのは、出生率の水準がかなり低下しており、もしこのまま低水準が続くか、さらに低下が進むならば、親、子、孫と世代が交代するごとに人口が減少し、人口の高齢化が深刻となり、年金、医療など高齢者負担の増大や労働人口の減少など経済全体の活力が低下するからである。

出生率に影響を及ぼす要因はさまざまであるが、直接的要因は、(1)15歳から49歳までの出産適齢期の女子人口の規模、(2)そのなかで結婚している女子人口の割合、(3)既婚女子の出生率、などである。また間接的には、所得、就業、住宅などの経済的要因が影響を及ぼしている。直接的要因のそれぞれが出生率低下に及ぼす割合を調べると、(1)の出産適齢期にある女子人口の減少によるところが43%、(2)出産適齢期の女子人口における既婚女子の割合の減少、すなわち晩婚化によるところが45%、そして(3)既婚女子の出生率、すなわち夫婦の出産意欲の減少による割合が12%となっている¹⁾。

一方、1982年に厚生省が行った第8次出産力調査によると、理想の子供は3人だが予定子供数は2人という夫婦が全体の約2割に達している。このように理想以下に子供数を抑えねばならない理由は、子供の教育・養育費の負担が大きいこと、育児の肉体的・心理的負担が大きいこと、家が狭いという住居上の理由等が挙げられている。すなわち直接的要因の(1)で述べた人口構成の変化を所与の条件とすると、経済的、肉体的および心理的

負担が出生率低下の間接的要因となって、夫婦の出産意欲の低下をもたらしているといえる。したがって出生率の向上のためには、これらの間接的諸条件の改善策が講じられなければならない。

さらに直接的要因の(2)の女子の晩婚化については、24歳の女子の未婚率は1975年の69.2%から1990年の85.0%へ、さらに25歳から29歳の未婚率も1975年の20.9%から90年には40.2%へと上昇している²⁾。すなわち20歳代の女子の未婚率の大幅な上昇が結婚適齢期の女子人口の有配偶率を低下させ、出生率の低下をもたらしている。女子の晩婚化の原因を探ると、高学歴化による平均初婚率の上昇が第一に挙げられる³⁾。しかし結婚年齢に影響を与える要因は高学歴化のみではなく、若者の経済状態、住宅状況、所得上昇の期待感など間接的要因も考慮されるべきだろう。実際、総理府の行った世論調査では、女子の晩婚化の原因は「就業女子の増加が女子の経済力を向上させたから」という回答が約7割を占め、ついで「独身の方が気楽だから」という回答が続いている。すなわち住宅、子供の教育・養育問題など結婚後の経済状態および子育ての肉体的・心理的不安感が結婚を遅らせる要因となっている。

以上の女子の急速な社会進出を背景として、本稿では就業女子の出産・育児に関わる諸条件と出生率との関連のなかから、とくに育児休業制度と保育制度について検討し、就業女子の出生率上昇の可能性について考察する。

II 女子の就業状況

女子就業者数は、1975年には1,953万人であったが、1990年には2,536万人となり、全就業者に占める割合も1975年の37.4%から90年には40.6%に上昇している⁴⁾。このように今日では、女子労働はわが国の労働供給において重要な役割を担っていることになる。このような女子の就業状況において、出生数および出生率をみると、第1次ベビーブーム期の1947年の34.3を最高に減少に転じている⁵⁾。その後1962年を境に出生率はやや上昇傾向となり、第1次ベビーブーム期に生まれたいわゆる団塊の世代が出産年齢に達した1973年前後には第2次ベビーブームが出現している。しかしその後は減少の一途をたどっている。

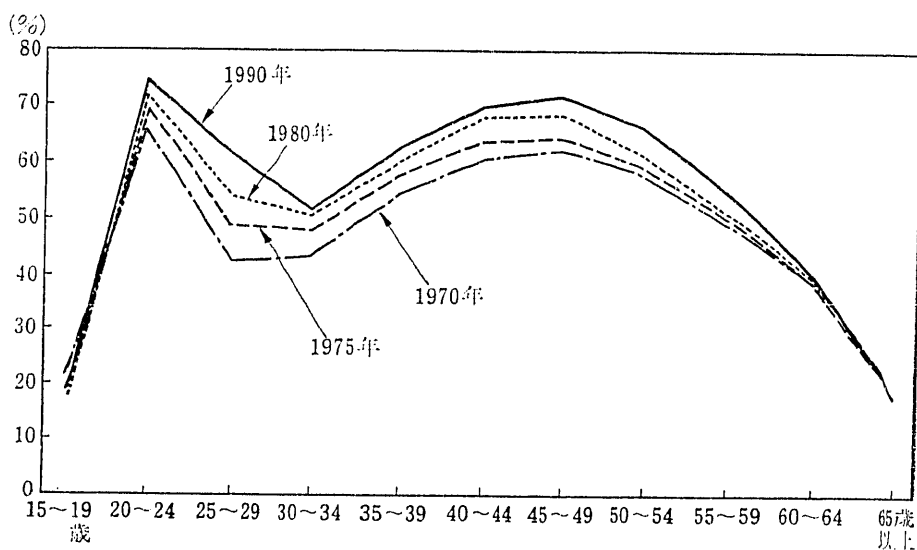
また合計特殊出生率をみると、この値も減少の一途をたどり、1989年には1.57、すなわち1人の女性が一生に産む子供の数は平均で1.57人という、いわゆる1.57ショックと呼ばれる値に達してしまっている⁶⁾。

一方、労働市場における雇用状況を概観すると、有効求人倍率（季節調整済み）は1975年から87年までは1倍以下であったが、88年以降1倍以上に転じ、90年には1.40倍に達している。また、完全

失業率は86年、87年の2.8%を境に低下し90年には2.1%とほぼ完全雇用状況に達しており、労働市場では企業の労働力不足感が強まり、女子労働者の確保安定が意識されるようになってきている⁷⁾。

労働市場のこのような状況を背景に、わが国の年齢階級別女子労働力率を調べると、図1に示すように出産・育児期の年齢階層である30～34歳層における労働力率は急激に低下し、その後再び上昇するというM字型カーブを描いている。また、1975年以降90年に至るまでに25～29歳層の労働力率の上昇割合が大きかったことが理解できる。この25～29歳層の労働力率上昇についてやや詳しく調べると、図2に示すように、(1)当該年齢層における未婚女子労働力率の上昇、(2)当該年齢層における有配偶者女子の労働力率の上昇（有配偶者労働力率上昇効果）、(3)当該年齢層において、有配偶者層に比して労働力率の高い未婚女子層の割合の上昇（晩婚化効果）という3つの効果が挙げられる。

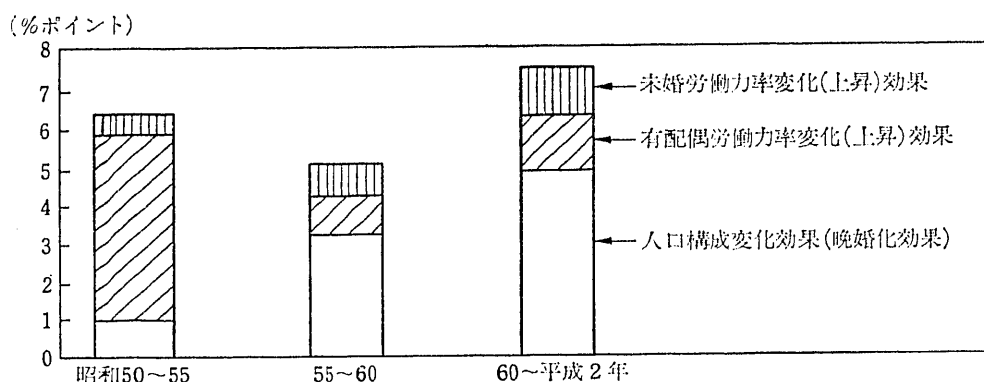
さらに、年齢階級別女子労働力率を欧米主要先進国と比較すると、図3で示すようにアメリカ、スウェーデン、フランス、ドイツ（旧西ドイツ）などでは、わが国にみられるM字型カーブがみられないことに注意すべきであろう。なおイギリスについては、統計上年齢刻みが以上の国々と異なる



(資料出所) 総務庁統計局「労働力調査」。

※ 『平成3年度労働白書』1991年、108頁から転載。

図1 年齢階級別女子労働力率の推移



(注) 1) 要因分解は、

$$\alpha = \frac{\sum N_i \alpha_i}{N}$$

$$\Delta \alpha = \underbrace{\frac{\sum \left(N_i + \frac{\Delta N_i}{2} \right) \Delta \alpha_i}{N + \Delta N}}_{\text{労働力率変化効果}} + \underbrace{\frac{\sum \Delta N_i \left(\alpha_i + \frac{\Delta \alpha_i}{2} \right) - \Delta N \cdot \alpha}{N + \Delta N}}_{\text{人口構成変化効果(晩婚化効果)}}$$

N : 25~29歳層の人口

α : 25~29歳層の労働力率

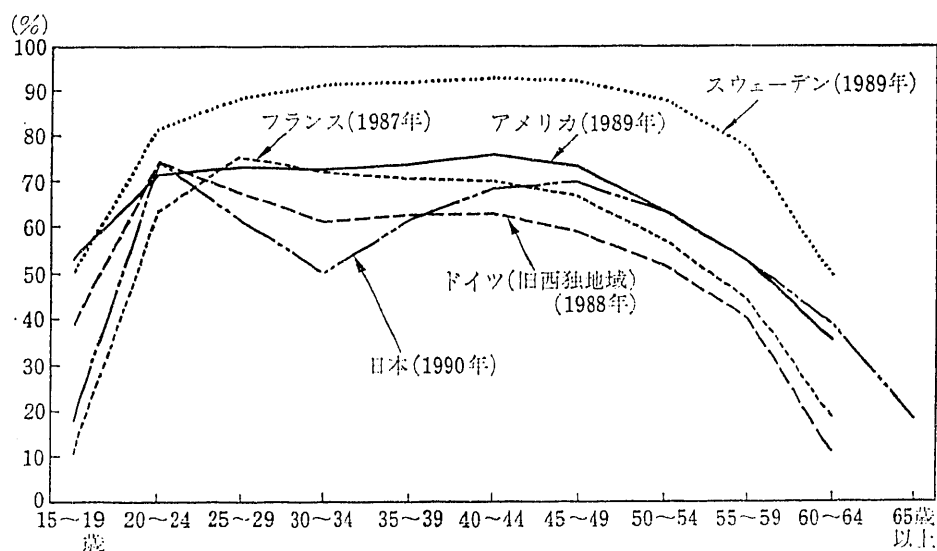
(添字 i は各配偶別を表す)

2) 人口構成変化効果(晩婚化効果)とは、有配偶女子に比べて労働力率の高い未婚女子の割合が増加したことによる配偶別の構成変化効果をいう。

(資料出所) 総務庁統計局「労働力調査」。

※ 『平成3年度労働白書』1991年, 109頁から転載。

図2 25~29歳層の女子労働力率の変化の要因分解



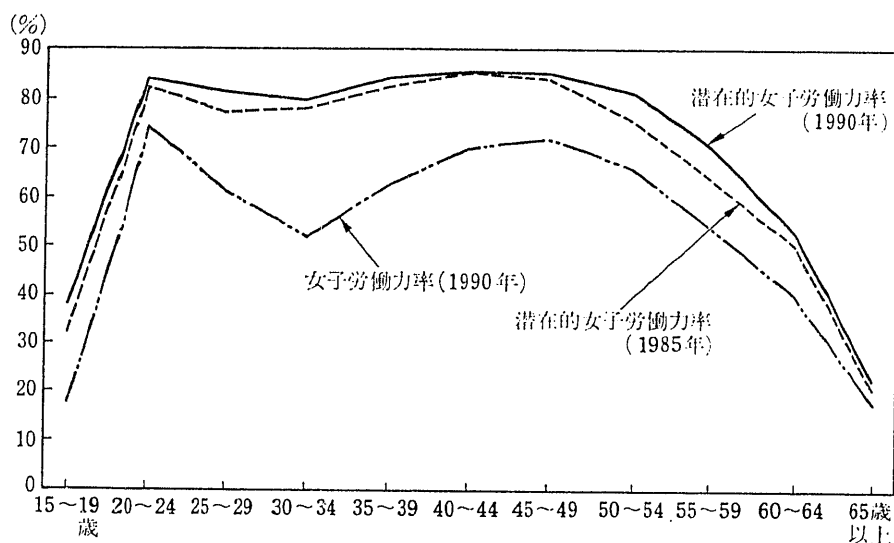
※ 『平成3年度労働白書』1991年, 111頁から転載。

図3 女子労働力率の国際比較

るため単純な比較はできないが、以前はわが国と同様にM字型曲線を描いていたが、近年は他の欧米諸国に近い形状になっている。

一方、女子の潜在的労働力率、すなわち女子の非労働人口のうち就業を希望している者の数を年

齢階級別にみると、図4に示すように、実際の労働力率にみられるM字型形状はみられない。すなわち出産・育児期で退出せざるをえない者が多く、これらの女子の多くは意識的には職場進出を希望していることが理解できる。

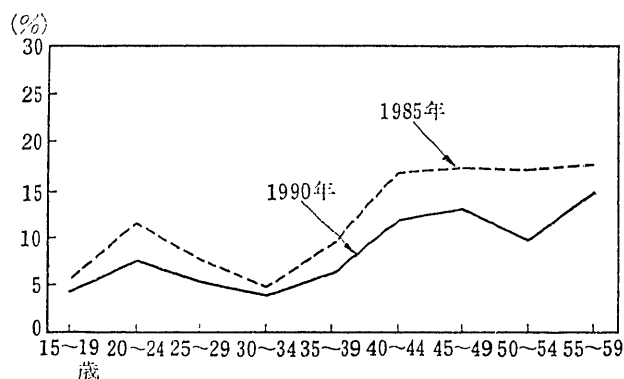


(注) 女子の年齢階級別潜在的労働力率

$$= \frac{\text{女子の労働力人口(年齢階級別)} + \text{女子の就業希望者(年齢階級別)}}{\text{女子の15歳以上人口(年齢階級別)}} \times 100$$

 (資料出所) 総務庁統計局「労働力調査」, 「労働力調査特別調査」特別集計。
 ※ 『平成3年度労働白書』1991年, 111頁から転載。

図4 女子の年齢階級別潜在的労働力率の推移



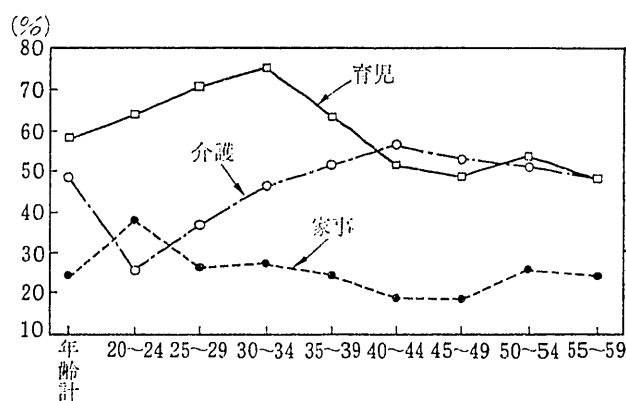
(資料出所) 総務庁統計局「労働力調査特別調査」特別集計。
 ※ 『平成3年度労働白書』1991年, 111頁から転載。

図5 女子就業希望者における「すぐ就ける」とする者の割合

さらに就業希望者のうち仕事にすぐ就けるとする者の割合は、図5に示すように1985年に比して1990年には各年齢層とも減少傾向にあり、女子の労働意欲の高まりに反し、女子の職場進出が決して容易に進められていないという状況が明らかにされている。

Ⅲ 女子の就業と出産・育児との関係

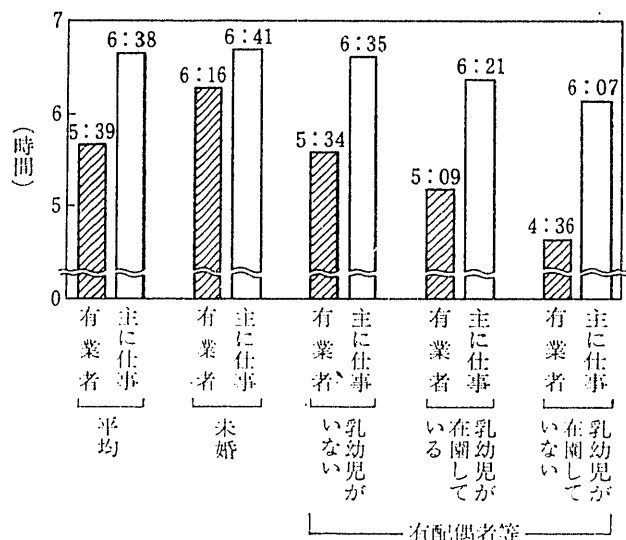
年齢階級別女子労働力率がわが国ではなぜM字



(注) 上記調査の設問は「女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になると考えられるのはどのようなことですか」となっている。また、「介護」は「老人や病人の世話」となっている。
 (資料出所) 総理府「女性の就業に関する世論調査」(平成元年)。
 ※ 『平成3年度労働白書』1991年, 144頁から転載。

図6 女子の継続就業に困難な事由

型カーブを描くのかについて、さらに詳しく調べてみよう。まず1989年に総理府が行った「女性の就業に関する世論調査」によると、「現在の女性は働きやすい状況にあるとは思わない」とする女子は32.5%と約3分の1に達している。これを年齢別にみると、働きにくいと回答する者が最も多い年代層はM字型カーブの底に当たる30~34歳層の女子であり、43.8%に達している。また女子の継



(注) 週全体の1日当たり平均。

(資料出所) 総務庁統計局「社会生活基本調査」特別集計(昭和61年)。

※『平成3年度労働白書』1991年、150頁から転載。

図7 乳幼児の有無等別仕事時間

続就業に困難な理由について調べると、図6が示すように、30～34歳層については、育児を理由にする者が全体の80%近くに達しており、M字型を描く要因としては出産・育児が主たる制約条件であると結論できる。

さらに女子労働者の生活時間の実態を調べると、既婚女子労働者の63.6%が平日には家事労働を自分が担当しているとしており、女子雇用者の家事時間は週全体の1日当たり2時間46分と、男子の16分をはるかに上回っている。このような時間的制約を乳幼児がいる者といない者とで比較すると、図7が示すように、有業者のうち在園していない乳幼児がいる者は、乳幼児がいない者に比して仕事時間は約1時間短くなっている。

また女子の平日の生活時間を時間帯別にみると、主に仕事をしている者については、仕事時間は乳幼児の有無に関わりなく午前9時から午後5時までとする者が全体の8割近くに達している。しかし午後6時台に仕事をする者の割合をみると、未婚者が全体の47.5%に対して、乳幼児が在園していない者は28.3%、乳幼児が在園している者は23.6%と、6時以降に仕事をする者の割合が、乳幼児をもつ女子については少なくなっている。これらの事実からいえることは、乳幼児をもつ女子が就業を継続できるか否かには、就業時間が大き

く関わっており、育児休業、勤務時間の短縮および保育所における保育時間の延長等、就業環境の柔軟な対応措置が講じられる必要があるということである。しかもこれらの措置が早急に講じられなければ、女子就業者の時間的制約は解消されず、就業女子の出産意欲の上昇を期待することは不可能といえるだろう。

IV 育児休業制度の現状

女子労働者の長年の夢である育児休業法が1991年の第120国会で可決され、1992年4月1日から実施されている。育児休業制度の主な内容は以下のようなものである。(1)男女労働者は子が1歳に達するまでの間育児休業を申し出ることができる。(2)事業者に対しては、育児休業を理由とする当該労働者の解雇を禁じる。(3)事業主は、育児休業を取得しない者に対しては、勤務時間の短縮その他の就業しつつ子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない等である。このようにこれまで女子教員、看護婦、保母など特定の職種の者にしか適用されなかった育児休業制度が、民間の労働者全体に男女差別なく適用されるようになったことは、確かに前進である。しかしなお多くの問題点が残されている。その内容は、(1)休業期間中の有給保障、(2)休業中の代替要員の配置、(3)休業後の現職への復帰の保障、(4)休業による昇進、賞与、年休、年金などについての不利益取り扱いの禁止、など以上の事柄についての規定がないこと、(5)30人以下の事業所には3年間適用しないこと等である。さらに問題となるのは、違反した場合の雇用主に対する罰則規定がないことである。

以上多くの点で改正の余地を残す今回の育児休業制に対し、国民がいかに対応しているかを知るにはもう少し時間が必要である。しかし上述の問題が残される限り、育児休業を申請することを躊躇する夫婦もいまだ多く存在すると推測される。出産後心おきなく育児に専念できる状況はまだ先のことといわざるを得ない。一層の法の改正と充実を目標とした社会的運動が展開される必要が

表 1 諸外国の育児休業

	育 児 休 業	
	期 間	休業中の手当
(旧)西ドイツ	両親の一方。12ヵ月間	生後6ヵ月間は月額600マルク。7ヵ月以降は未婚、収入別によって支給額が異なる。
イタリア	女子労働者は、生児が満1歳に達するまでの間、義務的休業期間が終了した後でも6ヵ月間休業できる。	収入の30%
スウェーデン	両親の一方が、生後270日までのうち180日間休業できる。	収入の90%
オーストリア	女子労働者は、産後1年が経過する日までの間、無給休暇請求権がある。	無給休暇手当あり
(旧)ソ連	子供が1歳になるまで。	平均給与の2割程度。1歳6ヵ月になるまでは無給の育児休暇を認めている。
チェコスロバキア	子供が2歳になるまで。	手当支給
ブルガリア	子供が3歳になるまで。	働く母親は6～8ヵ月は最低基本賃金。単身の母親は子供が2歳になるまで割り増し支給
(旧)東ドイツ	子供が3歳になるまで。	26週間の産休のあと、1年間の有給の育児休暇をとれる。さらに3歳まで無給の育児休暇をとることができる。
イギリス	女子労働者は出産後29週以内に現職に復帰する権利を有する。(雇用保護(統合)法)	
アメリカ	1. 連邦法規定なし 2. 州法 メイン、ミネソタ、オレゴン、ロードアイランド、ウィスコンシンおよびバーモントの6州では、男女労働者は6～13週間の育児休業の請求権を有する。	

ある。

ここで諸外国の育児休業制の現状について調べると、表1のようにまとめられる。スウェーデン、ドイツ、フランスでは男女に1年半以上の育児休業が認められている。満1歳の幼児は、多くの場合一人歩きもできず、さらに自分の意思を伝える

言葉も話すことができない。母性保護の観点に立つならば、1年間の育児休業は決して十分ではなく、わが国においても育児休業期間がさらに延長されることが望ましい。またスウェーデンでは、育児休業中の手当は収入の90%が保障されている。この点は注目に値するであろう。

ここで参考のためにスウェーデンにおける出生率の推移をみると、1970年代前半に合計特殊出生率1.89を記録して以来、長期間低出生率を維持し、とくに76年から84年の間には合計特殊出生率1.65という低水準に至っていた。しかしながら85年以降は上昇傾向に変化し、90年には合計特殊出生率2.13という高い水準に至っている。この上昇傾向にはさまざまな要因が関わっていると考えられるが、わが国の育児休業制よりはるかに充実した上記育児休業制が、大きな要因と推測される⁸⁾。一方、イギリス、アメリカにおける就業女子の出産・育児に対する対策がどのように講じられているかについては、さらに詳しく調べる必要がある。

V 保育行政の現状

育児休業制度が強化されたとしても、保育所が不要になるわけではない。なぜなら育児休業が確保されたとしてもその期間は1年間であり、その後の育児には保育所が不可欠だからである。しかしながら保育所が働く女性にとって不可欠な社会施設であるにもかかわらず、表2に示すように、現在保育所の数は全体的には減少傾向にある。保育所数で戦後一番多かったのは1984年の2万2,904ヵ所であり、これを境に保育所数は減少傾向を示し、1989年には2万2,747ヵ所となっている。この減少傾向は私営施設の増加にもかかわらず、それを相殺して余りある公立保育所の減少によっている。

公立保育所の減少傾向の原因を探ると、その源は1981年の臨時行政調査会による行政改革と、それに続く行政改革の推進にあるといえる。行政改革とは福祉の国家責任を地方自治体に転嫁し、福祉の行政事務を市町村の責任と権限に委譲しよう

表 2 保育所の状況

年 次	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (カ所)	公 営 (カ所)	私 営 (カ所)		
1975年度	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
80	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
85	22,899	13,600	9,299	2,080,451	1,770,430
89	22,747	13,425	9,322	1,992,975	1,662,424

(資料出所) 厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告』。

※ 『婦人白書1991』155頁から転載。

というものである。保育行政における行政改革の背景には、保育所についての以下のような認識の変化が存在している。すなわち保育所利用者の実態は低所得層中心から所得ある階層へ移行したとして、(1)経済的には(i)所得税を納入するD階層が1962年には17%であったが、1986年には80%以上となっている。(ii)母親の就労目的が家計維持ではなく、よりよい生活、社会参加に変化している。(2)保育所入所利用目的については、(i)保育所は児童のための福祉施設ではなく、母親のための労働施設の色彩が強くなっている。(ii)子供を集団生活に慣れさせるという、子供の教育を目的とする傾向が強くなっている。(3)財政的には保育所の利用実態が変化しているにもかかわらず、大幅な公費が投入され経費の大部分が公費によってまかなわれているという認識である。以上の認識の変化を理由に、政府が明らかにした保育所に対する財政政策の基本方針については、以下の引用文がわかりやすい。すなわち「現在保育所は直接的クラウドニング・アウト効果の例に近く、民間の活力をほとんど生かしていない。……公部門は保育サービスの直接生産から事実上撤退し、むしろ多様な形で花開く私設保育所の許認可、安全面のチェックを主業務とすることになろう。ただし低所得者や特殊な保育需要を有する者には補助金を残すべきであろう。それは保育切符(金額はかならずしも一律にする必要はない)の配布で事足りると思われる」という見解である⁹⁾。この主張の趣旨を簡明に言い換えるならば、政府の保育行政への多額の負担は、むしろ民間活力による保育施設の建設等を締めだしており、民間による多様な就労形態に対応するきめ細かな保育サービス提供

を促すためには、むしろ政府支出を削るべきであるということである。

以上の基本方針をもとに国が実際に行った措置とは、保育所の運営に必要な国の定めた措置費を国庫8割負担から5割に削減し、残りの部分を都道府県と市町村がそれぞれ2割5分ずつ負担するというものである。この措置は、最終的責任をもつ市町村の負担を否応なく増加させ、この財政負担の増大は時代の趨勢に適応した多様な保育施設の増設および充実等の対応を不可能にしている。しかも財政負担の増加は既存の保育施設にも影響を及ぼし、最終的には保育所を利用する住民の負担の増大、保育料の値上げと同時に、自治体のいわば丸抱えの公立保育所や公立幼稚園の統廃合、定員削減、クラス削減、さらには保母や調理員など保育所職員の解雇、その補充の抑制、正規職員に代わるパート職員の採用など、さまざまな環境悪化を生み、保育の水準低下をもたらしている。そのうえ保育所入所の基準が厳しくなり、種々の規制を設けて入所を困難にしている。たとえば祖父母が同居しているかまたは近くに住んでいる場合には、収入を伴う労働に従事していたり、病気でないかぎりには、保育所の入所が困難となるという場合も発生している。公立保育所におけるこのような状況は、女子の社会進出に伴う就業女子の出産・育児環境の整備充実という時代の要請に、真っ向から逆らう結果であり、国の保育行政のあり方が再検討されるべき事態に至っているといえよう。

一方、民間による多様な機能をもつ保育所の設置状況をみると、まず延長保育については、1981年には全国で2000ヵ所の実施が目標とされていた

にもかかわらず、8年経過した89年度に至っても715ヵ所（約35.8%）となっている。しかも午後7時までの延長保育を実施しているところは8.8%と低水準を示している。夜間保育については、全国33ヵ所、定員990人という状況になっているが、定員10人以上のベビーホテルに限っても89年3月の時点で、440ヵ所、1万9,954人が利用しており、需要はさらにこれを上回っているという状況である。また、市と協議のうえで午後10時から午前2時までの深夜保育を実施している保育所もあるが、これに対して国は何の指導も行っていない。さらに乳児保育については、乳児3人未満での保育の開始は、政府の特別保育対策からはずれるため、予算的に保育の配置・確保が難しく、実施保育所は一向に増加していない。しかし無認可保育施設への入所児童の13.5%は乳児であり、乳児保育に対する潜在的需要は大きいといえる¹⁰⁾。

以上の現状からいえることは、保育に対する国の認識はあまりにも短絡的であり、行政改革の名の下に、単に民間活力のみを期待して国の負担の削減を実行した国の保育行政は、保育について公的責任を明記した児童福祉法に反する措置であったといわざるを得ない。就業女子の多様な要請に応える保育施設の整備・充実を早急に実施すべきときに至っていると考えられる。

VI 終わりに

以上出産・育児に関わる環境整備として、わが国の育児休業制度と保育制度の現状と問題点を考察してきた。合計特殊出生率1.53という低出生率を考えるならば、就業女子の出産・育児に関わる諸条件の改善は必須であり、母性保護の立場に立った柔軟でかつ地道な対応が不可欠と思われる。もしも就業女子にもう1人の子を出産をためらわせている経済的、肉体的かつ心理的制約が解消されるならば、夫婦の出産意欲の上昇だけでなく、出産・育児による仕事への障害を予想することで、結婚を遅らせている未婚女子の結婚を早め、結婚適齢期の女子人口に占める既婚女性の割合の回復

を期待できると考えられるからである。

若い夫婦が何人の子供をもつかの選択は正しく個人的問題であるが、その決定に社会的制約が加わることによって、理想とする選択が不可能となるような状況が存在するならば、これは個人的問題ではなく社会問題とみなされるべきである。実際、本稿で述べたように、近年の女子の社会進出はめざましく、この現象はそれ以前の女子の生活パターンを大きく変えている。この変化は、同時に就業女子の出産・育児の環境をも大きく変えていることは事実である。女子が出産・育児のみに専念する場合と、就業女子が仕事と両立させながら出産・育児を行う場合とでは女子の生活状況は異なり、後者のケースは個人的というよりはむしろ社会的な問題とみなされなければならない。なぜなら出産を決意する夫婦のどちらかを雇用している事業所が、子の正しい養育に対して明らかに不都合を及ぼすような時間的かつ肉体的・心理的制約を与えるならば、そのような状況は社会問題として、公に排除されなければならないからである。

わが国における出生率の低下は、むしろこのような状況変化を見通せずに、長い間出産・育児を個人的問題として放置してきたことの代償と考えるべきである。子供は単にその子の両親の財産だけではなく、その国の財産であり、社会全体で愛情をもって育てていかなければならない存在であることを、社会全体が改めて認識すべきである。

注

- 1) 人口問題審議会編『日本の人口・日本の社会——高齢化社会の未来図』、東洋経済新報社、1984年、参照。
- 2) 総務庁統計局『国勢調査』、参照。
- 3) 文部省『文部統計要覧』、参照。
- 4) 労働省編『平成3年度労働白書』、日本労働研究機構発行、1991年、参照。
- 5) 出生率とは人口1,000人当たりの出生数、すなわち出生数を人口で割り1,000倍した値。
- 6) 合計特殊出生率とは女子の年齢別出生率の合計であり、15歳から49歳までの女性1人が一生の間に平均何人の子供を産むかを表す値。
- 7) 労働省編『平成3年度労働白書』、日本労働研究機構発行、1991年、参照。
- 8) 大蔵省委託研究報告『財政支出の構造的変化』、

および中田照子編著『女子労働と保育所の役割』、さくら書房、1987年、参照。

- 9) 三瓶恵子「スウェーデンの出生構造と政策対応」『季刊・社会保障研究』第27巻第2号、1991年、158-168頁。

- 10) 全国保育団体連絡会・保育研究所編『1991年度版保育白書』、草土文化、1991年、参照。

(よしだ・まりこ 大阪府立大学専任講師)

女性問題と人口問題

——女性学的観点から——

江 原 由美子

I 導入——出生率低下問題と女性問題——

1990年6月に、厚生省の人口動態統計で1989年の合計特殊出生率が1.57人になったと発表されると、少なくとも女性問題に関心をもってきた者には、「少子化を憂慮する声と同時に、『産めよ増やせよ』のキャンペーンが、あちこちでおこなわれ」¹⁾ ていると受け止められるような事態が生じた。いわゆる、1.57(人)ショックである。このような事態に対する、女性運動側の反応は素早かった。同年10月には、シンポジウム「出生率低下——女たちは発言する」が、「女の人権と性」実行委員会によって開催され、『産めよ増やせよ』というキャンペーンは、女性の人権を侵害する」等、そうしたキャンペーンに反対する立場を明白にするとともに、女性が産みたくとも産めない社会を是正することが先決であるという主張がなされた。その他の女性問題に関心をもってきた女性たちも、「出生率低下報道に対し……一般にクールな反応」²⁾ を示し、「出生率低下を問題にしているのは誰なのか?」「本当に出生率低下は問題なのか?」等、根本的な批判も行われた。

このような1.57ショックをめぐる論の流れは、女性問題と人口問題の関連性を考えるうえで、大変興味深い出来事である。この2つの問題は、異なる問題でありながら、戦前から、しばしば興味深い関連性をもって議論されてきた。その2つは、重なり合うこともあり激しく対立することもあった。いったい、その2つの議論が重なり合うことがあるとすればそれはどうしてなのか、それらの

議論が対立するとすればそれはなぜなのか? 女性問題と人口問題は、なぜ関連してしまうのか? 現在の人口問題の問題設定のどこが、女性運動から批判を受けているのか? 女性問題と人口問題の関連性を考えると、このような問いに答えることを意味する。女性問題と人口問題については、戦前より女性運動においてさまざまな議論が行われている。今回の1.57ショックをめぐっても、またその議論がなされている。これらの議論を追うことは、女性問題と人口問題という先の問いを考えるうえで、重要なヒントを与えてくれると思われる。

以下においては、まず日本における戦前から戦後にかけての女性運動側の人口問題の把握のしかたを概観し、女性問題と人口問題が、女性運動にとって、どのように重なり合い、どのように対立するものとしてとらえられてきたかを追ってみることにしよう。次に、今回の1.57ショックにおける議論が、従来の議論とどのように重なりどのように異なるのかを考察することにしよう。最後に、それらの考察から現在の人口問題の問題設定のどこが女性運動からの批判を受けているのかを考えてみたい。

II 墮胎論争から優生保護法「改正」問題まで

——日本の女性運動における人口問題の
とらえかたの変遷——

戦前、女性運動側が人口問題に言及する場合のイシューは、きまって「人工妊娠中絶の是非」であった。それは、明治政府の「墮胎禁止令」(1869

年)と、墮胎罪制定(1880年)が、「富国強兵」という人口増加政策の一環としてなされていた状況のもとでは、必然的な事態であったということもできるだろう。戦後においてもその事態は変わらない。むしろ、国の人口政策は戦後直後に、増加政策から抑制政策へと転換したけれども、その転換は、優生保護法の制定によってなされたのであり、その後も人口停滞や人口減少の危機が問題化されるとき、きまって優生保護法の「改正」が問題にされたのである。このような状況においては、女性運動にとって、人口問題とは、そのまま自らの身体と生活を管理する優生保護法の制定や「改正」の是非という問題であった。「出生率低下による労働力の枯渇を憂慮する政府は、優生保護法の改悪をたびたびもくろんできた。女性たちの反対によって改悪は阻止されてきたが、もし改悪が実現すれば、墮胎罪は再び女性たちを脅かす危険性をはらんでいる」⁹⁾。人口問題すなわち中絶問題という女性運動側のこのような反応は、戦前から戦後にかけての人口政策をふりかえる限り¹⁰⁾、けっして「固定観念にこりかたまった」反応ということとはできない。

けれども、同じイシューをめぐる展開しているとはいえ、女性運動の側の人口問題への言及のしかたには、かなり大きな変化がある。非常に簡単にいえば、戦前においては、人口問題という問題の立てかたそのものが議論になるというよりも、国の人口増加政策が批判の対象になっていたのであり、人口抑制を主張するような人口問題の把握のしかたは、むしろ女性解放論の正当性根拠として利用される側面もあったといえる。けれども、戦後人口政策が抑制策、増加策と転換を示すようになると、人口政策によって女性の身体がふりまわされること自体否定的に評価されるようになる。ここから、人口問題の問題の立てかた自体が批判の対象になるようになっていったのである。

まず、戦前から追ってみることにしよう。1915年6月『青鞥』誌上に原田犀月が発表した「獄中の女より男へ」という小説がきっかけとなって、「墮胎」の是非をめぐる論争がまきおこる¹¹⁾。いわゆる「墮胎論争」である。この論争は、1918年か

ら19年にかけての日本女性解放論上もっとも有名な論争である「母性保護論争」の、前奏曲であったともいわれている。原田の小説は、「受胎したというだけではまだ生命も人格もない」と、女性が自らの意思において行う墮胎がなぜ罪なのかを根本的に問うたものであり、「親は親として満足できなければ親にならない外、外に道がない」と、親になることを個人の選択としてとらえるものであった。この原田の小説に対しては、伊藤野枝と山田わかが、「自分たちの都合の為にその『いのち』を殺すと云ふことは如何に多くの口実があらうともあまりに、自然を侮辱したものではないでせうか」¹²⁾(伊藤)、「今日の処では、私達は社会によって育てられ、又社会のために働かねばならない(……)。つまり、自分一人を守って社会を無視して居たのでは、人間が生きて居る目的なる幸福を得ることは、とうてい出来ません。(……)こう考えて、私は墮胎も避妊も等しく大きな罪悪だと申します。個人の幸福、並びに国家の栄えを破壊する大きな不徳です」¹³⁾(山田)等の、反論を寄せている。この2人の原田への批判の方向は、重なる部分もあるものの、以下の点において異なっている。第1に、墮胎と避妊の関係についての認識において。山田の態度は明確に墮胎も避妊も同じ罪悪として否定するものであるが、伊藤は墮胎についてのみ否定的であり、避妊については言及していない。平塚らいてうによれば、伊藤は避妊については肯定的な態度をもっていたらしい¹⁴⁾。第2に、墮胎を否定する論拠の相違。伊藤は、墮胎を「自然を侮辱するもの」として否定し、山田は、社会や国家の「栄え」を無視しては個人の幸福も得られないという論拠から、墮胎を否定する。伊藤の「自然を侮辱するもの」という論拠に対しては、平塚が、墮胎のみではなく避妊についても当然、許しがたい罪悪と規定してしまうという批判を寄せている。他方山田の論のなかには、墮胎は、社会や国家の「栄え」を奪うものという、暗黙の前提が含まれている。この前提は、「富国強兵」策のなかで当然の前提とされていた、人口＝国力という発想であったと思われる。

原田の小説に端を発する「墮胎論争」は、翌

1916年に引き継がれる。そこにおいては、マルサス人口論を前提として、「生活資料が小児の出生率に比較して少ない場合には当然の結果として(……)貧困と罪惡が生じる」という論が提起され、人口問題に言及されることが、より多くなってくる⁹⁾。与謝野晶子は、「不用意に多くの子どもを産んでしまう」ことが、「教育に就いての親の理想」を実現することを不可能にしていると論じ、親の責任としての「産児制限」を説いた。平塚らいてうは、この与謝野の議論を受けながら、「生殖の事業がいかに無思慮と不用意のなかに行われているか」を嘆息し、それが「児童がその本性を無限に成長発達せしめようとする天賦の権利を侵害」しており、ひいては「自分の子孫に対し、また種族の将来に対する深大なる(……)罪惡」をなしているのにそのことをほとんど考慮する人がいないことを問題としている。そして、ヨーロッパ諸国において「文明の進歩とともに次第に出生率減少の徴を示している」のに、「我国においては、その徴を見ず、児童死亡率の是等の諸文明国に比して遥かに高い」¹⁰⁾ことを問題にしている。これらの論においては、「子どもの教育」(与謝野)、「児童の成長発達」(平塚)のためにこそ、産児制限が必要であると主張されており、いずれも「欧州文明国」においては産児制限が国民の健康や体格の増大にとって有効であったことをひきあいに出しながら、人口=国力という前提そのものを、問題視する姿勢に立っている。「種族の将来」(平塚)にとってはむしろ産児制限こそ、必要なのではないかと提起されているのである。この平塚の主張には、当時かなり影響力をもっていた「優生思想」の影響をみることができる。しかし、この両者には差異もあった。もっとも大きな差異は、与謝野の論が明確に産児制限の肯定論であるのに対し、平塚はその必要性を認めながらも、与謝野を「欧米的新婦人界」の「生殖蔑視」の思想に染まっていると批判するなど、産児制限肯定に踏みきれておらず揺れている点にあるといっていよう(平塚はその翌年には、「今日の私は欧米に於ける彼等と共に只々それ(産児制限)を是認し、奨励し、賛美する気には容易になれなくなりまし

た」¹¹⁾と、むしろ前言を撤回する論を発表している)。この平塚の揺れかたは、個人生活においては、生殖を前提としてのみ性的行為は道徳的になりうる、という倫理観をもっているゆえに産児制限を不道德と感じてしまうのに、「種族」という観点からはその必要性を認めていることの矛盾から生じているように思われる。そして、この両者の差異は、1918年から19年にかけての「母性保護論争」において、「人としての平等を自覚することが妻母となることより急務」と女性の職業的自立を主張する与謝野と、「女は社会的労働に参加することによって独立するのではなく、母たることによって社会的になる」と主張する平塚の、いわゆる「女権対母権」論争に発展するのである。「墮胎論争」が「母性保護論争」の前奏曲であるといわれるのは、それゆえである。しかし、このような差異があるものの、戦前の代表的な女性解放論者である与謝野と平塚が、両者とも人口抑制論をむしろ肯定的に引用して、自説の論拠として使用していることに注意するべきであろう。

「母性保護論争」の後においては、山川菊栄が産児制限に関する論考を精力的に発表している。山川は、新マルサス主義に基づいて行われた「妊娠の制限」が、すでに「諸文明国」において約50年以上の歴史をもち、オランダにおいては避妊法は「国家公認の制度」であること、またそれらの制度は婦人の健康の増進や国民の体格などに良い影響を与えていることを紹介する。けれども、社会問題の原因を人口過剰に求め、「生産物の分配が宜しきを得ないがために一部社会に於ける貧困を除去することができない」ことに求めない新マルサス主義は、社会問題の原因の認識において誤っていると、社会主義の観点から批判する。そのうえで、産児制限の論拠は新マルサス主義以外にないかどうか検討し、サンガー婦人の「多産を以て婦人屈従の根本原因」とする論を紹介する。そして「産児の制限を単に経済上の必要から見る時、それは社会主義の実現とともに消滅すべき運命を担うて居ると見るが至当である。然し多産が婦人の精力を消耗し、その活動と発達とを妨げ、心身共に早老を来すべきことは、社会主義の社会と資

本主義の社会たるとに依て、絶大の相違を見ることはあるまい」と、女性解放という観点から、産児制限は社会主義においても必要であると結論する。そして、「濫産濫死は恥づくべき恐るべき国民的罪禍である」と主張する¹²⁾。山川は、この年から翌年にかけて計5本もの、産児制限に関する論考を発表している。

1922年にはサンガー婦人が来日し、産児制限をめぐる議論はひとつの頂点を迎えた。このとき、日本における産児制限運動の先駆者として著名な石本静枝（後の加藤シズエ）は、これまでの他の女性解放論者の誰よりも明快に、産児制限＝女性解放という図式を提起し、これ以降の産児制限運動のリーダーとなっていく。石本は、「目下最高潮に達している婦人解放問題の最後の鍵を握っている言葉は、新マルサス主義、即ち産児制限であると私は信じます」という。「産児制限の結果は婦人の向上を促し、強健なる子孫を作って、人類の生活を幸福ならしめるにあるといふことができ」、「婦人解放」を「単なる享楽主義ではなく個人本能より社会本能もしくは人類意思にまで進める」ことができるからである。それこそ、婦人解放の「真の意義」であると石本は主張する。そして日本は国土が狭く、開拓されない土地はほとんどないので、戦争をして人口を減らすか、他国に移民に送り出すか、外米の輸入か、「自発的の人口調節」か、そのいずれかしか道はないのであり、もっとも有効なのは産児制限であると論じる¹³⁾。この論は、戦後直後石本（そのときは加藤）らの提案の優生保護法案が衆議院に提出され（その年は審議未了に終わった）、その翌年に戦前には非常に困難であった優生保護法があっさり成立していくことを考え合わせると、とても興味深い。石本のいったごとく、戦争も、満州への移民も、困難になった戦後になってはじめて、日本は産児制限を国策として採用することになるのである。

山川と石本の論は、新マルサス主義への態度の相違を別とすれば、産児制限を女性の多産の害という論拠から女性解放論に結び付けたという点において、共通している。むしろ、この方向は、与

謝野と平塚の論においても、ある程度示されていた。けれども、与謝野の強調点はむしろ多産が親としての（教育などの）責任を果たせないという点におかれていたし、平塚の強調点も多産のもたらし「種族の将来」への悪影響におかれていた。与謝野も平塚も、むしろ多産が子どもに及ぼす悪影響について強調したのであり、女性の身体や生活に及ぼす悪影響に関しては、それほど強調したわけではなかった。それに対し、山川と石本は、むしろその点を強調することで、産児制限＝女性解放という図式を確立したのである。また、それは石本においては明示的に、山川においては暗黙に示されているように、人口問題と女性問題の予定調和的一致に関する図式、すなわち、人口抑制＝産児制限＝女性の多産の防止＝女性の心身と生活の向上＝女性の解放という図式を確立することでもあった。人口問題と女性問題を関連づけるこの図式は、この時期に確立したといっていよいだろう。この図式においては、人口問題（人口抑制論）と女性解放論は、予定調和的に一致する方向をもつものとして、把握されていたのである。

このような論議の後、1931年には日本においても「墮胎法改正期成会」が生まれた。1932年には、この会に市川房枝、平塚らいてうらも参加し、「墮胎法改正期成同盟」が結成され、1934年には石本静枝の提案による「産児制限公認と墮胎法改正の決議」が婦選大会に提出された。けれども戦争の激化に伴い、この運動は消滅してしまう。1940年には、ナチスの断種法をまねた国民優生法が制定され、「優生学的理由によらない一般の避妊手術や妊娠中絶はいっそう嚴重に取り締まられることにな」った。そして、1940年には、厚生省による優良多子家庭の表彰、42年には「人口政策確立要綱」の発表と、人口増加に向けての出産奨励策が打ち出される。多産の抑制こそ女性解放の方向であるとして産児制限を目指していた者には、まったく反対の政策がとられる時期が続いた¹⁴⁾。

戦後は、この状況は逆転する。戦後の優生保護法の成立の背景には、むしろ人口の急増という「国家非常事態」があった。この48年の優生保護法は、その後も急増する人口に対処するため、49

年には「経済的理由」の追加、52年には審議制度の廃止など、矢継ぎ早に手直しが行われる。この結果、女性たちは、「中絶と避妊手術の事実上の自由化」¹⁵⁾を手に入れたのである。けれども、この人口政策の180度の転換と、刑法の堕胎罪を残したまま、戦中に成立した国民優生法の精神をひきずりつつ「不良な子孫の出生を防止する」ことを主な目的とした優生保護法の制定により人口抑制を実現しようとしたことは、その後の女性運動に、人口問題（という問いの立てかた）への強い不信感を与えることとなる。

この不信感は、1972年と1982年の2回生じた「優生保護法改正」問題をきっかけとして、女性運動から噴出した。1972年には、政府提案により「優生保護法の一部改正案」が国会に提出される。この法案の提出の背景には、明白に人口問題が存在した。高度成長期をむかえ、日本の産業界は、過剰人口よりも若年労働力不足に悩むようになっていた。70年3月の参議院予算委員会において労働力不足について質問があったとき、野原労働大臣は、「優生保護法なり、人口問題につきましては、真剣に考えていく必要がある」と答弁し、4月には、鹿島自民党副幹事長が「胎児の生命尊重、性道德の回復、労働力政策、人口問題の観点から、現行優生保護法を再検討する必要がある」という意見を述べたという¹⁶⁾。このように、72年から74年にかけての「優生保護法改正案」は、生長の家という宗教団体に所属する議員らによる「生命尊重」論を全面に出す形で提案されたものの、その背景にあったのは、出生率低下による労働力不足を憂慮する経済界の意見であったことは明白であった。改正案は、1949年に追加された「経済的理由」を削除し、「胎児に重大な障害のおそれがある場合」(胎児条項)を加えようとするものであったが、当時ようやく日本においても台頭しはじめていたウーマンリブ運動や、障害者団体からの激しい反対にあい、成立しないで終わった¹⁷⁾。1982年にも、同様の「改正」問題が浮上する。その特徴は、「胎児=人間論に立ち、人口政策や労働力問題、優生思想にはまったく触れず、もっぱら生命尊重論だけで経済条項削除の法改正

を求める」¹⁸⁾ ところにあったという。しかし、日本における出生率の急速な低下が生じたのは、第1回の「改正」問題の浮上の後、すなわち1975年以降であったことを考えると¹⁹⁾、その背景に人口問題がなかったとは考えにくい。第2回における「改正」問題の論議の特徴は、第1回のときの反省と世論の動向に留意したために生じたといっただよいではなかろうか。しかしこのような「改正」運動側の配慮にもかかわらず、2回目の「改正」問題は、1回目よりもより幅広い女性たちの反対運動の展開のなかで、「改正案」を国会に提出することすらできないままに終わったのである。

では、出生率低下と労働力不足を理由とした「優生保護法改正案」に反対した女性運動は、その過程のなかで人口問題をどのようにとらえかえしていったのだろうか？ 青木やよひは、「これまで専門家によって書かれた人口論というのはたくさんございますが、それらに共通しているのは、産む主体である人間の側からの視点がまったく欠落していたということではないかと思います。日本に限ってみましても、戦前の『富国強兵』政策に合せた『産めよ殖やせよ』的なイデオロギーは戦後影をひそめたようにみえますけれども、けっきょくは『富国』の言いかえに過ぎない経済発展のための人口問題しか論じられてこなかったというのが戦後30年の実情であったように思います。ですから、人間といってもそれは労働力としての人間で、やれ経済機構がこうなるからとか、若年労働力をどう確保するかとか、そういう発想でしか扱われてこなかった。ましてや、産む性そのものである女性の問題など眼中になかったわけです」²⁰⁾と、人口問題への違和感を表明している。この青木の違和感の表明の背景には、1970年代前半における「優生保護法改正問題」が実のところ「下降線をたどるわが国の出生率が国力の低下につながるという（……）一部国会議員たちの政治的意図」²¹⁾から行われたこと、しかもそれが『生命尊重』を口実にして「あたかも女性の人工妊娠中絶を倫理的道德的に非難する形式をとってなされたことに対する、憤りがあったことは疑いえない。先に挙げた労働相や自民党副幹事長の言葉に

明らかなごとく、70年代においては人口問題とは即「人工妊娠中絶」の問題、すなわち優生保護法の問題であったのであり、人口増加政策とは即「妊娠の継続を望まぬ女性に人工中絶を禁じ」ることであったのである。しかもその議論は、「家族計画普及事業は、優生保護法と相携えて、日本民族の生命線に大きな打撃を与えてきた傷害共犯」とか、このままでは「約400年後には、日本民族は世界の片隅に僅かに余端を保つアイヌ的存在になるか、中国や東南アジアから移住してきた繁殖力の旺盛な諸民族に吸収合併されて地上から姿を消していることになるだろう」といった、公然の「人口ナショナリズム」とともに語られていたのだ²²⁾。このような議論のなかでは、人工妊娠中絶を行うか否か、女性が子どもを産むか否かは、「リプロダクティブ・ライト」すなわち女性の自己決定権の問題ではないかと考慮することすら、なされなかったのである²³⁾。だからこそ青木は、優生保護法改正運動を、「女性の人権に対する重大な侵犯」であると位置づけざるをえなかったのだ。

「リプロダクティブ・フリーダム」すなわち「生命再生産の自由」を、個人（両親あるいは女性の）権利として確立しようとする思想は、日本ではどの時代において明確になったのだろうか？その萌芽は、サンガー婦人の来日の頃、石本が提起した「自主的母性」という概念にあるといわれる（その言葉はもともとはサンガー婦人の言葉らしい）²⁴⁾。けれども、先に見たようにこの思想は、人口抑制こそ貧困の解消と女性解放を同時にもたらす唯一の政策であり、女性解放は人口抑制により人類の幸福をもたらすことにこそ「真の意義」があるという主張と、重なり合いつつ提起されていたのである。むろん、そのような正当化は、単にひとつの便法であったのかもしれない。けれども、便法としてでもそのような正当化を必要とした時代に、この思想が広範に受け入れられるわけはなかった。その意味で、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が女性運動一般に受け入れられたのは、やはり戦後、しかも優生保護法改正問題を経た1970年代半ばのことであるといっていだろう。たとえば、「ぐるーぶ闘うおんな」の優

生保護法改正反対運動のスローガンは、「産む産まないは女が決める」であり、ここには明白に、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が見いだせるといえるだろう。

この「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が女性運動に一般化した70年代半ば以降において、戦前に確立した産児制限＝女性解放という図式における人口問題と女性問題の関連性とは異なる、両者のかかわりかたが確立したといえる。むろん、戦前においても産児制限とは出産調節であり産まないことではないということは強調されていた。けれども、国家や民族の運命こそすべてに優先する言論風土のもとでは、人口抑制が国民の資質の向上をもたらすということを強調せざるをえなかったものであり、そのとき産児制限とは多産の防止により民族に良い子孫を残すこととイコールとして把握されたのである。この論は戦争中の人口増加政策のもとでは危険思想として弾圧された。けれども戦後状況が一変すると、たちどころに国家の人口政策となり、優生保護法の制定となったのである。しかし、そこにおいては、「人口ナショナリズム」「人口国力主義」「優生思想」などは批判されることなく残存し、単に「非常事態」に対処するためにのみ、「事実上の中絶の自由化」がもたらされたにすぎなかった。70年代前半におけるあからさまなこれらの論の噴出は、人口問題をめぐる議論がいかに戦前と連続的な問題設定のうえになされてきたかを示している。この問題設定を女性運動側において大きく転換させたのは、優生保護法改正問題であり、そのなかでしだいに広範に受け入れられるようになってきた「リプロダクティブ・フリーダム」の思想であった。ここにおいて、人口問題と女性問題は、戦前とは異なる関連性（むしろ対立性）をもつようになる。たとえば青木は、『女の産む・産まない』の決定にはいかなる人口政策も介入させてはいけないんですね。たとえそれが、中絶に市民権を与えるためであったり、出産の社会保障のような形で女に利益をもたらすように見えても、最後のところでは女の自己決定権が尊重されないとすごく危険なことになりますよね²⁵⁾と述べる。ここには、人口抑

制論であれ、人口増加論であれ、経済的観点から適正人口を考える人口問題という問題の立てかたと、女性が要求するべきこととは、異なるのだという認識が明白に見いだせる。たとえば、人口問題に基づいてなされるそれぞれの時期の人口政策が、たまたま女性の利益と一致しているように見えたとしても、それは女性問題の観点から要求されるべき「女性の自己決定権」とは異なること、「女性の自己決定権」は、そのときどきの人口政策によってふりまわされるものではなく、基本的権利という規範の問題として（「人権」として）認識されるべきものであることが、示されているといっているのではなかろうか。このような青木の言葉に示されているように、70年代半ば以降、日本の女性運動は、人口問題そのものを女性問題とは対立するものとして把握するようになった。戦前に確立した産児制限＝女性解放という、人口抑制論と女性解放論を重ね合わせる図式から、70年代には、「リプロダクティブ・フリーダム」＝女性解放という、人口問題から女性解放を切り離す図式のほうに、大きく転換したのである。

以上、日本の女性運動において人口問題がどのように把握されてきたか、その変遷を概略してきた。以下では、このような考察をもとに、1990年の1.57ショックと、それをめぐる女性運動の対応を考察してみよう。そして最後に、人口問題の問いの立てかたのどこが、女性問題と対立してしまうのかを、考えてみたい。

Ⅲ 女性問題と人口問題

—1.57ショックをめぐって—

これまで見てきたように、日本において女性運動が人口問題に言及するときのイシューは、戦前戦後を通じて、「人工妊娠中絶」に集中していたことができる。むろん、避妊や子どもの数、あるいは人口の高齢化等の問題に対しても、女性運動は発言をしてきている。けれども戦前においては、産児制限が「公認」されておらず、「墮胎」も刑法において禁止されていたことから、戦後においては「優生保護法改正問題」が、女性の自己

決定権を否定する形で何回も浮上してきたことから、女性運動は「人工妊娠中絶」の問題に焦点をあてざるをえなかったのだといえよう。印象論のないかたをすれば、人口問題が浮上するとき、女性たちは人工妊娠中絶を安全に合法的に受けられるかどうかという問題に直面させられてきたのであり、自らの身体を賭け金として人口問題に直面させられてきたのである。人口問題とは、女性運動にとって、それほどにも「血なまぐさい」歴史であったのである。1.57ショックにおける女性運動の反応は、このような背景なしには、十分理解することはできない。

むろん今回の1.57ショックにおいては、「優生保護法39条」（受胎調節実地指導員に避妊医薬品販売を認めるもの）の延長に関し、出生率低下を理由に難色を示す意見が出たものの²⁶⁾、直接に「優生保護法改正問題」が浮上することはなかった。それは、人口減少の危機が何度か叫ばれた戦後において初めてのことといえる。その背景には、過去2回の「改正」問題がいずれも女性運動からの強い反対運動によって失敗したという経緯があることは疑いえない。けれどもそれにもかかわらず、女性運動の側には、政府や厚生省が人工妊娠中絶を規制する政策に出るのではないかという強い懸念が消えてはいない。たとえば丸本百合子は、次のように述べている。「（優生保護法の改正が女性たちの反対により失敗に終わると）、それでその次には、あからさまな法改訂ではなくて、非常に見えにくい形で、産ませる政策が出されてくるのです。1989年12月18日、厚生省公衆衛生審議会優生保護部会は、厚生大臣の諮問に対して、優生保護法によって定められている人工妊娠中絶が認められる時期を、現行の満23週以前から2週間短縮して22週末満とするという答申を提出し、この答申を受けたとして、1990年3月20日に、翌年度からこれを実施するとの次官通達が出されました。女性の50団体や家族計画連盟など各界から、慎重審議を望む声があがっていたのも全て無視し、たった3時間の形式的な審議で強引に出された答申に基づく通達なのです」。そして丸本は、今回の1.57ショックと人工妊娠中絶可能期間の短

縮を、同じ「出生率低下に危機感を持った部分からの圧力」によるものと位置づける²⁷⁾。このような丸本の論には、出生率低下問題が過去必ず「優生保護法改正」問題と関連させられてきたことに基づく強い警戒心を見いだすことができる。

しかし、このような懸念はいまだ強いものの、今回の1.57ショックにおける女性運動の議論の方向には、「優生保護法改正」問題を離れる余地を得たためか、以下のような特徴があったということができよう。第1に、単に人口問題・人口政策を否定するのではなく、問題そのものに即して問題を把握し直そうとする方向が広範に生じたこと、第2に女性が子どもを産める社会環境にするために何が必要かを議論する方向がかなり強く出されたことである。むしろ、過去においてもそのような議論は多くなされてきている。けれども、そうした議論は「優生保護法改正」問題のなかでは、「改正に反対する論拠」として行われざるをえなかったものであり、そうした状況では有効な議論は難しかったのである。

まず、第1の点について。多くの女性問題の識者や運動体は、「いつ、何人、子どもを産むか、あるいは産まないかというのは、女自身の意思で決定する自己決定権、すなわち基本的人権」であるということを主張し、その論拠に基づいて「多子の奨励」「出産奨励」は「人権侵害」であると批判している。そのうえで、現在問題にされている出生率低下に関して、それが本当に問題なのかということを、以下のような多様な観点から、問い直している。(1)人口問題は地球規模で考えるべきもので、民族単位国家単位で考えるべきではない(ナショナリズム批判)、(2)日本の高齢化社会が問題なのは人口問題だけの問題なのではなく、日本の家族制度や福祉制度の問題にむしろ帰着する(日本型福祉批判)、(3)少子化が子どもに悪影響を与えているのではなく、子育てを女性のみにも負わせていることが、子どもを人間関係から切り離している(子どもの家庭と学校への閉塞化批判)。次に、第2点について。同様に多くの女性問題識者や運動体は自己決定権を前提にしつつも「産みたい女性が産める環境がないこと」を問題として

認識し、産める社会環境の整備を提起している。それらは、男女平等政策、住宅事情、労働時間労働環境、育児休業法、保育施設の拡充、両性の子育ての平等分担意識の確立、受験戦争の緩和、地域社会の再建、環境問題の改善、自然を残す環境づくり、障害者差別の是正、福祉制度の拡充等、実に多項目にのぼっている²⁸⁾。

以上、今回の1.57ショックをめぐる議論を概括した。これらの考察から、以下では女性問題と人口問題の関連性について私見を述べることにしたい。女性問題と人口問題は、まったく異なる問題でありながら、女性のみが子どもを産むことにより、しばしば興味深い関連性をもって議論されてきた。どのように子どもを産むかということは、女性個人の生活のありかたを決定的に規定してしまう。そして女性をひとくくりにする社会においては、多くの女性の生きかたがあらゆる女性に枠として要求されることになる。このようなことから、女性問題は必然的に、「子どもを産む」ことについて、多くの議論を重ねてきた。他方、女性の子どもの産みかたは、人口の増減の重要な要因のひとつであり、必然的に人口問題に関連してしまう。人口問題の解決が人口を政策的にコントロールする人口政策に求められる限りにおいて、それは当然女性の子どもの産みかたそのものを政策変数としてコントロールすることにつながる。すなわち「人口問題の観点からして女性はもっと子どもを産むべきだ」等の議論がなされることになる。それは必然的に、女性問題の議論の領域と重なり合ってしまうことになる。女性問題と人口問題の連携や対立は、このようなことから生じてきたのである。

けれども70年代半ばにおいて、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が日本の女性運動においても広範な支持を得るようになった。「リプロダクティブ・ライト」は個人がもつべきであり、国家等が政策的に介入するべきことではないという考えかたが強くなってきたのである。この思想は人口問題という問いの立てかたに対し、人口そのものをコントロールする人口政策を、人口問題の解決の手段とするべきではないという規範をつき

つけている。「国は生れた子どもの数、出生率、あるいは人口増加率に応じた経済計画なり福祉計画を立てて、人口という分母が変わったら変わったなりの行政をするべき」²⁹⁾ なのであり、人口そのものをコントロールする人口政策は「人権侵害」であると規定する。すなわち、「リプロダクティブ・ライト」を個人の基本的人権として提起する思想は、人口問題の解決のためになしうる政策変数を、より狭く定義しようとする思想であるということができるだろう。「リプロダクティブ・ライト」を個人の権利として保障する限り人口問題は、「女性の子どもの産みかた」の是非という、女性問題と対立する論点を生じさせることなく、女性問題と両立しうるのである。1.57ショックにおける女性運動側の議論の特徴は、このようなことから生じているといえるのではなかろうか？

けれども、1.57ショックにおける国側の対応には、女性運動側がこのような考えかたを確立してきたことに対する十分な理解があったとはとうてい思えない。むしろ、現行法のもとにおいては「リプロダクティブ・ライト」は確立されておらず、したがって人口問題を人口そのものをコントロールする人口政策によって解決しようとする議論も当然のように横行している。そのことが、人口問題と女性問題を対立させ、出生率低下を問題にする議論のすれ違いを生んでいると思われる。

注

- 1) 「女の人権と性」実行委員会編『女はなぜ子どもを産まないのか』、労働旬報社、1991年、4頁。
- 2) 荻野美穂「人工妊娠中絶と女性の自己決定権」原ひろ子、館かおる編『母性から次世代育成力へ』、新曜社、1991年、138頁。
- 3) 折井美耶子「解題」同編『資料 性と愛をめぐる論争』、ドメス出版、1991年、285頁。
- 4) 荻野美穂、前掲論文。
- 5) 折井美耶子編、前掲書、133-141頁。
- 6) 同上、145頁。

- 7) 同上、173-179頁。
- 8) 同上、165頁。
- 9) このマルサス人口論の墮胎論争への導入は、岡田幸子によってなされたという。人口問題が社会の大問題として取り上げられるきっかけとなったのは1918年の米騒動であった（岡崎）というから、女性運動側の議論はそれに先立つことになる。鈴木尚子編『資料 戦後母性の行方』、ドメス出版、1985年、34頁。岡崎陽一『現代日本人口論』、古今書院、1987年、27頁。
- 10) 鈴木尚子編、前掲書、35頁。
- 11) 折井編、前掲書、192頁。
- 12) 同上、38-44頁。
- 13) 同上、47-51頁。
- 14) 荻野美穂、前掲論文、115-119頁。
- 15) 同上、119頁。またこの経過については、上野輝将「出産をめぐる意識変化と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第5巻、東京大学出版会、1990年、も参照のこと。
- 16) 上野輝将、前掲論文、105頁。
- 17) この経過に関しては、江原由美子「リブ運動の軌跡」（『女性解放という思想』、勁草書房、1985年）を参照のこと。
- 18) 上野輝将、前掲論文、108頁。
- 19) 人口問題審議会・厚生省大臣官房政策課・厚生省人口問題研究所編『日本の人口・日本の家族』、東洋経済新報社、1988年、46頁。
- 20) 青木やよひ編『誰のために子どもを産むか』、オリジン出版センター、1985年、15頁。なおこの本は1976年に出版された同名の本を編集しなおして出版されており、引用した言葉は、1976年の初出においてすでにあったものである。
- 21) 同上、4頁。
- 22) 上野輝将、前掲論文、125頁。
- 23) 「女の人権と性」実行委員会編、前掲書、55頁。
- 24) 青木やよひ編、前掲書、271頁。
- 25) 同上、272頁。しかし青木は、人口問題と人口問題の解決のためにとられる人口そのものをコントロールする人口政策については、明確には区別していない。
- 26) 「女の人権と性」実行委員会編、前掲書、15頁。
- 27) 同上、16-18頁。
- 28) 同上。
- 29) 同上、56頁。

(えはら・ゆみこ 東京都立大学助教授)

母子家庭の社会保障

畠 中 宗 一

はじめに

わが国における母子家庭に関する社会学的・社会福祉学的研究は、70年代後半から80年代後半の約10年間にその主要業績が発表されてきた¹⁾。「母子福祉研究会」(座長：副田義也筑波大学教授)は、この分野での研究の火付け役を果たした²⁾。またこの研究会のメンバーによって、この間多くの業績が発表された³⁾。現在、この分野の研究もピークを過ぎた感も否めないが、それは研究方法の多くが生活構造論とりわけ生活水準論に基礎をおいていたため、その種の研究がほぼやり尽くされ、研究としての新鮮さが失われてきたことも関係しているかもしれない⁴⁾。いずれにせよ母子家庭の生活問題は、多くの実態調査によって実証されてきた⁵⁾。

ところで、母子家庭の生活問題は、貧困問題、職業問題、住宅問題、医療問題、教育問題、家事サービスの問題、保育問題、養護問題など多岐にわたる。これらの生活問題に対応する福祉政策も多岐にわたる。具体的には、以下の福祉政策が想定される。すなわち、①所得保障・資金給付、②所得保障・資金貸付、③職業保障、④住宅保障、⑤保育と養護の保障、⑥家事サービスの保障、⑦相談の保障、⑧緊急一時保護の保障、⑨母子寮、⑩自助団体の育成、⑪教育の保障、などがそれである⁶⁾。一方、広義の社会福祉を所得保障とサービス保障の体系として理解するならば、社会保障の範疇は所得保障に限定される。それ故、上記の想定された福祉政策のなかで社会保障の範疇に

属するものは、①所得保障・資金給付、②所得保障・資金貸付に限定される。なお、ここでいう所得保障は、雇用保険・労働災害補償保険・医療保険・年金保険などの社会保険、家族手当、生活保護・国民年金法に基づく福祉年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの公的扶助から構成される⁷⁾。

本稿の課題はそれ故、母子家庭の広範な生活問題群からその生活問題をより規定すると思われる彼らの生活水準に焦点を当てる。具体的には、第1に、「全国母子世帯等実態調査」(1982年と1987年の収入比較)および「家計調査」(1990年)における母子家庭の収入と支出の実態を明らかにする。第2に、「家計調査」から母子家庭の収入と支出の実態を3時点(1980年/1985年/1990年)で比較し、その動向を明らかにする。第3に、母子家庭の収入と支出の現実および動向をもとに、母子家庭に対する社会保障の現実と課題について論じる。

I 収入と支出の実態(1)

母子家庭の収入の実態は、「全国母子世帯等実態調査」(厚生省)および「家計調査」(総務庁)によって明らかにされる。まず「全国母子世帯等実態調査」から見ていこう。表1は、1982年と1987年の2時点で一般勤労世帯との生活水準を比較したものである。これによると、1982年の母子世帯全体の平均収入金額は200万円、同年の一般世帯のそれは444万円であった。これに対して、1987年の母子世帯全体の平均収入金額は202万円、

表 1 1982年と1987年の年間収入の状況

	総 数		死 別		離 別		一 般 世 帯	
	1982年	1987年	1982年	1987年	1982年	1987年	1982年	1987年
平均世帯人員	3.16	3.19	3.32	3.44	3.05	3.09	3.42	3.31
平均有業人員	1.22	1.22	1.35	1.38	1.15	1.15	1.62	1.63
平均収入金額	200万	202万	240万	242万	177万	185万	444万	513万
一般世帯に対する 平均収入金額比率	45.0%	39.4%	54.1%	47.2%	39.9%	36.1%		
分布の代表値								
第Ⅰ4分位数	109万	107万	143万	135万	95万	98万	235万	252万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.4%	42.5%	60.9%	53.6%	40.4%	38.9%		
第Ⅱ4分位数 (中央値)	177万	168万	219万	200万	155万	152万	380万	435万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.6%	38.6%	57.6%	46.0%	40.8%	34.9%		
第Ⅲ4分位数	262万	252万	318万	308万	231万	234万	566万	666万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.3%	37.8%	56.2%	46.2%	40.8%	35.1%		
世帯人員1人当たり 平均収入金額	63万	63万	72万	71万	58万	60万	130万	155万
対一般世帯平均 収入金額の比率	48.5%	40.6%	55.4%	45.8%	44.6%	38.7%		
有業人員1人当たり 平均収入金額	164万	164万	178万	174万	154万	159万	274万	315万
対一般世帯平均 収入金額の比率	59.9%	52.1%	65.0%	55.2%	56.2%	50.5%		

出典) 厚生省児童家庭局『1983年度全国母子世帯等調査結果の概要』1984年4月および『1988年度全国母子世帯等調査結果の概要』1990年3月より作成。

同年の一般世帯のそれは513万円であった。この5年間に於ける母子世帯全体の平均収入金額の伸び率は1%、一般世帯のそれは15.5%である。同期間に於ける母子世帯と一般世帯の平均収入金額の伸び率の格差は15.5倍に達する。また1982年と1987年の2時点で一般世帯に対する平均収入金額の比率を求めると、1982年45.0%であったものが、1987年には39.4%に落ち込んでいる。つまり、この5年間で母子世帯と一般世帯との格差はさらに拡大したことになる。次に、母子世帯になった原因別に平均収入金額を見ていくと、死別母子世帯の場合、1982年240万円、1987年242万円となっている。一方、離別母子世帯の場合、1982年177万円、1987年185万円である。1982年における死別母子世帯と離別母子世帯の平均収入金額の差異は63万円である。また1987年における死別母子世帯と離別母子世帯のそれは57万円となっている。いずれの年度も死別母子世帯の平均収入金額が高い。しかし、この5年間でその差異は6万円ほど縮小し

てきている。その原因は、死別母子世帯のこの5年間に於ける平均収入金額の伸びが2万円（伸び率0.8%）であるのに対して、離別母子世帯のそれは8万円（伸び率4.5%）と、離別母子世帯の伸び率が高いことによる。さらに一般世帯に対する平均収入金額の比率を見ていくと、死別母子世帯の場合、1982年54.1%、1987年47.2%となっている。一方、離別母子世帯の場合のそれは、1982年39.9%、1987年36.1%である。この5年間に於ける死別母子世帯と離別母子世帯の一般世帯との格差は、それぞれ拡大している。

次に「家計調査」により収入の実態を見ていこう⁸⁾。表2は、世帯類型別⁹⁾1世帯当たり年平均1ヵ月間の収入と支出（勤労者世帯¹⁰⁾：1990年）を表したものである（家計調査における収入は、実収入と実収入以外の収入から構成される。実収入はさらに、勤め先収入、事業内職収入、財産収入・社会保障給付・受贈・仕送り・その他等の他の実収入に分かれる。実収入以外の収入は、貯金

表2 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間の収入と支出（勤労者世帯：1990）

世帯類型	平均	I	II	III	IV	V	VI
世帯人員	3.70	3.50	4.48	2.44	2.47	5.92	4.66
実収入=A	521,757	521,975	525,021	323,515	233,986	580,514	575,512
実支出=B	412,813	410,503	402,398	276,410	221,140	447,455	473,377
消費支出	331,595	328,477	322,819	233,191	199,557	363,957	382,490
B/A×100	79.1	78.6	76.6	85.4	94.5	77.1	82.3
1人当たり実収入	141,015	149,136	117,192	132,588	94,731	98,060	123,500
1人当たり実支出	111,571	117,287	89,821	113,283	89,530	75,584	101,583
世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数	148.9	157.4	123.7	140.0	100.0	103.5	130.4
同じく、実支出を100とした場合の指数	124.6	131.0	100.3	126.5	100.0	84.4	113.5

注) 世帯類型I 夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯

II 夫婦または夫婦と未婚の子供のほか親族のいる世帯

III 片親と未婚の子供のいる世帯

IV 母親と18歳未満の子供のみの世帯

V 両親と子供夫婦または未婚の孫のいる世帯

VI 片親と子供夫婦または未婚の孫のいる世帯

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

引き出し、月賦、掛け買い、有価証券の売却などによる収入をいう。6つの世帯類型のうち世帯類型Iが「核家族世帯」に、世帯類型IVが「母子世帯」にそれぞれ対応する)。これによると、第1に、母子世帯の実収入は6つの世帯類型のなかで最も低い。第2に、1人当たり実収入も6つの世帯類型のなかで最も低い。そのことは、世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数でも明らかである。さらに核家族世帯を一般の世帯と仮定すると¹¹⁾、第3に、母子世帯は一般の世帯と比較して、実収入に占める勤め先収入の割合が低く、他の実収入の割合が高い(表3を参照のこと)。第4に、母子世帯は一般の世帯と比較して、

他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合が高い(表3を参照のこと)。これら4点を総合すると、母子世帯の実収入は6つの世帯類型で最も低く、さらにその実収入は社会保障給付等他の実収入の構成比が高い構造になっている。

表4は、世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間の支出の構成比を示したものである(家計調査における支出は、実支出、実支出以外の支出、繰越金から構成される。実支出はさらに、消費支出と非消費支出に分かれる。消費支出は、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費、その他からなる。非消費支出は、勤労所得税、他の税、社会保障費等への支出をいう。実支出以外の支出は、貯金、保険掛け金、月賦払い、有価証券購入、財産購入等を含む)。これによると、まず第1に、母子世帯の支出は一般の世

表3 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間実収入構成比(勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型I	世帯類型IV
実収入	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	94.0	94.5	81.5
事業内職収入	1.0	1.0	1.4
他の実収入	5.0	4.5	17.1
他の実収入を100とした場合の内訳	100.0	100.0	100.0
財産収入	6.1	6.3	0.5
社会保障給付	49.5	46.8	65.8
受贈	25.9	27.4	10.3
仕送り	1.8	0.9	18.4
その他	16.7	18.7	5.1

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

表4 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間支出構成比(勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型I	世帯類型IV
支出額	100.0	100.0	100.0
実支出	44.5	44.3	50.4
消費支出	35.8	35.5	45.5
非消費支出	8.8	8.9	4.9
実支出以外の支出	44.8	45.2	34.2
繰越金	10.6	10.4	15.3

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

表 5 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間
消費支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型 I	世帯類型 IV
消費支出	100.0	100.0	100.0
食料費	24.1	23.9	27.1
住居費	5.0	5.3	10.7
光熱・水道費	5.1	4.9	6.0
家具・家事用品費	4.0	3.9	4.3
被服及び履物費	7.2	7.3	7.9
保健医療費	2.6	2.6	2.6
交通・通信費	10.1	10.1	8.3
教育費	5.1	5.2	7.4
教養娯楽費	9.6	9.8	9.8
その他	27.3	27.0	16.0
食料費を 100 とした場合の主食費 ¹⁾	11.5	11.2	12.1
副食費 ²⁾	51.5	51.0	51.1
嗜好食品 ³⁾	20.3	20.5	18.0
外食	16.7	17.3	18.8
住居費を 100 とした場合の家賃地代	65.3	70.5	94.3
被服費を 100 とした場合の和服費	6.8	6.5	0.3
洋服費	40.6	40.9	49.6
シャツ・下着費	25.9	25.7	25.2
他の衣料費 ⁴⁾	9.4	9.7	8.1
身の回り品費 ⁵⁾	17.2	17.2	16.8
雑費 ⁶⁾ を 100 とした場合の保健医療費	4.8	4.7	5.8
交通・通信費	18.5	18.5	18.8
教育費	9.3	9.5	16.8
教養娯楽費	17.5	17.8	22.2
交際費 ⁷⁾	15.8	15.8	16.4

注 1) 1980 年以降は穀類のみが対応。

2) 魚介類/肉類/乳卵類/野菜・海草/油脂・調味料/調理食品が対応。

3) 果物/菓子類/飲料/酒類が対応。

4) 生地・糸類/他の被服が対応。

5) 履物類/被服関連サービスが対応。

6) 保健医療/交通・通信/教育/教養娯楽/その他の消費支出が対応。

7) その他の消費支出のなかのひとりのカテゴリー。それ故、雑費の費目合計は 100.0% にならない。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報 1990』244-247 頁より作成。

帯に比較して、実支出の支出割合が高く、実支出以外のそれが低い。第 2 に、実支出のなかでも消費支出への支出割合が高く、非消費支出へのそれが低い。第 3 に、母子世帯の消費支出は一般の世帯に比較して、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、教育費で高い (表 5 を参照のこと)。第 4 に、食料費を 100 とした場合の主食費、副食費、嗜好食品、外食の構成比は、母子世帯と一般の世帯で際立った差異は見られないが、母子世帯の場合、主食費、外食の

構成比がわずかに高い (表 5 を参照のこと)。第 5 に、被服費を 100 とした場合、母子世帯は一般の世帯と比較して、洋服費の割合が高い (表 5 を参照のこと)。第 6 に、雑費を 100 とした場合、母子世帯は一般の世帯と比較して、教育費、教養娯楽費、交際費、保健医療費、交通・通信費の割合が高い (表 5 を参照のこと)。これらのうち、食料費のなかの外食、被服費のなかの洋服費、雑費のなかの教育費、教養娯楽費、交際費などの割合が一般の世帯に比較して高いことは、どのように解釈したらよいであろうか。吉田は『家計調査年報 1977』の分析で、「一般世帯に比べて、和服費、洋服費、身の回り品費がそれぞれわずかに高率であり、シャツ・下着費、他の衣料品費がそれぞれわずかに低率である」ことを、「母子世帯が衣料面で贅沢をしているというのではなく、社会的体面を保つために、あるいは、これまでの生活歴から、人目にふれる衣料には支出をせざるをえないのではないか」と解釈している。また「交際費への支出構成比は、一般とほぼ同じである」ことについて吉田は、「社会的孤立を警戒した出費」と解釈している。さらに「家計統計上、一般の家庭と変わりがないような消費性向が見られるにしても、その内実は、社会的体面を保つための見せかけの消費であったり、母子家庭になる以前の消費生活に影響されたり、やむをえない消費の部分を含む」と結んでいる¹²⁾。換言すると、消費水準は低くても、消費性向には母子家庭になる以前の生活が一定の影響を与えているため、一見贅沢な消費と誤解されやすいということか。食料費のなかの外食、被服費のなかの洋服費、雑費のなかの教育費、教養娯楽費、交際費などの割合が高いことについては、吉田の解釈で納得できる。しかし、教育費の高さについては、消費水準を高めるためのひとつの手段が学歴の取得にあるという素朴な信念の故に、教育費の割合が高くなっているという解釈も可能であろう。

II 収入と支出の実態 (2)

表 6 は、世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月

表 6 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間の収入と支出（勤労者世帯）

世帯類型	I			IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
世帯人員	3.60	3.55	3.50	2.66	2.57	2.47
実収入=A	343,838	444,239	521,975	173,835	205,461	233,986
実支出=B	277,622	359,183	410,503	172,826	201,200	221,140
消費支出	233,690	286,893	328,477	161,264	182,391	199,557
B/A×100	80.7	80.9	78.6	99.4	97.9	94.5
1人当たり実収入	95,511	125,138	149,136	65,352	79,946	94,731
1人当たり実支出	77,117	101,178	117,287	64,972	78,288	89,530
世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数	146.1	156.6	157.4	100.0	100.0	100.0
同じく、実支出を100とした場合の指数	118.7	129.2	131.0	100.0	100.0	100.0

注) 世帯類型 I 夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯

IV 母親と18歳未満の子供のみの世帯

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-129頁

『家計調査年報1985』164-165頁

『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

間の収入と支出を3時点（1980/1985/1990）でまとめたものである。これによると、第1に、母子世帯と一般の世帯を比較した場合、母子世帯の実収入はどの時点でも低い。第2に、母子世帯の1人当たり実収入もどの時点でも低い。第3に、一般の世帯と比較して母子世帯の場合、実収入に占める勤め先収入の割合がどの時点でも低く、他の実収入の割合がどの時点でも高い（表7を参照のこと）。第4に、一般の世帯と比較して母子世帯の場合、他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合がどの時点でも高い。1980年と1990年の2時点で社会保障給付の構成比を比較すると、

母子世帯は8.9ポイント減少し、一般の世帯は23.7ポイント上昇している（表7を参照のこと）。

表8は、世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間支出構成比を3時点でまとめたものである。これによると、第1に、一般の世帯に比較して母子世帯は、実支出項目への支出割合がどの時点でも高く、実支出以外の支出へのそれがどの時点でも低い。1980年と1990年の2時点で実支出の構成比を比較すると、母子世帯と一般の世帯の格差は1.0ポイントから6.1ポイントに拡大している。同様に実支出以外の支出のそれを比較すると、2つの世帯タイプの格差は7.4ポイントから11.0ポイン

表 7 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間実収入構成比（勤労者世帯）

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	95.1	94.9	94.5	80.4	82.7	81.5
事業内職収入	1.6	1.4	1.0	2.6	0.8	1.4
他の実収入 ¹⁾	3.4	3.6	4.5	17.0	16.5	17.1
他の実収入を100とした場合の内訳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
財産収入	11.0	7.6	6.3	2.4	1.1	0.5
社会保障給付	23.1	32.1	46.8	74.7	75.6	65.8
仕送り	1.6	1.5	0.9	4.0	6.1	10.3
受贈	39.2	32.6	27.4	13.1	12.9	18.4
その他	25.0	26.3	18.7	5.8	4.3	5.1

注) 1) 1980年以降は他の経常収入および特別収入に対応。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-129頁

『家計調査年報1985』164-165頁

『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

表 8 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
支出額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実支出	49.9	47.7	44.3	50.9	54.1	50.4
消費支出	42.0	38.1	35.5	47.5	49.0	45.5
非消費支出	7.9	9.6	8.9	3.4	5.1	4.9
実支出以外の支出	33.9	39.6	45.2	26.5	29.0	34.2
繰越金	16.3	12.7	10.4	22.6	17.0	15.3

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-131頁
『家計調査年報1985』164-167頁
『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

トに拡大している。つまり、この10年間で母子世帯は実支出の割合がより高く、一方、一般の世帯は実支出以外の支出のそれがより高くなってきている。第2に、一般の世帯に比較して母子世帯は、実支出のうちでも消費支出項目への支出割合がどの時点でも高く、非消費支出項目へのそれがどの時点でも低い。1980年と1990年の2時点で消費支出の構成比を比較すると、母子世帯と一般の世帯の格差は5.5ポイントから10.0ポイントに拡大している。つまり、この10年間の2つの世帯タイプの格差拡大は、実支出項目、とりわけ消費支出項目による格差拡大と判断される。第3に、一般の世帯と比較して母子世帯は、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費の割合がどの時点でも高く、雑費の占める割合がどの時点でも低い(表9を参照のこと)。1980年と1990年の2時点で消費支出の細目の構成比を比較すると、一般の世帯では、食料費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費がそれぞれ3.8ポイント、0.3ポイント、0.3ポイント、0.2ポイント減少しているのに対して、住居費、雑費がそれぞれ0.2ポイント、4.5ポイント増加している。一方、母子世帯では、食料費、被服及び履物費がそれぞれ2.4ポイント、2.1ポイント減少しているのに対して、住居費、家具・家事用品費、雑費がそれぞれ3.4ポイント、0.1ポイント、1.1ポイント増加している。この10年間、母子世帯における住居費の構成比の増加が目立つ。第4に、被服費を100とした場合の洋服費の構成比を1980年と1990年の2時点で比較すると、一般の世帯では37.9%から40.9%と3.0ポイント上昇しているの

に対して、母子世帯では33.7%から49.6%と15.9ポイント上昇している。また和服費のそれでは、一般の世帯では7.7%から6.5%と1.2ポイント下降しているのに対して、母子世帯では16.9%から0.3%と16.6ポイント下降している。第5に、雑費を100とした場合の教育費のそれは、一般の世帯で7.2%から9.5%と2.3ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は12.1%から16.8%と4.7ポイント上昇している。他方、教養娯楽費のそれは、一般の世帯で16.9%から17.8%と0.9ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は25.0%から22.2%と2.8ポイント下降している。

III 社会保障の現実と課題

上記の家計調査の分析からも明らかなように、母子世帯の実収入は、どの世帯類型よりも、またどの時点でも低い。さらにその低い実収入は、勤め先収入の低さを反映しており、その意味で他の実収入への依存度を高める。他の実収入のなかでは、社会保障給付の構成比が最も大きい。しかし、1980年と1990年の2時点で社会保障給付の構成比を比較してみると、一般の世帯で23.1%から46.8%と23.7ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は74.7%から65.8%と8.9ポイント下降している。換言すると、一般の世帯との格差拡大の原因のひとつは、一般の世帯における社会保障給付の構成比の増加にあるのではないか。この場合の一般の世帯は、定義から高齢者世帯が含まれるので、その中核は老齢年金と判断される。つまり、このことは母子家庭の社会保障、とりわけ児童扶

表 9 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間消費支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	27.7	25.4	23.9	29.5	27.8	27.1
住居費	5.1	5.1	5.3	7.3	11.7	10.7
光熱・水道費	5.2	5.7	4.9	6.0	6.6	6.0
家具・家事用品費	4.2	4.3	3.9	4.2	4.6	4.3
被服及び履物費	7.5	7.0	7.3	10.0	8.3	7.9
保健医療費	2.4	2.4	2.6	2.0	1.9	2.6
交通・通信費	8.7	9.8	10.1	6.0	7.9	8.3
教育費	3.6	4.3	5.2	5.2	6.6	7.4
教養娯楽費	8.5	8.8	9.8	10.7	9.0	9.8
その他	27.0	27.2	27.0	19.1	15.5	16.0
食料費を100とした場合の主食費 ¹⁾	13.3	13.2	11.2	13.8	14.3	12.1
副食費 ²⁾	52.6	51.1	51.0	51.8	50.0	51.1
嗜好食品 ³⁾	20.3	20.0	20.5	18.1	18.7	18.0
外食	13.7	15.8	17.3	16.3	17.0	18.8
住居費を100とした場合の家賃地代	65.0	68.0	70.5	89.4	69.7	94.3
被服費を100とした場合の和服費	7.7	6.6	6.5	16.9	12.6	0.3
洋服費	37.9	38.9	40.9	33.7	37.1	49.6
シャツ・下着費	24.2	24.5	25.7	21.8	24.6	25.2
他の衣料費 ⁴⁾	12.4	11.4	9.7	10.0	8.9	8.1
身の回り品費 ⁵⁾	17.8	18.5	17.2	17.6	16.9	16.8
雑費 ⁶⁾ を100とした場合の						
保健医療費	4.8	5.8	4.7	4.7	4.7	5.8
交通・通信費	17.3	23.8	18.5	13.8	19.2	18.8
教育費	7.2	10.5	9.5	12.1	16.2	16.8
教養娯楽費	16.9	21.5	17.8	25.0	21.8	22.2
交際費 ⁷⁾	17.7	21.2	15.8	22.0	17.7	16.4

注 1)~7) は、表 5 と同じ。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-131頁

『家計調査年報1985』164-167頁

『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

表 10 母子家庭 (8 類型) と社会保障

死別	① 夫・厚生年金一妻・厚生年金→	夫・遺族厚生年金 / 児童手当
	② 夫・厚生年金一妻・国民年金→	夫・遺族厚生年金 / 児童手当
	③ 夫・国民年金一妻・厚生年金→	夫・遺族基礎年金または / 児童手当 児童扶養手当
	④ 夫・国民年金一妻・国民年金→	夫・遺族基礎年金または / 児童手当 児童扶養手当
生別	① 夫・厚生年金一妻・厚生年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	② 夫・厚生年金一妻・国民年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	③ 夫・国民年金一妻・厚生年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	④ 夫・国民年金一妻・国民年金→	児童扶養手当 / 児童手当

養手当の伸び率より老齢年金のそれがより大きい
ということを物語っているのではないか。

次に母子家庭の社会保障を論じるために、母子
家庭を類型化したものが表10である。これは、夫
と妻の年金の組み合わせの 4 類型と、死別か生別

かという基準とを組み合わせた 8 類型から構成さ
れる。この表で遺族基礎年金は、1992年度、基本
額が年額 72 万 5,300 円 (月額 6 万 442 円)、加算額
が子供 2 人目まで 1 人につき年額 20 万 9,100 円
(月額 1 万 7,425 円)、3 人目から 1 人につき年額

6万9,700円(月額5,808円)である。子供1人の場合、基本額と加算額の合計は年額93万4,400円(月額7万7,867円)、子供2人の場合、年額114万3,500円(月額9万5,292円)、子供3人の場合、年額121万3,200円(月額10万1,100円)となる。遺族厚生年金は、遺族基礎年金に遺族厚生年金を上乗せしたものである。児童扶養手当は、所得制限により全額支給、一部支給停止、全額支給停止に分かれる。1992年度、子供1人の場合、全額支給で月額3万8,220円(年額45万8,640円)、一部支給停止で月額2万5,590円(年額30万7,080円)。子供2人の場合、全額支給で月額4万3,220円(年額51万8,640円)、一部支給停止で月額3万590円(年額36万7,080円)。子供3人の場合、全額支給で月額4万5,220円(年額54万2,640円)、一部支給停止で月額3万2,590円(年額39万1,080円)。以降1人増すごとに月額2,000円の加算。児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されるが、所得制限により支給されない場合もある。手当額は月額、第1子5,000円、第2子5,000円、第3子以降1万円である。さらに死別の類型③④に記載された「遺族基礎年金または児童扶養手当」とは、遺族基礎年金の受給資格のないものは、児童扶養手当を申請できるという意味である。

表10から明らかなことは、第1に、死別母子家庭には遺族基礎年金または遺族厚生年金があるのに対して、生別母子家庭ではそれがないということ。第2に、死別母子家庭であっても、遺族基礎年金と遺族厚生年金では格差が存在すること。第3に、生別母子家庭の場合、児童扶養手当が遺族基礎年金の補完的社会保障制度と考えられるが、手当額と年金額に格差が存在すること。これらを総合的に判断すると、母子家庭は、第1に、死別か生別かによって社会保障給付が規定されるということ、第2に、死別の場合、夫が厚生年金か国民年金かによって社会保障給付が規定されること、等が明らかである。

母子家庭の社会保障の現実を上記のように理解すると、どのような課題が示唆されるであろうか。まず第1に、死別母子家庭には遺族基礎年金または遺族厚生年金があるのに対して、生別母子家庭

ではそれがないということに関しては、慰謝料や養育料という制度が有効に機能するための施策が必要であろう。慰謝料や養育料という制度の実行化により格差の一部が是正されるだろう。第2に、遺族基礎年金と遺族厚生年金の格差問題についても、格差是正のための施策が望まれる。第3に、児童扶養手当と遺族基礎年金の格差問題についても、格差是正のための施策が望まれる。第4に、一般の世帯との格差拡大の原因のひとつが、一般の世帯における社会保障給付の構成比の増加にあるのではないかと指摘したが、このことは一般の世帯が「夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯」と定義されていることから明らかなように、その中核が老齢年金であると想定すると、児童扶養手当より老齢年金の伸び率が高いということにもなる。もしそうであれば、児童扶養手当の老齢年金並みの上昇が図られるべきではないだろうか。そのことによって、母子家庭と一般の世帯との格差は是正されていくだろう。

おわりに

母子家庭の社会保障というテーマの故に、母子家庭の生活問題を所得保障の範疇に限定する形式を採用した。母子家庭の生活問題を明らかにする手法として生活構造論があるが、生活水準、生活関係、生活時間、生活空間という4つの水準のなかで生活水準の研究が最も一般的である。母子家庭の社会福祉といったテーマであれば、もっと広領域の議論が要請されたと思うが、上記のテーマのため幾分限定した発想になった。しかし、テーマを限定するということは、それなりに効用もある。つまり、限定されたテーマの範疇で未整理の部分が多く存在することを再認識するという効果がそれである。その種の研究が一定量なされてきたことで、母子家庭研究の鮮度が失われてきたのではと思いながら、生活水準を論議する最も基本的な家計調査統計により、いくつかの事実を明らかにすることができた。以下は、その要約である。

1 母子世帯と一般世帯との収入格差はこの5年間(1982年と1987年の比較)で拡大してい

- る。
- 2 死別母子世帯と離別母子世帯の一般世帯との収入格差は、この5年間でそれぞれ拡大している。
 - 3 母子世帯の実収入および1人当たり実収入は、6つの世帯タイプのなかで最も低い。
 - 4 母子世帯と一般の世帯を比較した場合、母子世帯の実収入および1人当たり実収入は、どの時点（1980年／1985年／1990年）でも低い。
 - 5 母子世帯は一般の世帯と比較して、実収入に占める勤め先収入の割合がどの時点でも低く、他の実収入の割合がどの時点でも高い。
 - 6 母子世帯は一般の世帯と比較して、他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合がどの時点でも高い。
 - 7 母子世帯は一般の世帯と比較して、実支出項目への支出割合がどの時点でも高く、実支出以外の支出へのそれがどの時点でも低い。
 - 8 母子世帯は一般の世帯と比較して、実支出のうちでも消費支出項目への支出割合がどの時点でも高く、非消費支出項目へのそれがどの時点でも低い。
 - 9 母子世帯は一般の世帯と比較して、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費の割合がどの時点でも高く、雑費の占める割合がどの時点でも低い。
 - 10 母子家庭の社会保障は、死別と生別、遺族基礎年金と遺族厚生年金、児童扶養手当と遺族基礎年金間にそれぞれ格差が存在する。換言すると、母子家庭の類型により社会保障給付に格差が存在する。
 - 11 母子家庭と一般の世帯の格差是正には、例えば、児童扶養手当を老齢年金並みに引き上げることも考えられる。

注

- 1) この間の主要業績は、社会福祉法人真生会・社会福祉研究所の年報『母子研究』No. 1. (1978) 以降に発表されている。

- 2) 1977年に始まった「母子福祉研究会」は、その後母子福祉を含むより広領域を対象とした「福祉政策研究会」（座長：副田義也筑波大学教授）に発展的に解消された。
- 3) その主要業績は、上記『母子研究』および上記研究所の『母子福祉・父子福祉の研究』（1983）などに発表されている。
- 4) 生活構造論を基礎理論とした母子家庭研究は、母子家庭の生活問題を明らかにするという仕事では一定の成果を上げてきた。とりわけ、生活水準に関する研究の成果は大きい。しかし、家族問題、家族病理、家族福祉といった研究のフレームワークのなかでは、母子家庭の多様な研究の可能性があるように思う。しかし、それが社会保障という範疇でどの程度可能かについては疑問がないわけではない。
- 5) その多くは、国および地方自治体の母子家庭実態調査として行われてきた。例えば、国の場合、戦後1952年、1956年、1961年、1967年、1973年、1978年、1983年、1988年の計8回の実態調査を行ってきた。
- 6) 副田義也・吉田恭爾「単親家庭福祉の構想——東京都の場合」『母子福祉・父子福祉の研究』1983年、188-220頁。
- 7) 副田義也・吉田恭爾（1983）、同上、188-220頁。
- 8) ここでの家計調査の分析枠組みは、故吉田恭爾「母子家庭の問題と母子福祉施策」吉田恭爾編『現代のエスプリ No. 142 母子家庭：その生活と福祉』至文堂、1979年、9-13頁および同「母子世帯の家計」『母子研究』No. 2, 1979年、39-41頁を参考にした。なお、『家計調査年報』では、母子世帯の子供が18歳未満に限定されているが、『母子世帯等実態調査』では、母子世帯の子供が20歳未満に限定されていることが、2つの調査の主要な違いである。
- 9) 『家計調査年報』の世帯類型別統計は、1963年に始まり、1966年までは8分類、1967年以降は、使用人のいる世帯、その他の世帯が除かれ6分類となっている。
- 10) 勤労者世帯のみを分析の対象にしたのは、収入と支出の実数が掲げられているのが勤労者世帯であり、個人営業世帯では支出の実数だけが掲げられているためである。
- 11) 核家族世帯を一般の世帯として母子世帯と対照することに対して、吉田は、どの年度においても核家族世帯が調査対象全世帯のうち最大の構成比を占めて一般的であること、全世帯類型の数値と母子世帯のそれを対照させることは望ましいが、煩雑になり、母子世帯の家計の特質がかえって不分明になるのをさけること（吉田『母子研究』No. 2, 1979年、41頁）、の2点を理由に挙げているが、本論文でも吉田の枠組みに従う。
- 12) 吉田『現代のエスプリ』No. 142, 1979年、12-13頁。

（はたなか・むねかず 大阪市立大学助教授）

論 文

保険学からする社会保険学

庭 田 範 秋

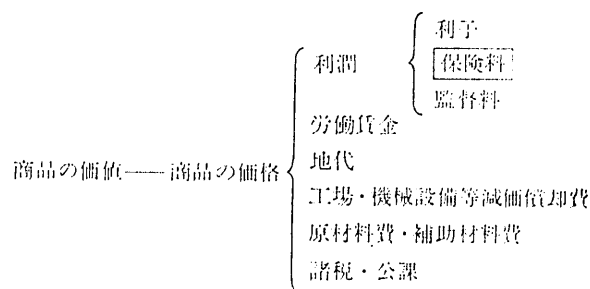
I 経済学としての保険学の位置付け

われわれが保険という制度に、根本的そして最終的に何を求め、何を期待するかのその“何”において学理を組み立てていくかで、そこから形成されてくる保険学の本質とそのあり方が規定されてくるであろう。若干の例外はあるいはあろうかもしれないが、今日の段階では保険に圧倒的多数の人々が“経済的保障”を求め、期待し、この経済的保障の遂行と達成の過程や程度または純度・適切度さらには適正度において保険を評価する以上、ここでの保険学はかりに「経済学の継子」であったり、「経済学で理解されない特殊的存在」であったとしても、なお経済学の一部そして一種と把握されるべきであろうとなるのである。まさに保険学は経済学として形成されなければならないのである。

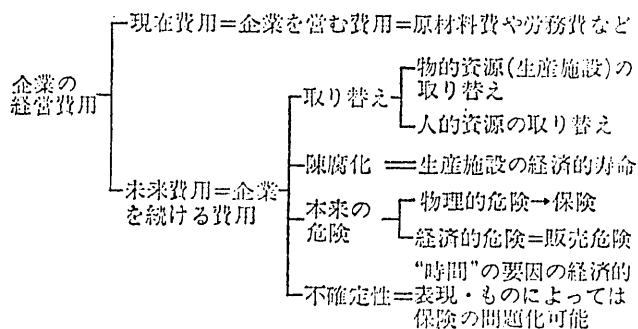
ところで経済学の歴史において、きわめて重要な位置に据えられ、そして据えられ続けてきた学理に“価値論—価格論”があるが、そのなかで保険はどのように扱われているであろうか。そして具体的には価値形成の生産過程を分担して達成する企業における経営費用のところでは、保険はどのように組み込まれていくであろうか。しかして経済構造または活動を社会的な規模で捉えた場合、物財の流れに対しまったく逆流するといってもよい金・貨幣の流れの二面があり、それらはそれぞれお互いに裏打ちの関係にあって活動形態を顕現するのであるが、その貨幣のあり方の追求によって保険はどのように登場し、機能するのであろう

か。それらを図式化すると次のごとくになるであろう（図1、図2、図3）。

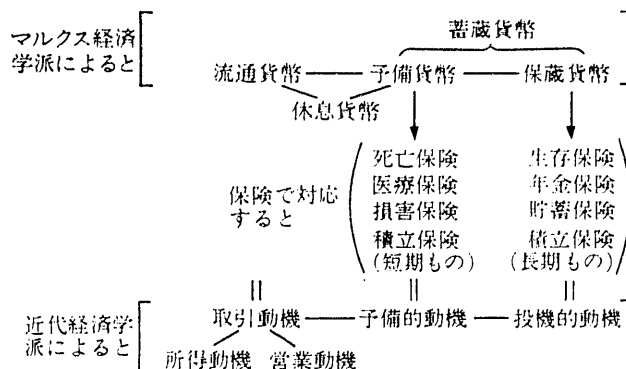
〔図1〕 価値形成—価格形成と保険



〔図2〕 企業における経営費用と保険の関係



〔図3〕 貨幣の流れ・種別と保険の関係



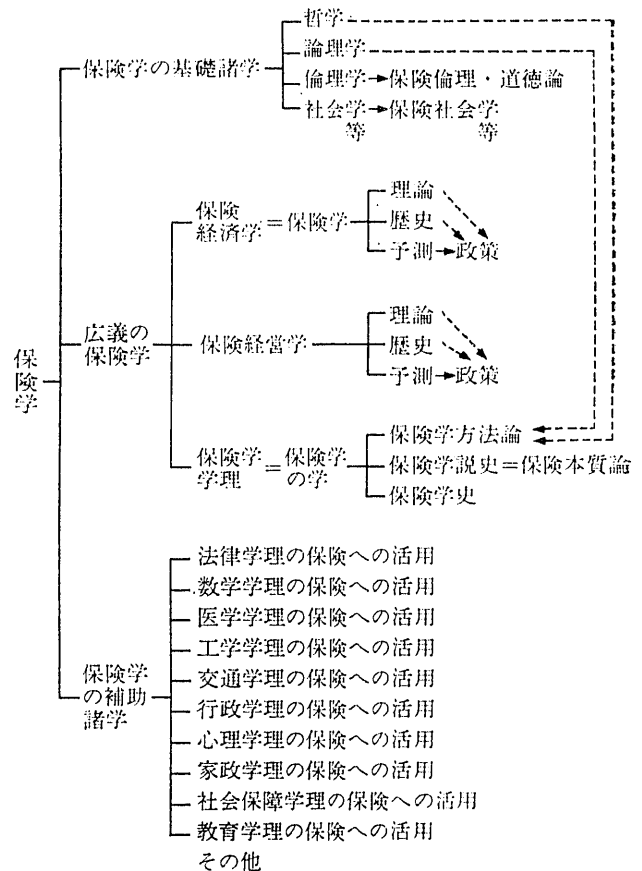
〔図 4〕 保険学の体系と内容

II 保険学の内容

保険学は経済学であるべきなのに、まことに特異な発展を遂げた。たしかに見ようによっては「保険とは長期にわたり、多数の人々との約束事」とされることから、ごく初期においては保険学の関心と対象は“約款作成論・解釈論”に注がれ、終始したかの感がある。次いで“料率論・数理論”へと重心を移していったが、これをもって契約として形成・登場した保険を制度的に破綻なからしめるよう努めたのである。このことを続けながら“商品開発論”へと進んでいき、次々と新種の保険を誕生させ、そして提供したのであった。続いて“保険経営論”の時代に入る。そこでは一面では保険の経営合理化による価格引き下げにおいて一層の普及を図り、他面ではより多くの利潤の生み出しを図ったのである。しかし、いよいよ“保険マーケティング”の時代に入った。とにかく保険を売らなくては問題にならない。保険経営者の側からすればアンダーライティングということになる。最後に迎えた保険の機能とその学理としては“保険金融論”であろう。保険料として集め、流れ込んできたお金・貨幣をいかに金融市場において投融資・運用して、より多くの利潤・利子を上げるかということである。時代は金融革命の到来を告げ、もともと特殊金融機関として金融制度内に位置付けられていた保険制度・企業を見直し、金融面で評価替えするわけである。

ではこれからの将来・未来はというと、それはおそらく“情報科学論”のなかの保険学として、一層の飛躍と転換をなすであろうと予測されるところである（図 4）。

さて保険学の歴史でもうひとつの特色ある現象としては、保険本質論の重視である。なんといっても保険の歴史は長く、その間に損害保険と生命保険、保険と共済、私的保険と公的保険、個別保険と社会保険、在来保険（海上・火災・生命の諸保険）と新種保険のように、それぞれに分別される各種の保険を包括しての一体的本質把握には、なみなみならぬ困難と学的興味があっただけに、



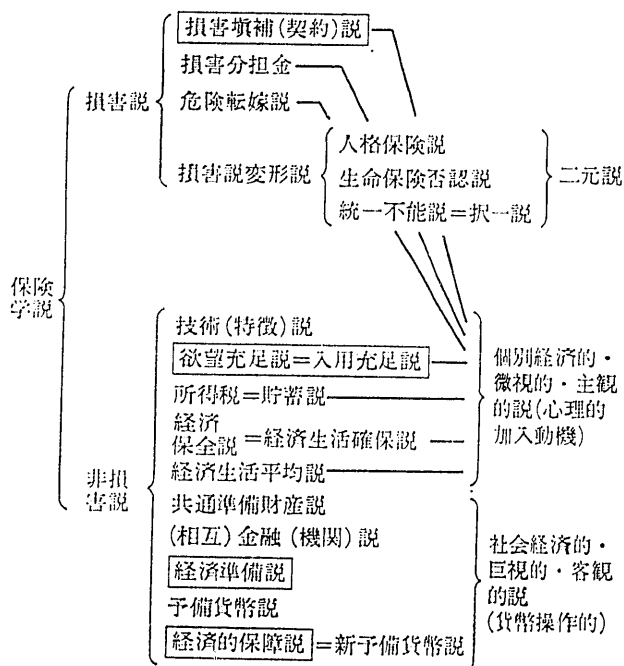
あたかも一人一本質論とされるほどに多数が登場した。だがそのおおかたは泡沫のごとく消え去る運命にあって、現在では予備貨幣説を下敷きとしての“経済的保障説”において保険本質論争もピリオドを打たされたの感がある。

保険本質論はまず損害説から始まった。それというのも、保険そのものが海上保険なる損害保険からスタートしたことによる。これはあまりに法的・契約論的本質論にすぎた。次いで個別経済的・微視的・主観的そして心理的加入動機に着目した諸説が登場したのであり、これはきわめて長く信奉され続けた。そして保険という制度が社会的に高く位置付けられ、社会的に大きな活動を展開しだすにつれて、社会経済的・巨視的・客観的そして貨幣操作の面に着目した諸説の時代を迎えるに至ったのである。このなかでの経済的保障説は、私的保険・個別保険と公的保険・社会保険との一体的本質把握を可能とし、またこれが予備貨

幣説を下敷きとする新予備貨幣説であることから、保険における保障機能と金融機能の両者をひとつに組んでの理解・把握を達成したのであって、だからこそその後は新保険本質論は姿を見せないのであった。

それあるがゆえに保険とされ（主たる要素の同一性）、それを欠くがゆえに保険とされない（主たる要素の不存在性または相互差異性）、その“それ”こそが保険の本質である。そして保険の本質を論理的に簡潔に文章化して表現するとそれが保険学説となる。保険学説を基礎に据え、支柱としてそれをめぐって保険の万般の現象を矛盾なく、系統立て、体系化して理論を構築すると、それが保険理論となるのである。かかる観点からそれぞれの保険学説を検討すると、わずかに保険理論しかして保険学派として残りうるものは、損害填補説、欲望充足説、経済準備説ならびに経済的保障説であろう。とはいえ経済的保障説を別にすれば、他の学説はことごとく過去の学説化してしまっているのである。洪水のように出された群小の保険学説は、おおかた言いつばなしのそれにすぎなかった（図5）。

〔図5〕 保険本質論—保険学説



III 保険の歴史と社会保険の登場

保険の原始的形態，原始的保険とされるものの経済市場に登場したのはきわめて古い。しかし近代的保険とされるそれとなると，やはり資本主義経済ならびに社会の形成・展開をもってされるであろう。そして社会の変化が保険の変化をもたらし，そのことに比べればきわめて微弱ながらも，保険の発展とその変化が経済や社会を変革させた事実，決して忘れてはならないし，不当に軽視してもいけないであろう。また制度としての保険の発展と，それを具体化すべく諸事務・作業を担当して経済的保障の体制を成立させ，遂行し，達成させる機関としての保険企業の登場・活動・変転をも，保険の歴史上で十分に把握しておかなければならないであろう。その意味で保険の歴史は制度の歴史であるとともに，保険経営の歴史でもなければならぬはずである。しかも同時に，実は経済的保障という福祉活動・事業との関連的理解も欠くことは許されまい（図6，図7）。

過去から現在までの保険の歩みをたどって，それを前途に向けて延長していくと，そこには保険の将来とか未来とかが浮かび上がってくるであろう。過去から現在の延長線上の未来であり，また未来を先取りしての現在というあり方も考えられるのである。そのような保険の未来といっても，現在からの遠さで予測範囲内未来，予想範囲内未来，空想範囲内未来と，おのずから分けられてこよう。

IV 保険の分類と社会保険

保険の分類の保険学上の重要性は，最近になって少しく薄れたといわれだしてきた。それというのも保険業法の実質上の規制力が弱まり，生命保険と損害保険の実際上の区別が必要性を減じ，生損保兼営が可能となったり，第三の保険分野とされる保険種類が多数登場し，あえて保険を生保と損保に分類する必要が後退したからである。と同時に個別保険と社会保険の関係にも変化が現れだ

〔図 6〕 時代の発展と保険の発展

	時 代	福祉の追求形態	経済的保障としての保険種目	保険企業形態	保険の性格	
競争し生き抜く	資本形成ならびに蓄積時代	○資本形成・蓄積のために、人々の生活をかえりみて配慮する余裕乏し。 ○形成・蓄積されつつある資本をなによりも大切にした。 ○商業や貿易によって、いち早く富＝資本を形成・蓄積せんとした。	○せめて共済方式で、人々は生活を守ろうとした。 ○貿易を円滑化し発展させるために、資本の保持と確保に努め、海上保険が登場した。	○原始的共済 ○個人保険業者	投機性保険	商業資本主義
生産強化で生活を押し上げる	蓄積された資本を回して生産を推進時代	○労働者の生活の場ならびに商品流通の場としての都市の形成。 ○生産をめぐる大資本活躍の時代。 ○生活水準が向上し、消費の場において、人々が家屋や家財をもつようになった。 ○労働力の源泉にしてその宿っている肉体・生命を各人が保全せんと努めるようになった。 ○人々が科学的・合理的な経済計算をするようになった。 ○私有財産制度絶対視の時代。	○都市における火災保険の登場。 ○生活のゆとりにつれ、共済から近代的な生命保険へと移行した。	○株式会社保険	合理性保険	産業資本主義
向上分配を正す生活	経済活動の成果の分配問題重視時代	○労働組合を結成、団体交渉を通じて労働条件の改善に努めた。 ○労資の階級対立が目立ち、社会主義思想が発展した。 ○資本が膨大化し、この大資本が経済界を支配した。	○国家が低所得者階層を対象に簡易保険を実施した。 ○社会政策的目的をもって社会保険が登場し、発展した。 ○巨大リスクを保険が担保するために再保険が大いに活用された。	○保険国営企業 ○保険準国営企業	社会性保険	金融資本主義
生活のゆとりにつれて変化あらしめる	経済全般に対し、生産偏重は是正され諸関係調整時代	○独占的大資本の経済支配に対し、各面で人間性の重視がいわれ、人間関係の適正化が努められた。 ○金融機関と産業資本の結託による国家経済の支配。 ○技術開発、技術高度化が生産・流通両面で著しく推進された。 ○国際関係の緊密化とその調整が重視された。 ○国家政策の見地から、国家的規模で各種の政策が展開された。そこでは国民生活の安定と向上が図られた。 ○中間階級の層が厚くなり、知識・情報・技術による支配社会となる。 ○資金運用事業の発展とその活発化により、財テク重視・節税努力が見直されてきた。	○多数の新種保険が登場、なかんずく自動車保険や賠償責任保険。 ○社会保険が社会保障へ発展的解消。 ○産業振興保険が活躍している。 ○近代的共済の独占のアウトサイダー的存在。 ○団体保険が社会保険と普通保険の中間性をもって登場し、発展した。 ○国民世論に押されて公害保険が志向される。 ○保障と金融の一体化商品の開発・登場。	○保険独占体 ○保険金融機関化 ○相互会社保険 ○協同組合保険 ○外国保険会社	福祉性保険	家福祉主義国

し、この両部門の保険の中間に位置付けられるという意味での“第三の保険分野”または“保険の第三分野”なるものができたりして、あえて保険を分けるにも及ぶまいとなってきたからである。

しかしこれはあまりに短絡的な結論である。各種の基準に応じて保険をそれぞれに分別することで、一段と保険の現代的機能や範囲や、領域や問題点が鮮明にされてくるのであって、保険の分類こそ保険の実態を直接または間接に明確化するということもできよう。

(1) 生命保険と損害保険、これはごく一般的にして常識化した分け方で、学術的にはあまり意味をもたないまでも、とにかく世間・世俗で通用

しているだけに無視できない。そしてこの2つの保険分野の間に、第三の保険分野と呼ばれる保険群が登場してきた。もっとも個別保険と社会保険の中間の保険を第三の保険分野と呼んだことも当初はあったが、今日ではほとんど消えてしまった分別である(図8, 図9, 図10)。

(2) 社会経済場裡に存在する危険に応じての保険の分類(図11)。

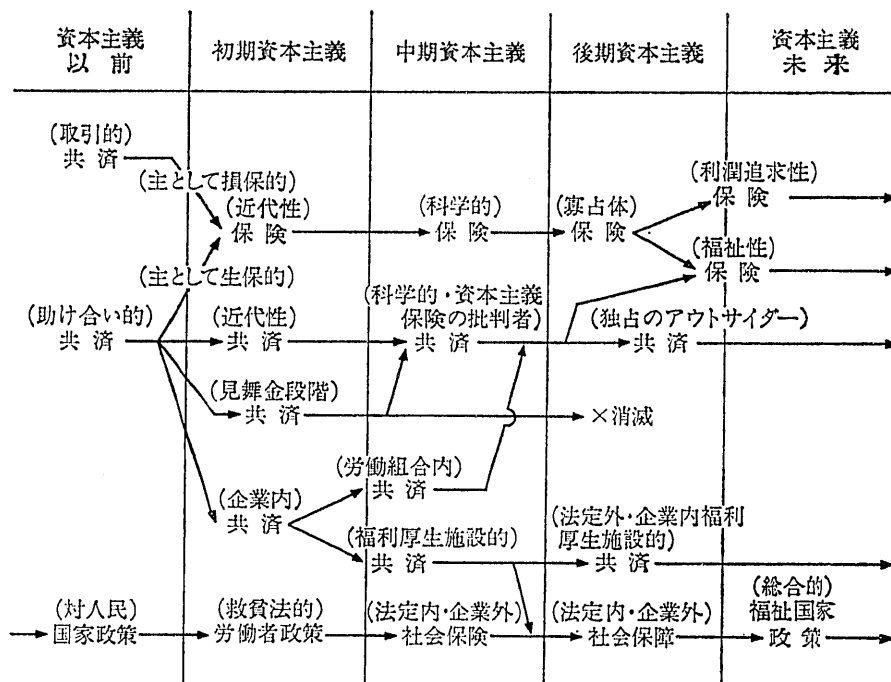
(3) 家計保険と企業保険という分類(図12)。

(4) 保険の社会的な性格に基づく分類(図13)。

(5) 政策性の有無による保険の分類(図14)。

(6) 保険分類の一覧表(図15)。

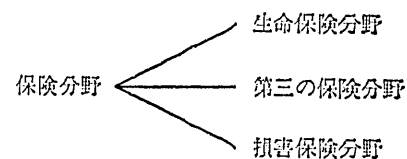
〔図 7〕 資本主義経済の変転と保険・共済・社会保険



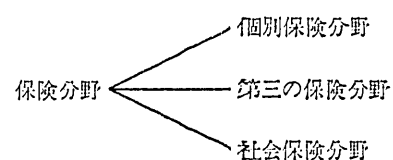
〔図 8〕

生命保険	損害保険
経済的保障を目的とす	経済的補償を目的とす
生活保障の制度	損害填補の制度
人体とか生命に付保	物財とか物的利害関係に付保
人間の死亡および一定期間ないし一定時点までの生存を契機に保険金を支払う	保険契約によって定められた偶然の一定事故の発生を契機に保険金を支払う
保険金は定額の場合がほとんど	被保険者の被った損害額に関わらして保険金が支払われる
生死という保険事故を中心として定義する	財物の損害に備えるとの観点から定義する
人保険	物保険

〔図 9〕



〔図 10〕



(7) 在来保険か新種保険かによる分類 (図 16)。

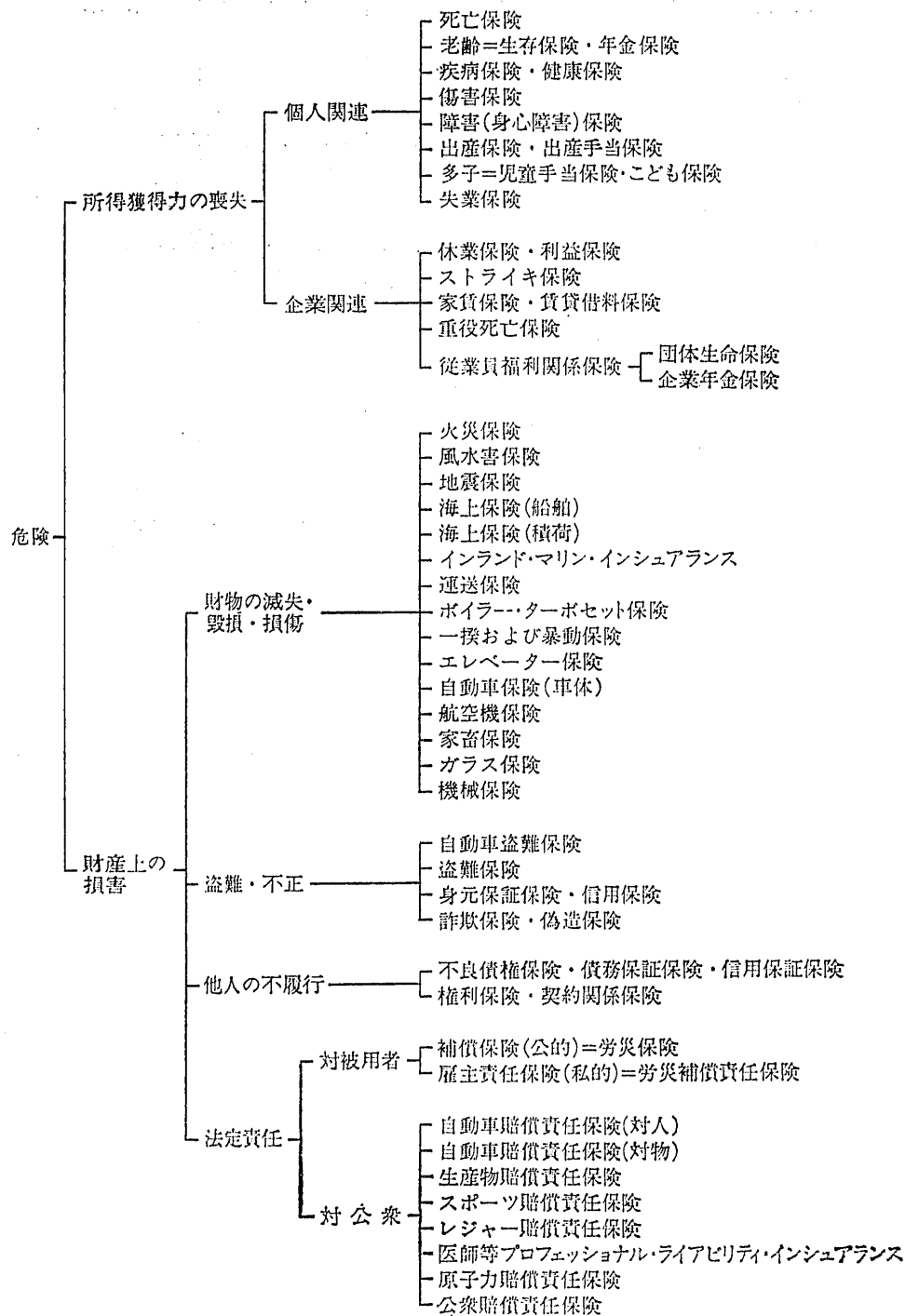
(8) 保険収支・財政への対応姿勢による分類 (図 17)。

V 社会経済のなかでの私的保険・個別保険と公的保険・社会保険

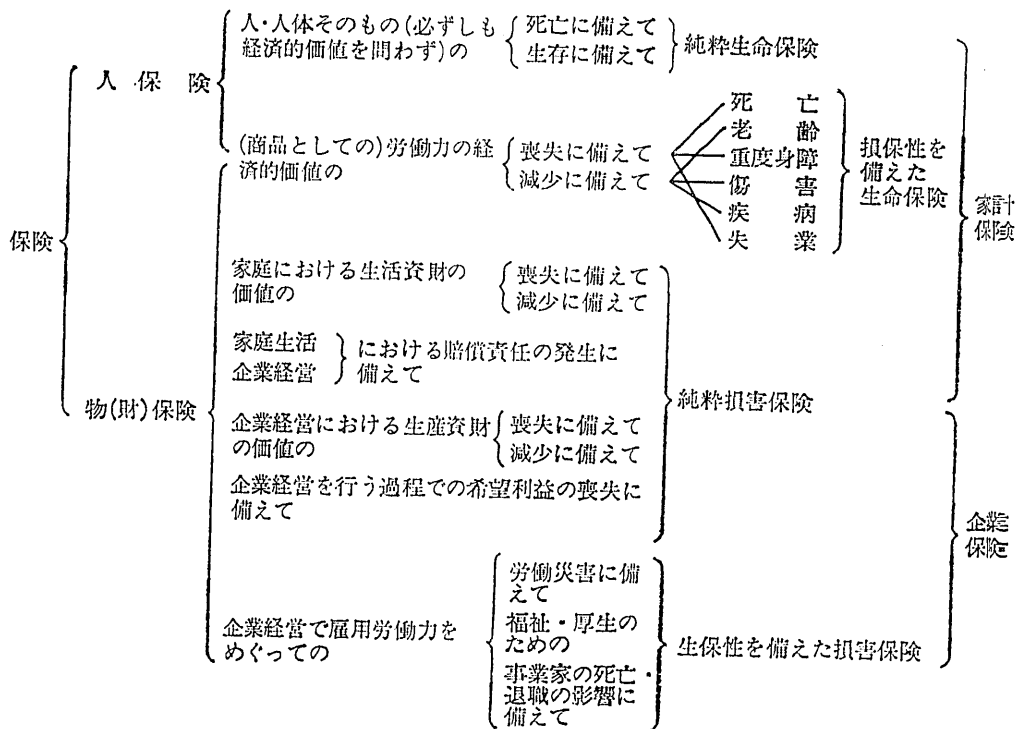
福祉への要望が驟々として広まり、津々としてゆき渡っていく社会にあって、経済的保障は福祉追求と達成の中核的存在となった。そこで経済的

保障をめぐっての公的と私的な諸制度が誕生し、ひとつのブーム現象化しつつある。ここで注意すべき事柄として、現代ではあたかも公的保険しかして社会保険こそが私的保険そして個別保険に対し先発・主導の制度としての位置付けをされているが、保険学理側からすると、私的保険・個別保険のほうが歴史的登場では早く、そしてその近代的制度としての整いも先であったとされている。そして技術の面においても間違いなしに先輩格であることは否定のしようもない。その代わりにそ

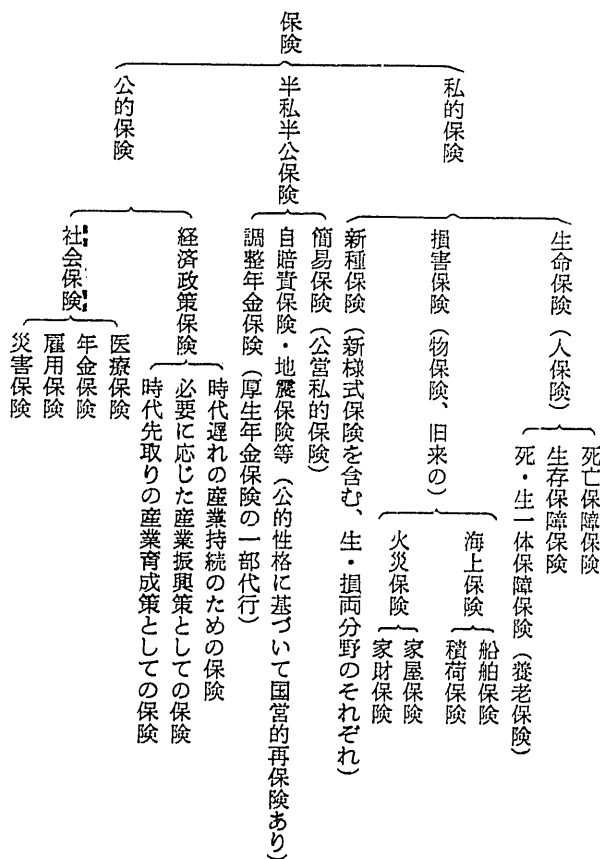
(図 11)



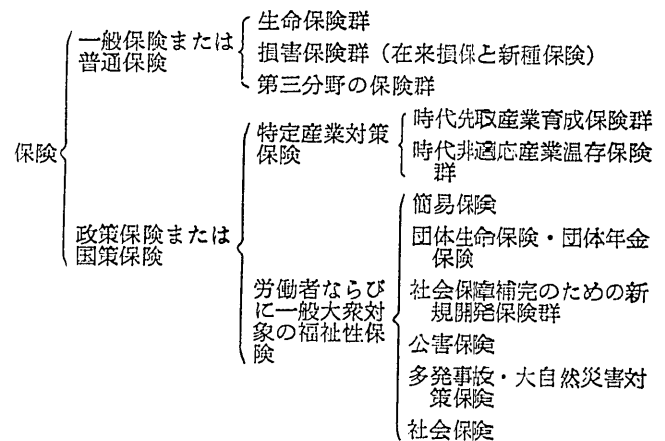
〔図 12〕



〔図 13〕



〔図 14〕



の後の理念の深奥さや高潔さにおいては、社会保険のほうが指導者的地位を占めたことも、これまた否定を許さないところである。経営または運営の合理性や効率性の達成のための技術においては、私的保険・個別保険の側が師であり、理念の現代性や国民性においては公的保険・社会保険のほうに当今では師とされるべき地位にあらう。同じく福祉と保障をめぐってといっても、それぞれに相違するところであり、よって〈競合一代替一補足一補完〉などのあり方と関係が形成されてくるで

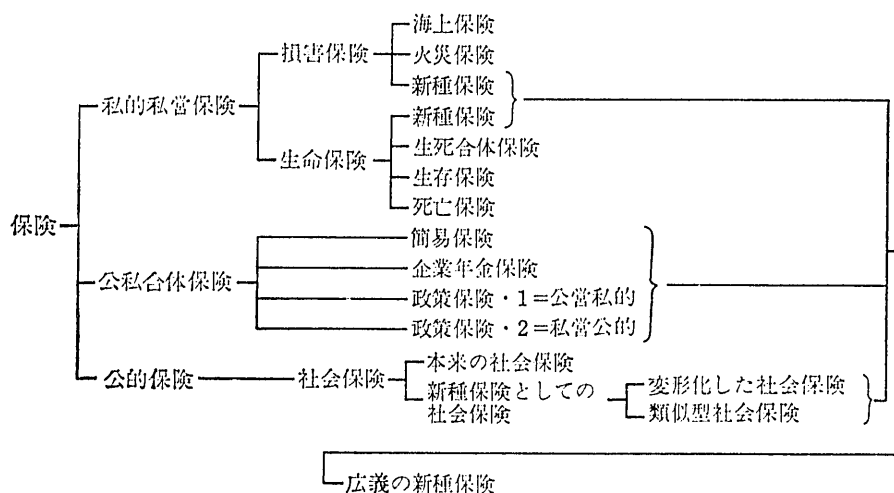
〔図 15〕

事故の対象
 経営の主体
 経営の動機
 加入者の性格
 (保険料支出者の性格)
 加入の動機
 保険料の性格
 給付の基準
 給付の手段
 被保険者の選択方式
 引き受け内容
 危険分担の関係
 責任の所在
 国家政策性の有無
 法制上の基準
 危険の対象
 保険期間の長短
 リスクの種類
 生産活動との関連
 金融性の重視
 給付の仕方
 (保険金受取方法)

人 保		物(財) 保	
人 保	人 保	物(財) 保	物(財) 保
公営(国営) 保険	民 営(私営) 保険	公営(国営) 保険	民 営(私営) 保険
非営利 保険	営 利 保 險	非営利 保険	営 利 保 險
企 業 保 險	家 計 保 險	企 業 保 險	家 計 保 險
任 意 保 險	強 制 保 險	任 意 保 險	強 制 保 險
費 用 保 險	蓄 積 保 險	費 用 保 險	蓄 積 保 險
損 害 保 險	定 額 保 險	損 害 保 險	定 額 保 險
現物 保 險	金 保 險	現物 保 險	金 保 險
個 別 保 險	団 体(集 団) 保 險	個 別 保 險	団 体(集 団) 保 險
単 一(契 約) 保 險	複 合(契 約) 保 險	単 一(契 約) 保 險	複 合(契 約) 保 險
元 受(原) 保 險	再 保 險	元 受(原) 保 險	再 保 險
個 人 保 險	社 会 保 險	個 人 保 險	社 会 保 險
普 通 保 險	經 済 政 策 保 險	普 通 保 險	經 済 政 策 保 險
損 害 保 險	生 命 保 險	損 害 保 險	生 命 保 險
人 保	非 人 保 險	人 保	非 人 保 險
短 期 保 險	長 期 保 險	短 期 保 險	長 期 保 險
財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險	財 産 損 失 保 險	所 得 力 喪 失 保 險
資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險	資 本 再 生 産 関 連 保 險	勞 働 力 再 生 産 関 連 保 險
金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險	金 融 性 保 險	保 障 性 中 心 保 險
年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險	年 金 保 險	一 時 金・一 括 払 保 險

(注) この図における枠内で横に仕切りの線は、枠外上の基準で分類した場合のおおかたの領域の大きさを示すものである。

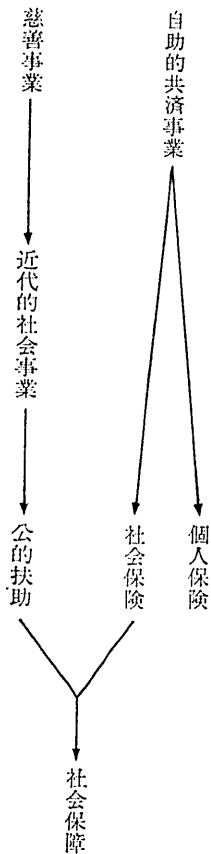
〔図 16〕



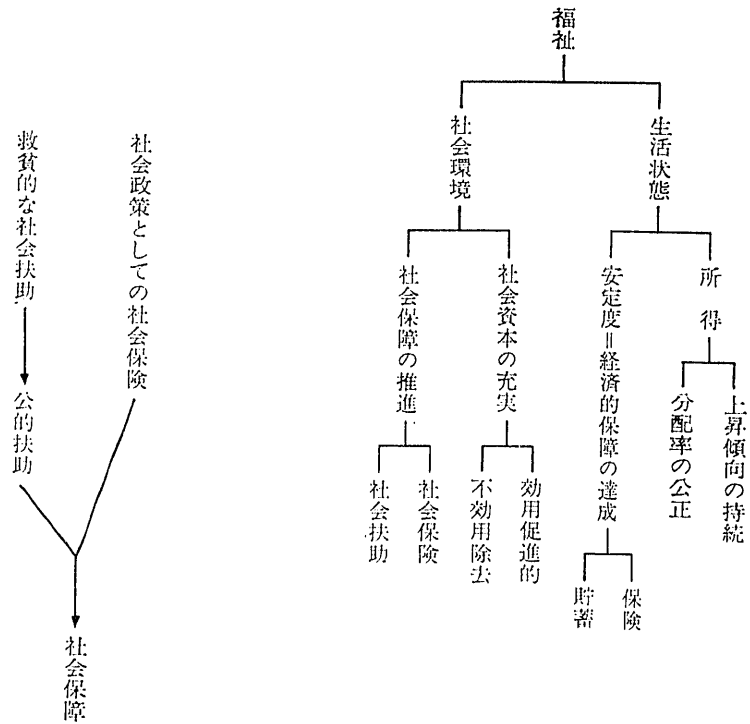
〔図 17〕

	個 別 保 險	社 会 保 險
長期的	厳格な数理計算	一種の“目安”的計算
短期間	配当で適宜調整	財政再計算ごとに〈改正〉による修正

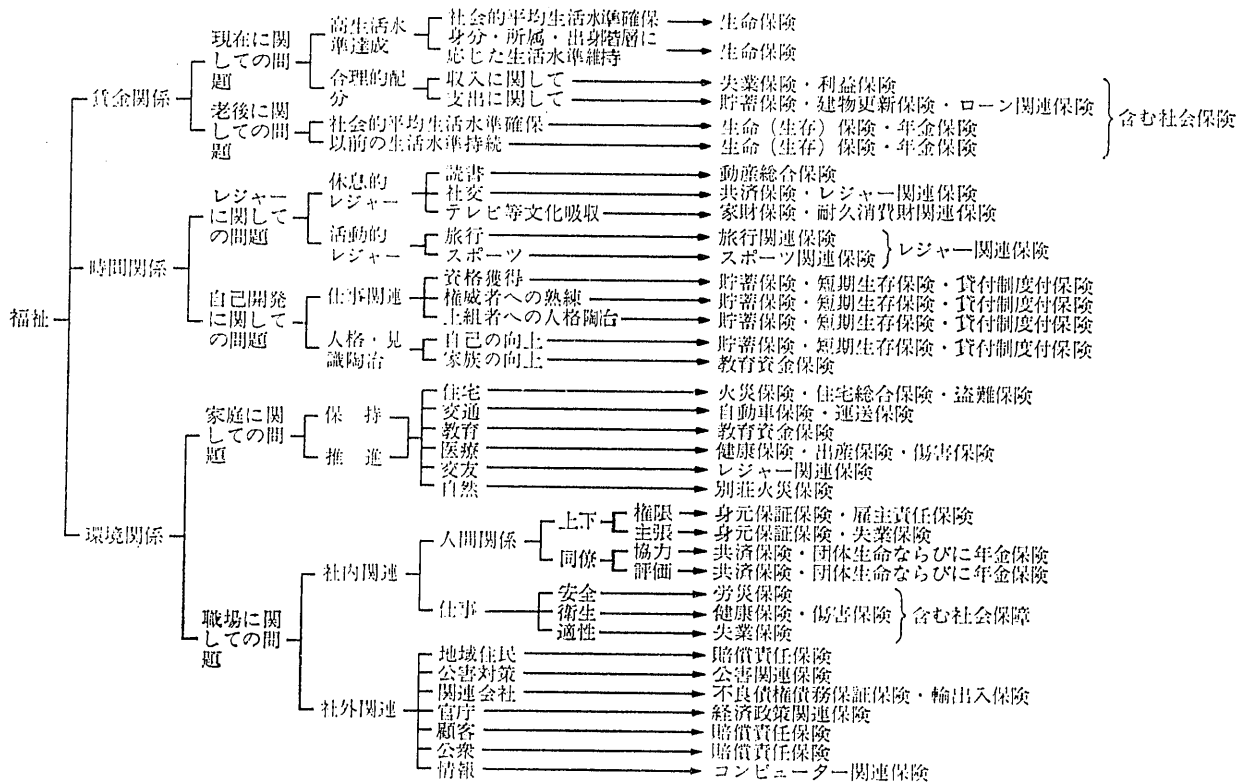
〔図 18〕



〔図 19〕



〔図 20〕



あろう。

(1) 自助と慈善における個人保険と社会保険の関係 (図18)。

(2) 福祉の観点より保険と社会保険を誘導 (図19)。

(3) 福祉の観点からの保険の分類 (図20)。

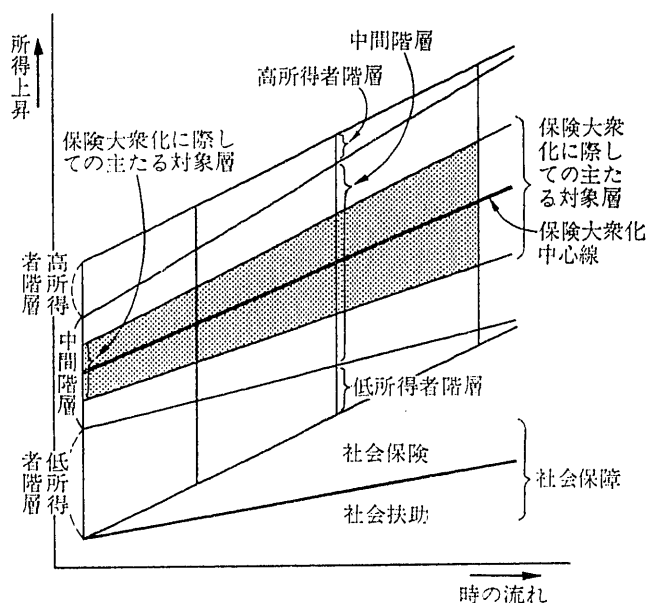
(4) 福祉社会を達成するための手段の一環としての私的保険・個人保険 (個別保険と解してよい) ならびに社会保険 (各種の公的保険もここに含ませて考えてよい) の追求 (図21)。

(5) 公的保険・社会保障 (ここでは社会保険が中心と捉えてよい) と私的保険・民間保険・個人保険 (これは個別保険と解してよい) の相互関係 (図22)。

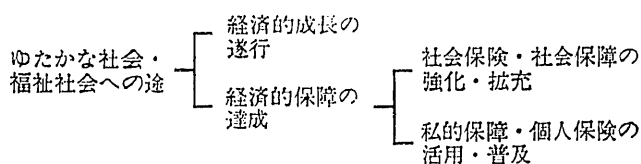
(6) 保険の大衆化現象をめぐっての社会保障のあり方 (図23)。

(7) 現在のわが国の経済的保障の体系または体制のなかでの民保・共済・簡保・社保そして外国保険などのあり方 (図24, 図25)。

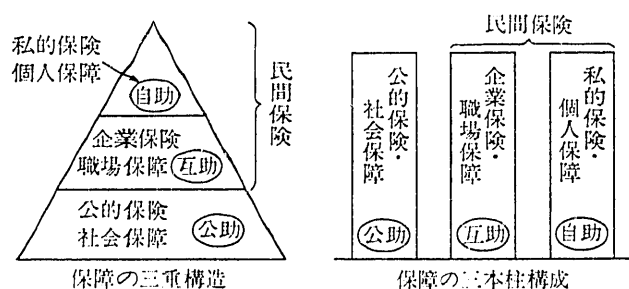
〔図 23〕



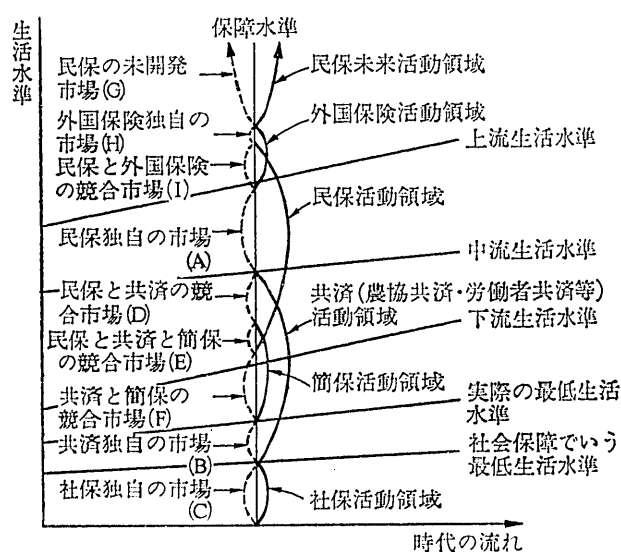
〔図 21〕



〔図 22〕



〔図 24〕



日本保険・保障市場; A+B+C+D+E+F+G+I

民 保 市 場; A+D+E+I

共 済 市 場; B+D+E+F

簡 保 市 場; E+F

外 国 保 険 市 場; H+I

A; 民保独自の市場

B; 共済独自の市場

C; 社会保障独自の市場

D; 民保と共済の競合市場

E; 民保と共済と簡保の競合市場

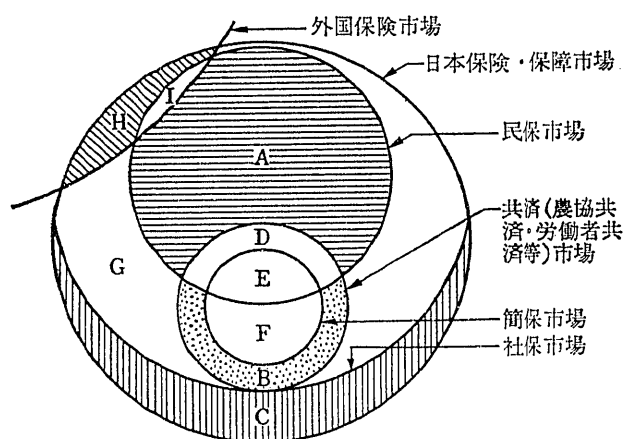
F; 共済と簡保の競合市場

G; 日本保険・保障未開発市場

H; 外国保険独自の市場

I; 民保と外国保険の競合市場

〔図 25〕



VI 保険の原理と社会保険への修正

保険学では保険の原理をきわめて重視して、力説する。一般には第一原理として“給付・反対給付均等の原理”がまずあって、続いて第一原理のうに第二原理としての“収支相等（くれぐれも相当にあらず）の原理”が成り立ちうとしているが、事実はずしもそうではない。まずごくおおまかなその保険団体の運営・経営における収支相等の状態を想定し、そこから保険料ならびに保険料率を割り出してくるとの行程をたどるのである。そしてこのようなあり方、手続きをししばらく踏襲する過程で、保険事故発生率の確率が大量法則的に把握され、しかして経験が積み上げられるのをまて、本格的な給付・反対給付均等の状態が確立されて、以後は〈第一原理の実施→第二原理の達成〉と推移していく。新しい保険の生誕とそれに続く初期の段階では〈収支相等の状態→給付・反対給付均等の状態〉とあり、保険が定着してくると〈給付・反対給付均等の状態→収支相等の状態〉とし、そこで初めて本格的に安定・定着してくる。考え方としては初期においてはやや賦課方式数理的であり、その後は積立方式数理的であるとされよう。きわめて傾向的表現にすぎはするが。

私的保険にして民間保険においては、当初は保険料・保険料率は高めに設定され、過度の黒字の発生や累積をまてそれは引き下げられるのが普

通である。しかるに福祉にまつわり、関わる社会保険においては、まず低価格・低料率において福祉達成や推進に向けてその保険が発足せしめられ、そして大幅な赤字の発生や深刻な財政窮迫をまて、保険料・保険料率の引き上げが策されるのである。まさに私的保険・個別保険と公的保険・社会保険とでは、保険料・保険料率をめぐる動きは逆的である。

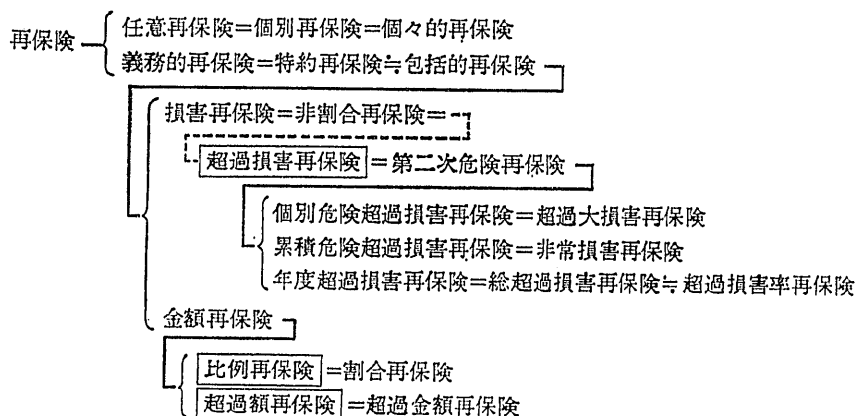
さて私的保険では収支破綻を恐れて、ぜひとも回避しなければならないことから、再保険なる制度が設営・利用されることになる。保険収支が破綻しても保険者・保険団体のみずからの力でしか対応できないのであるから、再保険はぜひとも必要不可欠である。しかるに公的保険・社会保険は国営・準国営にして、結局は財政保証は国家にあり、国費をもって財政補償がなされるとの本来の見地から、一切再保険は必要ないといわれてきた。が、しかしこれは必ずしも正しくない。公的・国営の保険といえどもそれぞれに保険者があり、保険団体を形成して財政健全化を希求しつつ追求しているのであるから、保険学でいう再保険制度そのものではないまでも、なお再保険的制度はありうるであろう。多くの場合それはまことに不完全・不十分なものにして、そして“財政調整≡制度間財調”と呼ばれるものにすぎないのであるが。また高額医療費共同事業なども広義の再保険か？

再保険制度は、保険制度の華とされている。それほど高度に発展したもので、保険の原理と技術が集約している。最近では「再保険制度が組みえるし、組まれる約束があるからこそ、元受保険が開始され、着手され、創設される」とまでいわれるに至ってきた。かりに再保険制度が社会保険において導入されたとしたら、損害再保険、しかしてそのなかの個別危険超過損害再保険（超過大損害再保険）あたりが応用されるのではなかろうか（図26）。

VII 保険金・保険料のあり方と個別保険ならびに社会保険

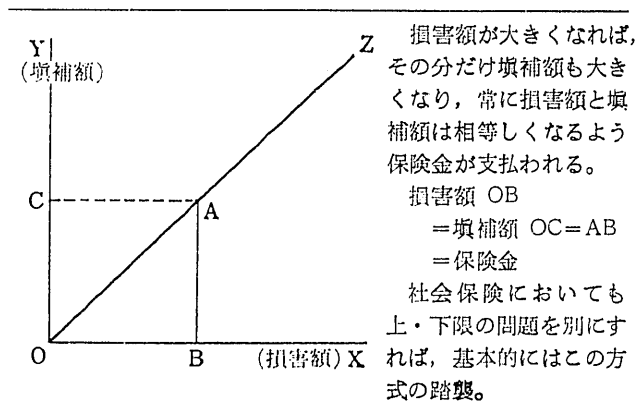
保険金支払いについても、私的保険・個別保険

〔図 26〕



はそれなりの技術をもっている。ひとつには道徳的危険の誘発を防ぎ、保険を通じて利得などの現象が生じないようにするためである。次いで保険経営の安定を図り、そのための保険収支の健全性を常時かつ長期に維持せんがためである。さらに保険契約者平等待遇の原則の達成を図るためでもあって、これらの諸目的・諸要請の追求に向けて、ただ単に保険金支払い・保険給付の部面だけでなく、それは保険料支出・被保険者拠出のところでも同時に追求されて、ここに“給付と負担の公平ならびに平等の達成”という表現で、実は最近では社会保険のところでもかかる動きが顕著となってきた。ただし私的保険・個別保険のところでのそれは、保険としての範囲・領域を超えるものでないのに対し、公的保険・社会保険においては、発想と手法は社会的立場・見地、社会的視角・場裡においてのそれであって、相互比較をしてみると微妙に相違することがわかるであろう。

〔図 27〕 実損填補

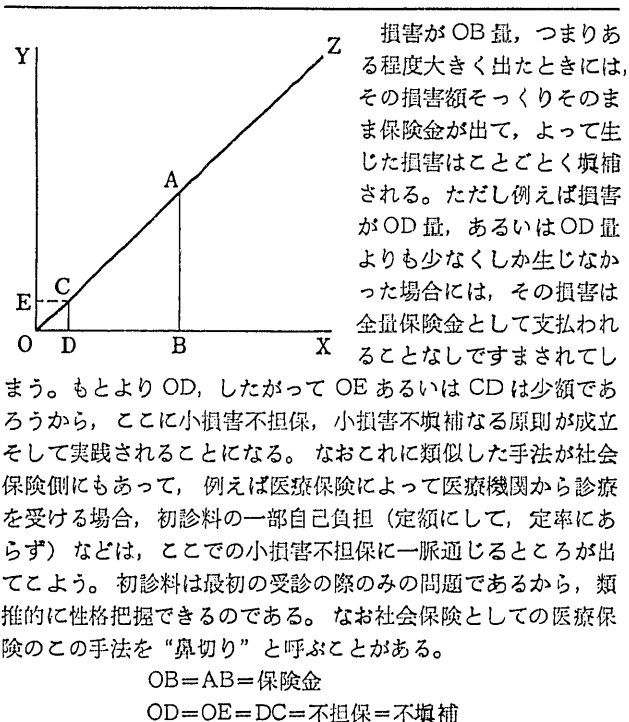


(1) 保険金支払い・保険給付をめぐるの諸技法 (図27, 図28, 図29, 図30, 図31, 図32, 図33)。

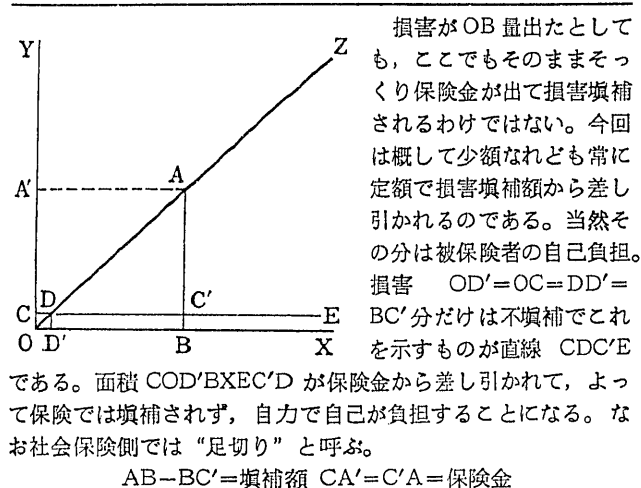
(2) 保険料の算定をめぐるの諸技法 (図34, 図35)。

保険料については、私的保険・個別保険と公的保険・社会保険とでは、だいぶ様相を異にする。まず付加保険料なる部分が社会保険では欠落する。それに所得再分配の使命を達成するために必ずしも給付・反対給付均等の原理が遵守されているわ

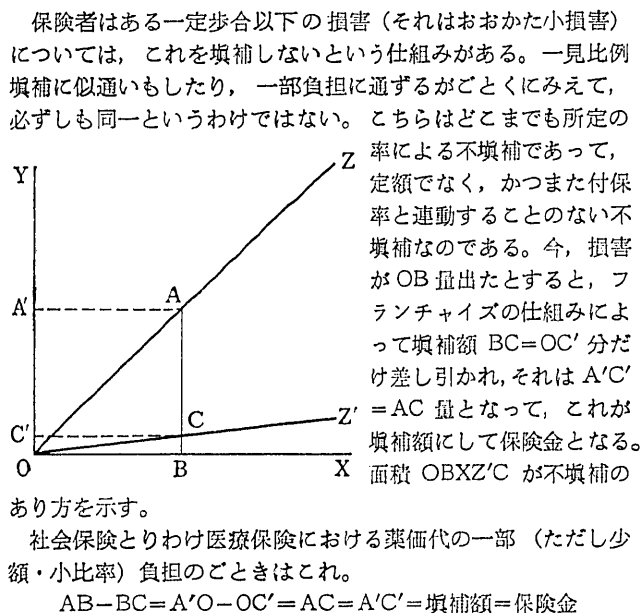
〔図 28〕 小損害不担保＝小損害不填補



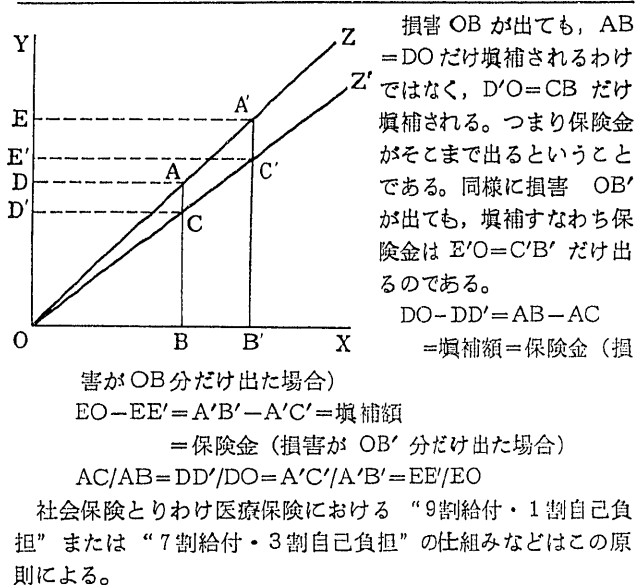
〔図 29〕 被保険者一部負担 (定額自己負担)



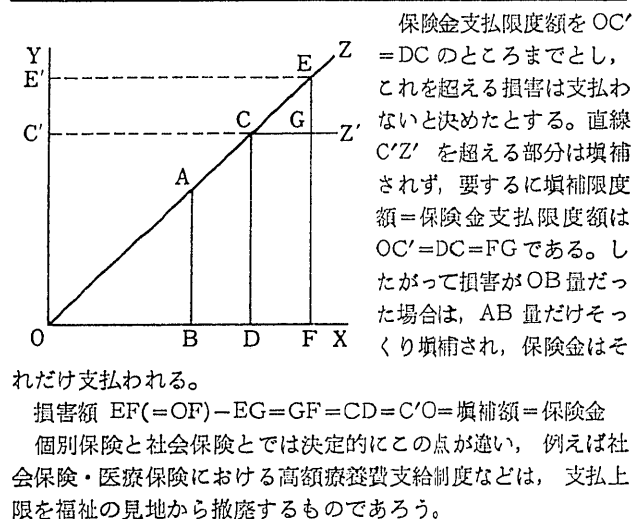
〔図 30〕 フランチャイズ (franchise)・免責歩合



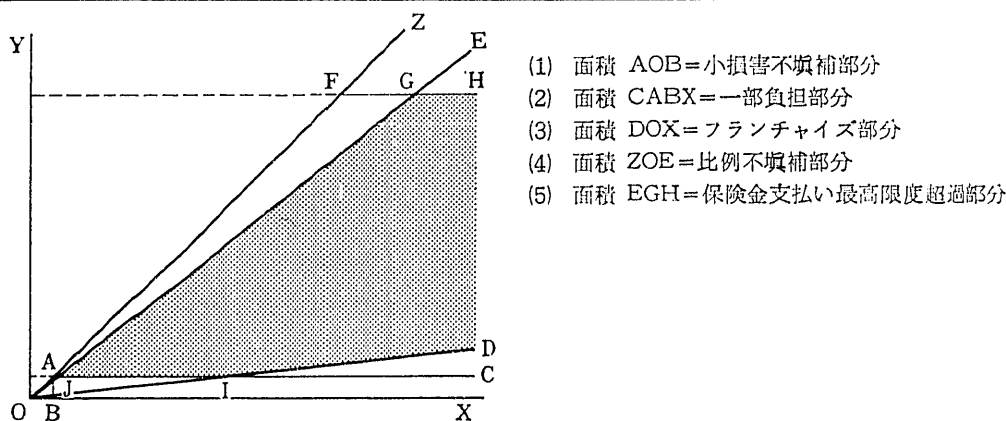
〔図 31〕 比例填補



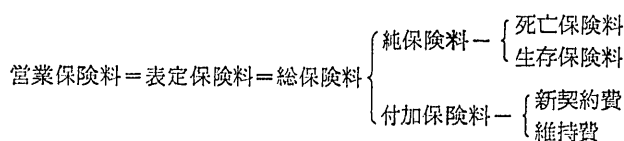
〔図 32〕 保険金支払限度額設定



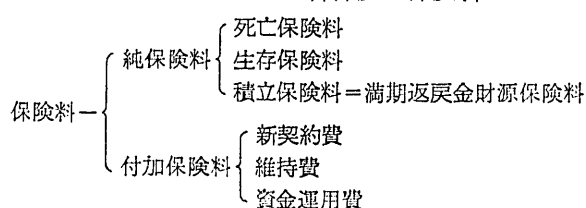
〔図 33〕 保険金支払いの諸工夫をひとつに図示



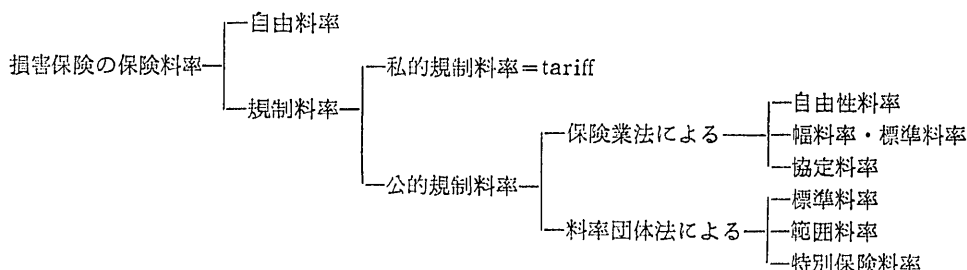
〔図 34〕 養老保険の保険料



〔図 35〕 長期総合保険の保険料



〔図 36〕



けではないところで、これまた大なる特色を示している。ただここで注意しうことは、かりに福祉のための所得再分配といっても、保険の原理・技術（それは道徳的危険や事故誘発などを防止する要素が強い）よりすれば、保険料のところで操作してのほうが、保険金・保険給付のところでの再分配的操作より、より好ましいのである。

保険料率の算定・決定にも種々なる方式があって、ただ社会保険では標準料率や、範囲料率が利用されるところである（図36）。

VIII 保険の周辺にあるものと社会保険

「危険なくして保険なし」なる保険の標語は、「危険あれば保険あり」にほとんどそのまま移行できるものの、それは長い人類文化の歴史ならびに将来展望をふまえて初めてなせることで、現在の社会ならびに経済の状態・情勢のもとにあっては、それなりの各種の保険の限界が想定され、そして実際に存在しているのであって、社会経済の進展や学理の向上、なによりも保険企業の経営体制の整備ならびに経営実力の涵養をまって、保険の限界なるものは克服されつつ、限界線はさらに遠く押しやられていくこととなる。しかして保険の限界線上ならびにその周辺にあるものも多く、これらはときとして保険の競合者・代替者であったり、あるいは補足者・補完者であったりもするのであ

る。社会保険はひとつの見方としては“保険のあるもの”とされながらも、別の見方としては“保険の周辺にあるもの”とされているのである。

（1） 保険の限界、すなわちそれを超えると保険でなくなり、そのなかにとどまれば保険とされ

〔図 37〕

- (a) 危険すなわち偶然なる事象をめぐる限界
 - 危険率の測定不可能なるもの→社保化ありうる
 - 異常に過大なるもの→社保化ありうる
 - 異常に過小なるもの
 - あまりに稀有なるもの→社保化ありうる
 - 同時発生的なるもの→社保化ありうる
 - 道徳的危険を強く伴うもの
 - 事故認定の正確を期し難いもの
 - 貨幣価値で測定でき難い損害を生じるもの
- (b) 保険経営の限界
 - 保険経営に乗せるに魅力なきもの、すなわち売れも、儲かりもしそうにない商品となるもの→社保化ありうる
 - 保険経営を脅かす程度の損害を生じそうなもの→社保化ありうる
 - ときとして再保険化に失敗しそうなもの→社保化ありうる
 - 保険経営の実力からしてはみ出すもの、いまのところ手いっぱいでは応じきれないもの→社保化ありうる
- (c) 社会的な信義誠実・公序良俗に反しそうなという意味での限界
 - 事故誘発危険の大きいもの
 - 保険化して保証・補償することで、社会悪を促進しそうなもの
 - 国際的トラブル発生につながりそうなもの
 - 保険化して保証・補償することで、逆に社会の進歩にブレーキをかけそうなもの

〔図 38〕

1. 自家保険・自己保険
2. 貯蓄
3. 保証
4. 無尽・たのもしこう
5. 賭博・とみくじ
6. 慈善→社保化ありうる
7. 共済→社保化ありうる
8. リスクマネジメント→社保化ありうる
9. 国家的救済→社保化ありうる

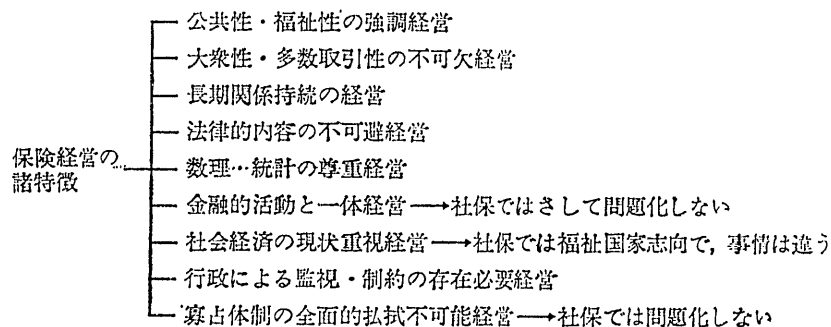
るところの、境界線をなす諸条件のこと。保険の限界とは、実は保険成立の条件としてもよい（図37）。

さて保険の周辺にある諸制度、すなわち競合・代替または補足・補完の関係にあるものを列記すると、次のようになろう（図38）。

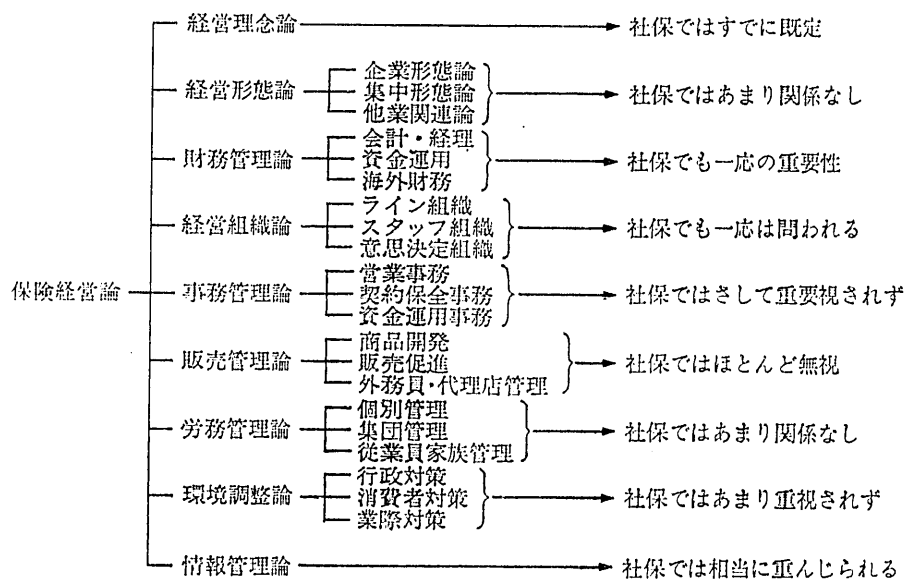
IX 保険の経営と社会保険

保険学のきわめて大きな部分が保険経営論・保険経営学であることは事実である。保険の企業経営に乗らなければ現代経済社会にあっては保険とはなり難いのである。保険商品化と保険マーケティングをまわって保険経営はまず成り立ち、そしてそこで初めて制度として定着しうるであろう。そして保険経営学の諸内容は、おおかた社会保険運営論のところでも利用可能である。社会保険の各制度といえども、その制度的な合理化や効率化は追求しなければならないであろうし、最終的な収支相等を長期にわたって無視し続けることは許されないであろう。近時は金融活動の重要性にも目覚めてきたようであるが、そうなると保険経営と

〔図 39〕



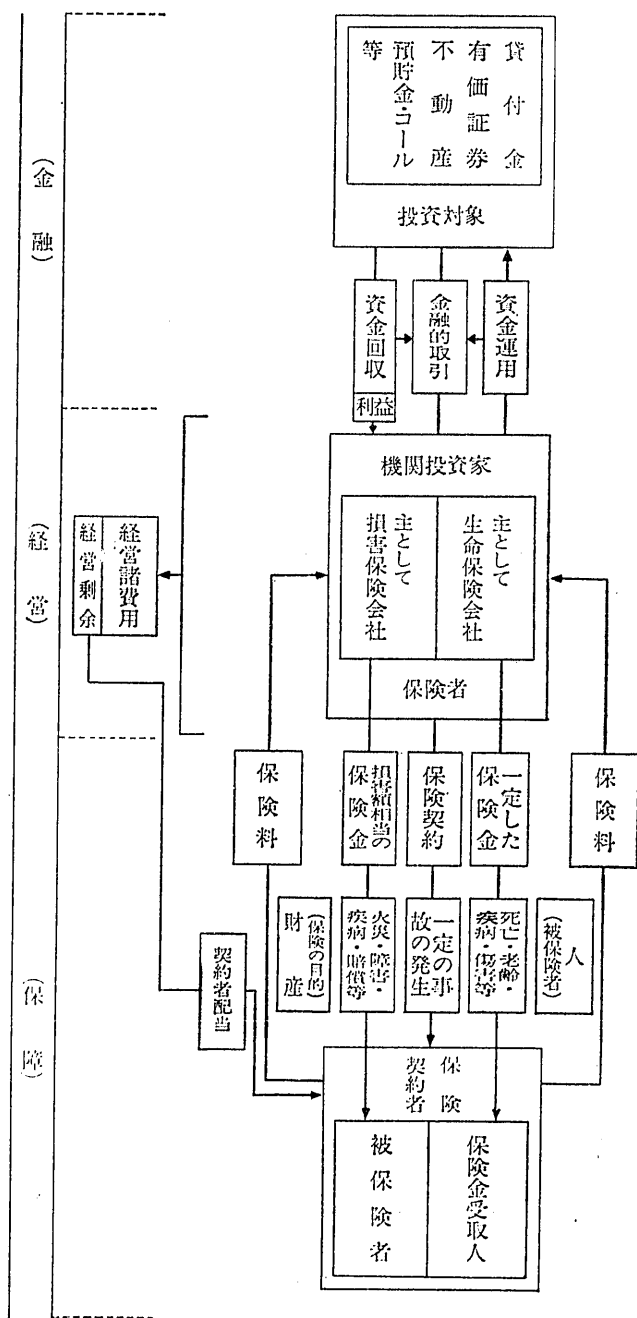
〔図 40〕



著しく接近したとされるであろう。だがそれでも大きな相違が保険企業（私的私営、株式会社組織であれ相互会社組織であれ）の経営とに存在する。それは付加保険料なる発想のところで見られるが、それとても“社会保険事務の一元化・一本化による効率性追求”との要望の高まりにおいて、徐々に保険経営学的になってきた。

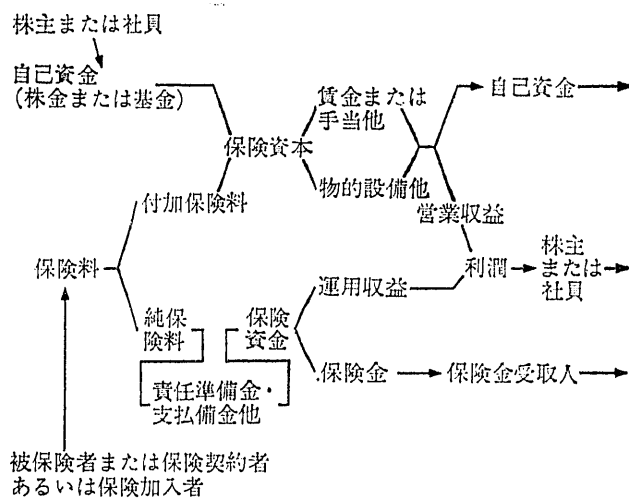
(1) 保険経営の諸特徴 (図39)。

〔図 41〕



※ 社保では経営剰余や契約者配当はいわない。

〔図 42〕



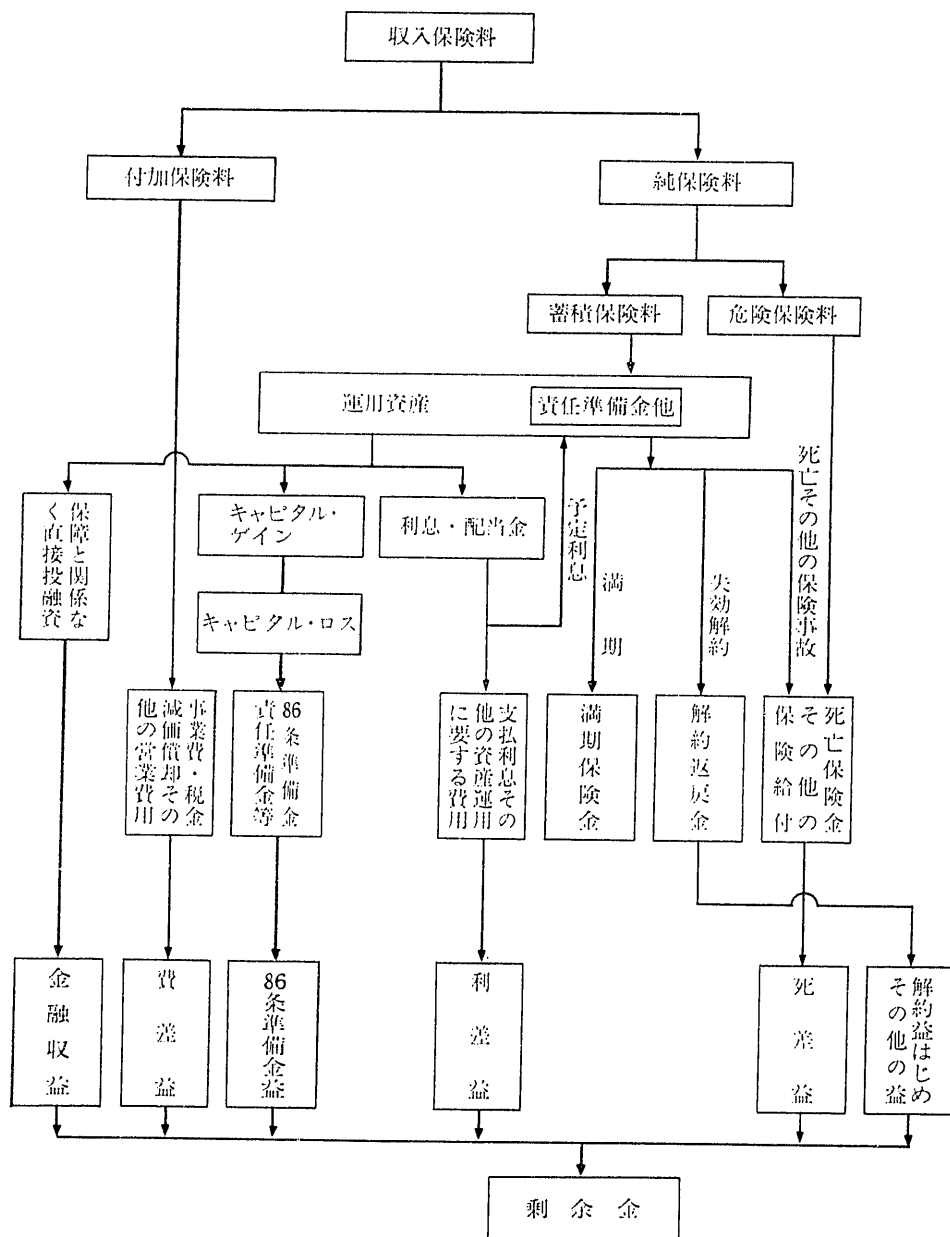
(2) 保険経営の内容 (図40)。

(3) 保険企業の経営内容と実態 (図41, 図42, 図43, 図44)。

(4) 収支相等の原則の内容をめぐって。

収支相等の原則の把握の仕方では、個別保険と社会保険または私営保険と公営保険で徹底的に違うところは、その保険企業の収支・財政の最終責任が企業自体にあるのか、国にあるのかのところである。いいかえれば収支・財政につき国家の保証または国庫の補償の有無ということであろう。長い時間をかけての、そして社会保障としての年金制度にしる医療保障にしるそれぞれの制度全体の規模で“財政相等の原則”を貫こうとするわけである。そこには累積赤字棚上げ、国庫補助・国庫援助、制度間財政調整、各種補助金、利子補給または棚上げ、その他各種の方法の実践を通じて、〈社会保険における収支相等＝財政相等の達成〉が図られるのである。とはいえ危険選択の自由がなく、損害査定がさして厳格ならず、給付・反対給付均等の原則の励行が必ずしも厳正ならず、福祉の要求で給付が多彩化されるうえにやや放漫に流れ、本来給付に加えて福祉サービスの給付が行われがちとなる社会保険各種では、しょせんは赤字発生に向かうことはあっても、なかなか堅実財政・健全収支とはいかぬであろう。

〔図 43〕 生命保険会社の経営とそのなかでのお金の流れ



※ 社保ではもとより剰余金の概念はない。また損益・収益そして86条準備金などの概念もない。

〔図 44〕

1. 収支相等の第一段階
純保険料総額＝支払保険金総額
2. 収支相等の第二段階
純保険料総額＋付加保険料総額
＝保険金総額＋経営経費総額
3. 収支相等の第三段階
1つの保険種目で〈純保険料総額＋付加保険料総額〉と
〈保険金総額＋経営経費総額〉の間で赤字が出て、他の保
険種目の黒字でこれを補填する→社保でもありうる。
4. 収支相等の第四段階
純保険料総額＋付加保険料総額＋資産収益・金融収益＝保
険金総額＋経営経費総額
5. 収支相等の第五段階
一時期において〈純保険料総額＋付加保険料総額〉と〈保
険金総額＋経営経費総額〉の間で赤字が出て、他の時期の
黒字（含み益・含み資産なども込めて）でこれを補填する。
6. 収支相等の第六段階
1つの保険種目そして一時期においてそこでの保険経営全
体で赤字が出て（予定の利益や剰余が出ない場合も込め
て）、過去から現在までの保険経営の収入と蓄積（含み益・含
み資産も込めて）の、そしてすべての保険を一括して考えて
のうへの経営実力の発揮をもって収支相等を維持する。

X 保険政策と社会保険

保険が多分に公共性を有し、より福祉性の追求に今後は向かうとするならば、そこには〈保険行政—保険政策〉の展開による国家・政府の指導・監督、規則・統制が存在し、しかも強力となることは避けえないであろう。最近は一画において保険への規則緩和が図られつつあるが、そこではいわゆる“船団行政”による“保護行政”そして“独占禁止法適用除外”などが後退を余儀なくされているのである。それというのも、①消費者運動による批判の強化、②周辺金融業界や金融機関による保険保護への反発、③外国保険業者からの日本保険業界保護行政批判・日本保険市場自由化要請、そして最後に④それぞれの保険企業の経営実力の強化による自由競争受入可能性・保険保護後退許容可能化などである。

もともと社会保険は保険供給独占にして、保険加入強制そして保険者引受義務存在なのであるから、そこには保険政策としての成長政策はほとんど必要ない。公正政策もかれこれ維持・遂行されているであろう。もっとも大切にされて求められて

〔図 45〕

- 保険行政
- a. 公示主義（イギリス）
 - b. 準拠主義（オランダ）
 - c. 免許主義または実質的監督主義（アメリカ、イタリヤ、ドイツ、日本）→社保は徹底的にこれ

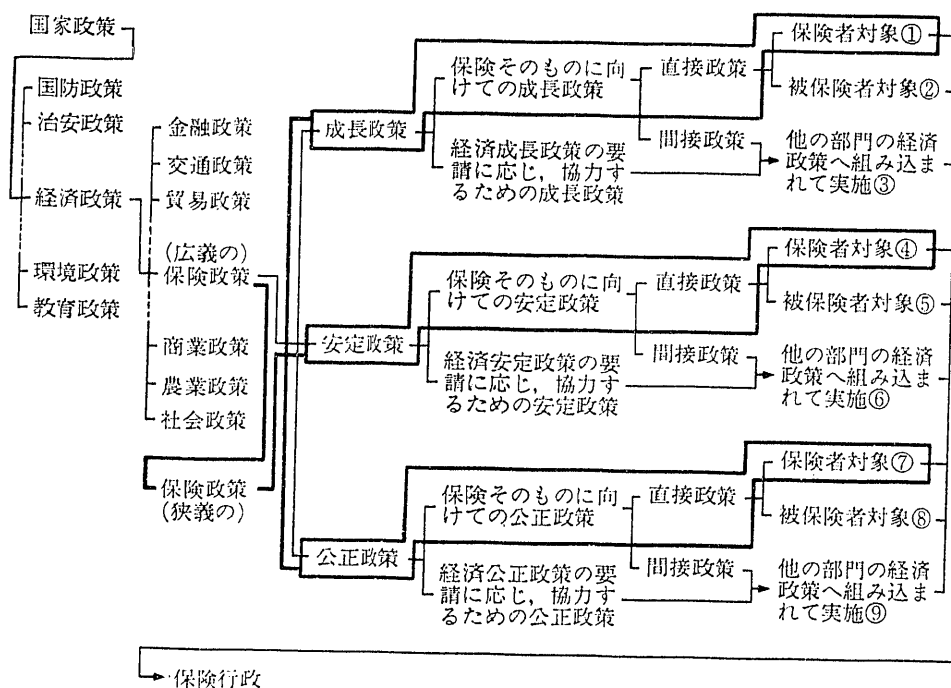
やまないものが保険安定政策ということになる。

（1） 保険行政の性格と内容（図45）。

社会保険学者ならびに実務家等の関係者がしばしば気楽に、簡便に発言・主張するところであるが、「社会保険の及ばざるところ、至らざるところ、適せざるところなどを民営・私的な保険で補完されることを望む」。しかしまずいえることは、私的保険・個別保険そして民営保険、会社によって経営・販売・遂行されている保険が、広く社会や保険消費者より求められているその特別の保険を扱わなければそもそもがありえないわけであるから、そこを失念してはなるまい。そして民間の保険会社は儲からない保険は扱いたがらないものであり、まして行政・国・政府の強い要請があったとしても、わざわざ損になるような保険は（もちろん世間からあまり求められもしていない保険は）決して手がけないという事実は軽視できまい。

ごく最近までの保険学会会長・保険学界支配者にして超保守的学者たりし人物の、各所において同一の文言・文章をもって反復主張した“保険政策に対する見解”こそ、本音の部分での保険政策の性格を示すものではなかろうか。「要するに社会保険による給付の不完全なものを補うことが、私営生命保険や簡易保険の課題である（一応の賛同が与えうる——庭田記）。逆にいえば私営生命保険事業や簡易保険事業のために、活動の場を与えるためには、社会保険給付の範囲ならびに程度が不十分であることを必要とするものであって（みだりに、そして速やかに、単純にも、また容易にも賛同でき難いと思われるのだが——庭田記）、そこに保険政策的問題が存在するといふべきである」とあるのであって、どうにも考えさせられ、しかして真意が捉えかねるわけである。かかる文言・主張は“古い保険学理にして、古い保険学者の理論”とされ、最近では保険学界においても影を薄めてきたであろう。別に「生命保険関係者は社会保障立法を不絶に監視（この文字の不穏当さは

〔図 46〕



どうだろう——庭田記)する必要に迫られている」
と同学者はわざわざ力説してもいるのだが。

(2) 保険政策の内容 (図46)。

〔記〕 本論文の46の図はすべて筆者・庭田作成のものであるが一部『三田商学研究32巻6第』81号頁、(平成2年2月、慶応通信),『保険学』101頁、(1989年10月、成文堂)より引用転載している。また、本論文構成の必要上『季刊・社会保障研究27-3号』拙稿論文に掲載した図も使用した。

(にわた・のりあき 慶応義塾大学教授)

市民権と社会福祉

——福祉理念としての市民権の論理と展望——

伊藤 周平

I はじめに

近年、西欧の社会理論において、マイノリティ集団や移民、外国人労働者などの権利保障や政治参加の機会を保障する理念として市民権の概念が再評価されつつある。社会学の領域でも、市民権の概念は、従来は階級理論と関連づけて論じられる傾向が強かったが、現在では、ジェンダーや在住外国人の問題、社会運動論とも結びつき、活発な議論が展開されている。また、市民権は、社会福祉の理念としても重要な意義を有してきた。第2次大戦後の西欧で確立した福祉国家の基本理念のひとつに、福祉国家における社会サービスは「権利」として市民に提供されなければならないという原則があるが、個々の市民が有するとされる市民権の概念は、そうした基本理念の重要な構成要素を形成してきたといえる。しかし、1970年代中葉以降の先進資本主義国における経済成長の停滞と財政危機という状況の下で、福祉国家への信頼が揺らぎ、福祉国家への批判や危機論が噴出してくるに伴い、福祉理念としての市民権への批判も高まってきた。その一方で、市民権の概念は、福祉国家への理念的批判に対する有力な抵抗理念として、福祉理論家の間で再構築されつつあるともいわれている (Taylor 1989: 19)。

これに対して、日本では、市民権といえば、参政権という限定的な意味で捉えられることが多く、社会学理論や福祉理論においても十分な理論的研究がなされてきたとはいいがたい。こうした状況で、あらためて、複雑な意味内容を含む市民権の

概念と福祉理念としての市民権の意義を理論的に検討しておくことは、有意義ではないかと思われる。本稿では、以上のような問題意識から、近年の西欧での市民権の理論的研究を参考にしつつ、主としてイギリスにおいて福祉理念としての市民権が、いかなる経緯で確立してきたのかを明らかにする。ついで、福祉理念としての市民権の論理構造を検討し、その問題点と限界を指摘する。そのうえで、危機後の再編期にあるといわれている現在の福祉国家の下での新たな市民権モデルとそれに対応する社会福祉制度を構想することとした。

II 市民権の概念と理論

(1) 市民権の概念

市民権の概念は多義的で、歴史的にみても、その意味内容は大きく変容してきていると考えられる。ここでは、現在の代表的な論者の定義を検討することを通じて、まず、市民権が現在、主としてどのような意味で使われているのかを確認しておく。

市民権の先駆的な研究で知られる T. H. マーシャルによれば、市民権とは「共同体の完全な成員に与えられる地位」(Marshall 1963: 87) であり、さらには「共同体それ自体によって創出され、その市民の地位に付属している諸権利」(Marshall 1981: 88) であるとされる。つまり、市民権とはある社会の完全な成員性 (membership) を意味しており、その社会の完全な成員に平等に与えられる権利と義務の総称であるということになる。

マーシャルは、こうした権利義務の総体としての市民権が、市民的権利、政治的権利、社会的権利の3つの要素から構成されているとする(Marshall 1963: 73-74)。マーシャルが念頭においているイギリスの歴史に即して、図式化していえば、身体の自由、言論・思想の自由、信教の自由、所有権、契約の自由、法の下での平等などから構成される市民的権利は18世紀に、政治的権力への参加の権利などの政治的権利は19世紀に発達し、市民権の構成要素になったとされる。これに対して、社会的権利が、市民権における他の2つの構成要素と平等な伴侶となるのは、20世紀になってからだとされる(Marshall 1963: 76)。ここで、社会的権利(以下、簡潔に「社会権」と略す)とは「最低限の経済的福祉と保障への権利から社会的遺産を充分に享受する権利や社会の支配的基準に見合った文化的生活を営む権利」(Marshall 1963: 74)と定義づけられる広範な権利である¹⁾。

一方、現代の国民国家体制の下では、市民権は、マーシャルの定義するような社会の共同体の成員性というよりは、国民国家の成員性、もしくは、国籍という観点から定義づけられることが多い。W. R. ブルベーカーは、現代の国民国家に特徴的な市民権の概念を「国民国家の市民権モデル」と定式化し、その要素として、①成員間の平等、②国家の神聖性、③民族文化共同体への帰属、④意思決定における民主主義の原則、⑤単一国籍の原則、⑥市民権保持者への社会的見返りとしての福祉共同体の実現という6つを挙げている(Brubaker 1989: 3-4)。もっとも、この6つの要素は、伊藤るりが論じているように、必ずしも整合性をもっているわけではない。すなわち、①、④、⑤、⑥が、国家と個人の権利義務関係という政治的契約に基づく市民権という意味を有しているのに対して、②と③は、市民権に単なる国家と個人の契約関係以上の民族文化共同体への帰属という情緒的次元を含ませているからである(伊藤 1991: 87-88)。

T. ハマーは、こうした次元の相違を認識し、市民権は法的意味、政治的意味、社会・文化的意味、および心理的意味という複数の意味の層からなる複雑な概念であるとする。法的意味としては、

市民権は、国民国家の形式的な成員性を意味し、権利義務の基礎をなしている。政治的意味では、市民権は、各国の利益や安全保障と関連した国家への忠誠心、政府の基本理念、およびその国で基本的に共有された価値への支持を意味している。さらに、社会・文化的意味では、国民国家での支配的文化集団の成員性を意味し、心理的意味では、個人のアイデンティティの表明として捉えられる(Hammar 1989: 84-85)。

ブルベーカーやハマーの指摘するように、市民権の概念には複数の次元にまたがる複数の意味内容が含まれているが、現在では、国民国家の成員性、国民国家を前提として付与される権利義務という意味で広く使われているといえよう。移民労働者やマイノリティ集団の権利保障との関連で市民権が論じられるのもこうした文脈からである。しかし、歴史的にみれば、市民権の概念は、国民国家の成員性という意味で一律に使われてきたわけではなく、多様な要素を包摂しつつ、その意味内容も大きく変遷してきたと考えられる。そこで、まず、市民権の諸理論、特に社会学理論を検討することで、市民権の歴史的展開を分析する本稿なりの視点を提起しておきたい。

(2) 市民権の諸理論

市民権についての社会的な関心は、平等な権利としての市民権の発展と資本主義的階級システムとの関係を分析したマーシャルの市民権理論に代表されるように、市民権と社会階級との関連に主として向けられていたといえる。マーシャルの議論は、社会権を構成要素として包摂した市民権が、社会階級が存在に象徴される資本主義社会の経済的不平等に大きなインパクトを与えつつも、基本的にそれと両立しうることを、つまり、資本主義の発展＝経済的不平等の拡大と市民権をはじめとする民主主義的諸制度の発展＝法的政治的平等の拡大とが調和しうる可能性を示した点に大きな特徴がある(伊藤 1992 a: 6-10)。

こうしたマーシャルの議論の延長上で、資本主義社会における市民権の社会統合の機能が着目されてきた²⁾。その意味で、マーシャルの市民権理論

が、社会統合の理論に大きく寄与したとする論者もある (Lockwood 1974: 365-366; Halsey 1984: 13)。近年では、C. オフフェが、マーシャルのいう市民権の3つの内容は、それぞれのイデオロギー的源泉を自由主義、民主主義、そして、福祉国家の政治理論に根差しており、さらに、近代国家による「市民的保障」の制度に対応しているとする議論を展開している (Offe 1988: 189-190)。オフフェによれば、市民的権利は、市場社会における主体としての市民の地位に対応し、「法の支配」の制度によって、政治的権利は、集団的意思決定の主体としての市民に対応し、代議的民主制によって、さらに、社会権は、クライアントとしての市民の地位に対応し、介入主義的福祉国家によってそれぞれ保障されているとされる (*ibid.*)。オフフェのこうした議論も基本的に市民権の統合機能に着目したものといえよう。

たしかに、これまでの社会学理論において指摘されてきたように、市民権は、社会の平等化を促進するための理念的根拠であり、特定の政治的社会的制度と結びつくことで、国民国家における利害対立やコンフリクトを緩和し、共同体の成員間の連帯意識を高め、社会的安定と社会統合を達成してきた。しかし、市民権のこうした統合機能はその差異化の機能と裏腹であったことに注意すべきであろう。市民権の理念自体は平等主義的であるが、その平等主義が貫徹するのは、原則として、当該社会の完全な成員である「市民」の間においてのみである。市民権は「市民」のカテゴリーから排除される「非市民」を前提とすることによって、その平等性を貫徹しうるものであり、ブルベーカーの指摘するように、「市民」と「非市民」との間の完全な平等は、市民権そのものの概念を変えてしまうと考えられるからである (Brubaker 1989: 17)。

(3) 分析の視点——市民権の主体的、内容的拡大——

その一方で、市民権は、歴史的にみて、閉鎖的な特権から普遍的な権利へと拡大してきたことも否定しえない。それは、市民権の差異化の機能が、

しだいに統合の機能にとって代わられる過程でもある。

B. S. ターナーは、西欧における市民権の拡大を促進した主要な要因として、資本主義の進展のほかに、階級闘争、移民の増大、戦争、平等主義的イデオロギーの普及を挙げている (Turner 1986: 67)。このうち、階級闘争の要因は、従来からマルクス主義の論者も含めて有力に主張されてきており、この文脈でマーシャルを批判する論者も多い。なかでも、A. ギデンスは、マーシャルの理論は、市民権を具体的な集団の積極的な努力や闘争を通じて獲得されてきたものというよりは、進化論的に展開してきたものとして捉える傾向が強く、現在の福祉国家の危機の分析には不適としている (Giddens 1982: 171-172)³⁹。市民権拡大の重要な要因として、もうひとつよく挙げられるのが、戦争、特に今世紀の2つの世界大戦に象徴される総力戦の影響である。たしかに戦争という要因はある程度の完全雇用状態と堅固な労働市場をつくり出し、さらに、国民の動員によって、ナショナリズムが鼓舞され、国民の連帯感を強めたといえる。しかし、J. M. バーバレットの指摘するように、戦時体制の下では、言論の自由などの市民的権利は抑圧される傾向にあり、市民権の拡大は、戦争を契機にしたというよりは、むしろ、戦時期の諸権利の抑圧との比較においてそういえると考えほうが妥当であろう (Barbalet 1988: 39-40)⁴⁰。

いずれにせよ、市民権の拡大は、多様な諸要因が複合的に重なりあって生じた現象であり、その要因を一義的に確定することは困難である。ここでは、そうした諸要因の検討というよりは、むしろ、福祉理念としての市民権が確立するまでの歴史的経緯の分析という問題意識に即した形で、市民権の拡大そのものを捉える2つの視点を提起しておきたい。第1が、市民権の「市民」概念の拡大、つまり、その主体的拡大という視点である。すなわち、歴史的にみて、いかなるカテゴリーの人が、どのような論理に基づいて、「市民」とみなされたのか、また、いかなるカテゴリーの人が「市民」の概念から排除されたのかという視点か

らの考察である。第2が、市民権の内容的拡大という視点である。市民権の主体的拡大は、必然的に多様な社会層の多様な諸要求を伴い、市民権の内容もそれに対応して、マーシャルの指摘するように、市民的権利から政治的権利、さらには社会権へと拡大していったと考えられるが、その過程で、市民権に含まれている多様な構成要素のどの要素が強調されたのかという視点である。次節では、以上のような分析の視点にたって、イギリスにおける市民権の歴史的展開を福祉理念としての市民権の確立まで概観していくこととしたい。

III 市民権の歴史的展開

(1) 市民権の起源とその意味

マーシャルのいうように、市民権を社会の完全な成員性と定義づけるならば、その起源は、遠く古代ギリシアのポリス社会にまで遡ることができる。古典的な直接民主制を成立させたポリス社会では、アリストテレスの議論に象徴的にみられるように、市民権を有するための主要な基準は、財産を有し、自己訓練と教育の結果として、統治し、支配しうる能力と同一視されており、奴隷や女性、児童、さらには、ポリス社会の外に住む外国人は「市民」のカテゴリーから排除されていた(Turner 1986: 13-14)。そこでは、「市民」とは、一定の余暇をもち、政治的活動を中心とする公的活動に参加する能動的市民を指していたのであり、市民権は、一種の優越性、特権を意味するものであった。M. ワルザーの言葉を借りれば、奴隷や外国人は必然の王国に住んでおり、彼らの運命は経済生活によって規定されている一方で、「市民」たる貴族は選択の王国に住んでおり、彼らの運命は彼ら自身の集会的な政治的決定により決せられたのである(Walzer 1983: 54)。

こうみえてくれば、古代ギリシアでは、市民権は、社会の完全な成員性、そして、それを根拠とする社会参加を意味する概念であったということが出来る。「市民」であることは、政治的活動を中心とするさまざまな公的活動への参加が可能であることを意味し、市民権とは、まさに、こ

うした公的な社会参加を表す概念であった。もっとも、古代ギリシアのポリス社会では、現在、使われているような意味での国民国家を前提とした市民権の概念は、形成されておらず、市民権は、地域的に限定されたポリス社会における貴族層の閉鎖的特権にはかならなかった。ポリス社会の解体後に巨大帝国をつくり上げた古代ローマ帝国の下においても、当初、ローマ市民に適用される市民法と被征服地の住民に適用される万民法とは区別され、ローマ市民権は、閉鎖的特権を意味した。しかし、3世紀の勅令によって、帝国内の奴隷を除くほぼすべての人々に市民権が認められ、市民権は、一定の普遍性と抽象性を獲得するようになる。

古代帝国の崩壊後、西欧では共同体的土地所有と身分制度を機軸とした中世封建社会が成立する。その結果、市民権の概念は、その普遍的性格が薄れ、再び地域的な共同体の成員性という意味合いの強いものとなった。もっとも、12~13世紀には西欧各地で自治権をもった中世都市が発達し、城壁に囲まれた都市共同体の平等な成員であるという強固な連帯意識に裏付けられた「市民」の概念と市民意識が生まれてくる。共同体の成員としての自覚と公共精神を内在した市民意識は、まさに、個々の市民の権利義務の意識を生み出し、平等主義的な近代的市民権成立の基盤となった⁵⁾。市民権の構成要素という点からみると、マーシャルの指摘するように、中世封建社会では、市民権の3つの要素は、同一の糸に束ねられていたといえる(Marshall 1963: 74)。共同体社会の地位や資格と結びつけられた意味での市民権は、その享有主体が限られていたとはいえ、その内容として、社会権をも構成要素として内包していたのである。血縁と地縁で結ばれた共同体社会は、労働と生活における強固な相互扶助組織をつくり上げ、福祉の機能もその共同体の機能のなかに包摂されており、共同体社会の保護を受けられない人に対しては、宗教的慈善を中心とする私的慈善事業がその保護機能を代行していた。

(2) 近代的市民権の成立と初期救貧法

15～16世紀のルネサンス、宗教改革、その後の大きな社会変動を経て、西欧の封建社会は、しだいに解体し、政治と法律における国家制度の成長、発展が進み、「市民権は、地域的な制度から国家的な制度へと成長」(Marshall 1963: 79) していく。マーシャルのいう市民権の3要素も、それぞれの別個の論理に従いながら発展し、市民権の概念がより普遍的な形で再編され、近代的意味での市民権が成立する。ターナーは、こうした近代的市民権出現の主要な要因として、封建社会の解体と資本主義の進展を挙げている。ターナーの指摘するように、近代的市民権の出現は、中世のヒエラルキ的な身分関係を否定し、解体するところからはじまったといえ、そこでの抽象的な「市民」の存在は、普遍主義的観点から定義された個人の間の平等主義的水平関係を前提としていた (Turner 1986: 18)。

一方で、共同体の成員間の相互扶助や宗教的な慈善に委ねられていた福祉の機能も、共同体社会の解体に伴い、しだいに衰退し、国家的な福祉制度の萌芽ともいえるべき救貧法が確立してくる。イギリスでは、中世共同体社会の解体が進み、浮浪者や貧民の増大が深刻化した16世紀ごろから、社会的不安と騒乱の抑止を目的とした初期の救貧法が確立され、やがて、問題の拡大とともに、議会の立法として成文化された。その集大成が、1601年のエリザベス救貧法である。これら一連の救貧法の特徴は、労働可能な貧民に対しては就労を強制し、それを拒否する者に対しては、厳罰をもって臨むというものであった。救貧法制度の下では、救済の対象となった貧民は警察的取り締まりの対象であり、古代の奴隷と同様、社会の正式な一員としては認められなかったのである。

17世紀のイギリスでは、ピューリタニズムの普及、市民革命の勃発という状況の下で、貧民などの経済的に依存状態にある人々に対する社会的感情が、ますます厳しいものになっていった。貧困は、個人の怠惰や浪費によるものとされ、貧民であることは、社会的脱落者を意味した。ピューリタン革命期の平等派 (Levelers) の思想を分析した

C. B. マクファーソンの議論を例としてこうした感情の根深さを示しておこう。ピューリタン革命の指導者O. クロムウェルらの独立派と対立し、絶対的な個人の自然権を根拠に、普通選挙権を主張した平等派の思想は、近代民主主義思想の起源のひとつに挙げられているが、マクファーソンは、平等派の思想のなかにさえも、貧民のように経済的に依存状態にある人を「市民」のカテゴリーから排除し、その選挙権を否定する考え方が暗黙の前提として組み込まれていたとする (Macpherson 1962=1980: 123-180)。平等派は、決してすべての人の選挙権を主張したわけではなく、使用人や施物受取人などの選挙権を否定した (Macpherson 1962=1980: 130)。平等派にとって「選挙権は当然、自由に基づいており、そして自由は個人の経済的独立を意味」し、「平等な自然権は、人が他人たちへの意志への依存というそれらの関係の一つに入ったときには没収された」(Macpherson 1962=1980: 144) のである⁹⁾。マクファーソンが「所有的个人主義」と呼ぶこうした考え方は、J. ロックの所有権理論によって体系化をみることとなる。ロックは、生命、自由、財産に対する自然権を想定したが、平等派同様、労働者も含めて経済的依存状態にある人は、政治体の完全な構成員ではなく、そう要求する権利もないという仮説を自然権思想のなかにもち込んだとされる (Macpherson 1962=1980: 222-295)。

(3) 改正救貧法と市民権

イギリスでは、18世紀後半から19世紀前半にかけての産業革命の進展とそれに伴う資本主義的市場社会の確立によって、マクファーソンが指摘する「所有的个人主義」の思想が優位を占めるようになる。そして、それを社会福祉の領域において究極にまで貫徹したのが、1834年の改正救貧法であった。この法律は、R. ピンカーの言葉を借りれば、「人間は経済市場においてのみ、真実の福祉を発見することができ、またすべきであるという命題」(Pinker 1971=1985: 72) に基づいていた。改正救貧法の基本原則は、同年2月の『救貧法調査委員会報告書』のなかに明確に提示されて

いる。その原則とは、第1に、労働能力のある者の救貧法による救済の拒否であり、第2に、救貧法の救済を受ける者の状態が「実質上または外見上、最下層の独立労働者の状態よりも同等以上に快適なものであってはならない」(1834 Report: 228)という「劣等処遇の原則」であり、第3に、「劣等処遇の原則」をより効果的にするために労役場(work house)での救済以外を認めないという「院内救済の原則」である。こうした原則の下で、被救済者は、市民的自由や政治的権利を喪失させられ、被救恤民(Pauper)と呼ばれた⁷⁾。救貧法の救済を受けるためには、「市民」としての地位を放棄しなければならなかったのである。マーシャルの指摘するように、ここに至って、社会権は、市民権の構成要素から完全に排除されてしまったといえる(Marshall 1963: 83)。市民権の喪失は、軽蔑の表象であり、「劣等処遇」という制裁は、被救恤民に必然的に「屈辱とスティグマという苦痛を課した」(Pinker 1971=1985: 71)のである。マーシャルは、社会権が、他の市民的権利や政治的権利と対等な形で市民権の構成要素となるのは、20世紀になってからだとする(Marshall 1963: 86)。

19世紀のイギリス社会は、市場経済の作用に信頼をおき、国家の経済干渉を最小限にとどめようとする自由放任主義と夜警国家観の哲学に特徴づけられる自由主義段階の社会であった。そして、こうした自由主義段階の市民権モデルにおいて、市民権の享有主体たる「市民」として想定されていたのは、資本主義的市場社会で自由な取引活動を行う主体としての「市民」であり、読み書き能力があり、善悪の判断が可能な徳と才能のある「教養と財産」をもつ成年男子であった。「市民」と「非市民」とを区別する基準は、主として、所有の有無、社会的、経済的自立であった。そして、被救恤民のみならず、女性や児童も経済的に依存状態にあるとされ、「市民」のカテゴリーから排除された。女性や児童は「市民」ではないがゆえに、イギリス工場法などの初期労働者保護立法において保護の対象とされたのである。

市民権の構成要素という点からみるならば、こ

の時期での市民権の主要な要素は、市民的権利であった。イギリスでは、17世紀の市民革命を経て、身体的自由、言論の自由、所有権などの市民的権利が、市民権の重要な要素として確立していくことになるが、共同体社会や中間団体からの離脱や自立という側面を有する市民的権利は「本源的に強度に個人主義的なもの」であり、「資本主義の個人主義的位相と調和」(Marshall 1963: 97)することが可能であった。そして、資本主義の発展は、市民権の平等主義的要素を刺激し、発展させると同時に、所得の格差などの経済的不平等をもたらし、平等の権利としての市民権と不平等な社会構造である資本主義的市場システムの併存という状況を生み出した。しかし、それは「市民」のカテゴリーから女性や経済的依存状態にある人々を、その構成要素から社会権を排除している段階では、大きなコンフリクトを生むことはなかった。

(4) 国民国家の確立と政治的権利の拡大

一方で、西欧では、18世紀のフランス革命以降のナショナリズムの発展と国民国家の確立のなかで、市民権は、国民国家の成員性という観点から定義づけられるようになる。近代国民国家の成立は、社会の成員の資格要件として国籍という要件を付け加えた。つまり、国民国家に国民として組織される者のみが、社会の完全な成員と意識され、完全な市民権を付与されることとなったのである。フランス革命期に起草された著名なフランス人権宣言＝「人および市民の権利」が、このことを端的に象徴している。J. クリスティヴァが指摘しているように、そこでは、普遍的で自然的存在としての「人間」と「国民」とが同一視されたうえで「市民」と区別されている(Kristeva 1988=1990: 184-191)。こうした「人間」と「国民」の同一視は、重要な問題を提起していた。すなわち、人間と国民をひとつにすることは可能なのか、国民でない者は人間なのか、「人権」をもつ権利があるのかという問題がそれである。近代のナショナリズムの勃興の過程で「人々の間に国民としての権利を求める声が高まったが、人間の普遍性への要求は高まらなかった」のであり、ここに「国民とし

て組織された者のみが権利所有者となる世界」(Kristeva 1988 = 1990: 187-188) が確立した。国民国家から排除された外国人や無国籍者が、まったく無権利の状態におかれる可能性が生じたのである。

とはいえ、国民国家の確立とナショナリズムの勃興は、少なくとも同一の国民間では連帯の意識を高め、「教養と財産」をもたない労働者も自らを国民国家の成員と意識し、市民としての地位を要求する契機となった。R. ベンディックスが論じているように、資本主義的工業化の進展は、労働者の間に国家の富と繁栄に寄与しているという意識を生じさせ、こうした運動をより一層促進したと考えられる (Bendix 1964 = 1981: 104-110)。イギリスでは、19世紀前半にチャーティスト運動と呼ばれる労働者階級の抗議の動員が行われ、「現存の政治社会への完全な参加の実現」(Bendix 1964 = 1981: 104) をめざす運動が拡大する。これに伴い19世紀の一連の選挙制度改革を通じて、参政権が、労働者階級をはじめ多くの人々に付与されていった。それは、政治社会への参加の権利、マーシャルのいう政治的権利が、市民権の構成要素として組み込まれていく過程でもある⁹⁾。

その際に、労働者の団結の手段として言論の自由や集会の自由などの市民的権利が活用されたことは注目される。当初は、イギリスでも、契約の自由が拡大解釈され、団結禁止法などで労働者の団結は禁止されていたが、しだいに、市民的権利を承認しつつ、団結の権利を禁止するという論理が維持しえなことが明らかとなり、1824年には、団結禁止法も廃止される。政治的権利の拡大は、市民的権利を基盤とした労働者の階級闘争の成果という側面を有していた。これに対して、バーバレットは、マーシャル自身は、ベンディックスに代表される後の社会学者のように、参政権の拡大をそれほど高く評価することはなかったとし、この成果は、労働者自身の闘争の成果というよりは、むしろ、新しい都市プロレタリアートの台頭に脅威を感じたブルジョア階級の妥協の産物という側面が大きかったと主張している (Barbalet 1988: 83-86)。彼らは、自らの特権的地位を守るために、

改革に着手したのであり、市民の権利の拡大を第一義的な目的としたわけではなかったのである (Barbalet 1988: 85-86)。しかし、その意図は何であれ、結果的には、参政権が拡大され、それが市民権の一構成要素として組み込まれることで、労働者階級の政治的意思決定過程への参加が拡大されたことは否定しえないであろう。この段階で、市民権の重要な要素として意識されたのが政治社会への参加の権利であり、ブルベーカーのモデルにいう④の要素である。本稿では、これを参加的市民権の要素と呼んでおく。こうした労働者階級の「市民」への編入と政治的意思決定への参加の拡大は、資本主義社会における実質的平等の要求、すなわち、社会権の要求をもたらすこととなった。同時に、資本主義的市場経済のさまざまな欠陥が明らかになり、それに対応する形で、資本の側からも国家の積極的な社会政策が、資本主義社会維持のために不可欠のものとして要請されていった。

(5) 福祉国家の成立と市民権

さて、イギリスの改正救貧法の状況に目を転じてみると、19世紀後半には、救貧法そのものが機能不全に陥りつつあった。前述した厳格な「劣等処遇の原則」は、そのまま適用されることはなく、また、当時の技術では、ワークハウス・テストによって、労働能力のある貧民とない貧民を厳格に区別することは不可能であった。労役場は、労働能力のない人、老齢者、疾病者などの「産業革命の医療的および社会的犠牲者」(Pinker 1971 = 1985: 74) の収容所と化し、経験的資料の集積は救貧法が基づいていた規範的経済理論の誤りを明らかにしつつあった。特に、19世紀末のC. ブースの貧困調査は、貧困が個人の怠惰や浪費という個人的責任に由来するものではなく、失業や低賃金といった資本主義体制そのものに起因するものであることを科学的手法に基づき明らかにした点で、古典的な貧困観を修正するうえで大きな役割を果たした⁹⁾。まさに、救貧法のその後の歴史は「規範的経済学理論の名において犯した誤りの段階的修正の」(Pinker 1971 = 1985: 73) 歴史であったとい

えよう。さらに、19世紀末から20世紀にかけて、高齢者、疾病者、児童などの保護や救済を救貧法によるものから個別立法や教育制度に委ねる傾向が強まり、1834年の原則そのものが解体に瀕していった。1909年の王立救貧法委員会の報告は、救貧法の原則の破綻を宣言したが、イギリス政府は、拋出主義に基づく強制的社会保険の導入と救貧法制度の存続という第3の道を選択した¹⁰⁾。それは、1911年の「国民保険法」へと結実することとなる。イギリスにおける国家的な社会保障制度は社会保険を機軸として形成されていったのである。このことは、1942年のベヴァリッジ報告が、社会保険を中心として、公的扶助はその補足的形態として位置づけていたことに象徴的に表れている。

ここで注意しておきたいのは、保険給付の受給者は、請求と選択する権利をもつ拋出者として規定されているが、保険原理に基づく請求権は、本質的には「市民としての地位とは何の関係もなく、もっぱら経済市場における賃金労働者としての彼の地位に由来」(Pinker 1971=1985: 98)していることである。ここでの給付の資格要件は「社会的ニードよりもなおも、過去の経済的遂行の証明」に主として依拠しており、市民権という観念は「経済市場の倫理により親近性をもっている」(Pinker 1971=1985: 99-100)といえる。社会権は、まず、保険原理に立脚した社会保険を受給する権利として実定法化されたのであり、その意味で、福祉理念としての市民権は、市場的価値観との妥協の産物であった。とはいえ、市民権の理念が「依存的で貧困な人にも同等の尊重を要求する」(Parker 1975: 146)ものである以上、それが、市場的価値観に修正を迫るものであったことは否定しえない。さらに、前述したような古典的な個人主義的貧困観から「社会問題としての貧困」への貧困観の転換は、経済的に依存状態にある人々も市民の一員とみなす考え方を浸透させる契機となった。

こうした状況を背景として、イギリスでは第2次大戦後、救貧法が現代的な社会福祉制度にとって代われ、福祉国家と呼ばれる政治経済体制が確立される。イギリスの福祉国家の形成途上にお

いては、救貧法の公的扶助に付着した「汚名を剥ぎとることが……不可避の大仕事」(毛利 1990: 152)であったが、市民権の理念は、こうした救貧法のポーバリズムのスティグマを剥ぎとるうえで根拠理念となったといえる。つまり、救貧法の下での「劣等処遇の原則」に基づく市民権剥奪を条件とする被救済権が、社会権として市民権の本質的要素に再編入されることで、福祉理念としての市民権が形成されたのである。その意味で、市民権の理念を福祉国家の重要な基礎理念のひとつに挙げる論者も多い。例えば、D. S. キングは、福祉国家を「社会的市民権の最も重要な制度的な具体化」(King 1987: 168)であるとし、「福祉立法は、西欧社会において市民権の中核的要素とみなされている」(King and Waldron 1988: 417)と述べている。

IV 社会的市民権モデルの論理と限界

(1) 福祉理念としての市民権の論理

以上のような経緯で確立した福祉理念としての市民権は、では、どのような特徴、論理構造を有しているのだろうか。福祉理念としての市民権の確立を市民権の主体的拡大という観点からみれば、市民権の享有主体の範囲の拡大を意味する。福祉国家の確立とともに、「市民」の概念は「教養と財産」をもつ成年男子から労働者、女性へ、さらに、高齢者、障害者といったハンディキャップを有した人々へと拡大されていった。また、市民権の内容的拡大という観点からみるならば、社会権が、市民権の構成要素として包摂されたうえで、その重要な要素として位置づけられたことを意味する。

前述したように、イギリスでは福祉国家の確立に際して、救貧法に付着していたポーバリズムのスティグマを払拭することに力点がおかれ、その根拠理念として社会権を包摂した市民権の理念が用いられた。福祉国家における市民権の意義は、まず第1に「福祉を受ける前提条件であり、……福祉(共同体)への入会資格」(Fullinwider 1988: 261-262)であった。ブルベイカーのモデルでい

えば、市民権の⑥の要素が強調されたといえる。その結果、少なくとも理念上は、個々の市民は、社会権を包摂した市民権を有しているということを根拠に、ミニマムの生活に必要な資源の分配を国家に要求し、義務づけていくことがスティグマを伴うことなく可能となった。本稿では、以上のような論理を内包している福祉理念としての市民権を社会的市民権 (Social Citizenship) のモデルと呼ぶこととしたい¹¹⁾。

社会的市民権のモデルは、1950～1960年代のような順調な経済成長の時代には、人々の間に一定のコンセンサスを得ることができた。戦後の福祉国家体制は、市場経済を根幹とする混合経済システム、利益集团的な政治的取引、複数政党間を通じて媒介される代議制的民主主義システム、市民的、政治的権利と社会権が共存した市民権という価値・規範システムを特徴とし、それらのシステムを通じて、経済成長が推進され、パイが分配され、社会保障制度の充実がはかられてきたといえる¹²⁾。しかし、1970年代中ごろから、多くの西欧諸国において経済成長に陰りがみえはじめると、分配されるべきパイが無限ではないことが認識され、価値・規範システムとしての社会的市民権モデルに大きな疑問がさしはさまれるようになった。そのことは、経済成長の時代には自明とされてきた社会的市民権のモデル自体にいくつかの問題点と限界が内在していたことを示唆している。

(2) 社会的市民権モデルの問題点と限界

ここでは、社会権の特質という観点から社会的市民権のモデルが内在していると考えられる問題点を3点ほど提示してみたい。

第1に、社会的市民権のモデルの特徴は、社会権を市民権の重要な要素として位置づけ、包摂した点にあるが、社会権は、他の市民的権利や政治的権利とは本質的に性格を異にする権利群という問題がある。市民的権利や政治的権利が、国家が介入や干渉を差し控えるという形で、その積極的充足が可能であるのに対して、社会権の充足には、一定の社会的資源の調達と制度の拡充が必要となる。マクファーソンの言葉を借りれば、市民的、

政治的権利は「国家に対する権利で、国家が干渉しえない個人の自由」、もしくは、「国家をコントロールする権利」であるのに対して、社会権は「国家によって保障される給付への要求」(Macpherson 1985: 23) である。社会権の理念は、資本主義的な市場的価値観に一定の修正を迫るものである一方で、その充足は、市場経済の発展とある程度の生産力に依存しており、国家の経済的基盤の相違によって、社会権の保障に相違が生じうる。マーシャルは、市民権を社会の構成員に平等に付与される普遍的権利と捉えたが、社会権を包摂した市民権は、その普遍性という面から、大きな限界を有している¹³⁾。

第2に、これは、社会権のなかでも特に福祉権についていえることであるが、スティグマの問題がある。現実の福祉国家の下では社会サービスの提供は、官僚機構のなかで専門的行政官によって一種の行政行為として提供される。給付の決定も専門的行政官の裁量に委ねられることが多く、福祉権の権利性は希薄とならざるをえない。その結果、「受給者は、専門家の決定に服従し、地位の平等性への要求を降下」(Parker 1975: 148) する傾向にあり、その分、受給者の依存的地位が強調されることになりやすい。しかも、福祉権の主体として想定されている人々は、社会的に不利な立場にあり、「役人とかかわり合うことへの嫌悪、申請を拒絶されることへの怖れ、諸権利が現実にとどのようなものであるかおよび申請に伴う手続についての無知」といった「そのコミュニティの完全で平等な成員として自覚しあるいは活動するための能力」(Marshall 1975=1981: 311) を欠いている場合が多い。社会的市民権の理念は、救貧法に付着していたスティグマの払拭を目的としていたが、ハンディキャップを有した人の自立と参加を促進する有効な福祉プログラムの制度的裏付けがない限り、理念的に、彼らを市民権の享有主体であるということだけでは、福祉国家の下でもスティグマは残存しうるといえよう¹⁴⁾。

第3に、第1の問題点とも関連するが、現代社会のなかでの社会権の既得権化という問題がある。社会権の内容は、その充足が国家の分配政策と密

接に関連しているため、現代国家の下では、民主主義的に遂行される利害調整によって規定される。そのため、人々は自らの利益や要求をできるだけ貫徹させるために、他人と結束し、労働組合や各種の圧力団体に結集するようになる。しかし、集団の結成、加入という点からみれば、それは、不可避免的に集団にアクセスしうる人とそうでない人といった社会構造の不平等を反映し、強化することとならざるをえない。社会権は、その意味で現実存在するさまざまな不平等を反映するばかりか、それを積極的に媒介する機能を果たすのである。それは、個人の権利というよりは、特定集団の既得権と化し、さらに、政治的妥協や利害取引の道具と化してしまう危険性を有している¹⁵⁾。その結果、集団への有効なアクセスの手段をもちえない人々は、社会権を行使することで得られる利益を実質的に享受できない可能性がでてくる。さらに、集団に加入している人についても、労働組合の団結権のような集団の利益と組合の脱退の自由といった個人の市民的権利との衝突が生じる場合がでてくる。社会的市民権のモデルは、こうした不平等是正のためのプログラムや他の市民的権利や政治的権利との調整原理を十分に定式化しているとはいいがたい。

社会的市民権のモデルは、福祉国家の確立に際して、ポーパリズムのスティグマを除去し、権利としての福祉という理念に基づいた福祉国家化推進のコンセンサスをつくりだすうえで大きな役割を果たしたといえる。しかし、そこでは市民権の享有主体としての「市民」の範囲は拡大されたものの、市民的権利や政治的権利に付着していた行為者としての市民、政治的参加の主体としての市民という観念、つまり、参加的市民権の要素は薄れ、市民の受動的な受給資格という側面が、市民権の本質的要素として位置づけられた。こうした点に、社会的市民権モデルの大きな限界があったと考えられる。

V 新しい市民権モデルの構想

(1) 社会的市民権モデルへの理念的批判

——新保守主義と新しい社会運動——

前述したように、1970年代後半に入ると、西欧の福祉国家は経済成長の停滞と深刻な財政危機にみまわれ、再編を余儀なくされることとなる。そして、その再編の方向として現れたのが、1960年代後半から70年代にかけての社会（ネオ）コーポラティズムであり、その後に登場した新保守主義の潮流であった（Mishra 1990）。しかし、新保守主義の掲げる「小さな政府」と社会保障制度の縮小は、現実のものとはならなかったし、社会コーポラティズムの再編もその枠組みからはみ出す人を生むなどの不安定要素を内部にかかえているといわれている（武川 1989: 224-227）¹⁶⁾。とはいえ、福祉国家への批判と危機論の噴出は、福祉国家の基礎理念とされてきた社会的市民権モデルへの批判と挑戦を意味していた。そうした理念的批判の代表的なものとして、ここでは、新保守主義の思想と「新しい社会運動」の思想潮流を検討することとしたい。

新保守主義の思想は、福祉国家とその基礎理念たる社会的市民権に対する有力な批判のひとつであり、その特徴は、市場経済の分配メカニズムに信頼をおき、所得再分配政策などの福祉国家の政策を個人の絶対的な権利を根拠に否定する点にある。イギリスやアメリカでは、こうした思想に立脚した政策が展開され、福祉国家の選別主義的な形での再編が進んだ。しかし、そこで想定されている個人の権利は、市民的自由や所有権であり、社会権の理念は、市場的分配機能を阻害し、個人の自由を侵害する可能性をもつものとして否定されている。さらに、新保守主義者の議論では社会権の理念が、個人の自由や自律、特にハンディキャップをもった人のそれを尊重する考え方を含んでいることは無視されているし、市場的分配が公平であるということは必ずしも明確に証明されているとはいいがたい¹⁷⁾。新保守主義の思想自体は、福祉国家と社会的市民権のモデルに対する「ネガ

の福祉国家論」(田端 1988: 33)を構成しているといえるものの、それに代わりうる新たな市民権モデルの構想を含むものではない。

一方、1960年代末から先進資本主義諸国で噴出してきたエコロジー運動、平和運動、女性解放運動、少数民族運動などの新しいタイプの社会運動の潮流も、既存の政治システムや産業社会の支配的な価値に対する根底的な批判、さらには社会的市民権モデルへの批判を含むものであった。こうした「新しい社会運動」については、オフフェが、運動の追求する争点、価値、運動を担う行為者という観点から詳細な分析を加えている。オフフェによれば、その要求は、非階級的、拡散的、普遍的であり、身体的領域、行為空間、生活世界が争点となり、その価値は、自律性とアイデンティティ、規制や官僚制化への批判におかれている(Offe 1985: 828-829)。また、それを担っている社会層は、サービス部門や公共部門に従事する比較的高学歴の「新しい中間層」であり、さらには、学生、失業者、退職者などのいわゆる「脱商品化」された集団であるとする(Offe 1985: 833-834)。そのうえで、オフフェは「新しい社会運動と表現した社会的政治的コンフリクトのパターンは、階級闘争のモデルとは対極にある」(Offe 1985: 835)と指摘している。

市民権という観点からみるならば、社会運動は、社会の完全な成員から除外された個人や集団の自己主張、社会参加の要求、つまり、「市民」の定義の拡大や再定義を求める社会行動と捉えることができる。「抽象的権利としての市民権の実現は、社会でのより大きな参加を達成するための……具体的な社会闘争の結果」(Turner 1986: 105)であるといえ、「新しい社会運動」の潮流は、「市民」の定義の拡大と再解釈、さらには、新しい権利内容の市民権への包摂を迫るものである。前者についていえば、女性や高齢者、身体障害者のみならず、十分な自己決定ができないとされてきた児童や精神障害者といった人々への「市民」概念の拡大であり、そのことは、市民権の享有主体として普遍的な人間一般が想定されるようになり、市民権の普遍的人権化の傾向が強まったことを意味す

る¹⁸⁾。後者についていえば、従来の市民的権利や政治的権利、社会権の要求にとどまらず、より根底的な自律権、自己実現の権利や自己決定の権利、それを可能にする実質的参加の権利が、市民権の新たな権利内容としてクローズアップされてきたことを意味している。

(2) 新しい市民権モデルの内容

以上のような理念的批判、特に「新しい社会運動」の問題提起を受けて、社会的市民権のモデルはどのように修正、再編されるべきであろうか。最後に「危機後の再編期」(Mishra 1990: 96)にあるとされる福祉国家の将来の基礎理念たりうる新しい市民権モデルの内容を展望しておきたい。

第1に、新しい市民権モデルにおいては、市民権の概念に内在していた能動的で自立した市民のイメージ、参加的市民権の要素が復権される必要がある。前述したように、社会的市民権モデルの想定する市民像は、受動的な社会サービスの受給者であり、その受給資格という要素に重点がおかれていた。これに対して、新しい市民権モデルが想定する市民像は、単なる社会サービスの利用者、受給者ではなく、積極的な行為主体、社会福祉の行政過程や計画過程、さらには、立法過程にも積極的に参加する主体としての市民である。もっとも、十分な選択や自己決定をなしえないとされる精神障害者などの人々を政治的、社会的な参加主体と認めること、つまり、普遍的な参加的市民権の理念に対しては、西欧の政治、社会理論において伝統的に根強い反対意見がある。しかし、全く判断能力のない幼児などは別として、そうした人々といえども、何らかの援助と訓練があれば、選択や自己決定が可能であると考えられる。事実、スウェーデンなどで行われている自立生活のためのプログラムは、障害者自身による自主運営グループ、利益団体の形成を促すプログラムも含むものである。民主主義理論からも提起されているように、参加と自己決定の主要な機能は、それ自体が市民への教育的効果を有し、その意識を高めるといえる。同時に、こうした能動的市民と参加的

市民権の要素の強調, それに対応する自己決定プログラム制度の導入は, 福祉クライアントが有している依存性を払拭することで, スティグマの付与をある程度緩和しうる。

第2に, 市民権の構成要素をなしている社会権は, 単に社会サービスを要求し, 受給する権利にとどまらず, 個人の自律や自己実現を保障するための権利として位置づけられるべきである。近年の人権論の大きな特徴として, 人権という概念が, 個人の自律に基礎をおいた概念であり, そうした自律性を実現させるためのものであるという認識が強まり, 自律の概念をベースに市民的自由や政治的権利, 社会権が論じられるようになってきたことが挙げられる。市民権の中核的要素も, 自律的な主体としての「市民」の自律権, 社会的参加の権利を含む自己実現の権利と考えられ, 社会権は, それをミニマムに保障するための前提となる権利である¹⁹⁾。社会サービスの受給権などの社会権は, 依存性を表象するものではなく, 社会的にハンディキャップを有している人がそれらを利用しつつ, 自律性を発揮し, 自己決定をなすための前提条件と捉えられる必要がある。

第3に, 市民権の重要な構成要素として, そうした自律権を基礎にした実質的な参加の権利や手続的権利が包摂されるべきである。福祉国家システムの肥大化と官僚制化の進展が, 個人の自由や自律に対する脅威となっているという問題は, すでに, 1960年代にマルクス主義の側から提起されたが, 十数年の後, 新保守主義者によって再び管理国家的な福祉国家の批判という形で復活された。新保守主義のこの点に関する解決策は, 民営化 (privatization) と市場原理の導入にあるが, こうした政策が, 不平等と格差の増大をもたらし, 新たな貧困や不満を生み出していることは, イギリスやアメリカの例からも明らかであろう。社会サービスの供給主体を国家, 公共団体などの公的機関から完全に市場経済に移行させることには, 現段階では困難であり, 最低限の社会保障に対する公的責任の原則を形骸化させる危険性がある。むしろ, 公的責任の原則を基底にしつつ, 社会福祉制度や行政の民主的コントロールの必要性が強

調されるべきと考える。J. パーカーの指摘するように, 市民権の理念に含まれている地位の平等は, 個々人の生活に影響を与えている社会サービスの計画や決定への参加, 立法過程や行政過程への批判の権利を当然に内包しているといえるからである (Parker 1975: 153)。少なくとも, 福祉クライアントには, 社会サービスの実現過程が手続的に適正であることを要求する手続的権利, さらに, サービスの実現過程への参加の権利が保障されるべきであり, 市民権の理念は, そうした手続的権利や参加の権利の制度化を要請する。

VI 結 び

以上, 市民権の主體的, 内容的拡大という観点から主としてイギリスにおける市民権の歴史的展開を辿り, 福祉国家の下での社会的市民権モデルの限界と展望を考察してきた。市民権の理念は, その参加的市民権の要素という観念が復興され, 緻密化されることによって, 福祉国家の選別主義的な形とは異なる再編の方向の基礎指針, 基礎理念となる可能性を有している。そして, 高齢化の進展等の大きな社会変動のなかでそうした基礎理念に対応する形で, 社会福祉そのものの発想の転換と制度的な再編も要請されているといえる。すなわち, 社会福祉制度自体が, ハンディキャップをもった人々も含めてすべての個人の自由な活動の余地と自発性の発揮, そして社会参加を保障するため制度へと転換していく必要性が高まっているのである。

一方で, これまでの考察で明らかのように, 市民権は, 権利そのものというよりは, 多様な要素を内包し, さまざまな権利意識を生み出す基盤ともいえるべきものであり, むしろ「市民性」と訳すほうが適切ともいえる。とすれば, 社会的文化的な基盤の相違により, 市民権の内容や保障の在り方にさまざまな相違が生まれてくると考えられ, 各国の社会立法において個人の市民権や福祉の権利がどのように保障されているのかという観点から, 福祉国家の比較法的考察が可能である。こうした観点からみるならば, 日本では, 社会福祉の

行政過程や手続過程への福祉クライアントの参加や手続的保障は制度的に不十分なままで、福祉国家化への批判と危機論がなし崩し的に展開されてきた感がある。福祉国家への批判や理念的攻撃に対する論争や思想的擁護もあまりみられず、そのことは「日本における福祉国家コンセンサスそのものがより微弱であった」(田端 1988: 73)ことを示唆している。日本では福祉理念としての市民権は未定着なままであり、理念なき福祉国家としての性格が強いといえるのではなかろうか。

いずれにせよ、市民権の理念、特にそこに内在する参加的市民権の理念は、今後の福祉国家や社会福祉制度の再編に向けて大きな理論的意義を有していると考えられるし、社会学の領域からも、市民権の理論のより精緻な考察が求められているといえよう。このような観点からの市民権理論の再検討、さらには、福祉国家の比較法的考察は、別の機会に試みてみたい。

注

- 1) 社会権は、この定義では、かなり広い権利群をさす概念であるが、マーシャルは、別の箇所ですべてを「実質所得への普遍的権利」(Marshall 1963: 100)と表現している。具体例として、社会サービスの受給権を含む福祉権、教育を受ける権利などが挙げられよう。
- 2) 社会学的観点から市民権の統合機能に着目した議論として、Giddens (1985: chap. 8) 参照。また、これらの議論を整理したものとして、拙稿(1992 a: 10-11) 参照。
- 3) もっとも、マーシャルが、市民権の拡大の契機として階級闘争の要因を完全に無視しているとは必ずしもいえない。この点について、拙稿(1992 a: 10) 参照。
- 4) ターナーが挙げている移民の増大や平等主義的イデオロギーの普及という要因の意義と問題点については、Barbalet (1988: 41-43) 参照。
- 5) 近代的市民権成立の基盤となったものとして、キリスト教思想の影響も見逃せない。ターナーも、中世のキリスト教思想が、その成員間のラディカルな平等主義、神と人間を結びつける契約の観念等、近代的市民権の成立に与えた影響は大きいと強調している(Turner 1986: 16-17)。
- 6) もちろん、クロムウェルらの独立派は、選挙権における財産資格をより厳格な形で主張していた。ただし、マクファーソンの議論に対しては、平等派の意義を過小評価しているという批判もある。例えば、Arblaster (1987: chap. 3) 参照。
- 7) 1909年の王立救貧法委員会の議事録によれば、「劣等処遇の原則」は、次の3つの要素からなっていたと当時の救貧法的主席監督官が証言している。すなわち、第1が、個人的信望の喪失(これは、ポーパリズムのスティグマによるものと考えられる)、第2が、労役場に拘留されることによる個人的自由の喪失、第3が、選挙権を剥奪されることによる政治的自由の喪失がそれである(Cd. 4625: 証言 2230号)。
- 8) 過渡期の国民国家において選挙権を制限するのに用いられた主要な規準として、ベンディックスは、伝統的身分としての男性家長へ選挙権を限定する伝統的身分の規準、土地や資本の財産所有、納税額等による財産資格制、読み書き能力、学歴などの適格者制度、家屋の所有などの家長としての責任という規準、一定地域への一定期間以上の居住要件といった住居規準の5つを挙げている(Bendix 1964=1981: 145)。こうした規準は、当時の市民権の享有主体としての「市民」たりうるべき資格でもあったといえる。
- 9) 具体的に個人主義的貧困観からの解放の契機となったのは、19世紀後半から定期的に到来する景気変動であり、それに伴う大量の失業の発生であった。特に20世紀になって生じた大量失業の結果、貧困は個人的な怠惰や悪習から生じるのではなく、個人の力を超えた社会的な要因、すなわち、資本主義社会が生み出す低賃金や失業に由来するものであるということが多くの人々に意識されることとなった。この点については、毛利(1990: 166-171) 参照。
- 10) 1909年の王立救貧法委員会の『報告書』が、多数派報告とウェップ夫妻を中心とする少数派報告とに分割されて提出されたことはよく知られている。少数派報告は、救貧法の即時廃止を主張したのに対して、多数派報告は、修正つきで救貧法の存続を望んでいた。ただ、両者とも「劣等処遇の原則」の廃止など1834年法の原則の修正については、意見の一致をみていた。この経緯については、Bruce (1961=1984: 第5章) が詳しい。
- 11) 社会的市民権という用語は、イギリスの福祉理論家の間で頻繁に使われており、ある程度定着した用語といえる。例えば、King and Waldron (1988), Barbalet (1988: chap. 5), Roche (1992: chap. 1-3) などを参照。
- 12) このような福祉国家の存立構造をマーシャルは、民主-福祉-資本主義という「ハイフン連結社会」として捉えている(Marshall 1981: chap. 6)。マーシャルのいうハイフン連結社会モデルについては、ミシュラも、市場経済と政治システムとしての民主主義、社会権の制度化としての社会福祉制度という構成要素を全体として分析する枠組みを提供するものとして一定の評価を与えている(Mishra 1984: 129-130)。
- 13) こうした限界を認識しつつも、普遍的な福祉権を含む市民権の理念を考察したものとして、Jones (1990) 参照。さらに、J. ロールズの「格差原理」を基礎に、普遍的福祉権の規範的基礎を考察しよう

- とする試みとしては、King and Waldron (1988) 参照。
- 14) 特に、市場経済の下では、等価交換の規範が形成されており、社会サービスの付与自体が、供給者と利用者の間に地位の不平等を生み出し、スティグマを伴う場合が多い。こうした文脈から、R. M. ティトマスは、社会政策の価値基盤を利他主義と贈与関係におき、市場経済の価値基盤と区別している (Titmuss 1970)。さらに、スティグマの根源は、社会福祉の諸制度のなかにあるというよりは、むしろ、社会関係のなかに本源的に存在すると主張する論者もある。例えば、Spicker (1984=1987) 参照。
- 15) マーシャルも、社会権を包摂した市民権が「産業的市民権」(Marshall 1963: 117) として特定集団の既得権化する可能性を指摘している。社会権のこうした逆機能については、拙稿 (1992 b: 65-67) 参照。
- 16) コーポラティズムに対する批判として、Ferris (1985) 参照。これに対して、ミシュラは、コーポラティズム批判に対する反批判を展開し、危機後の福祉国家の選択肢としてコーポラティズム型福祉国家への再編方向を支持している (Mishra 1990: 96-119)。
- 17) 新保守主義の思想については、Mishra (1984: chap. 2), King (1987) が詳しい。また、新保守主義の思想を社会権との関連で考察したものとして、拙稿 (1992 b: 67-68) 参照。
- 18) ターナーは、さらに進んで、現在は市民権の享有主体を自然環境にまで拡大させる必要が生じた市民権の第4の波の時代であるとし、エコロジカルな権利としての市民権が求められているとする (Turner 1986: 98)。同様の趣旨として、Ferris (1985) 参照。
- 19) この点については、Plant (1980: chap. 2-4) 参照。また、D. テイラーも、権利はそれらが自己発展のためのヒューマン・ニードを実現するのに必要な資源へのアクセスやコントロールの可能性を呼び起こしてのみ意味をもつとし、市民権の概念は、ニードの充足と結びつかなければならないとしている (Taylor 1989: 27-28)。
- 参考・引用文献
- Arblaster, A. (1987) *Democracy*, Open University Press.
- Barbalet, J. M. (1988) *Citizenship*, Open University Press.
- Bendix, R. (1964) *Nation-Building and Citizenship*, John Wiley and Sons.=(1981) 河合秀和訳『国民国家と市民権』I, II, 岩波書店。
- Brubaker, W. R. (1989) 'Introduction' in do (ed.), *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of America.
- Bruce, M. (1961) *The Coming of the Welfare State*, B. T. Batsford Ltd.=(1984) 秋田成就訳『福祉国家への歩み——イギリスの辿った途』, 法政大学出版局。
- Ferris, J. (1985) 'Citizenship and the crisis of the welfare state' in Bean, P., Ferris, J. and Why-nes, D. (ed.), *In Defence of Welfare*, Tavistock Books.
- Fullinwider, R. K. (1988) 'Citizenship and Welfare' in Gutmann, A. (ed.), *Democracy and the Welfare State*, Princeton University Press.
- Giddens, A. (1982) *Profiles and Critiques in Social Theory*, Macmillan.
- Giddens, A. (1985) *The Nation-State and Violence*, Polity Press.
- Hammar, T. (1989) 'State, Nation, and Dual Citizenship' in Brubaker, W. R. (ed.), *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of America.
- Halsey, A. H. (1984) 'T. H. Marshall: Past and Present', *Sociology*, 18 (1): 1-18.
- 伊藤るり (1991) 「〈新しい市民権〉と市民社会の変容」宮島喬・梶田孝道編『統合と分化のなかのヨーロッパ』所収, 有信堂高文社。
- 伊藤周平 (1992 a) 「福祉国家の政治社会学序説——T. H. マーシャルの市民権理論を手掛かりとして」『社会学評論』第42巻第4号, 2-15頁。
- 伊藤周平 (1992 b) 「福祉国家における権利——法社会学的一考察」『ソシオロジ』第37号第2号, 59-76頁。
- Jones, P. (1990) 'Universal Principles and Particular Claims: from Welfare Rights to Welfare States' in Ware, A. and Goodin, R. (ed.), *Needs and Welfare*, Sage Publications.
- King, D. S. (1987) *The New Right: Politics, Markets and Citizenship*, Macmillan.
- King, D. S. and Waldron, J. (1988) 'Citizenship, Social Citizenship and the Defence of Welfare Provision', *British Journal of Political Science*, 18 (4): 415-443.
- Kristeva, J. (1988) *Étrangers à nous-mêmes*, éd. Fayard.=(1990) 池田和子訳『外国人——我らの内なるもの』, 法政大学出版局。
- Lockwood, D. (1974) 'For T. H. Marshall', *Sociology*, 8 (3): 363-367.
- Macpherson, C. B. (1962) *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*, Oxford University Press.=(1980) 藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳『所有的个人主義の政治理論』, 合同出版。
- Macpherson, C. B. (1985) *The Rise and Fall of Economic Justice and Other Papers*, Oxford University Press.
- Marshall, T. H. (1963) 'Citizenship and Social Class' in do, *Sociology at the Crossroads*, Heinemann.
- Marshall, T. H. (1975) *Social Policy in the Twentieth Century*, Hutchinson.=(1981) 岡田藤太郎訳『社会(福祉)政策——二十世紀における』, 相川書房。

- Marshall, T. H. (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*, Heinemann.
- Mishra, R. (1984) *The Welfare State in Crisis*, Harvester/Wheatsheaf.
- Mishra, R. (1990) *The Welfare State in Capitalist Society*, Harvester/Wheatsheaf.
- 毛利健三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究』, 東京大学出版会。
- Offe, C. (1985) 'New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics', *Social Research*, 52 (4): 817-868.
- Offe, C. (1988) 'Democracy Against the Welfare State?' in Moon, J. D. (ed.), *Responsibility, Rights, and Welfare*, Westview Press.
- Parker, J. (1975) *Social Policy and Citizenship*, Macmillan.
- Pinker, R. (1971) *Social Theory and Social Policy*, Heinemann. = (1985) 岡田藤太郎・柏野健三訳 『社会福祉学原論』, 黎明書房。
- Plant, R. et al (1980) *Political Philosophy and Social Welfare*, Routledge and Kegan Paul.
- Roche, M. (1992) *Rethinking Citizenship: Welfare, Ideology and Change in Modern Society*, Polity Press.
- Spicker, P. (1984) *Stigma and Social Welfare*, Croom Helm Ltd. = (1987) 西尾祐吾訳 『スティグマと社会福祉』, 誠信書房。
- 田端博邦 (1988) 「福祉国家論の現在」 東京大学社会科学研究所編 『転換期の福祉国家(上)』 所収, 東京大学出版会。
- 武川正吾 (1989) 「『福祉国家の危機』その後」 社会保障研究所編 『社会政策の社会学』 所収, 東京大学出版会。
- Taylor, D. (1989) 'Citizenship and social power', *Critical Social Policy*, 26: 19-31.
- Titmuss, R. M. (1970) *The Gift Relationship*, Allen and Unwin.
- Turner, B. S. (1986) *Citizenship and Capitalism*, Allen and Unwin.
- Walzer, M. (1983) *Spheres of Justice*, Basic Books.
- 1834 Report.
Report from His Majesty's Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws.
 Cd. 4625, 1909.
Royal Commission of the Poor Laws and Relief of Distress: Appendix, Vol. 1: Evidence.
 (いとう・しゅうへい 社会保障研究所研究員)

社会保険法判例

堀 勝 洋

国民年金法の改正によって被ったとする損害の賠償請求
が棄却された事例（友部等訴訟第1審判決）

東京地方裁判所民事第34部平成3年1月23日判決（平成元年（ワ）第
7085号損害賠償請求事件）『判例タイムズ』777号，平成4年4月15日，
121頁

I 事実の概要

1 原告 X₁ は昭和35年10月1日に国民年金法の被保険者資格を取得し¹⁾，以来一部の月を除きその保険料を納付してきた。原告 X₂ は昭和42年1月6日に，原告 X₃ は昭和45年1月1日に，同様に国民年金法の被保険者資格を取得し，以来一部の月を除きその保険料を納付してきた。なお，X₂ 及び X₃ についての事実関係は本件訴訟に特段の影響を及ぼすものではないので，特に違いがあるものを除き，以下 X₁ のものについてのみ述べる。

2 ところで，国民年金法は「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」（以下「昭和60年改正法」という。）によって，年金制度体系の再編成，給付水準の適正化等を図るといふ趣旨の下に大幅に改正された。この改正によって，国民年金法は従来の自営業者等に対する制度から被用者やその被扶養配偶者を含むすべての国民に対する制度に変わり，全国民共通の基礎年金を支給する制度になった。そして，今後の人口構成の高齢化や年金制度の成熟化を踏まえて，年金の給付水準が高くなり過ぎないように措置が講じられた。

例えば，国民年金の老齢年金額の算定式は，この改正前は「定額単価×保険料納付済期間」で表わされ²⁾，保険料を納付した期間に比例して額が増えていくこととされていた。しかし，この改正後の老齢基礎年金については，20歳から59歳まで40年間保険料を納付した者に対し定額の完全年金（フル・ペンション）を支給することとされ，保険料納付済期間が40年に満たなければ年金額は比例的に減額することとされた。そして，この40年間保険料を納付した者の完全年金の額は月5万円とされたが，この額は改正前の算定式による25年間保険料納付者の年金額（月額4万8,050円）にほぼ等しいものであった。なお，昭和60年改正法が施行された昭和61年4月は国民年金の保険料の納付が開始された昭和36年4月から25年経過した月であり，25年間保険料納付者というのは昭和61年4月において保険料を最長期間納付した者である。すなわち，昭和60年改正法は，40年間保険料を納付した者に対する完全年金の給付水準を，昭和61年4月における保険料の最長期間（25年間）納付者の水準に据え置き，保険料の納付期間が今後延びても年金額が増えないようにしたわけである。

ただし，国民年金の保険料納付が開始された昭和36年4月1日において既に20歳を超える者は60

歳になるまで40年間保険料を納付することが不可能なため、それを考慮した一定の経過措置が講じられた。すなわち、昭和36年4月1日から60歳に達するまで25～39年間しか保険料を納付することが年齢的に不可能な者については、その納付可能な年数すべて保険料を納付すれば、5万円の完全年金を支給することとされた。

なお、この5万円の額は昭和59年度の額であり、昭和61年4月以後の老齢基礎年金の額は、昭和59年度からの消費者物価の上昇率でスライドした額にすることとされた。

3 以上のように、昭和60年改正法は国民年金の将来的な給付水準を引き下げるものであったため、原告らはこれを不服として、本件訴訟に及んだものである。本件訴訟の請求の理由は、昭和60年改正法は原告らの将来の年金受給権又は期待権を侵害する限度において憲法25条に違反して無効であり、したがってこのような立法によって原告らが被った損害を被告国が賠償すべき責任を負うというものである。また、これと選択的に、原告らが昭和60年改正法による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）の規定によって算定された額の老齢年金の受給権を有することの確認をも求めた。

4 これに対して、本判決は、以下のⅡ判旨に引用するように、原告らの損害賠償請求については棄却し、旧国民年金法が定める額の年金受給権の確認請求については却下し、原告らの請求をいずれも退けた。原告らは控訴しなかったので、本判決は確定した。

Ⅱ 判 旨

1 「原告らの国家賠償法1条1項の規定に基づく損害賠償請求については、仮に昭和60年改正法が所論の限度において憲法25条の規定に違反して無効であるものとすれば、その限度において旧国民年金法の関係規定が現にそのまま効力を有することとなり、原告らが年金支給の資格期間の要件を充足し、年金支給の年齢に達したときに、社会保険庁長官の裁定を経た場合には、旧国民年金

法所定の老齢年金を受給することができるのであるから、そもそも違憲、無効な昭和60年改正法によって原告らのように既に保険料を納付して来た被保険者らの将来の年金受給権又は期待権が侵害されるということが生じる余地はないものといわざるを得ない。原告らの右請求は、一方では立法府である国会が違憲、無効な立法たる昭和60年改正法を制定したことを国家賠償法1条1項の規定に基づく請求の原因としつつ、他方では同法が効力を有し、これによって原告らの権利又は利益が侵害されたものとして、損害賠償の請求をするものであって、前後において矛盾し、主張自体失当として、排斥を免れない。」

2 「年金の受給権は、受給権者がその支給要件を充足して年金の給付を受ける権利（いわゆる基本権）を取得して、社会保険庁長官に対して基本権たる受給権の確認の請求としての裁定の請求をし、これに対して社会保険庁長官が受給権の裁定を行い、その確定をまってはじめて、各支払期日に一定の年金の支払いを受けることができる行使可能な具体的請求権（いわゆる支分権）として存立するに至るものであって（国民年金法16条、101条、101条の2参照）、被保険者は、それ以前においては、将来、支給要件を具備した段階において、基本権又は支分権としての年金受給権を取得することができる地位にあるに過ぎない。ところが、原告らは、未だ具体的請求権としての支分権たる年金受給権はもとより、基本権たる年金受給権をも取得していないにもかかわらず、基本権及び支分権たる年金受給権の発生要件自体を単なる条件に過ぎないものとし、原告らが既にこのような条件付の具体的請求権としての支分権たる年金受給権を有するものとして、その確認を求めるものであって、結局は、右のような論理を藉りて昭和60年改正法の抽象的な法令の違憲判断を求めるのと違ふところはなく、原告らの右の訴えは、公法上の当事者訴訟又はいわゆる無名抗告訴訟のいずれとしても、これを適法なものとする余地はない。」

3 「以上のとおりであるから、原告らの国家賠償法1条1項の規定に基づく請求は、理由がない

からこれを棄却し、原告らのその余の請求にかか
る訴えは、不適法であるからこれを却下し、……
主文のとおり判決する。」

III 解 説

1. はじめに

本件訴訟は、昭和60年改正法が国民年金の将来的給付水準を引き下げるものであったため、長年その保険料を納付してきた原告らが、それを不服として提起したものである。しかし、原告らはいずれも国民年金法が規定する老齢基礎年金の支給要件に未だ該当せず、老齢基礎年金の支給請求に対する社会保険庁長官の裁定という処分がなされていないため、その処分の取消しという抗告訴訟の形で訴えることはできなかった。このため、原告らは次の二つのいずれかの形での請求を認めるよう裁判所に訴えた。

一つは、昭和60年改正法は憲法25条に違反し無効であり、立法府である国会がこのような昭和60年改正法を制定した行為は公権力の行使に当たる公務員の不法行為に該当し、被告国は国家賠償法1条1項の規定に基づき、原告らが昭和60年改正法の制定によって被った損害を賠償すべきであるというものである。もう一つは、原告らが旧国民年金法に定める額の年金の受給権を有することの確認を求めるというものである。

これに対し、本判決は、前者については、昭和60年改正法が原告らが主張するように違憲無効ならば旧国民年金法の規定は有効であることになって原告らに損害は生じておらず、原告らの主張は旧国民年金法の規定が有効であることを前提として損害賠償を請求するものであってその主張は矛盾するとして、棄却した(Ⅱ判旨の1)。後者については、原告らは未だ年金受給権を取得していないにもかかわらずその確認を求めるものであって、適法な訴えではないとして却下した(Ⅱ判旨の2)。

本件訴訟は、社会保障の給付水準を引き下げる立法について、国民はそれを訴訟で争うことができるかどうか又はどのような訴訟形態で争うこと

ができるかについての問題を提起する興味深い訴訟であった。しかし、本判決は原告らの請求を認めず、この問題についての検討は今後の研究課題として残されることになった。

以下、次の第2節では原告らの損害賠償請求について、第3節では原告らの年金受給権の確認請求について検討する。最後に、第4節で社会保障給付の削減等を行う立法の憲法適合性の問題について論ずる。

2. 損害賠償請求

原告らは昭和60年改正法の制定によって被ったとする損害の賠償請求をしたが、具体的には次のような主張をした。原告 X₁ については、国民年金の保険料を25年納付した場合、旧国民年金法の規定による老齢年金額は年61万6,600円になるのに対し、昭和60年改正法による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)の規定による老齢基礎年金額は47万5,200円にしかならず、その差は14万1,400円となる。この差額の14万1,400円を、原告 X₁ が平成13年以降の3月31日に生存することを条件として³⁾、被告国は X₁ に同年以降の各年の同日に支払えというものである。なお、X₁ は既に国民年金の保険料を25年間納付しているが、X₂ 及び X₃ についてはまだ25年間納付していないため、X₂ 及び X₃ の請求については、X₁ と同様の生存条件のほか、25年間の保険料納付を条件に加えている(国民年金法26条ただし書参照)。

原告らは上記の損害賠償請求の理由として、次のように主張した。すなわち、原告らは、25年間国民年金の保険料を納付すれば旧国民年金法に定める額の年金(以下、旧国民年金法の規定による老齢年金及び新国民年金法の規定による老齢基礎年金を、その性質に反しない限り、「年金」という。)を受給することができるという認識の下に、長年保険料を納付してきた。ところが、昭和60年改正法はこのような被保険者らの受給権又は期待権を侵害するものであり、その限度において憲法25条の規定に違反し無効である。そして、立法府である国会がこのような昭和60年改正法を制定し

た行為は公権力の行使に当たる公務員の不法行為に該当し、被告国は国家賠償法1条1項の規定に基づき、原告らが昭和60年改正法の制定によって被った損害を賠償すべき責任を負う、というものである。

これに対し、本判決は次のように判示して、原告らの請求を棄却した(Ⅱ判旨の1)。すなわち、原告らが主張するように昭和60年改正法が憲法25条に違反し無効であるとすれば旧国民年金法の規定は効力を有することになり、原告ら被保険者の将来の年金受給権又は期待権が侵害される余地は生じない。原告らの損害賠償の請求は、一方で昭和60年改正法が違憲無効であることを国家賠償法1条1項の規定に基づく請求の原因としつつ、他方では旧国民年金法が効力を有するとして原告らの権利又は利益が侵害されたものとして損害賠償の請求をするものであって、前後において矛盾しその主張は失当であり排斥を免れない、というものである。

以上のような判旨は正当である。しかし、仮定の上であるが、原告らが、昭和60年改正法が合憲有効であることを前提に、同法によって原告らの年金受給権又は期待権が侵害されたとして、損害賠償の請求をしたとしたらどうなるであろうか。国家賠償法1条1項は「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するが、前述のような損害賠償の請求はこの要件を満たしているといえるであろうか。ここで問題となるのは次の三点であり、以下順次検討する。

- (1) 昭和60年改正法が原告らに「違法に損害を加えた」かどうか。
- (2) 国会議員による立法行為について損害賠償請求ができるかどうか。
- (3) 原告らは将来における損害賠償請求をしているが、これが許されるかどうか。

この(1)については、違法性の有無と損害の発生の有無に一応分けて考えることができる。まず、国家賠償法1条1項の違法性とは法益の侵害があ

ることとされ(前田〔5〕204頁)、「何が『法益』に当たるかは結局のところ『不法行為的保護』に値する利益か否かに帰着」するとされる(稲葉〔2〕14頁)。そうすると問題は、昭和60年改正法による改正前の国民年金法(旧国民年金法)の規定によって算定された額の年金を受けることが原告らの法益といえるかどうかということになる。

ここでまず問題となるのが、年金の支給要件を満たしていない者の年金受給権を法益というのかということである。もし、原告らが年金の支給要件を満たして裁定の請求をしたにもかかわらず、行政庁の過失により法律に定める額を下回る額の年金しか支給されなかったとしたら、原告らの法益が侵害されたとして損害賠償の請求が認められる可能性はある。しかし、原告らは未だ年金の支給要件を満たしていない。すなわち、年金を受給するためには、①65歳に達していること(国民年金法26条本文)、②保険料を25年間納付していること(同条ただし書)及び③年金受給時に生存していること(同法29条)が必要であるが、訴訟提起の時点では原告らは①及び②の要件を満たしておらず(ただし、原告X₁は②の要件を満たしていた)、③の要件は将来のことに属するため現在においてその要件を満たすかどうかは不確定であった。このように原告らが将来①～③の要件を満たすことが必ずしも保証されていない段階で、将来の年金受給を不法行為的保護に値する利益といえるかどうかは疑問である。

次に、一定の時点において国民年金法が定める額の年金を、将来にわたって受けうることを法益というのかという問題がある。国民年金の額は、国民年金法の累次の改正により、何回も改定されてきた。すなわち、国民年金法が定める年金額は、規定上は限時的ではないものの、未来永劫にわたってその額とされるものではなく、次の改正までの間のものであることが一般的に認められていたと考えられる。国民年金法もその4条で、国民の生活水準に著しい変動が生じた場合に改定の措置を採ることを義務づけて、このことを認めている。

ただし、従来は年金額を引き上げる改正だけで

あったため問題は生じなかったが、昭和60年改正法は将来的にはあるが年金額を従前の算定方法によるものより引き下げる措置を採ったため、これが被保険者の法益を侵害するものかどうかの問題となるわけである。この問題については、次のように考えるべきであろう。公的年金制度というのは、国民が老齢、障害又は死亡によってその生活の安定が損なわれたときに年金という金銭を給付して、国民の生活を保障する公的な制度である（国民年金法1条）。したがって、その年金額は、この目的が達成されるよう、高齢者等の消費支出、一般国民の所得、生活保護等他の社会保障の給付水準、財政負担等を種々勘案して、国民の合意が得られるように政治的に決定される⁴⁾。したがって、私的年金のように掛金の対価として約束された年金額が必ず支払われるのとは異なり、公的年金制度は社会経済情勢や国民の意識の変化などに応じて改正されることが本来的に予定されているのである。昭和60年改正法は、将来の急激かつ大幅な高齢化の進展や年金制度の成熟化を見通して、国民が負担することが可能な程度に保険料額が収まるように年金額を適正にしようとしたもので、合理的な根拠をもつものであった。しかも、既に年金の受給権を取得した者については旧国民年金法の規定によって算定された額の年金が将来も支給されるようにし、かつ、将来の年金受給者についても保険料の納付期間が延びても年金額が増えないようにしただけであり、年金の絶対額を引き下げたわけではない。以上述べてきた公的年金の本来的な性格にかんがみると、一定時点において国民年金法が定める額の年金を将来的にも保障することを被保険者の法益と解するのは疑問である。このことは、いわゆる物価スライドが国民年金法16条の2に規定され、物価が上昇して年金額が引き上げられる場合だけでなく、物価が下落した場合に年金額を引き下げることが法定されていることからみても明らかである。

以上のように、たとえ原告らが昭和60年改正法が合憲有効であると主張したとしても、同法が原告らの法益を侵害したかどうか、すなわち国家賠償法1条1項が定める違法性の要件を満たしてい

るかどうかについては、疑問がある。それだけではなく、同項が定める損害発生の要件をも満たしているかどうかについても疑問がある。民法709条の不法行為の要件である損害については、現実に発生していなければならないとするのが判例通説であるとされる（最判昭和42年11月10日・民集21巻9号2352頁、前田〔5〕124頁）。したがって、将来の損害の賠償は、後述する民事訴訟法226条が定める将来の給付の訴えを除き、一般には認められないとされる⁵⁾（前田〔5〕304頁）。ところが、原告らが賠償請求している損害は現実に発生しているわけではなく、将来発生することが予想されるものにすぎない。このような損害について、国家賠償法に基づいて賠償請求することができるというのは疑問である。

次に、前記(2)の問題——国会議員の立法行為による損害賠償の問題——について論ずる。すなわち、原告らが被ったとしている損害は、昭和60年改正法の制定によって生じたとされるが、このような国会議員の立法行為について国家賠償法に基づく損害賠償の請求ができるかという問題である。

国会議員の立法行為（不作為を含む。以下同じ。）についての国家賠償責任は諸外国では一般に消極的・否定的であるとされるが、我が国の国家賠償法は「公権力の行使」一般に関する国家賠償責任を規定し、この公権力には立法権も含まれると解されてきた（稲葉〔3〕61頁。以下、この問題についての論述は、主としてこの論文によっている）。

この問題について本格的な論議を促したのは、札幌地裁小樽支部昭和49年12月9日判決・判時762号8頁である。この判決は、在宅投票制度の廃止によって選挙権の行使の機会を奪われたとして損害賠償を請求した訴えに対し、「国会の立法行為も国家賠償法第1条第1項の適用を受け」と判示して、請求を認めた。この判決の特徴は、稲葉〔3〕62頁によって次のようにまとめられている。すなわち、①在宅投票制度を廃止する昭和27年公職選挙法一部改正法によって既に原告の選挙権行使が侵害されていること、②国会の立法行為も国家賠償法1条1項の適用を受けること、③

この立法措置は違憲であり、国家賠償法上も違法となること、④同法1条1項の故意・過失の要件については、「国会議員の統一的意思活動たる国会全体の故意・過失を論ずるをもって足りる」こと、⑤国会は、「立法をなすにあたっては違憲という重大な結果を生じないよう慎重に審議、検討すべき高度の注意義務を負う」っていること、⑥この侵害行為により原告は「少なからぬ精神的苦痛を受けた」ので慰謝料の請求が認められること、である。

この判決以後、議員定数の不均衡を是正しないことを理由として国家賠償を求めた訴訟など、主として立法の不作为に対し国家賠償を求める訴訟が幾つか提起されたが、いずれも請求は棄却された。なかでも、前記在宅投票をめぐる訴訟の上告審判決である最高裁昭和60年11月21日判決・民集39巻7号1512頁は、学説の一般的な流れに抗して、立法行為の国家賠償について厳しい枠をはめるものであった。すなわち、この判決は、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであって、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けないといわなければならない」と判示した⁶⁾。

この判決以後の裁判実務は、この判決の線で基本的に定まっているとされる。この判決の趣旨に沿うとすると、本件訴訟の賠償請求の原因となった昭和60年改正法が「憲法の一義的な文言に違反している」とは到底考えられないため、原告らの同法の制定による損害賠償請求は認められないということになる。

最後に、前記(3)の問題——将来の損害賠償の請求の問題——について論ずる。原告らは、現在における損害賠償を請求しているのではなく、将来における損害賠償を請求している。例えば、X₁は平成13年以降の各年の3月31日における損害額

14万1,400円の支払いを求めている。

このような将来の給付を求める訴えは、民事訴訟法226条に「将来ノ給付ヲ求ムル訴ハ予メ請求ヲ為ス必要アル場合ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得」と規定されている。原告らはあらかじめ請求をなす必要がある理由として、「年金受給権又はその侵害による損害賠償請求権が現実が発生するのをまって訴訟を提起したのでは、訴訟が確定するまでの間の原告らの生活が困難に陥ることが予想され」ることなどを挙げた。しかし、原告らが25年間保険料を納付し65歳になれば年金は確実に支給されるのであり、旧国民年金法による年金額と新国民年金法による年金額の差額の支払いを現在の時点において請求しておかねばならない必要性は乏しい。のみならず、三ヶ月〔6〕72頁によれば、将来の給付を求める訴えは「現在その基礎となる権利関係が存在」する必要があるとされるが、原告らは未だ年金の受給権を取得していないのであるから、このような将来の給付を求める訴えが許されると解するのは疑問である。

以上、結論的にいうと、たとえ原告らが昭和60年改正法は合憲有効でありそれによって損害を被ったと主張したとしても、その損害賠償請求は認められなかったものと思われる。

3. 年金受給権の確認請求

原告らは、旧国民年金法に定める額の年金を受給する権利を有することの確認をも求めた。しかし、原告らはいずれも未だ国民年金法26条本文に定める65歳到達の要件を満たさず、また65歳時点において生存しているかどうかも不確定である。また、原告 X₂ 及び X₃ については、同法26条ただし書が定める原則25年間の保険料納付という要件を未だ満たしていない。

しかし、原告らは、①被告国が将来旧国民年金法が定める額の年金を原告らに支給しないことは明白であること、②年金受給権が発生するのを待って訴訟を提起したのでは、訴訟が確定するまでの間の原告らの生活が困難に陥ること、③原告らが将来25年間保険料を納付するなど年金受給権の支給要件を満たすことは確実であることを理由に、

本件確認を求める訴えは適法であると主張した。

しかし、本判決は、Ⅱ判旨の2に引用したように、未だ年金受給権を有していないのにその確認を求めるのは、その論理をかりて昭和60年改正法の抽象的な法令の違憲判断を求めるのと選ぶところはなく、適法ではないとして却下した。

ところで、国民年金法の給付を受ける権利は、同法に定める支給要件に該当したときに客観的には発生するが、具体的には受給権者が裁定請求をし、社会保険庁長官が裁定（同法16条）してはじめて給付が開始される（有泉他〔1〕44頁）。そして、この給付に関する処分については、社会保険審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求を経た後でなければその取消しの訴えは提起できないとする再審査請求前置主義が採られている（同法101条の2）。

原告らの本件年金受給権の確認請求は、このような国民年金法の手続規定を回避するものであり、同法の立法の趣旨を逸脱するものである。それだけではなく、年金受給権を取得していないにもかかわらずその確認を求めるものであり、これを却下した本判決の判旨は正当である。

4. 社会保障給付の削減等を行う立法の憲法適合性

本件訴訟において、原告らは、昭和60年改正法は既に実体法によって具体化されていた社会権としての年金受給権の実現を阻害する立法であって、憲法25条に違反し無効であると主張した。本判決はこの問題に対し直接判示しなかったが、この問題は極めて興味深い問題である。社会保障法は一定の給付を行うことを定めているが、法律の制定や改廃によってこれらの給付が廃止されたり、給付額が削減されたりする場合がある。これには以下に掲げるいろいろな形態（以下、これを「社会保障給付の削減等」という。）があるが、このような立法措置が社会保障の権利を定めた憲法25条に違反するかどうかが問題となる。

- (1) 給付の廃止（例、老人保健法の制定に伴う老人福祉法の老人医療費支給制度の廃止）
- (2) 給付水準の引下げ（例、本件訴訟の原因となった国民年金法の改正による給付水準の将来的引下げ）

(3) 給付の対象者の変更（例、児童手当法の改正による支給要件児童の年齢引下げに伴う児童手当の受給資格者の変更）

(4) 給付の支給要件の厳格化（例、厚生年金保険法の改正による老齢年金の支給開始年齢の55歳から60歳への引上げ）

(5) 特定の者に対する優遇措置の廃止（例、厚生年金保険法の改正による老齢年金の受給資格期間等についての坑内員に対する優遇措置の廃止）

(6) 利用者負担の強化（例、身体障害者福祉法の改正による施設入所者等に対する費用徴収の導入）

このような社会保障給付の削減等の措置は、既にその受給権を取得している者については既得の権利を尊重する形で行われることが多いが、例えば児童手当の支給要件児童の年齢引下げや日本鉄道共済組合の年金額の引下げなどのように、既得の権利をも侵害する形での立法も行われている。このような立法の憲法適合性について、以下簡単に筆者の考えを述べたい。

まず、国民の最低生活の保障を目的とする生活保護法を廃止したり、その意義を失わせるような立法がなされた場合は、他の社会保障制度によって国民の最低生活が保障されない限り、憲法25条1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」に違反することになる。特に、既に生活保護を受けている者に対し正当な理由なく保護を廃止することは、立法によっても許されないと解すべきである。生活保護法56条は、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されないことがない。」と規定しているが、この規定の精神は行政権だけでなく立法権も尊重することを要すると考えられる。

生活保護以外の社会保障の給付については、生活保護法によって国民の健康で文化的な最低限度の生活が保障されている限り、たとえその給付の削減等を行う立法を行ったとしても、少なくとも憲法25条1項に違反することはないと解される。

ただし、このような立法が平等権など他の憲法規範に違反しないものであることを要することはいうまでもない。

ここで問題となるのが、憲法25条2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という規定との関係である。この規定により、国は常に社会保障の給付を改善するように努めなければならない、社会保障給付の削減等ではできるだけ避ける必要がある。

これを一步進めて、社会保障給付の削減等の措置は憲法25条2項に違反するとする学説や判決がある。例えば、小川〔4〕31頁は、「社会保障改悪は、国は社会保障の向上・増進に努めなければならないとした憲法25条2項の規定に反するのではないかとその重大な疑義があるというべきであろう。」と述べている。また、宮訴訟の第1審判決である東京地裁昭和49年4月24日判決・行集25巻4号274頁は、「右理念（筆者注一憲法25条の理念）を具体化した法律に基づく国民の権利ないし利益は、憲法に由来するものであり、また憲法25条は、国の文化経済の発展に伴って右理念に基づく施策を絶えず充実拡充していくことをも要求していると考えられるから、右理念を具体化した法律によってひとたび国民に与えられた権利ないし利益は、立法によってもこれを奪うことは許されず、合理的理由がないのに右権利ないし利益の実現の障害となる法律を制定する行為は、憲法25条の趣旨に反することになる。」と判示している^{7), 8)}。

しかし、社会保障の給付は国民の生活困難に対応するためのものであり、国民の生活困難の状況やその原因は社会経済の変化等に応じて変わっていくため、その変化に応じて社会保障の給付も変えていかざるを得ないことがしばしばある。このため、必要性の薄れた給付を廃止したり削減したりして、その分を必要性の増した施策の創設や充実に回すべき場合がある。また、社会保障の給付には財政資金、マンパワー、施設設備等の各種資源を必要とし、これらの資源の制約により社会保障給付の削減等をせざるを得ない場合もある。特に、財政資金については税や社会保険料の負担に

関する国民の合意が必要であり、その合意が得られない場合は社会保障給付の削減等を行うことが必要となることがある。すなわち、国民が税や社会保険料の引下げを主張する場合、又は社会保障の給付を維持するためには税や社会保険料の引上げが必要なのに国民がそれに同意しない場合は、社会保障給付の削減等をせざるを得ないことがあり得るのである。

しかし、たとえ社会保障給付の削減等をするにしても、それは第1に合理的な理由に基づくことを要し、第2に必要な最小限のものにとどめることを要し、第3に既得権や期待権をできる限り尊重することを要し、第4に急激な変化のないよう経過措置を設けるなどの配慮が必要であろう。このような配慮を加えれば、たとえ社会保障給付の削減等をする立法であっても、憲法25条2項の規定の趣旨に反するものとはいえないと解される。

注

- 1) 国民年金法は昭和34年11月1日に施行されたが、被保険者に関する同法第2章は同年10月1日から、同法第6章中保険料に関する部分は昭和36年4月1日から施行され、保険料の納付は昭和36年4月分から行われた（同法附則1条）。したがって、昭和35年10月1日から昭和36年3月31日までの間において被保険者であった者の給付については、被保険者でなかった者とみなされる（同法附則2条）。
- 2) ただし、保険料納付を免除された期間については、年金額が3分の1に減額される。改正後の老齢基礎年金についても同様である。
- 3) 国民年金の給付は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始められ、権利が消滅した日の属する月で終る（国民年金法18条1項）。原告X₁は昭和10年3月7日生まれであり、したがって老齢基礎年金の給付はX₁が65歳となる平成12年3月7日の翌月の同年4月分から支給され始める（同法26条）。そして、それ以後の1年分の年金が支給されるためには、平成13年3月31日において生存していることが必要であるため、本文で述べたことを条件としているわけである。
- 4) 老齢基礎年金の額の根拠については、昭和60年法改正に携わった吉原健二による詳細な解説がある（吉原〔8〕44頁以下）。
- 5) ただし、それをも現実に生じた損害として認める判決もある（東京高裁昭和39年7月3日判決・下級民集15巻7号1716頁）。
- 6) 稲葉〔3〕64頁は、この判決のこの判旨に至る筋道を次のように整理している。

すなわち、①国賠法1条1項は「公務員が個別の

国民に対して負担する職務上の法的義務」違反を責任成立の要件とするものである。②国会議員の立法行為が同項の適用上違法となるかは、「国会議員の立法過程における行動」が右の意味での義務違反になるかどうかの問題であり、「当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべき」である。③議会制民主主義が適正・有効に機能するためには国会議員が多種多様な国民の意見・利益を立法過程に反映させつつ自由な討論を通じて国民全体の福祉を実現していくということが肝要であり、免責特権の趣旨からも窺えるように、国会議員の立法過程における行動は政治的責任を問われるのが原則で、「その性質上法的規制の対象になじま」ない。④裁判所が既存の法律の効力についての違憲審査権を持つからといって、「当該法律の立法過程における国会議員の行動、すなわち立法行為が当然に法的評価に親しむもの」ではない。このように、60年最判は、基本的に政治責任論の立場に立って⑤「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り」国賠法上違法と評価されることはない。

7) ただし、この判決の評釈である森〔7〕21頁は、この判示部分は問題であると述べている。そして、その理由として「例えば年金支給の年齢を引き上げるとき立法も可能と考えられるからである。」と述べている。

8) この官訴訟は、国民年金法の老齢福祉年金の支給要件に該当するに至った原告が岡山県知事にその裁定請求をし認められたものの、原告が恩給法の普通恩給を受給していることを理由に老齢福祉年金を支給停止する処分を受けたため、このような併給を制限する法の規定及び処分は憲法25条及び14条に違反し無効であるとして、老齢福祉年金額の支払いを求めた訴訟である。

これに対する第1審判決は、憲法25条に規定する理念を実現するための施策は立法府の裁量にゆだねられているとするいわゆる立法裁量論などを理由に、原告の請求を棄却した。原告は控訴したが、控訴審判決である東京高裁昭和56年4月22日判決・行集32巻4号593頁は、いわゆる憲法25条1項2項分離論の立場に立ち、防貧的施策である国民年金法の規定については最低生活の保障を定めた憲法25条1項違反の問題は生ずる余地がなく、また憲法25条2項についても併給制限は立法府の裁量の範囲に属するな

どとして、控訴を棄却した。

なお、第1審判決は、本文に引用したように国民に与えられた権利は立法によっても奪うことはできないと判示したが、この訴訟で問題となっている併給制限規定のように当初からそれが支給要件とされているような場合は、憲法25条に違反しないと判示した。その部分の判旨を以下に掲げる。

「右理念を具体化するに当たり、当初から、一定の要件に該当する国民に限って一定の権利ないし利益を与える旨の法律が制定されたとすれば、それは、立法府が、その与えられた裁量権に基づき、右要件に該当する者のみを対象として右法律に基づく施策を実施すべき旨判断した結果にほかならないのであるから、右要件に該当しない者に対しそのような権利ないし利益を与えないものとした立法府の判断が恣意的なものであって、明らかに合理性を欠き、立法府がその与えられた裁量権の行使を著しく誤ったものであると認められない限り、そのような立法政策の当否につき政治上批判を受けることがあるのは格別、そのために右法律が憲法25条に違反して無効であるということとはできない。」

引用文献

- [1] 有泉亨・中野徹雄編『国民年金法』、日本評論社、昭和58年。
- [2] 稲葉 馨「公権力の行使にかかわる賠償責任」雄川一郎他編『現代行政法大系 6 国家補償』、有斐閣、昭和58年。
- [3] 稲葉 馨「立法」『ジュリスト』No. 993、平成4年1月1—15日。
- [4] 小川政亮「憲法と社会保障」沼田稲次郎他編『現代法と社会保障——社会的人権思想の展開』、総合労働研究所、昭和57年。
- [5] 前田達明『民法 VI₂ (不法行為法)』、青林書院、昭和55年。
- [6] 三ヶ月章『民事訴訟法 補正版』、弘文堂、昭和56年。
- [7] 森 順次「公的年金給付の受給を理由とする老齢福祉年金の支給停止と憲法14条及び25条——官訴訟第1審判決——」『別冊ジュリスト No. 56 社会保障判例百選』昭和52年12月。
- [8] 吉原健二『新年金法』、全国社会保険協会連合会、昭和62年。

(ほり・かつひろ 社会保障研究所研究部長)

社会 保障 費 の 国 際 比 較

——ILO 公表統計を使った国際比較の留意点と課題——

勝 又 幸 子

I はじめに

——国際比較基礎データについて——

社会保障研究所が毎年推計公表している社会保障費は、社会保障各制度の収支に関する決算統計をILOの基準に従って分類集計したものである。

ILOは1949年より3年ごとに、各国の提出した統計表¹⁾をもとに基本統計表を刊行してきた。最新の基本統計表は1990年に刊行された第13回国際調査²⁾の結果であり、各国の1984年から1986年の3年間の統計が収められている。しかし、紙面の制約からか制度別に細分化された統計表は直近の年度(ここでは1986年度)のみが掲載され、他の年度は6項目(社会保険と類似制度・家族給付・公務員特別制度・公的扶助と類似制度・戦争犠牲者給付・他の制度に分類されない運営費)に再編集された形でまとめられている。したがって当研究所が発表している社会保障給付費の基本表と対比可能な各国統計資料は3年ごとにしかみることができない。また、ILO基本統計表が3年ごとの刊行となっているため刊行時の直近データがいつも刊行年より3年以上前のものとなっている。日本の場合、社会保障給付費推計は2年のタイムラグをもって公表されているので、ILOの刊行年に発表されたデータどうしを比較しても、直近のデータには1年のタイムラグができてしまう。国際比較のためになるべく直近のデータを入手することが望まれるが、このようなわけで今まで諸外国の統計資料についてはいささか時を経たデータを使用せざるをえなかったのである。

こうした不都合を打開すべく、1991年より当研究所が独自に調査を進めた結果、このほど1987年より1989年までのデータを入手することできた。これにはILO本部の担当者とそこから紹介を受けた各国の統計担当者の協力が不可欠であった。この新しいデータは、本年度公表された社会保障費(平成2年度:1990年)資料中の国際比較の項に反映されている。

さて、本論文の目的は、諸外国の直近のデータがそろったこの機会に、社会保障費の国際比較について最近のトレンドを観察し、また従来の国際比較の見直しをすることである。社会保障研究所が社会保障給付費の推計を始めてから今年で8年目になるが、すでに城戸³⁾・都村⁴⁾・他の研究者によって社会保障費の国際比較については分析と考察がなされてきた。また、1990年度より着手された研究の結果として2冊の所内研究資料⁵⁾で諸外国の社会保障費の財源構造についてまとめられている。ここでは、これらの先行研究を土台としてILO公表統計を使った国際比較の留意点と課題をあらためて整理し、また同時に国際比較研究のための国際比較資料の若干の改善点を示唆してみたい。

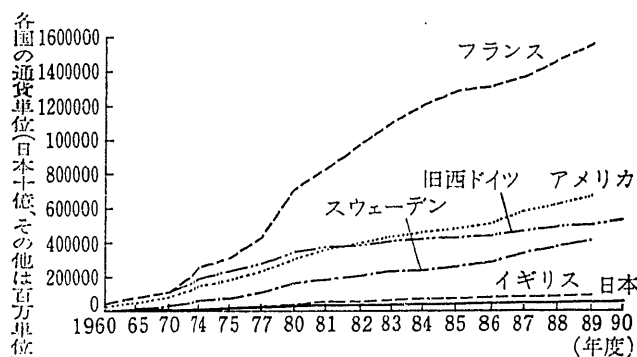
なお、最近本研究所で日本の社会保障費について時系列整備が行われ、1969年～1989年の統計数数の確定がなされた⁶⁾。また、平成2(1990)年度より社会保障費統計を英訳して諸外国の研究機関等に配布している⁷⁾。こうした活動のなかで、社会保障費統計を国内はもとより海外においても日本の実態をより正確に伝えうる統計資料としてさらに整備する必要がある。

II 諸外国の社会保障費の動向

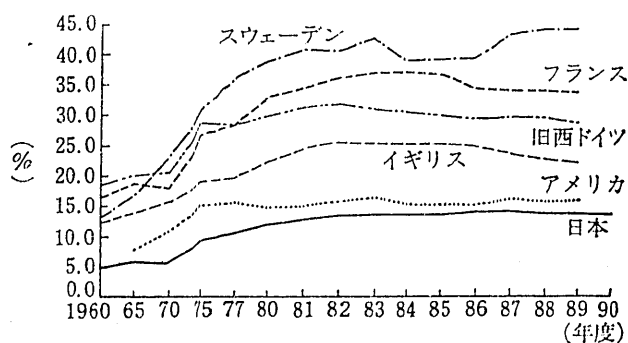
(1) 給付費の動向

1960年以降の各国の社会保障給付費の動向を、それぞれの国の通貨単位で統計に示されたそのままをグラフにしてみた。ここでいえることはここに示されたすべての国で社会保障給付費は増加し続けているという単純な事実である（グラフ1参照）。

これをさらに各国の国民所得比でみたものが、つぎに示してある（グラフ2参照）。ここでは社会保障の水準を示すひとつの方法として、それぞれの国の資源の社会保障への投入状況を見ることができ。1980年以降先進6ヵ国で社会保障に投入された費用の割合にはほとんど変化がない。この間経済状況はさまざまに変化しているのだから、これは経済状況の変化にかかわらず各国が社会保障に対しコンスタントな投入をしてきたことを表している。また1980年以降日本を含めた6ヵ国間の順位の変化もない。依然として、スウェーデン



グラフ 1 各国の社会保障給付費の動向



グラフ 2 各国の社会保障給付費（対国民所得比）の動向

は最も社会保障に対して多くを投入している国であり、アメリカと日本は最も投入が少ない国である。しかし、この事実だけで単純に国際比較をすることは危険である。ここで示されたのが、社会保障給付費の対国民所得比であることを忘れてはならない。当然のことながら、各国の経済状況は違う。分母になる一国の経済力の違いによってここでの数字は大きく影響を受ける。例えばスウェーデンの1983年から1986年の落ち込みが、この間の経済的な好調によるのか、または社会保障に対する投入の減少によるのか、このグラフからだけでは何もいうことができない（グラフ2参照）。また、スウェーデンが自国の経済的資力の4割以上を社会保障に費やしているからといって、社会保障給付費の対国民所得比が14%（スウェーデンの約3分の1）の日本と比べて3倍すばらしい成果を上げていると評価することもできない。したがって、このグラフの線の位置がどの高さにあるろうともそれは他国の水準と比較して高いか低いかなどと評価できるものではない。つまり、このグラフはそれぞれの国を単独の時系列でみることだけではしか意味をもたないものである。

そもそも何のために国際比較を行うのかという目的によって分析手段は決定されるものである。このことについては後であらためて検討してみることとする。従来社会保障給付費公表のときに国際比較資料として各国の社会保障給付費の対国民所得比を示してきたが、今までその分析はされてこなかった。あらためてここでその意味を考えると、各国の社会保障給付費の対国民所得比の比較から評価できることはすでに述べたように大変限られているのである。

社会保障研究所では、国際比較をする場合、各国の国民所得を採用してきた。ここで用いている国民所得とは要素費用表示の国民所得である。要素費用表示とは、生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者所得・営業余剰）による評価方法である。OECDなどで National Income と訳されている国民所得は、国民純生産とも呼ばれ市場価格表示の国民所得である。この国民所得から要素費用表示の国民所得を計算

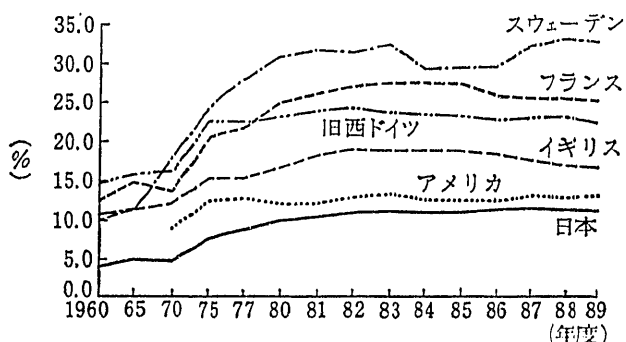
するには、間接税を引いて補助金を加えればよい。したがって、ここで使われている諸外国の国民所得についても OECD の National Accounts⁹⁾の数値から算出したもので、National Income そのままの数値ではない。

最近の国際比較研究をみると、国民所得よりも国内総生産 (GDP) を採用しているのが通常である。そのようななかで研究所の国際比較が依然として国民所得を採用していることに何らかの不都合はないのか考えてみる必要がある。このことについては、すでに城戸論文(1986)で詳しく検討が加えられている。国民所得と GDP の差は各国の間接税の規模に影響される。城戸論文では、間接税の規模が膨らんでいく場合に、国民所得を用いるか GDP を用いるかによって、社会保障給付費の規模の差が広がることを懸念していた。今回 1989 年までのデータを比較した結果、1983 年と 1989 年のそれぞれの国の国民所得比と GDP 比の差はほぼ 1% 以下 (日本: +0.3, フランス: -0.8, 旧西ドイツ: -1.1, スウェーデン: -1, イギリス: -0.7, アメリカ: -0.2) であり、さほど差は広がっていなかった。しかし、国際比較をするとなると、1980 年の時点では国民所得比と GDP 比両方を用いた社会保障給付費の規模は、差が最小のケース (日本) で 2.3%, 差が最大のケース (スウェーデン) で 8.3% であったのに比べ、1989 年の時点では差が最小のケース (日本) で 2.9%, 差が最大のケース (スウェーデン) で 11.4% と最大と最小の乖離が 6% から 8.5% へと広がっていた (グラフ 3 参照)。日本の場合消費税が導入されたのが 1989 年 4 月だから、今後日本について国民所

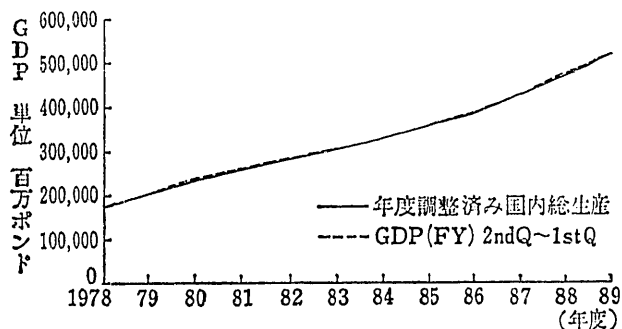
得と GDP の差は開いてくるだろうから、若干国際比較での最大と最小の乖離は狭まる可能性があるものの、前出の城戸論文における懸念は現実のものとなっている。

さらに一国の経済状況を考える場合に、間接税をわざわざ控除する意味はどこにあるのか、国際比較研究で GDP が指標の主流になっている事実と合わせて考える必要がある⁹⁾。

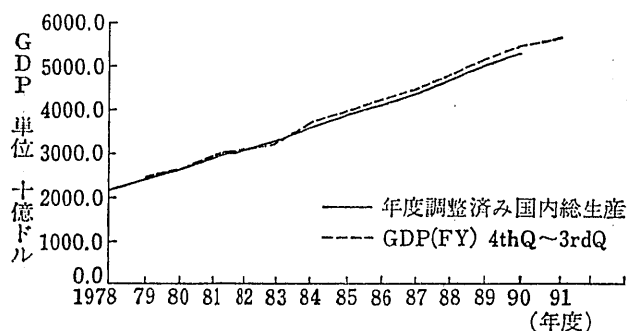
また、前出の城戸論文でも指摘されていたことであるが、ILO のデータが各国の財政年度を基準としてまとめられているため、暦年と財政年度が異なる国々 (イギリス・アメリカ・日本) においては国民所得データを財政年度に調整しなければならない。OECD の National Accounts は暦年表示のみであり、別冊として四半期表示のある National Accounts があるが、データの制約によって四半期ごとの国民所得は得られない。四半期ごとに得られるのは GDP のみである。そこで、GDP の四半期データを使用して得られた財政年度 GDP と従来国民所得を算出するとき用いていた簡易調整計算¹⁰⁾の GDP を比較した (グラフ 4, 5 参照)。グラフでみるようにイギリスにおいては両者はほぼ重なり合っており差はない。しかし前出の城戸論文が指摘したようにアメリカについては四半期積み上げデータの方が簡易年度調整データより 1983 年度を例外として大きくなっている。またその誤差は最近拡大傾向にあるようである。したがって社会保障給付費の対 GDP 比においては簡易年度調整データを用いた方が実際の年度データを用いたものより、若干過大評価されていることになる。この傾向は国民所得を簡易調整計算



グラフ 3 各国の社会保障給付費 (対 GDP 比) の動向



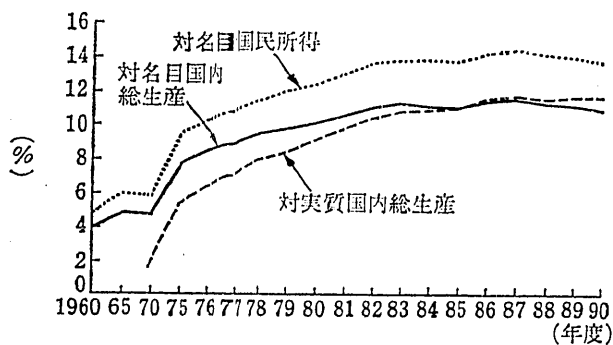
グラフ 4 イギリス: 簡易年度調整データと四半期積み上げデータの比較



グラフ 5 アメリカ：簡易年度調整データと
四半期積み上げデータの比較

した場合にも当てはまるはずだから、この誤差を解消するためには、国民所得に代えて GDP を採用し、四半期データの積み上げによって実際の年度データを使用する必要がある。

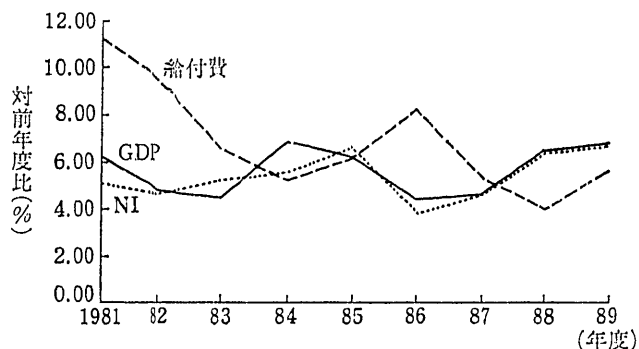
さらに GDP を指標として採用する場合、名目 GDP を用いるのか、実質 GDP を用いるのか、という問題が考えられる。しかし今までわが国においては、社会保障給付費は「実質化」の議論のかやの外に置かれていた。ただし、国民経済計算年報の付表：8. 政府の目的別最終消費支出 13. 家計の目的別最終消費支出の構成 14. 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出にあっては医療・保健・社会保障福祉サービスが名目値と実質値で示されている。現在この件を含むデフレーターの研究が当研究所の研究会¹¹⁾で進行中であるので、詳しい検討はその成果をまっとうからにしたいと思うが、ここでは経済企画庁が発表している名目国内総生産と実質国内総生産と従来の名目国民所得(要素価格表示)それぞれを分母にした場合、社会保障給付費の変化はどのようなになるかをグラフに描いてみた(グラフ 6 参照)。ここで使用されてい



グラフ 6 日本：社会保障給付費の割合

る実質国内総生産は1985年価格を基準としているのでグラフでも1985年時点で名目国内総生産の線と交差している。グラフからみた印象からでは、対実質国内総生産の方が対名目国内総生産よりも従来の対国民所得とパラレルになっているようである。

日本における社会保障給付費の伸び率について最近の動向を1970年度から1982年度の動向と比べてみると興味深い変化がある。先行研究として紹介した論文(1985)において1970年度から1982年度の社会保障給付費の伸び率と国民所得の伸び率の変化が折れ線グラフで描かれている。その動きに相関があるとはいいがたいが、論文中でも述べられているように社会保障給付費の伸び率は1970年度以降毎年国民所得の伸び率を上回っていた。しかし1980年代を通じてみると、もはや社会保障給付費の伸び率が国民所得の伸び率や GDP の伸び率よりもいつも上回っているとはいえなくなっている(グラフ 7 参照)。とくに1983年度以降の動きは、それ以前の様子とは異なっているように思う。日本の社会保障制度がこの時期を機にある種の成熟過程に移行したと仮説を立てることはできないだろうか。過去の比較的大きな社会保障給付費の伸び率の原因が、社会保障制度におけるどの部分への支出であったのか、また1983年度以降の年平均5.8%の低い伸び率の原因がどこにあるのかについてはさらに研究をしていきたいと思う¹²⁾。また社会保障制度のある種の成熟化に、公的扶助と社会福祉サービスの脱低所得対策化と普遍化の原理のような、何らかの財政的特徴があるのだろうか。諸外国の動向についても将来検証

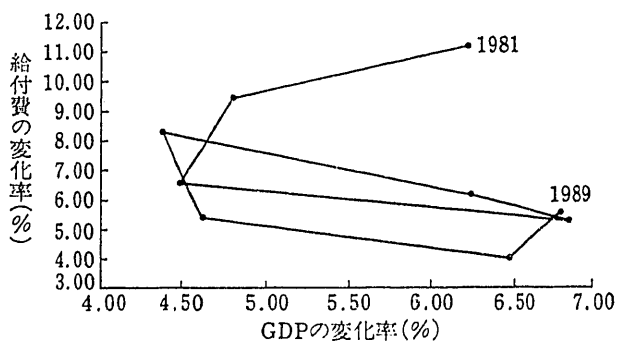


グラフ 7 日本：社会保障給付費の伸び率
vs. GDP vs. NI の伸び率

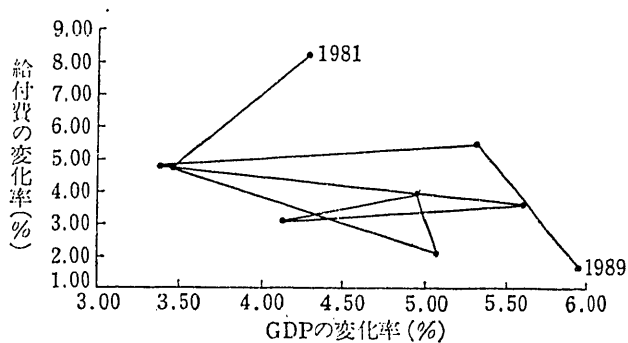
してみたいと思う。

社会保障給付費と経済成長の関係について若干の考察を示しておきたい。そもそも社会保障給付費とはどんな性格を備えたものだろうか。社会保障給付費といってもそこには、医療費・年金給付費・失業給付費・公的扶助給付費・社会福祉サービス費等、さまざまな費用が含まれている。社会福祉サービス費を例に考えてみると、確かに経済成長が順調であったころには新しいサービスもつくられその規模も拡大した。しかし、経済が低成長時代に入ったからといって即そのサービスを中止できるものではない。事実1981年から1989年の給付費の変化率（対前年度伸び率）とGDPの変化率（対前年度伸び率）の関係を調べてみると、そこには全く相関は認められない。これはここで分析した諸外国についてもいえる（グラフ8、9参照）。

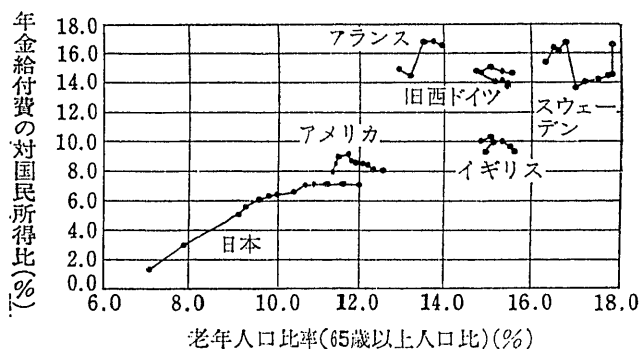
社会保障給付費の公表で国際比較資料として各国の老年人口比率と社会保障給付費の対国民所得比の相関を示したグラフ¹³⁾をのせている。これを年金給付費との関係と医療費との関係にわけて示してみたのが、つぎのグラフである。年金につい



グラフ 8 日本：給付費とGDPの変化率の相関

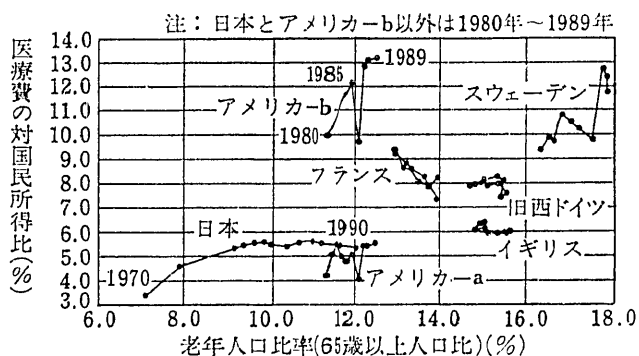


グラフ 9 旧西ドイツ：給付費とGDPの変化率の相関



グラフ 10 国別：老年人口比率と年金給付費の相関（対国民所得）

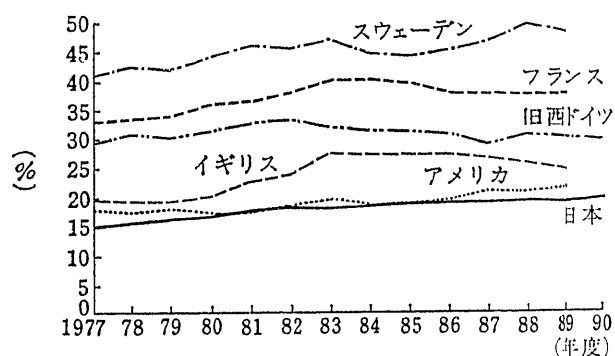
てみると確かに高齢化の影響が強いことがわかる。ほぼ同じ高齢化の傾向を示した旧西ドイツとイギリスの違いは年金水準の違いかまたは経済力の違いのいずれかによっている（グラフ10参照）。医療についてみても状況は似ている。ただし、アメリカについては例外である。ILOで集計されているのは公的医療給付費に限定されているため、アメリカのように私的な医療供給体制が重要な位置を占めている国については一国の実態を正しく反映していない。そこで、アメリカについてはaとbにわけて表示した。アメリカーaが公的医療費であり、アメリカーbが私的な医療費を含んだ全体の医療費である¹⁴⁾（グラフ11参照）。アメリカーbの位置は確かにその他の国とは違っている。アメリカの財政赤字の原因のひとつにメディケア・メディケイド支出の増加が指摘される一方、私的医療保険に加入できず、無保険となっているひとびとの救済が州政府レベルで議論されている。皆保険をもたないアメリカの特殊な状況の一端をここで垣間見ることができるのである。



グラフ 11 国別：老年人口比率と医療費の相関（対国民所得）

(2) 収入(財源)の動向

ILOの統計からは支出としての社会保障給付費と合わせて、収入としての社会保障財源についても知ることができる。先行研究・武川(1985)で、1960年～1982年の分析がなされているので、その延長として1989年までを観察してみたい。ここでも社会保障収入の対国民所得比が分析の手段として使われている。1985年時点の分析はつぎのようになされていた。「収入も給付費の場合同様、欧米諸国の水準は日本を上回っている。1970年代までの日本は、アメリカよりも下に位置しているが、1980年には、アメリカとの差はかなり縮小している。現在では逆転しているかもしれない」¹⁵⁾。しかし、1980年代の変化をみると、日本とアメリカが逆転したのはわずか2年間だけのことで、1983年は再びアメリカが逆転し、その後1986年まではほぼ重なり1987年以降はまたアメリカが上昇し、日本との差を広げている。しかし、この事実をもって日本がアメリカの水準を再び下回ったということは到底できない。水準という表現には価値判断が含まれているおそれがある。したがって、引用した先行研究の表現にもし、日本も欧米並みに収入が増加しアメリカにも追い付き、もはや追い越そうとしている、という意図があるとしたら、それはいささか分析に欠けているといわなければならない。すでに、給付費の記述のなかで指摘したように、社会保障収入の対国民所得比であることを忘れてはならない。レーガン政権後半以降、ブッシュ政権になってから今日に至るまでのアメリカ経済の現状を考えると、1987年以降のアメリカの社会保障収入の対国民所得比の上昇は、アメリカの経済力の低下によって起こってきたのかもしれないのである¹⁶⁾。同様に1980年代以降一貫して低いまま変化の少ない日本の状況も、好調に発展し続けてきた日本経済の反映かもしれないのである。そこで、このグラフから観察できることはおのずと限られてくる。それはどの国でもかつてのような(1970年代まで)急激な社会保障収入の増加はもはやみられないということと、それぞれの経済力の変化にかかわらず比較的コンスタントな収入を確保しているようだということである。

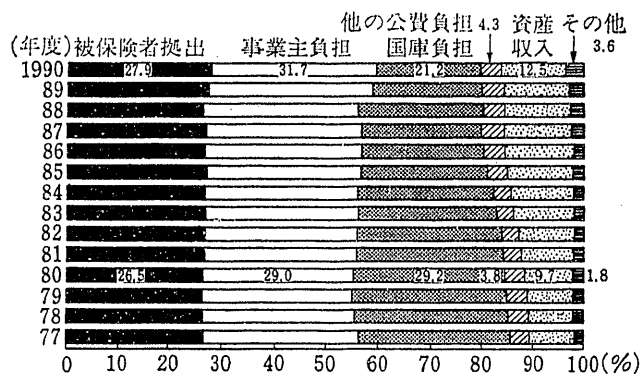


グラフ 12 各国の社会保障収入の変化(対国民所得比)

1988年以降のデータ的に限られたところでの観察ではあるが、日本とアメリカ以外の国では緩やかな低下傾向もみえる(グラフ12参照)。

さて、つぎに社会保障収入の財源別構成比について観察してみたい。社会保険料(被保険者拠出+事業主負担)の比重の高い国を一般に「大陸型」と呼び、公費負担(国庫負担+その他の公費負担)の比重の高い国を一般に「イギリス・北欧型」と呼んでいる。そして「大陸型」の典型が旧西ドイツ・フランス・アメリカ・日本であるといわれている。先行研究で観察した期間(1960年代半ばから1980年代初め)については日本では財源別構成比に目立った変化はみられなかった。しかし、今回1977年から1990年の期間について観察したところ公費負担の割合がますます減少してきたことが観察された。1980年には社会保険料収入が55.5%で公費負担収入が33%だったのが、1990年には前者が59.6%、後者が25.5%となっている。日本の財源の特徴といわれた資産収入の割合の高さも1980年よりはさらに高くなっている。しかし資産収入の割合が最高だったのは1987年の13.5%で、それ以降は縮小の傾向にある(グラフ13参照)。

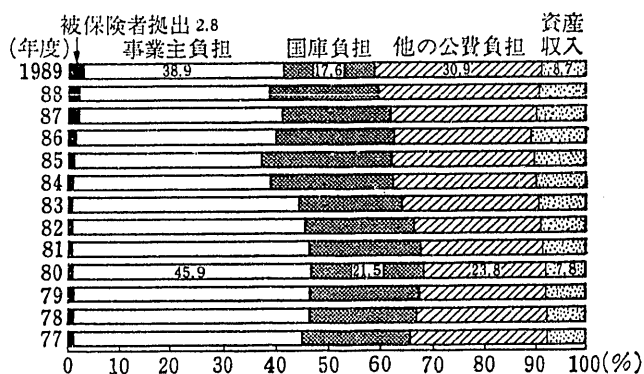
日本の公費負担の縮小については統計上の問題も指摘されている。公務員(中央政府および地方公共団体を含む)の社会保険料のうち事業者負担として仕訳されている国または地方公共団体が支出している部分の扱いの問題である。国庫から支出されているにもかかわらず、これらは各制度の事業者負担に計上されている。これをどのように扱うべきか、諸外国ではどのように扱っているの



グラフ 13 日本：財源別収入の変化

かなど、これも現在当研究所の研究会で検討が加えられている¹⁷⁾。

諸外国については、前述の類型「大陸型」「イギリス・北欧型」に基本的に変更はない。むしろ2つのタイプは収斂の傾向にあるといえるかもしれない。「イギリス・北欧型」の代表として、過去の変化が目立っている例としてスウェーデンをあげておこうと思う。スウェーデンでは、1980年代半ばに膨らんだ公費負担が近年再び縮小傾向にある。被保険者拠出が徐々に増え1980年に1.0%だったのが1989年には2.8%と3倍近くになっている。公費負担は全体として縮小傾向にあるが、他の公費負担は逆に拡大傾向にある。1980年に23.8%だったのが、1989年には30.9%である（グラフ14参照）。スウェーデンにおける他の公費負担の拡大は、近年スウェーデンでは地方政府に社会福祉サービスの供給主体が移っていることを反映しているのではないだろうか。



グラフ 14 スウェーデン：財源別収入の変化

III 国際比較の留意点

——ILO 公表統計の比較可能性——

ILO 公表統計の値はどこまで一国の「社会保障費」全体を把握しているかという基本的な問題がある。というのも、ILO ではこの統計をまとめるにあたって、社会保障に関する考え方や制度の内容は国により一様でないこと、および1949年当時社会保障の財政活動について総合的な報告書を公表している国の数はきわめて限られていたことを考慮して、社会保障を理論的に定義づけることはやめ、制度やサービスが果たすべき一定の基準を定めるという方法を採用したからである。国際比較上採用した基準とは制度の目的がある基準を満たしていること、制度が法律に拠っていること、制度の運営主体が公的（準公的）であることの3点だった¹⁸⁾。しかし、この基準を厳密に適用することは困難である。結果、各国でこの統計に含まれている制度はさまざまであり、その範囲も公表時にさまざまな変更が加えられることとなっている。もともと「社会保障費」を万国共通の定義として確立することは不可能である¹⁹⁾。したがって、ILO 公表統計の数値をもってその国の社会保障の規模とし、これを横並びにして国際比較をすることには無理がある。例えば日本のデータについては、日本の定義では含まれている公衆衛生がILO では抜けている。すでに前節で社会保障費の過去の動向を観察したように、個々の国家を捉えてその国における社会保障に対する投入の規模がどのように変化してきたかという事実を見極めることはできる。そして、社会保障に関連して政策が掲げた目標がどれほど達成されているかを評価するためのデータにもなりうるだろう。しかし、諸国間の社会保障費の規模の比較は難しい。

社会保障研究所が毎年公表してきた社会保障費の資料では、社会保障給付費を「医療」「年金」「その他」と3分類し国際比較を試みている。「その他」については、所内研究資料 No. 9102 で内容の比較が行われたので詳しくは述べないが、さまざまな制度の支出が含まれていて横並びの比較は

できない。「医療」「年金」の分類についても、一見単純明快な区分のように思えるが、これらはあくまでも ILO 公表統計上観察される範囲の統計に限られており、ここで「医療」に含まれる費用とは、医療サービスの現物給付を示している。ILO 公表統計上では給付費支出が制度別に医療給付（医療サービスの現物給付）・医療を除く現物給付・現金給付の3種にわけて計上させてある。そこで制度に関係なく、医療給付と計上されたデータの積み上げによってここでは「医療」を捉えているのである。社会保障研究所公表の社会保障費、日本の場合は医療給付を疾病・出産の目的と業務災害の目的にさらにわけて表示している。

またここで「年金」に含まれるものは、各国の年金制度における現金給付の積み上げである。年金制度のなかには医療以外の現物給付を計上しているものもあるが、これは含まない。各国の年金制度といってもここでは、ILO 表に計上されている制度に限定されるうえ、いわゆる年金の形態で給付されている費用を区別することはできない。つまり例えば労働災害補償保険など年金以外の制度で、年金の形態で給付されている費用が十分に把握できているとはいえない。いっぽう社会保障研究所公表の社会保障費、日本の場合では年金を、業務災害における現金給付のうち年金形態のものと、いわゆる一般的な年金とにわけているため、業務災害補償制度における傷病手当金は含まず遺族年金等の年金の形態で給付される費用を区別して「年金」としている。このように ILO 公表統計は一国の「社会保障費」全体を必ずしも把握したものではないこと、また「医療」「年金」といった種類別の比較についても一貫した基準で比較できないことなど、国際比較をする場合にさまざまな問題をもっているのである。

このような問題は、先行論文のなかでも繰り返し指摘されてきた²⁰⁾。しかし現在にいたっても改善がなされていないという事実は、ILO 公表統計の目的が先進国間の国際比較ではなく、われわれの基本的なニーズに応えていないということである。むしろ ILO 公表統計の目的はわれわれとは全く違うところにおかれているのかもしれない。

しかし、われわれの求めるデータを提供してくれる社会保障費の統計が現存していないという現状を考えると、さまざまな問題を抱えながらも ILO 公表統計の有効利用を考える必要があるだろう。

IV 国際比較の意義と課題

すでにいくつかの問題点を現在の社会保障費の国際比較データについて指摘してきた。そもそも何のために国際比較を行うかという目的によって分析手段は違うはずだから、原点に戻ってここで社会保障費に関する国際比較の意義について考えておきたい。

前出の城戸論文(1985)では、国際比較の目的を3点挙げている。1つは、一般的傾向の把握とその法則化、そこから理論仮説の構築が行われその検証を行うこと。2つめは一般的傾向の把握により、それから乖離している場合の説明を行うこと。3つめは、これらの分析を基礎として、日本の位置づけを行い、日本における社会保障政策上の意味合いを探り、将来に向けての予測あるいは予想を立てることである。

ここではとくに3つめの目的を重視しておきたい。日本の社会保障の現状を他国との比較によって客観的に位置づけることは大切なことである。経済成長の評価で国民総生産(GNP)の数字にばかりこだわった結果、少しも豊かさを実感できない日本の経済成長が達成されてきたことを教訓としなければならない。社会保障費のより正確な統計とその分析を通して、社会保障の評価のための物差しを開発していく必要を強く感じる。

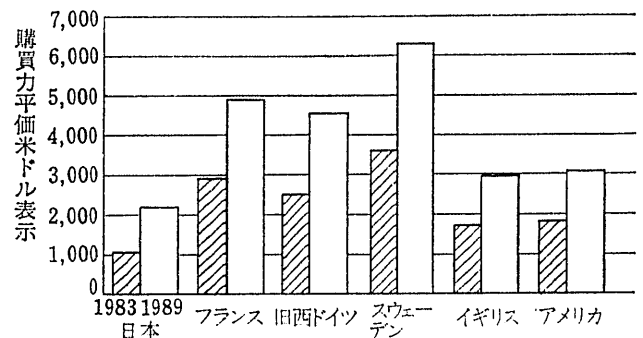
国際的な社会保障統計のとりくみは、OECDにおいても精力的になされてきてはいる。社会的支出統計(“SOCIAL EXPENDITURE 1960-1990 Problems of growth and control” 1985)は先駆的国際比較研究だった。しかし、そこでは教育を含むことなどで、日本の社会保障より広範な活動を対象としている。さらに社会保障制度が各国で多様であることから、定義に共通性のある4つの側面(教育・医療・年金・失業)のみを比較してい

る。また、その比較もそれぞれの国ごとに、1960年、1975年、1981年の3時点に限定され、これ以降に継続して公表をしていない。このほかに医療費に関しては別途研究が進められ、医療の評価(MEASURING HEALTH CARE 1960-1983 Expenditure, Costs and Performance 1985)が出された。その後もデータの更新が行われて、1991年“OECD HEALTH DATA”として医療の国際比較のための総合的なデータベースとして整備されている。これらの研究に共通していることは、基礎データを国民経済計算体系(具体的には OECD, National Accounts)に求めていることと、支出の実質化を OECD の購買力平価を利用して行っていることである。

V 国際比較資料改善のための提案

日本の社会保障費の整備と並行して行われるべき国際比較は、日本の位置づけを行い、日本における社会保障政策上の意味合いを探り、将来に向けての予測あるいは予想を立てるという目標のもとに、その方法の改善またはその評価の物差しを開発するものとして発展させるべきだと考える。したがって、将来的には社会保障費に限定されず、関連統計、とくに社会保障政策のアウトプット(成果)を評価できるような統計をも整備していく必要がある。また、社会保障関連ストックの評価が加えられるような関連統計も必要である。これらのことになるべく早く着手しなければならない。

最後に、国際比較資料の改善の一案として OECD の購買力平価換算を使った各国の一人あたりの社会保障給付費の変化を1983年と1989年の2時点で比較しておきたい。この試みは、都村論文(1990)においてなされたものを応用し、比較したものである(グラフ 15 参照)。各国の変化率は2時点間の比較で、変化率が高かった国から、日本(106.2%)、旧西ドイツ(80.4%)、スウェーデン(73.7%)、イギリス(71.2%)、アメリカ(67.6%)、フランス(67.3%)であった。このグラフから観察できることは、1983年と1989年の間で一人あたりの社会保障給付費の高さは依然とし



グラフ 15 一人あたりの社会保障給付費
(GDP 購買力平価換算)

てスウェーデンが一番で、日本が一番低く、その他の4ヵ国についても順位は変わらなかったということである。しかし、すでに変化率の差で観察したように、日本はこの間に2倍以上に給付費が伸びているのであり、これは他の国と比べても大きな伸びといえる。1983年にはスウェーデンが日本の3.38倍であったのが、1989年には2.85倍になっている。このデータをもって日本の水準がその他の5ヵ国に近づいたといえないことはないが、この伸びがおそらく進行する高齢化の影響によるところが大きいと考えると、水準を狭く捉える前提に立てのみそういえることだと思う。

VI ま と め

今回は触れることができなかったが、社会保障研究所では国際比較の試みとして、ILO 公表統計を使って各国の、失業関連制度・家族給付・公的扶助関連制度・労災制度等についても比較を試みている。しかし、統計資料の連続性という点でかならずしも納得のいく資料が得られていない。またそれぞれの国にある、異なった制度をどこまで同一の制度として集計することができるのか、今しばらく検討を必要とする。すでに発表している当研究所の社会保障費統計についても、より多くの皆さんからのご意見をいただきたいと願っている。

注

- 1) フランスについては ILO がフランスの国内統計資料(参考文献[8]参照)をもとに独自に基本表を

編さんしていることが、ILO 本部への問い合わせでわかっている。

- 2) The cost of social security thirteenth International Inquiry, 1984-86 BASIC TABLES, International Labour Office, Geneva, 1990.
- 3) 城戸論文については参考文献の[1][2][3]を参照。
- 4) 都村論文については参考文献の[2][9]を参照。
- 5) 参考文献[5][6]を参照。
- 6) 参考文献[7]を参照。
- 7) 参考文献[8]を参照。
- 8) この統計資料としては「OECD, National Accounts 1992」の数値を使っている。
- 9) 何を比較の分母にもってくるかについては、社会保障費の費用を賄う経済力との関連上と国民の生活水準との関連を考慮して選ばれている。ILO 自体も過去に国民所得を用いたり、GNP や GDP を用いたことがあることが、前出の城戸論文で紹介されている。
- 10) 簡易調整計算の方法は、イギリス：(1989 暦年計数 $\times 3/4$) + (1990 暦年計数 $\times 1/4$) = 1989 財政年度計数、アメリカ：(1988 暦年計数 $\times 1/4$) + (1989 暦年計数 $\times 3/4$) = 1989 財政年度計数。
- 11) 社会保障研究所・社会保障費調査研究委員会(1992 年度より活動)。
- 12) 社会保障研究所が公表してきた給付の3分類のうち「年金」が1970年～1982年の年平均伸び率で30.7%なのに対して、1983年以降1990年までの年平均伸び率は7.7%となっている。また、「医療」では1970年～1982年の年平均伸び率が16.3%、1983年以降1990年までの年平均伸び率は4.7%になっている。
- 13) 社会保障研究所公表「社会保障給付費の国際比較」の図3を参照。
- 14) アメリカのデータについては、HCFA (Health Care Financing Administration) の *Health Care Financing Review*, Fall 1991, Volume 13, Number 1, p. 46, Table 8 より公的医療費の割合をもとに推計した。
- 15) 参考文献[2]402頁。
- 16) レーガン政権下の社会保障改革については、渋谷博史『レーガン財政の研究』(東京大学出版会, 1992 年) が詳しい。
- 17) 社会福祉サービスにおける地方単独事業についても、補足的推計の必要性が指摘されている。
- 18) 参考文献[9]を参照。
- 19) 国民経済計算体系のなかでは社会保障支出を「社会保障移転」という概念で社会保障費を表そうとしている。そこには、社会保障給付費、社会扶助費、

無基金雇用者福祉給付が含まれる。また財源となる社会保障収入は社会保障負担として捉えられている。ここには、社会保障基金への資金の流れがすべて含まれる。社会保障基金とは、国の社会保険特別会計(厚生保険、国民年金、労働保険、船員保険)、共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、農林漁業団体職員共済組合他)、基金(厚生年金基金、国民年金基金、地方公務員災害補償基金他)および健康保険組合などが対象となる。

20) 参考文献[3]を参照。

参考文献

社会保障研究所関連

- [1] 「社会保障水準基礎統計」(社会保障研究所研究叢書6) 1973年6月
- [2] 城戸喜子・武川正吾・木村陽子・都村敦子・曾原利満共著(1985)「社会保障費の推計と動向」『季刊社会保障研究』第20巻第4号
- [3] 城戸喜子(1986)「社会保障費の国際比較」『季刊社会保障研究』第22巻第1号
- [4] 所内研究資料 No. 8601 (1986)「社会保障給付費の推計に関する研究」
- [5] 所内研究資料 No. 9101 (1991)「諸外国の社会保障制度の財源構造に関する研究——先進五か国の社会保障——」
- [6] 所内研究資料 No. 9102 (1991)「諸外国の社会保障制度の財源構造に関する研究——先進五か国の横断的比較——」
- [7] 所内研究資料 No. 9201 (1992)「社会保障費の給付と負担の統計分析——時系列整備による展望——」
- [8] SDRI Statistical Report No. 1 (1990) & No. 2 (1991) "The Cost of Social Security in Japan" (英文社会保障費統計資料)

その他

- [9] 都村敦子(1990)「日本の選択・西欧型か米国型か」『日本経済研究』第20巻
- [10] "SOCIAL EXPENDITURE 1960-1990 Problems of growth and control" OECD, 1985
- [11] MEASURING HEALTH CARE 1960-1983 Expenditure, Costs and Performance OECD, 1985
- [12] "OECD HEALTH DATA VERSION 1.01" 1991 OECD (コンピュータ MS-DOS ディスケットで販売されている。1960年～1990年のデータをカバーしている)

(かつまた・ゆきこ 社会保障研究所調査部研究員)

書 評

下野恵子著『資産格差の経済分析——ライフサイクル貯蓄と遺産・贈与』

(名古屋大学出版会, 1991年)

宮島 洋著『高齢化時代の社会経済学』(岩波書店, 1992年)

麻 生 良 文

1 本格的な高齢化社会の到来が間近にせまっている。高齢化社会における社会保障費等の費用負担はどうなるのだろうか。宮島氏の『高齢化時代の社会経済学』はこのような問題を扱った書物である。下野氏の『資産格差の経済分析』は、高齢化社会そのものを扱っているわけではないが、そのような問題を経済学的に分析する際の標準のツールであるライフサイクルモデルを扱っている。宮島氏は、経済学だけでなく社会学などを援用し、豊富なデータに基づいて議論を展開している。一方、下野氏はオーソドックスな経済学的手法で、個票データを用いた計量分析やシミュレーションによって分析を行っている。これら2つの著作は、いわば基礎と応用のような関係にある。しかし、それぞれの問題意識、分析手法ともかなり異なっている。そこで以下では、別々に取り上げ、私の感想および意見を述べたいと思う。

2 さて、まず最初に下野恵子氏の『資産格差の経済分析』を取り上げよう。まず、構成は以下の通りである。

- 第1章 本書の課題と構成
- 第2章 個人資産分布の現状
- 第3章 ライフサイクル仮説と遺産・贈与
- 第4章 所得階級とライフサイクル貯蓄
- 第5章 所得階級別の資産形成
- 第6章 所得階級別の遺産額の推定
- 第7章 教育投資と遺産・贈与
- 第8章 要約と資産分布平等化のための政策
- 補 論 資産としての土地

記述は平易でまた各章ごとに要約がつけられており大変読みやすい。ただし、内容は専門的であり、実証研究やシミュレーションの細かい作業は専門家でないと理解しにくいのではないと思う。そこで、以下では、かなり細かな点まで立ち入ってやや批判的に検討していくことにする。

まず、第2章で日本における個人資産分布の特徴が明

らかにされている。そして、土地資産がきわめて重要な資産であることが確認されている。土地資産とならんで重要なのが社会保障資産(公的年金資産)である。この資産額の推計がなされているのも本書の特徴である。ただし、内部収益率のみ報告されており、資産額そのものは報告されていない。その推計によると、公的年金制度は同一世代内部での所得再分配効果はほとんどないという。内部収益率が所得が異なってもほとんど変わらなかったからである。しかし、これはミスリーディングである。所得移転の大きさは保険料拠出額の大小にも依存するからである。対象世代の内部収益率はきわめて高いので、拠出額の大きい高所得者は、年金制度を通じて多額の所得移転を受けているはずである。ということは、現在の高齢者世代の資産格差は、本書で分析されているよりも大きなものであることになる。

第3章では、ライフサイクルモデルおよび遺産動機を考慮した拡張モデルの説明がなされ、第4章以下の分析に用いる理論的枠組みが示される。遺産動機が重要なのは単純なライフサイクルモデルでは現実の家計の資産蓄積行動を説明できないからである。しかし残念なのは、joy of giving の形での遺産動機しか説明していない点である。このほかにも、Becker や Barro らの利他主義的遺産動機、Bernheim=Shleifer=Summers の戦略的遺産動機、死亡時期の不確実性のため事後的に遺産が残るなどの理論モデルがあり、どのモデルが妥当かによって、インプリケーションが異なってくる。例えば、第3章では資産分布平等化の条件が吟味されているが、Becker, Barro 流の世代間利他主義が成り立てばそこでの結論は成り立たない。教育投資に関する分析が第7章で行われているが、教育投資か遺産かという選択についてもどのモデルが妥当かが関わってくる。

第4章では、コホートデータを作成し、人々が引退時点において十分な資産の蓄積を行っているかどうかでライフサイクルモデルの検定を行っている。所得階級別や

住宅購入の有無による資産形成の違いのシミュレーションも行われている。この章が本書の中心的な章だと思われる。なお、分析の対象となった世代は1921年生まれの世代である。

さて、このシミュレーションによると、大多数の労働者は引退前に十分な金融資産を蓄積できていない。ただし、住宅購入者は、住宅資産を担保に資金を借りられるならば十分な蓄えは存在するという結論である。この結論はもっともらしい。しかし、住宅購入者が十分な蓄積を行える理由は、住宅資産のキャピタルゲインのせいではない。住宅購入が消費を抑制するからである。この点はまた後で触れることにしよう。さて仮にこの結論が正しいければ、老後の生活保障のためのもっとも有効な政策は、住宅資産を流動化させる仕組みをつくることであろう。ただし、このシミュレーションで本当にこの結論が引き出せるのか疑問である。そのことをこれから述べることにしよう。

このシミュレーションにおいては、賃金・利子率は外生的であり、消費が内生的に決定される。資産水準は消費が決定されると資産蓄積方程式から決定される。したがって、大事なものは消費と賃金の想定である。賃金の推定は非常に精緻で、問題はないようだ。そうすると、消費の決定がこのシミュレーションの現実妥当性を評価する鍵になる。問題の消費だが、このシミュレーションにおいては定年前まではケインズ型消費関数、定年後はデューゼンベリー型の消費関数を仮定している（定年時点での消費額をもとに決定される）。つまり、消費者の近視眼的な行動を仮定している。ところが、この消費関数が妥当かどうかについて十分な検討が行われているとは言えない。

もちろん定年時において十分な蓄積が行われているかどうかを調べるという目的のために、（完全予見の）ライフサイクル消費関数を仮定すれば、その設問自体がナンセンスになってしまう。しかし、ここで行われていることは、消費者が単純なケインズ型消費関数に従って行動したら定年時にどのくらいの資産蓄積が行われているのかということと、定年後も近視眼的行動を続けた場合に資産がどのくらい残るかを分析しているだけである。1921年生まれの現実の消費者が十分な資産蓄積を行っているかどうかの検定にはなっていない。ケインズ型消費関数およびデューゼンベリー型消費関数に従って作成された消費のデータと、1921年生まれ世代の現実の消費額が整合的かどうかをチェックしなければ説得的とはいえないだろう。

定年後の消費についても、近視眼的な消費関数を仮定しているために、例えば大卒・非標準者（途中で転職をした場合）のケースでは、退職金が少ないのに、大卒・標準者（転職なし）と同じスピードで資産の取り崩しを行っている。

住宅を購入するか否かによって老後の生活を賄えるだけの蓄積を行えるかどうかが決まるとする結論はどうであろうか。まず、住宅を購入すると金融資産が減少し、その結果、利子所得が減少し、可処分所得が減少して消費が抑制される。定年後の消費は定年時の消費をもとに決定されるという想定のため、住宅購入者の定年後の消費は少ない。そのため資産の取り崩しのスピードも遅くなっているのである。住宅購入者は住宅資産を取り崩せば、定年後の消費を賄えるだけの蓄積を行っており、住宅非購入者は十分な蓄積が存在しないというこの章の結論は、実はこうしたメカニズムに基づいている。第4章の結論は一見すると世間の常識とかなり合致するように見えるが、全く違うメカニズムが働いた結果なのである。

さて、十分な資産蓄積が行われているかどうかのみに関心があるのであれば、個票データを用いて、引退直前と思われる年齢層の家計の資産水準や資産・所得比率を計算するだけでかなりのことがわかるはずである。そして、そのような分析が行われているのが第5章である。それによると、55歳から59歳時の資産・所得比率は全世帯で5.57、勤労者世帯で5.18であり、平均的には十分な蓄積を行っているとされている。そうすると、この結論は、第4章でのシミュレーションで引き出されたと言われる結論と矛盾するのである。なお、この章での分析の主な関心事は以上のことではなく、所得階級別の資産形成の実態である。その結果、資産形成における相続・贈与の役割が大きいたことが示唆されている。

第6章は所得階級別の遺産額の推定である。相続額と遺産額の割引価値が等しいという仮定において、現実には観察された資産所得比率とライフサイクルモデルから計算された資産所得比率の値が近いものになるように相続額を計算し、そこから遺産額を推定している。非常にもしろい手法であるが、前提がきつすぎる。やはり相続について直接質問した調査をもとに分析するしか手はないであろう。

第7章では教育投資と遺産の関係を分析し、日本において正の相関関係があることを見いだしている。最後に、第8章および補論で資産分布の平等化のための政策提言が行われている。土地・株式などについてのキャピタルゲイン課税の導入が必要だとされている。しかし、こう

した主張を行うためには、少なくとも、租税原則や租税の帰着の議論を踏まえる必要があるだろう。

以上が本書の内容である。かなり、細かな点まで立ち入って批判したが、それにもかかわらず、本書で行われている実証研究の水準は非常に高いものである。実証研究を試みようとする人は例えば、コホートデータの作成の細かい作業などは非常に参考になると思う。

3 続いて、宮島洋氏の『高齢化時代の社会経済学』を取り上げよう。この著作の特徴は、高齢化社会における負担の問題を、家族と政府、企業と政府の代替関係に注目して論じた点にある。とくに、家族の役割については、家族社会学や G. Becker らの家族の経済学の理論を用いた分析を行っている点が注目に値する。さて、本書の構成は以下の通りの4部構成からなり、非常に多岐にわたっている。

第1部 高齢化社会論の吟味

第2部 家族の社会経済論

第3部 企業・市場福祉の検討

第4部 高齢化社会の税制・財政

これらすべてについてコメントするのは難しいので、ポイントを絞ってコメントしていくことにする。まずは本書の特徴ともいえるべき家族の経済学ないしは家族社会学を援用した部分（第1部第3章および第2部）と第4部の高齢化社会の税制等を論じた部分に限り取り上げることとする。

周知の通り、経済学では、賦課方式の公的年金や赤字公債の効果をめぐってさまざまな論争が行われてきた。ライフサイクルモデルによれば、賦課方式の公的年金や赤字公債によって資本蓄積が阻害され、したがって後世代に負担をもたらすとされる。ところが、Becker や Barro らの世代間利他主義が成り立てば、政府による世代間所得移転は家族内部での私的移転（遺産等による）によって相殺されてしまい、資本蓄積も阻害されないし、後世代にも負担をもたらさない。こうしたモデルの分類（ライフサイクルモデルか利他主義か）に意味があるのは、どちらが正しいかによって政策的含意が異なるからである。

さて家族のモデルについて、社会学による分類を中心に解説したのが第4章である。それによれば、社会学の分類と経済学での分類の対応は次のようになる。Murdock の大家族とは、少なくとも複数の核家族が家父長的権威のもとに共同生活を営む場合を指す。これは、Becker や Barro の世代間利他主義モデルに対応す

るとされる。子孫のことを考慮しないライフサイクルモデルに対応するのが、Parsons の孤立的核家族モデルである。また、孤立的核家族の形態をとりながらも核家族間に経済的相互依存関係が存在する場合を、Litwak や Sussman は修正大家族と名付けた。これは家族によるリスクシェアリングを強調した Kotlikoff=Spivak の議論に通じるとされている。さらに、Bernheim=Shleifer=Summers の戦略的遺産動機は、大家族モデルと孤立的核家族モデルの間の存在とされている。しかし、このような分類がどのようなインプリケーションの違いをもつのか明らかでない。そして、本当にこれらの社会学の分類が経済学のモデルと対応するのだろうか。

家族モデルの分類は、高齢化社会における費用負担の問題を、政府と家族の代替関係に着目して分析するためのはずである。社会保障は、高齢者が若年者に扶養してもらう（若年者から高齢者へ所得を移転する）システムである。また、高齢者の抱えるさまざまなリスクを一国全体で抱え、リスクを分散させるという機能ももっている。したがって、上の目的のためには、政府による若年者から高齢者への所得移転を、私的移転で相殺するようなメカニズムが働くか（世代間利他主義が存在するかということに等しい）という点と、政府によるリスクの分散が、私的なリスクの分散の仕組みにどのような影響をもたらすかを明らかにする必要がある。このような観点から、家族のモデルを分類することなら意味があるだろう。

さて、社会学による分類と経済学のモデルの対応はもっともらしいが、実はそうではない。世代間利他主義モデルは、あくまでも親が子の効用水準に関心をもつかどうかであり、家族形態が大家族か核家族かとは関係ない。

また、Kotlikoff=Spivak は、単純なライフサイクルモデルで考慮されていない不確実性が実際の消費決定に際し重要な要素であること、しかし家族による共同生活でその不確実性が不完全ながらもかなりの程度除去できることを示したのである。したがって、家族の存在を考慮すれば、不確実性を考慮しない単純なライフサイクルモデルの政策的含意がほとんどそのまま成り立つということを主張しているのである。もちろん、彼らの注目した家族によるリスクシェアリング自体は、遺産動機の有無とは関係ない。ライフサイクルモデルであっても、利他主義的遺産動機があっても構わない。

かつては、大家族が支配的であった。今日は、核家族が支配的である。これは、かつては世代間利他主義モ

デルが妥当したが、今日ではライフサイクルモデルが妥当となったことを意味するのだろうか。大家族が支配的だった時代には政府の行う世代間所得移転は私的移転で相殺されてしまったが、今日ではもはや相殺できないようになってしまったのだろうか。もちろんそうではない。家族規模は、主に、家族によるリスクシェアリングの機能がどの程度必要とされていたかと関連があるが、利他主義かライフサイクルモデルかとは関係ないのである。こう考えると、社会学的分類が、そのインプリケーションによって分類されたものとはいえず、したがって、家族と政府の代替関係という目的のためにはふさわしくないと思える。

さて第5章では、職業、都市規模別の世帯構成の推移を分析し、都市化の進展、雇用労働者の増加、農業・自営業の減少が戦後一貫して進んでいることが示される。Parsonsによれば、これは大家族が崩壊し孤立的の核家族が支配的となる要因だそうである。また、一世帯当たりの世帯人員数の減少、3世代家族の減少も顕著であることが示されている。先ほど述べたように、大家族が崩壊していくというこの表面的な観察と、遺産動機があるかないかは関係ない。

続いて、経済的依存関係がより重要だとして、それを明らかにするため、高齢者が子供と同居しているか否かの分析が行われる。その結果、「高齢者と子供との経済的依存関係は、次第に低下しつつあるとはいえ、現在でも、そして、都市部でさえ、依然としてかなり強いと推測される。高齢者と子供とを独立の経済主体とみなすこと、高齢者と子供の保険機構が解体されたと考えることは、規範論ならともかく、実態論としては支持し難い。」(93頁、第5章)と結論している。

結局、この章の分析では、経済的依存関係はかなり強く、修正大家族が支配的な家族だと主張しているようだ。しかし、これでは、社会保障の費用負担における家

族と政府の代替関係という設問に答えたことにならない。問題は、家族によるリスクシェアリングの機能はどの程度で、社会保障によるリスクの低減が、家族によるリスクシェアリングの機能をどの程度不要にするかということと、利他主義的遺産動機があるかないかである。この章では、家族によるリスクシェアリングは依然としてかなり強いということを主張はしているが、利他主義的遺産動機があるかないかということには何も答えていない。

さて、第4部では、高齢化社会における税制が議論されている。まず、第10章では、高齢者の所得・資産水準の実態が分析されており、高齢者が決して一律に経済的弱者ではないことが明らかにされている。ただし、高齢者間での経済的格差が大きいことも同時に示されている。第11章では、日本の個人所得税は、総合所得課税からかなり離れたもので、実態としては分類所得税に近いことが豊富な図表を用いて示されている。そして、高齢者に対する課税は、高齢者が経済的に弱者であるという前提でさまざまな優遇措置がとられていると主張する。こうした非課税措置、特別控除が実は不公平を生み出しており、高齢者の経済状況は総合所得で判断すべきであるとの主張がなされている。所得税主義の立場に立てば、全くその通りであろう。

さて、全体としての印象だが、豊富な図表を用いてさまざまな角度から問題を分析していく手法は素晴らしい。しかし、全体として現状分析の色合いがこく、例えば、家族のモデルのところで批判したように、その含意やこれからどうなるかという分析が不十分である。家族の役割に注目するのは正解だが、社会学的な分類が問題の解決に役立っているようには思えない。また、高齢化社会の費用負担を考えるならば、年金・医療費の公的負担に関して数量的な分析があればもっと良かっただろう。

(あそう・よしぶみ 新潟大学助教授)

堀 勝洋著『社会保障法判例——近年の動向と解説』（中央法規出版，1990年）

阿 部 和 光

I はじめに

本書は1982年から1988年の間の主要な社会保障法判例を対象とした判例研究である。社会保障法の裁判例はこれまで一定の量的蓄積を見ているが、市民法のように確立した判例法の形成までは至っていない。判例法は裁判に予測可能性を与え法的安定性の実現に寄与するが、社会保障法判例のこうした機能はまだ不十分である。しかし、現実には生じた具体的問題に裁判所が法を適用して解決を図った裁判例は、社会保障法の妥当性を考える上で生きた素材としても重要である。従来の社会保障法判例研究書も、その多彩な問題提起が社会保障法研究の糧となっている。本書は厚生行政に通暁している著者が、その特質を生かして判例研究に取り組まれたものであり、その特色は随所に発揮されている。

なお、本書については、すでにいくつかの特色ある書評が発表されている。本稿は二番煎じのおそれ大であるが、評者の視角からできるだけ本書の内容に即し内在的な検討を試みたい。

II 本書の内容と個別論点へのコメント

1 本書は2部構成が採られ、「第I部 社会保障法判例の動向」（第1章から第4章）は対象判例の素描である。「第II部 社会保障法判例の評釈」（第5章から第7章）では25の判例と1つの和解事件が取り上げられ、①事実の概要、②判旨、③解説の順序で判例の分析・解説がなされている。著者は第I部第II部を通して、対象判例を、(a)年金・手当関係判例、(b)医療保障関係、(c)社会福祉関係判例の3つの分野に分類している。

第1章では、食管法事件、朝日訴訟、堀木訴訟の各事件の判決で形成された最高裁判例の憲法25条の法的性格論が示されている。周知のように、著者は憲法25条1項2項分離論に立つが、結論として社会保障法について広い立法裁量を認める点で、おおむね最高裁判例と軌を一にする。第2章から第4章では、当該事件の判断の前提

となる制度や法理論が必要最小限の範囲で概説され、判旨と骨子と他の判決相互の关系的位置付けの説明が行われている。概説で予備知識が与えられるので、判旨の骨子だけでもおおよその判例の傾向を理解できる。

2 「第5章 年金・手当関係判例」は12件の判例を対象とする。このうち、国籍要件と併給調整に関する判例は、憲法25条・14条の解釈をめぐる展開される。国籍要件関係では、金(鉉)訴訟・豊田訴訟の第1審、金(鉉)訴訟控訴審、塩見訴訟控訴審および金(甲)訴訟第1審の各判決が、併給調整関係では堀木訴訟上告審と岡田訴訟上告審の各判決が取り上げられている。これらはいずれも憲法25条について広い立法裁量論に立ち、明白性のテストで社会保障立法になんらかの合理性があれば合憲とされる。また憲法14条は合理的な差別を許容するので、「合理性」の存否が合憲性の判断を左右する。社会保障立法については憲法25条に関する立法府の裁量の合理性が、憲法14条の合理性をも基礎付ける論理構造になっている。伝統的理解に従い、社会権は各人の所属国家が保障すべきで、外国人に対して国は社会保障の責務を負わないとすると、国籍要件は二重に広い立法裁量に委ねられることになる。

こうした判例の見解に多くの学説は批判的であるが、著者の解説は判決の立場の理論的説明に重点を置いている。この問題は社会保障法の根幹に関わる重要な論争点であるだけに、主要な学説と判例の比較検討がぜひとも望まれる。評者は判例の見解に、①憲法25条論の広範な立法裁量論は、生存権の規範性を弱め妥当でないのではないか、②憲法25条と憲法14条のそれぞれの合理性判断は同質のものではないのではないか、という疑問を感じている。判例の論理を前提にしても、前者の明白性の原理の合理性判断では政策立法の合理的が問われるが、後者の差別では個人の尊厳、人格的価値の侵害の有無が問題となる余地はあろう。そして社会的実態に踏み込んで判断すると、社会保障上の差別は不合理な賃金差別以上

に経済的・社会的・精神的差別感を与えることを無視できない。今日の国際化と内外人平等原則の普遍化の進行を考慮すると、定住外国人を単に形式的な国籍の違いだけで差別する国籍要件は、被差別者に受忍できない差別感を与えるおそれが強い。また併給調整の問題は、所得保障全体にわたる給付水準の合理的最低ラインを設定し調整しない限り、根本的解決は困難である。判例は生活実態に即した具体的な検討を回避しており、それを論理的に可能にするのが広範な立法裁量論である。堀木訴訟最高裁判決の残した課題性もここにある。著者にも、この点の解明を期待したい。

金(鉉)訴訟控訴審判決は在日外国人が国民年金に加入し受給資格要件の保険料納付期間を充足した場合に、信義衡平の原則を適用し老齢年金の受給資格を認めた。この判断枠組みを承認しながら、金(甲)第1審判決は受給資格要件の保険料納付期間を充足していないことを理由に信義衡平原則の適用を認めなかった。著者も若干の疑問を残しながら、判例の適用基準を支持する。しかし信義衡平原則の適用を受給資格要件＝保険料納付期間の充足の有無に連動させるのは、客観的基準ではあるが硬直すぎるように思われる。被保険者の信頼は年金制度を基礎に生活設計を立てているところにあり、制度加入後すでに長期間老齢以外の生活危険(障害、遺族等)も現実担保している。したがって、老齢年金の資格期間の満了前でも制度への信頼・依存関係は発生しているので、もっと柔軟な信義則の適用基準が考慮されるべきであろう。

重婚の内縁関係では、法律婚と事実婚の配偶者の間で遺族年金受給資格の帰属が争われる。判例は内藤訴訟上告審判決や堤訴訟第1審判決のように、法律婚の婚姻関係の実態喪失＝形骸化を判断基準にする。著者は法律婚の妻の受給資格の喪失は、事実上の離婚状態のため「配偶者でない」というより、被保険者(夫)との生計維持関係の不存在を理由とする余地があったと指摘するが、これは社会保障の本質に即した妥当な解釈である。

石田訴訟上告審判決は、厚生年金の障害手当金を物価スライドの対象としていないことを違憲違法でないとした。著者は判決を支持しながら、障害手当金等の一時金の物価スライドによる引き上げを立法論・政策論の問題にとどめている。これは原則的には首肯できるが、物価上昇の程度によっては違憲・違法評価の問題が全く生じないわけではない。

予防接種と健康被害の因果関係を争った上村訴訟第1審判決と浜田訴訟控訴審判決は、因果関係の立証責任を

被害者救済のために緩和している。著者も予防接種の被害の損害賠償または損失補償の因果関係に科学的な根拠を求めるのは妥当でないとし、被告国側への立証責任の転換を主張する。予防接種の性格から、その被害に対し国家は補償責任(無過失責任)があり、被害者救済が強く求められるのでこうした方向は当然である。

3 「第6章 医療保障関係判例」では5判例が扱われている。判例はおおむね、①保険医療機関の申請と指定が公法上の準委任契約であり、②診療報酬請求権の発生要件を療養担当規則適合性と解し、③その挙証責任が保険医療機関にある、ということ的前提にしている。

小田訴訟控訴審判決は上記②について、療養担当規則適合性と並んで、医学・医療水準適合性を独立の要件とするが、これに対して著者は、後者は別個の判断要素ではなく前者の判断基準にすぎないと批判する。しかし、評者は両基準の併用が医療保障制度上有用ではないかと考えている。なぜなら、(a)療養担当規則は医療保険で保障する療養給付水準であるが、医療機関・医師の義務は療養担当規則を遵守すれば常に尽くされるとはいえない場合があり得るし、(b)患者は療養担当規則を超える医療が治療に不可避の場合、社会保障医療の権利者として必要な医療を求め得ると解されるからである。

第二次労働衛生会館訴訟第1審判決は、治療が療養担当規則に適合しなければ支払基金は医療機関の診療報酬請求に対し減額査定できると判示した。その理由は、①減額査定が単に支払いの履行拒絶にすぎないこと、②履行拒絶により医療機関は民事上の診療報酬請求権を失うわけではないことである。この論理は高額療養費にも貫徹され、療養担当規則に適合しない治療は、療養の給付とならず、患者が医療機関に一部負担金として支払っても高額療養費を保険者に請求できないことになる(和田訴訟第1審・上告審判決)。著者もこの判例の立場を支持する。しかし減額査定に不満のある医療機関および被保険者(患者)は、民事訴訟で権利主張ができるというだけでは実際上問題は解決しない。患者の各診療ごとに裁判上請求するのは煩雑であり、結局医療機関は請求を諦めることが多くなろう。また、減額査定部分につき被保険者が医療機関に支払い済みの一部負担金を不当利得として返還を求めるのは、理論上は可能でも実際的には困難である。こうした事態が生じるのは現行制度の不備であり、立法的解決が必要なのは当然だが、解釈上も一定の努力が要請される問題である。

佐々木会訴訟第1審判決の判示する医療保険における

往診の要件は、現行法上妥当である。著者は本件の判例解説に付随して、高齢者福祉の観点から、①特別養護老人ホームにおける医療を往診の扱いとしているのを医療法・医療保険法上正当に位置付けるべきである、②在宅医療に広く往診を認めるべきである、と提言する。これは高齢化社会の医療保障の方向性を示す有意義な指摘である。

鈴木等訴訟控訴審判決は、国保税の課税要件の課税総額を市長の広範な裁量に委ねた条例を、課税要件明確主義・課税要件条例主義（憲法92条・84条）に違反し無効とした。著者の判決への主要な批判は、第1に課税要件明確主義と課税要件条例主義は択一的にいずれかが成立し、両方の成立は論理矛盾であること、第2に、租税条例主義の根拠を憲法84条に求めるのは正当でなく、地方税法3条1項違反を問うべきであること、である。前者は論理的に鋭い指摘だが、租税法律（条例）主義は明確な課税要件を法律（条例）で規定することが求められるので、実質的な差異はないように思われる。後者については事案の解決は地方税法3条1項違反でも処理し得るが、租税法律（条例）主義が財政民主主義の基本原則で、国税・地方税を通じて妥当する憲法規範であり、その一般原則は憲法84条で規定されていると解されるので、評者は判決の理論構成を支持したい。

4 「第7章 社会福祉関係判例」の対象判例は、児童福祉（5件）と生活保護（2件）で、論点は社会福祉の全体に関わる法律問題を含んでいる。

まず、いずみの会執行抗告決定は保育所の措置費については、法律上差し押え禁止規定がないので差し押えができるとする。著者は判決を支持した上で、入所施設の措置費については施設が入所者の生活の本拠で、かつ措置費が入所者の最低生活保障に不可欠なので立法論として差し押えを禁止にしてもよいし、さらに措置費のうち食費などの生活費相当部分は、解釈論としても差し押えを禁止する余地があると提言する。正当な指摘である。

清水損害賠償訴訟第1審判決は、「保育に欠ける」児童に入所措置をしなければ児童福祉法24条に文理上違反するが、施設不足の場合の不措置は違法ではないと判示した。著者はこれに賛成し、措置義務を規定する法令の内在的制約として、その義務付けは入所定員の範囲内に限られると解釈するか、あるいは違法な不措置処分でも行訴法31条1項のいわゆる事情判決で不措置処分の取り消し請求の棄却の余地があると主張する。これは実施者に対して、一方で措置義務を課し、他方で措置に必要な

福祉施設の設置を義務づけていない現行法の矛盾である。著者の解釈は福祉六法レベルで整合性を図る努力であるが、この問題は社会福祉の権利性に関わる大きな課題である。

清水保育料訴訟第1審判決は、保育料の徴収規定である児童福祉法56条1項が憲法25条に違反せず（明白性の原理）、また基準維持費用に人件費を含ませて扶養義務者等から費用徴収しても地方財政法27条の4に違反しないとした。著者は判決を支持し他説を批判する。例えば、上野雅和氏が費用徴収はその受益者負担的性格から直接便益に限定され、間接便益の公費負担を主張するのに対し、著者は費用負担の根拠は受益者負担だけでなく、その他に歳入の確保、需要の抑制、公平性、自立自助の助長、資源の合理的配分等があるとして上野説を批判する。しかし、著者の挙げる費用徴収の根拠は、立法政策的可能性の問題であり、そのすべてが現行法の費用徴収の根拠であるという法的論証は十分でないようである。また、上野説が福祉措置の責任の公私競合論から費用の全額徴収を否定した公私分担原則を主張するのに対し、著者は父母からの全額徴収・応能負担原則が児童福祉法56条の趣旨であるとして反対する。著者は費用徴収規定を、民法の扶養義務とは別の特別な費用負担義務を法律が定めたものと解するのである。社会福祉サービスの費用徴収は、徴収対象者の範囲・応能負担の具体的基準等について法令が未整備のまま現実が先行しており、立法論・解釈論的課題が多い。著者のポレーミッシュな問題提起は、費用徴収の法律論争をさらに深める契機となろう。

このほかに荒訴訟の期限付き入所措置の可否、第二次藤木訴訟の保護受給権の相続性の有無、広川等訴訟の保護施設事務費の返還請求の可否などの判例を素材に、社会福祉法上の重要な論点について、著者の所説が展開されている。

III 総括的コメント——結語にかえて

以上内容紹介とそれに付随して若干のコメントを試みたが、紙幅の関係で全体的な感想を述べて結語にかえた。

評者の問題関心からは、本書でもっと積極的に著者の法解釈の基準としての生存権・社会保障の権利論や法体系論に言及してほしかったと思う。そうすれば「堀社会保障法」の理解が、いっそう促進されたであろう。著者の生存権論は法的性格論としての立法裁量論にとどまり、具体的に社会保障の権利論・法体系論は展開されていない。生存権は国家作用の合憲性判断の基準としてだけで

なく、法解釈の基準としても重要な機能を果たすので、その理解の相違は個々の社会保障法規の解釈に基底的影響を与えざるを得ない。法解釈は解釈者の実践的価値判断であり、社会保障の権利論と法体系論を基盤に法規の解釈決定（価値選択）がなされる。とくに社会保障法のような統一的な法制度の整備が不十分な領域では、法構造の明確化の努力がより必要であり、形式的には整合性に欠ける法規に解釈レベルでも立法論のレベルでも、可能なかぎり整合性を図ることが要請される。こうした問題提起を判例実務に行い続けるのも判例研究の重要な役割であり、社会保障法学の課題であると考えからであ

る。もちろん評者も本書の判例研究書という性格上の限界は承知しており、かくいうことが本書の存在意義をいささかも減ずるものでないのはいうまでもない。

最後に、著者はこれまで社会保障・社会福祉の制度政策論の分野で、注目すべき多くの論稿を発表されてきておられるが、判例研究の分野でも『季刊・社会保障研究』に長期にわたり継続的に判例解説を掲載され、その成果を本書に集大成された。判例研究書の刊行は大きなエネルギーを要する作業であり、本書を単独で刊行された著者の精力的な研究に敬意を表したい。

（あべ・かずみつ 福岡県立大学助教授）

平成2年度 社会 保 障 費

社会保障費は、ILO の基準にしたがい、国内の社会保障各制度の給付費とその財源について、毎年度の決算をもとに推計したものである。この推計は厚生省の委託を受けて本研究所が実施した。本年度から、従来までの「社会保障給付費」の報告に加えて、「社会保障財源」の負担面の概要を併載する。（社会保障研究所）

第1部 平成2年度社会保障給付費

I 社会保障給付費の範囲

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILO では、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、治療的または予防的医療を提供するもの、所得保障を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること。
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。

ただし、業務災害補償は、その責任が直接事業主に課せられているので、上記③を満たさないが社会保障に含める。

上記の基準に従えば社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

注）ILO に対する報告は3年毎に行っている。
直近では、平成4年4月に昭和62～平成元年度分を報告した。

2. 社会保障給付費の「医療」、「年金」、「その他」別分類は次のとおりである。

「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。

「その他」には、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種の手当、施設措置費等社会福祉サービスに係る費用、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含まれる。

II 平成2年度社会保障給付費 推計結果の概要

1. 平成2年度の社会保障給付費の総額は、47兆807億円であり、これを「医療」、「年金」及び「その他」の部門別構成割合でみると、「年金」が社会保障給付費の51.5%を占め、前年度に比べさらに増大した。
 - (1) 国民1人当たり社会保障給付費は38万900円であり、1世帯当たりでは116万300円と、100万円を超える社会保障給付がなされている。
 - (2) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が18兆2,133億円(38.7%)、「年金」が24兆2,485億円(51.5%)、「その他」が4兆6,188億円(9.8%)である。

(3) 平成2年度社会保障給付費の対前年度伸び率は5.5%であり、対国民所得比は13.67%であった。

2. 年金保険給付費, 老人保健(医療分)給付費, 老人福祉サービス給付費を合わせた高齢者関係給付費は, 平成2年度は28兆1,027億円となり, その伸び率7.5%は社会保障給付費の伸び率5.5%を上回っている。

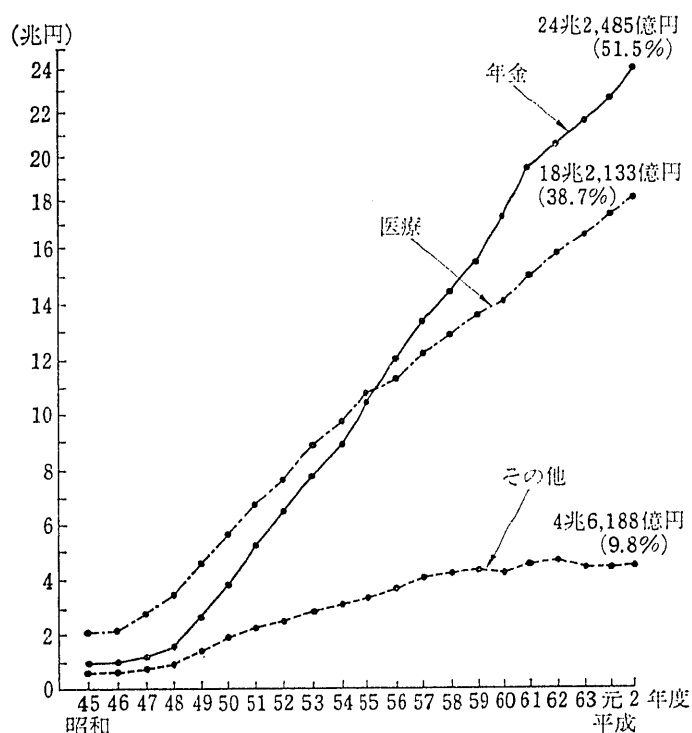


図 1-1 社会保障給付費の部門別推移

表 1-1 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成元年度	平成2年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	446,404 (100.0)	470,807 (100.0)	24,403 (億円)	5.5 (%)
医 療	173,713 (38.9)	182,133 (38.7)	8,420	4.8
年 金	227,231 (50.9)	242,485 (51.5)	15,254	6.7
そ の 他	45,459 (10.2)	46,188 (9.8)	729	1.6

(注) () 内は構成割合である。

表 1-2 部門別社会保障給付費(対国民所得比)の前年度との比較

社会保障給付費	平成元年度	平成2年度	対前年度増加分
計	13.96 (%)	13.67 (%)	△0.288 (%ポイント)
医 療	5.43	5.29	△0.143
年 金	7.11	7.04	△0.065
そ の 他	1.42	1.34	△0.080

表 1-3 1人(世帯)当たり社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成元年度	平成2年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
1人当たり	362.2 (千円)	380.9 (千円)	18.7 (千円)	5.2 (%)
1世帯当たり	1,123.9	1,160.3	36.4	3.2

表 1-4 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成元年度	平成2年度	対前年度伸び率
社 会 保 障 給 付 費	446,404 (億円)	470,807 (億円)	5.5 (%)
年 金 保 険 給 付 費	202,638 (億円)	217,947 (億円)	7.6 (%)
老人保健(医療分)給付費	53,730	57,331	6.7
老人福祉サービス給付費	5,106	5,749	12.6
計	261,474 (58.6)	281,027 (59.7)	7.5
60歳以上人口	2,088 (万人)	2,164 (万人)	3.6 (%)
65歳以上人口	1,431	1,490	4.1
70歳以上人口	941	979	4.0
75歳以上人口	575	597	4.0

(注1) () 内は社会保障給付費に占める割合である。

(注2) 老人福祉サービス給付費は, 老人保護関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

参考 社会保障給付費の国際比較

表 1-5 社会保障給付費，租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位：%)

国 名	社会保障給付費 の対国民所得比 1989年	老年人口比率 (65歳以上) 人口比率 1989年	租税・社会保障負担の対国民所得比 1989年		
			租 税 負 担	社会保障負担	計
日 本	14.0%	11.6%	27.8%	10.9%	38.7%
1990年	13.7	12.0	27.9	11.5	39.4
ア メ リ カ	15.8	12.5	26.1	10.4	36.5
イ ギ リ ス	22.3	15.6	40.6	10.8	51.4
旧 西 ド イ ツ	28.4	15.4	30.6	21.9	52.5
フ ラ ン ス	33.7	13.9	33.9*	28.1*	62.0*
ス ウ ェー デ ン	44.2	17.8	55.9	20.0	75.9

* フランスの租税・社会保障負担の対国民所得比については、1988年の数値である。

(単位：%)

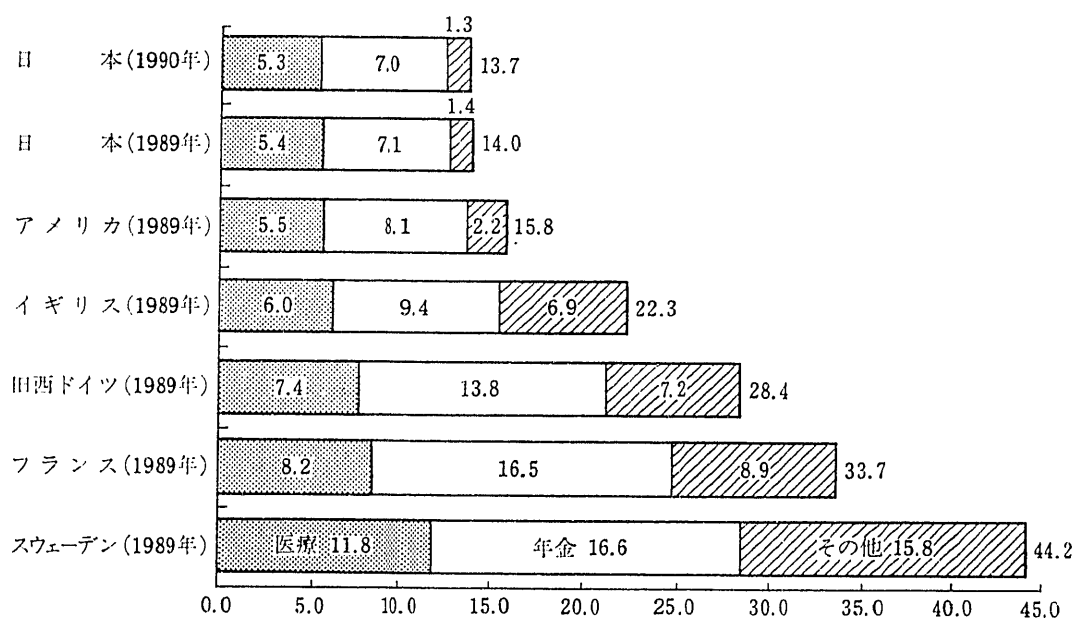


図 1-2 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較

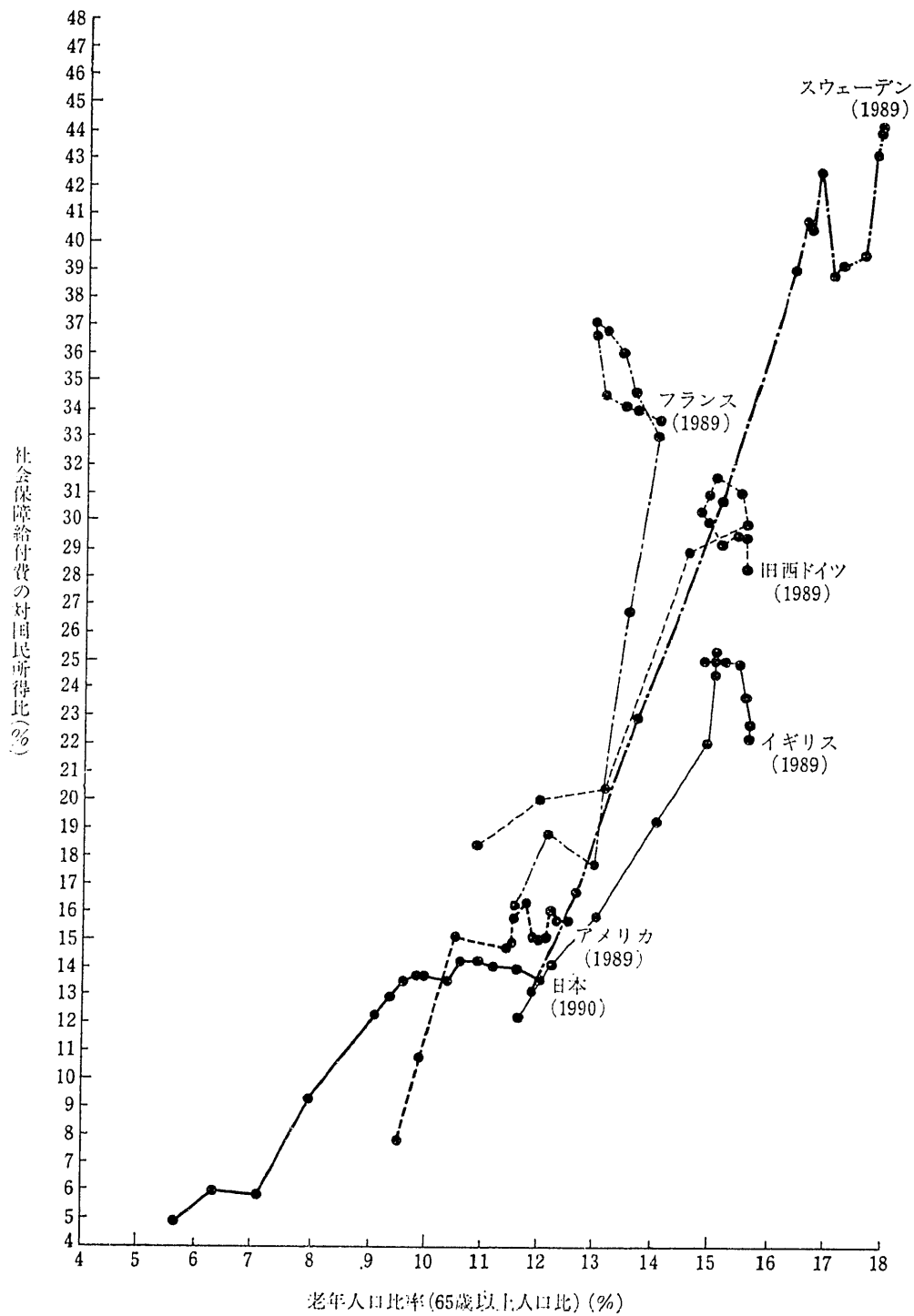


図 1-3 老年人口比率 (65 歳以上人口比率) と社会保障給付費 (対国民所得比) の国際比較

Ⅲ 統 計 表

第1表 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費					国民所得		
	総 数 (億円)	医 療 (億円)	構成 割合 (%)	年金・その他 (億円)	構 成 割 合 (%)	(億円)		
昭和25(1950)	1, 261	646	51. 2	615	48. 8	...		
26(1951)	1, 571	804	51. 1	768	48. 9	44, 346		
27(1952)	2, 194	1, 149	52. 3	1, 046	47. 7	52, 159		
28(1953)	2, 577	1, 480	57. 5	1, 096	42. 5	60, 015		
29(1954)	3, 841	1, 712	44. 6	2, 129	55. 4	65, 917		
30(1955)	3, 893	1, 919	49. 3	1, 974	50. 7	69, 733		
31(1956)	3, 986	2, 018	50. 6	1, 969	49. 4	78, 962		
32(1957)	4, 357	2, 224	51. 0	2, 133	49. 0	88, 681		
33(1958)	5, 080	2, 099	41. 3	2, 981	58. 7	93, 829		
34(1959)	5, 778	2, 523	43. 7	3, 255	56. 3	110, 421		
35(1960)	6, 553	2, 942	44. 9	3, 611	55. 1	134, 967		
36(1961)	7, 900	3, 850	48. 7	4, 050	51. 3	160, 819		
37(1962)	9, 219	4, 699	51. 0	4, 520	49. 0	178, 933		
38(1963)	11, 214	5, 885	52. 5	5, 329	47. 5	210, 993		
				年 金 (億円)	構成 割合 (%)	その他 (億円)	構成 割合 (%)	
39(1964)	13, 475	7, 328	54. 4	3, 056	22. 7	3, 091	22. 9	240, 514
40(1965)	16, 037	9, 137	57. 0	3, 508	21. 9	3, 392	21. 2	268, 270
41(1966)	18, 670	10, 766	57. 7	4, 199	22. 5	3, 705	19. 8	316, 448
42(1967)	21, 644	12, 583	58. 1	4, 947	22. 9	4, 114	19. 0	375, 477
43(1968)	25, 096	14, 679	58. 5	5, 835	23. 3	4, 582	18. 3	437, 209
44(1969)	28, 732	16, 974	59. 1	6, 915	24. 1	4, 842	16. 9	521, 178
45(1970)	35, 239	20, 758	58. 9	8, 548	24. 3	5, 933	16. 8	610, 297
46(1971)	39, 670	22, 498	56. 7	10, 152	25. 6	7, 020	17. 7	659, 105
47(1972)	48, 937	27, 938	57. 1	12, 323	25. 2	8, 676	17. 7	779, 369
48(1973)	61, 152	33, 726	55. 2	16, 702	27. 3	10, 724	17. 5	958, 396
49(1974)	88, 894	46, 912	52. 8	26, 708	30. 0	15, 273	17. 2	1, 124, 716
50(1975)	116, 726	56, 881	48. 7	38, 865	33. 3	20, 981	18. 0	1, 239, 907
51(1976)	144, 828	67, 862	46. 9	53, 344	36. 8	23, 621	16. 3	1, 403, 972
52(1977)	168, 462	75, 755	45. 0	65, 993	39. 2	26, 715	15. 9	1, 557, 032
53(1978)	197, 213	88, 661	45. 0	78, 538	39. 8	30, 014	15. 2	1, 717, 785
54(1979)	219, 066	97, 088	44. 3	89, 987	41. 1	31, 991	14. 6	1, 822, 066
55(1980)	246, 044	106, 582	43. 3	104, 709	42. 6	34, 753	14. 1	1, 995, 902
56(1981)	273, 578	114, 424	41. 8	120, 616	44. 1	38, 539	14. 1	2, 097, 489
57(1982)	299, 489	122, 982	41. 1	134, 115	44. 8	42, 391	14. 2	2, 193, 918
58(1983)	319, 016	129, 931	40. 7	144, 966	45. 4	44, 120	13. 8	2, 308, 057
59(1984)	335, 794	134, 335	40. 0	155, 567	46. 3	45, 891	13. 7	2, 436, 089
60(1985)	356, 440	141, 550	39. 7	170, 170	47. 7	44, 720	12. 5	2, 595, 898
61(1986)	385, 886	150, 702	39. 1	188, 806	48. 9	46, 378	12. 0	2, 693, 947
62(1987)	406, 546	158, 573	39. 0	201, 331	49. 5	46, 643	11. 5	2, 817, 375
63(1988)	422, 777	165, 303	39. 1	212, 107	50. 2	45, 367	10. 7	2, 995, 894
平成元(1989)	446, 404	173, 713	38. 9	227, 231	50. 9	45, 459	10. 2	3, 197, 384
2(1990)	470, 807	182, 133	38. 7	242, 485	51. 5	46, 188	9. 8	3, 443, 293

(注) 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。

資料 国民所得は、昭和29年度以前は、経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30～44年度は、同「長期通及推計国民経済計算報告」、昭和45年度以降は、同「平成4年版国民経済計算年報」による。

第2表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別推移

(単位: %)

年 度	社 会 保 障 給 付 費			
	総 数	医 療	年 金	そ の 他
昭和25(1950)	...	...	...	...
26(1951)	3.54	1.81	1.73	
27(1952)	4.21	2.20	2.00	
28(1953)	4.29	2.47	1.83	
29(1954)	5.83	2.60	3.23	
30(1955)	5.58	2.75	2.83	
31(1956)	5.05	2.56	2.49	
32(1957)	4.91	2.51	2.41	
33(1958)	5.41	2.24	3.18	
34(1959)	5.23	2.28	2.95	
35(1960)	4.86	2.18	2.68	
36(1961)	4.91	2.39	2.52	
37(1962)	5.15	2.63	2.53	
38(1963)	5.31	2.79	2.53	
39(1964)	5.60	3.05	1.27	1.29
40(1965)	5.98	3.41	1.31	1.26
41(1966)	5.90	3.40	1.33	1.17
42(1967)	5.76	3.35	1.32	1.10
43(1968)	5.74	3.36	1.33	1.05
44(1969)	5.51	3.26	1.33	0.93
45(1970)	5.77	3.40	1.40	0.97
46(1971)	6.02	3.41	1.54	1.07
47(1972)	6.28	3.58	1.58	1.11
48(1973)	6.38	3.52	1.75	1.12
49(1974)	7.90	4.17	2.37	1.36
50(1975)	9.41	4.59	3.13	1.69
51(1976)	10.32	4.83	3.80	1.68
52(1977)	10.82	4.87	4.24	1.72
53(1978)	11.48	5.16	4.57	1.75
54(1979)	12.02	5.33	4.94	1.76
55(1980)	12.33	5.34	5.25	1.74
56(1981)	13.04	5.46	5.75	1.84
57(1982)	13.65	5.61	6.11	1.93
58(1983)	13.82	5.63	6.28	1.91
59(1984)	13.78	5.51	6.39	1.88
60(1985)	13.73	5.45	6.56	1.72
61(1986)	14.32	5.59	7.01	1.72
62(1987)	14.43	5.63	7.15	1.66
63(1988)	14.11	5.52	7.08	1.51
平成元(1989)	13.96	5.43	7.11	1.42
2(1990)	13.67	5.29	7.04	1.34

第3表 社会保障給付費と国民所得の対前年度伸び率の推移

(単位: %)

年 度	社 会 保 障 給 付 費				国民所得
	総 数	医 療	年 金	その他	
昭和25(1950)	...	...	...	...	...
26(1951)	24.6	24.4	24.8	...	...
27(1952)	39.7	42.9	36.2	...	17.6
28(1953)	17.4	28.9	4.8	...	15.1
29(1954)	49.1	15.6	94.2	...	9.8
30(1955)	1.4	12.1	△7.3	...	5.8
31(1956)	2.4	5.1	△0.3	...	13.2
32(1957)	9.3	10.2	8.3	...	12.3
33(1958)	16.6	△5.6	39.8	...	5.8
34(1959)	13.8	20.2	9.2	...	17.7
35(1960)	13.4	16.6	10.9	...	22.2
36(1961)	20.6	30.9	12.2	...	19.2
37(1962)	16.7	22.0	11.6	...	11.3
38(1963)	21.6	25.2	17.9	...	17.9
39(1964)	20.2	24.5	15.3	...	14.0
40(1965)	19.0	24.7	14.8	9.7	11.5
41(1966)	16.4	17.8	19.7	9.2	18.0
42(1967)	15.9	16.9	17.8	11.1	18.7
43(1968)	16.0	16.7	18.0	11.4	16.4
44(1969)	14.5	15.6	18.5	5.7	19.2
45(1970)	22.6	22.3	23.6	22.5	17.1
46(1971)	12.6	8.4	18.8	18.3	8.0
47(1972)	23.4	24.2	21.4	23.6	18.2
48(1973)	25.0	20.7	37.6	20.7	23.0
49(1974)	45.4	39.1	57.5	45.9	17.4
50(1975)	31.3	21.2	47.2	34.4	10.2
51(1976)	24.1	19.3	37.0	12.6	13.2
52(1977)	16.3	11.6	23.7	12.9	10.9
53(1978)	17.1	17.0	17.9	12.3	10.3
54(1979)	11.1	9.5	14.6	6.6	6.1
55(1980)	12.3	9.8	16.4	8.6	9.5
56(1981)	11.2	7.4	15.2	10.9	5.1
57(1982)	9.5	7.5	11.2	10.0	4.6
58(1983)	6.5	5.6	8.1	4.1	5.2
59(1984)	5.3	3.4	7.3	4.0	5.5
60(1985)	6.1	5.4	9.4	△2.6	6.6
61(1986)	8.3	6.5	11.0	3.7	3.8
62(1987)	5.4	5.2	6.6	0.6	4.6
63(1988)	4.0	4.2	5.4	△2.7	6.3
平成元(1989)	5.6	5.1	7.1	0.2	6.7
2(1990)	5.5	4.8	6.7	1.6	7.7

第4表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国民所得の推移

年 度	1 人 当 たり 社会保険給付費		1 人 当 たり 国 民 所 得	
	実 額 (千円)	指 数 (48年=100)	実 額 (千円)	指 数 (48年=100)
昭和25(1950)	...	...	...	...
26(1951)	1.9	3.4	52.5	6.0
27(1952)	2.6	4.6	60.8	6.9
28(1953)	3.0	5.4	69.0	7.8
29(1954)	4.4	7.9	74.7	8.5
30(1955)	4.4	7.9	78.2	8.9
31(1956)	4.4	7.9	87.6	10.0
32(1957)	4.8	8.6	97.6	11.1
33(1958)	5.5	9.8	102.3	11.6
34(1959)	6.2	11.1	119.2	13.6
35(1960)	7.0	12.5	144.5	16.4
36(1961)	8.4	15.0	170.6	19.4
37(1962)	9.7	17.3	188.1	21.4
38(1963)	11.7	20.9	219.5	25.0
39(1964)	13.7	24.5	247.6	28.2
40(1965)	16.3	29.1	273.2	31.1
41(1966)	18.7	33.4	319.6	36.4
42(1967)	21.4	38.2	375.0	42.7
43(1968)	24.5	43.7	431.7	49.1
44(1969)	28.0	50.0	508.7	57.9
45(1970)	33.7	60.2	586.0	66.7
46(1971)	37.4	66.8	621.7	70.7
47(1972)	45.5	81.3	724.9	82.5
48(1973)	56.0	100.0	879.1	100.0
49(1974)	80.4	143.6	1,018.1	115.8
50(1975)	104.3	186.3	1,108.7	126.1
51(1976)	128.1	228.8	1,242.4	141.3
52(1977)	147.6	263.6	1,364.7	155.2
53(1978)	171.2	305.7	1,492.2	169.7
54(1979)	188.6	336.8	1,569.6	178.5
55(1980)	210.2	375.4	1,706.1	194.1
56(1981)	232.0	414.3	1,780.1	202.5
57(1982)	252.2	450.4	1,848.9	210.3
58(1983)	266.9	476.6	1,931.9	219.8
59(1984)	279.1	498.4	2,026.0	230.5
60(1985)	294.5	525.9	2,145.9	244.1
61(1986)	317.2	566.4	2,215.3	252.0
62(1987)	332.5	593.8	2,305.7	262.3
63(1988)	344.3	614.8	2,441.5	277.7
平成元(1989)	362.2	646.8	2,595.6	295.3
2(1990)	380.9	680.2	2,786.3	316.9

第5表 高齢者関係給付費の推移

年 度	年金保険給付費	老人保健(医療分)給付費	老人福祉サービス給付費	計		社会保障給付費	
				対前年度率 伸 び	給付費に 占める割合	対前年度率 伸 び	対前年度率 伸 び
昭和48(1973)	10,769 ^{億円}	4,289 ^{億円}	596 ^{億円}	15,654 ^{億円}	...	25.60%	61,152 ^{億円}
49(1974)	19,231	6,652	877	26,760	70.9	30.10	88,894
50(1975)	29,045	8,666	1,164	38,875	45.3	33.30	116,726
51(1976)	40,820	10,780	1,489	53,089	36.6	36.66	144,828
52(1977)	50,984	12,872	1,798	65,654	23.7	38.97	168,462
53(1978)	61,392	15,948	2,060	79,400	20.9	40.26	197,213
54(1979)	70,965	18,503	2,306	91,774	15.6	41.89	219,066
55(1980)	83,766	21,269	2,560	107,595	17.2	43.73	246,044
56(1981)	98,011	24,280	2,822	125,113	16.3	45.73	273,578
57(1982)	110,187	27,450	3,129	140,766	12.5	47.00	299,489
58(1983)	120,905	32,660	3,306	156,871	11.4	49.17	319,016
59(1984)	131,459	35,534	3,467	170,460	8.7	50.76	335,794
60(1985)	145,729	40,070	3,668	189,467	11.2	53.16	356,440
61(1986)	164,008	43,584	4,075	211,667	11.7	54.85	385,886
62(1987)	176,218	46,638	4,278	227,134	7.3	55.87	406,546
63(1988)	187,219	49,824	4,569	241,612	6.4	57.15	422,777
平成元(1989)	202,638	53,730	5,106	261,474	8.2	58.57	446,404
2(1990)	217,947	57,331	5,749	281,027	7.5	59.69	470,807

第6表 制度別社会保険給付費の推移

区分	年度	昭和45(1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成元 (1989)	2 (1990)
給付費 (百万円)	総計	3,523,908	11,672,622	24,604,398	35,643,986	38,588,557	40,654,610	42,277,669	44,640,393	47,080,654
	医療保険	1,781,093	4,924,184	9,361,325	9,142,289	9,717,554	10,227,432	10,625,134	11,057,150	11,554,230
	老人保健	—	—	—	4,056,844	4,419,219	4,733,700	5,057,697	5,457,648	5,827,669
	年金保険	476,592	2,904,542	8,376,552	14,572,857	16,400,763	17,621,834	18,721,928	20,263,772	21,794,733
	雇用保険	162,944	712,710	965,764	1,121,380	1,210,499	1,207,652	1,055,817	989,748	975,901
	業務災害補償	126,975	302,594	592,388	869,174	892,712	894,803	903,452	912,410	927,422
	家族手当	4,578	182,941	355,990	461,676	460,428	457,425	449,985	446,506	413,406
	生活保護	274,293	676,414	1,155,310	1,502,711	1,471,032	1,432,475	1,367,435	1,345,671	1,292,778
	社会福祉	128,778	724,252	1,421,711	1,258,579	1,341,193	1,369,816	1,416,025	1,531,464	1,661,961
	公衆衛生	180,210	323,962	484,048	539,924	543,904	534,344	531,002	537,199	558,658
	恩給	319,993	811,080	1,700,853	1,902,298	1,914,670	1,935,588	1,899,800	1,865,089	1,849,027
	戦争犠牲者援護	68,452	109,943	190,457	216,254	216,583	239,541	249,394	233,736	224,869
構成割合 (%)	総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	医療保険	50.5	42.2	38.0	25.6	25.2	25.2	25.1	24.8	24.5
	老人保健	—	—	—	11.4	11.5	11.6	12.0	12.2	12.4
	年金保険	13.5	24.9	34.0	40.9	42.5	43.3	44.3	45.4	46.3
	雇用保険	4.6	6.1	3.9	3.1	3.1	3.0	2.5	2.2	2.1
	業務災害補償	3.6	2.6	2.4	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0
	家族手当	0.1	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9
	生活保護	7.8	5.8	4.7	4.2	3.8	3.5	3.2	3.0	2.7
	社会福祉	3.7	6.2	5.8	3.5	3.5	3.4	3.3	3.4	3.5
	公衆衛生	5.1	2.8	2.0	1.6	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2
	恩給	9.1	6.9	6.9	5.6	5.0	4.8	4.5	4.2	3.9
	戦争犠牲者援護	1.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5

(注) 1. 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。

2. 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

第2部 平成2年度社会保障財源

I. 社会保障財源の範囲

1. 社会保障財源は、ILO 基準では給付費の統計において推計された各制度の収入を8分類して示されている。それらは、①拠出（被保険者）②拠出（事業主）③社会保障特別税④国庫負担⑤他の公費負担⑥資産収入⑦その他⑧他制度からの移転、である。

わが国の場合、③社会保障特別税の項目にあたるものはないが、諸外国（例：アメリカ・フランス）にはあるので、ILO の表では分類に含まれている。また、⑧他制度からの移転、は収入の二重計算を防ぐために別掲してある。以下、社会保障財源として挙げる数字は、この⑧他制度からの移転、を控除したものである。

上記の分類のうち、そこに含まれる費目分類上の種類は、④国庫負担、については、各種給付費をはじめとして、事務費や事務費負担金・各種交付金・各種補助金・臨時財政調整分等が含まれる。⑤他の公費負担は、都道府県の支出金・市町村支出金・一般会計繰入金・都道府県補助金及び助成金・給付費・事務費等からなり、地方公共団体が支出する財源を示す。⑥資産収入は、おもに利子収入を示すが、施設利用料収入等を含む。⑦その他は、雑収入・各種繰越繰入金・病院診療所収入等が計上されている。⑧他制度からの移転は、医療保険では国民健康保険や老人保健の療養給付費交付金・医療費拠出金等があり、年金保険では基礎年金勘定や制度間調整勘定からの交付金や拠出金である。

2. 社会保障財源の「医療」「年金」「その他」の部門別分類は、第1部—I 社会保障給付費の範囲で示された区分の仕方と同じものである。なお、その他は雇用保険、家族手当・生活保護、社会福祉（医療を除く）、公衆衛生（医療を除く）等を一括したものであることも同様である。

II. 平成2年度社会保障財源推計結果の概要

1. 平成2年度の社会保障財源の総額は、66兆3,391億円であり、財源別では、被保険者拠出が18兆4,985億円(27.9%)、事業主負担が21兆556億円(31.7%)、国庫負担が13兆3,853億円(20.2%)、他の公費負担が2兆7,190億円(4.1%)、資産収入が8兆3,580億円(12.6%)、その他が2兆3,228億円(3.5%)であった。平成2年度の社会保障財源の対前年度伸び率は10%であった。財源別の割合では、被保険者拠出と事業主負担のそれが、それぞれ0.9%、0.5%ずつ増加している。また平成2年度の社会保障財源の対国内総生産(GDP)比は14.6%で、前年度との比較では0.4%縮小している。

2. 平成2年度の社会保障財源を「医療」「年金」及び「その他」の部門別構成割合で見ると、「医療」が21兆9,737億円(33.1%)、「年金」が38兆4,189億円(57.9%)及び「その他」が5兆9,464億円(9.0%)であった。

前年度と比べ、その構成比は年金が1.0%、医療が0.8%増加している。

注) 財源の時系列分析については、前号(季刊社会保障研究 Vol. 28 No. 2)の『動向』欄を参照。

表 2-1 社会保障財源の項目別推移

日本 (単位: 億円)

年 度	被保険者 拠 出	事業主 負担	割合 (%)	公費負担	割合 (%)	国庫負担	割合 (%)	その他公費	割合 (%)	資産収入	割合 (%)	その他	割合 (%)	合計 (100%)	国内総生産
1951(昭和26)	568	578	(28.1)	738	(36.5)	478	(23.6)	260	(12.9)	22	(1.1)	117	(5.8)	2,023	55,629
1954(昭和29)	1,047	912	(23.7)	2,238	(50.7)	1,768	(40.0)	470	(10.6)	96	(2.2)	124	(2.8)	4,417	78,646
1957(昭和32)	1,383	2,649	(23.7)	1,415	(24.2)	1,068	(18.3)	346	(5.9)	148	(2.5)	245	(4.2)	5,839	110,641
1960(昭和35)	2,430	3,860	(26.2)	2,288	(24.7)	1,897	(20.5)	391	(4.2)	458	(4.9)	224	(2.4)	9,260	166,806
1961	3,038	3,514	(26.3)	4,053	(35.1)	3,629	(31.4)	423	(3.7)	621	(5.4)	319	(2.8)	11,545	201,708
1962	3,633	4,227	(26.7)	4,521	(33.2)	4,019	(29.5)	502	(3.7)	787	(5.8)	448	(3.3)	13,616	223,288
1963	4,282	5,119	(26.2)	5,439	(33.3)	4,815	(29.4)	624	(3.8)	965	(5.9)	549	(3.4)	16,353	262,286
1964	5,031	5,921	(26.3)	6,415	(33.5)	5,570	(29.1)	845	(4.4)	1,203	(6.3)	567	(3.0)	19,137	303,997
1965(昭和40)	6,475	7,293	(27.0)	7,792	(32.5)	6,798	(28.3)	994	(4.1)	1,516	(6.3)	921	(3.8)	23,996	337,653
1966	7,750	8,680	(26.9)	8,946	(31.0)	7,801	(27.0)	1,145	(4.0)	1,938	(6.7)	1,536	(5.3)	28,850	396,989
1967	8,814	10,213	(26.1)	10,303	(30.5)	9,023	(26.7)	1,280	(3.8)	2,459	(7.3)	2,030	(6.0)	33,820	464,454
1968	10,580	11,854	(26.5)	12,065	(30.2)	10,607	(26.6)	1,457	(3.6)	3,087	(7.7)	2,349	(5.9)	39,933	549,470
1969	13,205	13,970	(29.2)	13,611	(30.1)	11,969	(26.5)	1,642	(3.6)	3,869	(8.6)	593	(1.3)	45,248	650,614
1970(昭和45)	15,558	17,043	(28.5)	16,420	(30.0)	14,425	(26.4)	1,995	(3.6)	4,796	(8.8)	864	(1.6)	54,681	752,985
1971	18,638	20,714	(28.7)	18,511	(28.5)	16,290	(25.1)	2,221	(3.4)	6,079	(9.4)	1,036	(1.6)	64,978	828,993
1972	21,779	24,206	(28.0)	23,132	(29.7)	20,047	(25.7)	3,085	(4.0)	7,441	(9.6)	1,320	(1.7)	77,878	964,863
1973	26,906	30,088	(27.5)	30,715	(31.4)	26,484	(27.0)	4,231	(4.3)	9,040	(9.2)	1,167	(1.2)	97,916	1,167,150
1974	37,219	41,355	(27.6)	43,042	(31.9)	37,247	(27.6)	5,795	(4.3)	11,614	(8.6)	1,757	(1.3)	134,987	1,384,511
1975(昭和50)	44,236	50,754	(26.4)	55,538	(33.2)	48,528	(29.0)	7,010	(4.2)	14,488	(8.7)	2,356	(1.4)	167,374	1,523,616
1976	52,368	60,142	(26.1)	66,526	(33.2)	58,344	(29.1)	8,182	(4.1)	17,224	(8.6)	4,221	(2.1)	200,481	1,712,934
1977	62,801	70,591	(26.7)	77,215	(32.9)	68,016	(28.9)	9,199	(3.9)	20,698	(8.8)	3,682	(1.6)	234,987	1,900,943
1978	71,177	78,973	(26.4)	90,548	(33.6)	80,054	(29.7)	10,494	(3.9)	23,601	(8.8)	5,275	(2.0)	269,574	2,086,022
1979	78,591	86,128	(26.4)	100,825	(33.8)	89,047	(29.9)	11,773	(3.9)	27,083	(9.1)	5,628	(1.9)	298,255	2,252,372
1980(昭和55)	88,844	97,266	(26.5)	110,637	(33.0)	97,952	(29.2)	12,685	(3.8)	32,463	(9.7)	6,053	(1.8)	335,263	2,455,466
1981	100,214	109,799	(26.8)	119,304	(31.9)	105,811	(28.3)	13,493	(3.6)	38,552	(10.3)	6,254	(1.7)	374,123	2,608,013
1982	107,434	117,533	(26.8)	125,597	(31.3)	111,857	(27.9)	13,740	(3.4)	44,366	(11.1)	5,843	(1.5)	400,773	2,733,224
1983	112,755	124,496	(26.9)	125,772	(30.0)	111,075	(26.5)	14,697	(3.5)	49,943	(11.9)	6,656	(1.6)	419,622	2,855,934
1984	118,918	132,073	(26.7)	131,258	(29.5)	115,417	(25.9)	15,841	(3.6)	55,581	(12.5)	7,537	(1.7)	445,367	3,051,441
1985(昭和60)	131,583	145,009	(27.1)	137,387	(28.3)	117,096	(24.1)	20,291	(4.2)	62,020	(12.8)	9,754	(2.0)	485,753	3,241,590
1986	136,729	155,451	(26.7)	142,511	(27.8)	119,378	(23.3)	23,133	(4.5)	68,872	(13.4)	8,935	(1.7)	512,498	3,383,527
1987	143,348	161,630	(26.9)	144,874	(27.1)	120,946	(22.7)	23,928	(4.5)	71,981	(13.5)	11,873	(2.2)	533,706	3,539,891
1988	151,122	172,006	(26.4)	162,491	(28.4)	136,928	(23.9)	25,563	(4.5)	74,309	(13.0)	13,184	(2.3)	573,112	3,768,886
1989(平成元)	163,037	188,462	(27.0)	152,736	(25.3)	126,892	(21.0)	25,844	(4.3)	77,015	(12.8)	21,971	(3.6)	603,221	4,025,204
1990(平成2)	184,985	210,556	(27.9)	161,043	(24.3)	133,853	(20.2)	27,190	(4.1)	83,580	(12.6)	23,228	(3.5)	663,391	4,341,544

表 2-2 社会保障財源と国内総生産の対前年度伸び率の推移

(単位: %)

年 度	被保険者 拠 出	事 業 主 担 負	公費負担	国庫負担	その他公費	資産収入	そ の 他	合 計	国 内 総 生 産
1961	25.0	-9.0	77.1	91.3	8.2	35.6	42.8	24.7	20.9
1962	19.6	20.3	11.6	10.7	18.6	26.6	40.3	17.9	10.7
1963	17.8	21.1	20.3	19.8	24.4	22.6	22.5	20.1	17.5
1964	17.5	15.7	17.9	15.7	35.4	24.7	3.3	17.0	15.9
1965(昭和40)	28.7	23.2	21.5	22.0	17.7	26.0	62.4	25.4	11.1
1966	19.7	19.0	14.8	14.8	15.2	27.9	66.8	20.2	17.6
1967	13.7	17.7	15.2	15.7	11.7	26.9	32.2	17.2	17.0
1968	20.0	16.1	17.1	17.6	13.9	25.5	15.7	18.1	18.3
1969	24.8	17.9	12.8	12.8	12.7	25.3	-74.8	13.3	18.4
1970(昭和45)	17.8	22.0	20.6	20.5	21.5	24.0	45.7	20.8	15.7
1971	19.8	21.5	12.7	12.9	11.3	26.8	19.9	18.8	10.1
1972	16.9	16.9	25.0	23.1	38.9	22.4	27.4	19.9	16.4
1973	23.5	24.3	32.8	32.1	37.1	21.5	-11.6	25.7	21.0
1974	38.3	37.4	40.1	40.6	37.0	28.5	50.6	37.9	18.6
1975(昭和50)	18.9	22.7	29.0	30.3	21.0	24.7	34.1	24.0	10.0
1976	18.4	18.5	19.8	20.2	16.7	18.9	79.2	19.8	12.4
1977	19.9	17.4	16.1	16.6	12.4	20.2	-12.8	17.2	11.0
1978	13.3	11.9	17.3	17.7	14.1	14.0	43.3	14.7	9.7
1979	10.4	9.1	11.3	11.2	12.2	14.8	6.7	10.6	8.0
1980(昭和55)	13.0	12.9	9.7	10.0	7.7	19.9	7.6	12.4	9.0
1981	12.8	12.9	7.8	8.0	6.4	18.8	3.3	11.6	6.2
1982	7.2	7.0	5.3	5.7	1.8	15.1	-6.6	7.1	4.8
1983	5.0	5.9	0.1	-0.7	7.0	12.6	13.9	4.7	4.5
1984	5.5	6.1	4.4	3.9	7.8	11.3	13.2	6.1	6.8
1985(昭和60)	10.7	9.8	4.7	1.5	28.1	11.6	29.4	9.1	6.2
1986	3.9	7.2	3.7	1.9	14.0	11.0	-8.4	5.5	4.4
1987	4.8	4.0	1.7	1.3	3.4	4.5	32.9	4.1	4.6
1988	5.4	6.4	12.2	13.2	6.8	3.2	11.0	7.4	6.5
1989(平成元)	7.9	9.6	-6.0	-7.3	1.1	3.6	66.6	5.3	6.8
1990(平成2)	13.5	11.7	5.4	5.5	5.2	8.5	5.7	10.0	7.9

表 2-3 社会保障財源の部門別推移

(単位: 億円)

構成比

(単位: %)

年 度	医 療	年 金	そ の 他	合 計	医 療	年 金	そ の 他	合 計
1969	19,032	19,865	6,350	45,247	42.1	43.9	14.0	100
1970(昭和45)	22,808	24,088	7,785	54,681	41.7	44.1	14.2	100
1971	25,754	30,088	9,136	64,978	39.6	46.3	14.1	100
1972	30,917	36,054	10,907	77,878	39.7	46.3	14.0	100
1973	38,416	46,698	13,802	98,916	38.8	47.2	14.0	100
1974	52,468	63,575	18,945	134,988	38.9	47.1	14.0	100
1975(昭和50)	62,856	80,192	24,326	167,374	37.6	47.9	14.5	100
1976	74,168	99,299	27,013	200,480	37.0	49.5	13.5	100
1977	84,848	119,354	30,785	234,987	36.1	50.8	13.1	100
1978	98,136	136,897	34,542	269,575	36.4	50.8	12.8	100
1979	107,244	152,960	38,051	298,255	36.0	51.3	12.8	100
1980(昭和55)	117,765	176,102	41,395	335,262	35.1	52.5	12.3	100
1981	128,623	200,433	45,067	374,123	34.4	53.6	12.0	100
1982	137,279	214,763	48,731	400,773	34.3	53.6	12.2	100
1983	143,025	224,120	52,477	419,622	34.1	53.4	12.5	100
1984	149,695	241,514	54,157	445,366	33.6	54.2	12.2	100
1985(昭和60)	158,748	269,976	57,029	485,753	32.7	55.6	11.7	100
1986	164,847	289,467	58,186	512,500	32.2	56.5	11.4	100
1987	172,817	301,424	59,465	533,706	32.4	56.5	11.1	100
1988	181,010	330,983	61,119	573,112	31.6	57.8	10.7	100
1989(平成元)	194,751	342,972	65,498	603,221	32.3	56.9	10.9	100
1990(平成2)	219,737	384,189	59,464	663,390	33.1	57.9	9.0	100

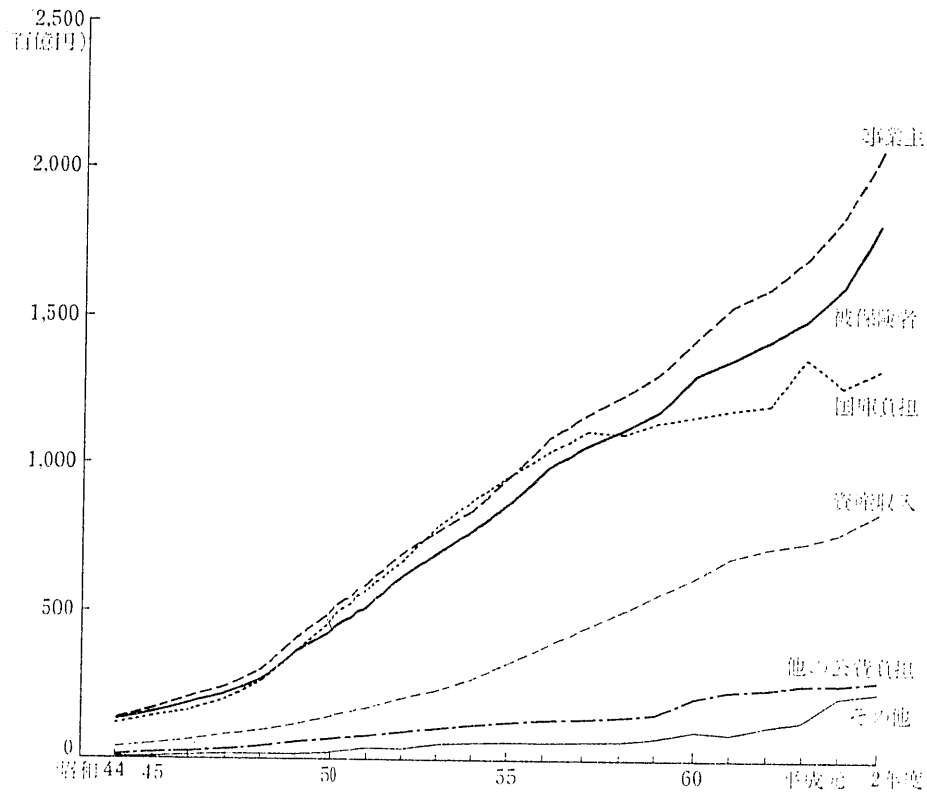


図 2-1 社会保障財源の項目別推移

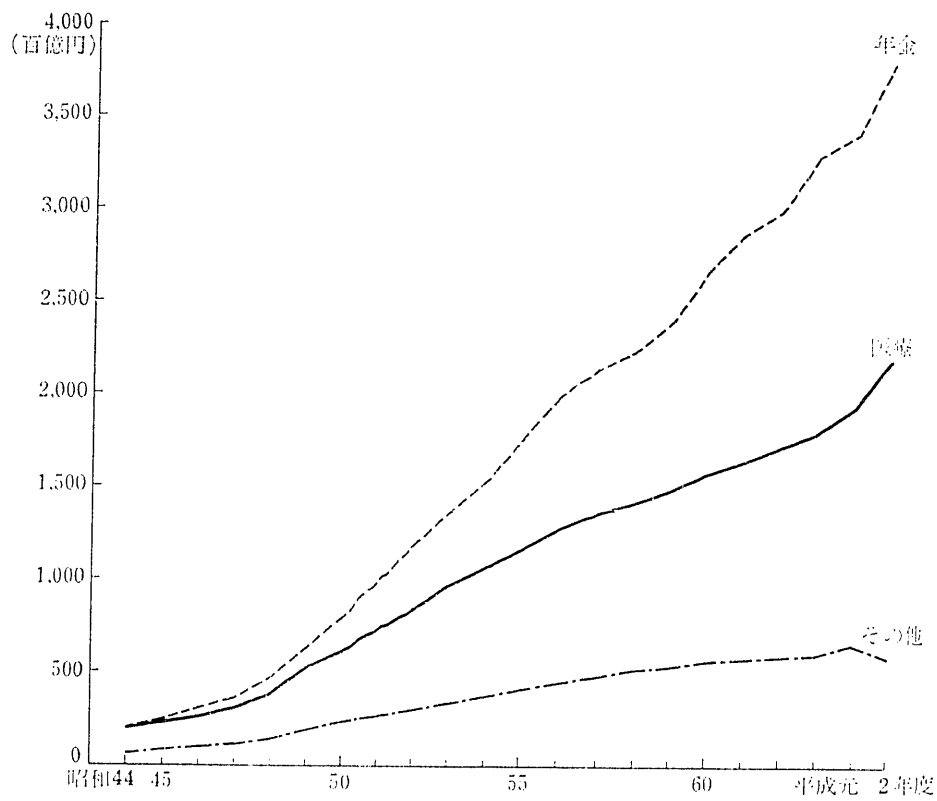


図 2-2 社会保障財源の部門別推移

参考 社会保障財源構成の国際比較

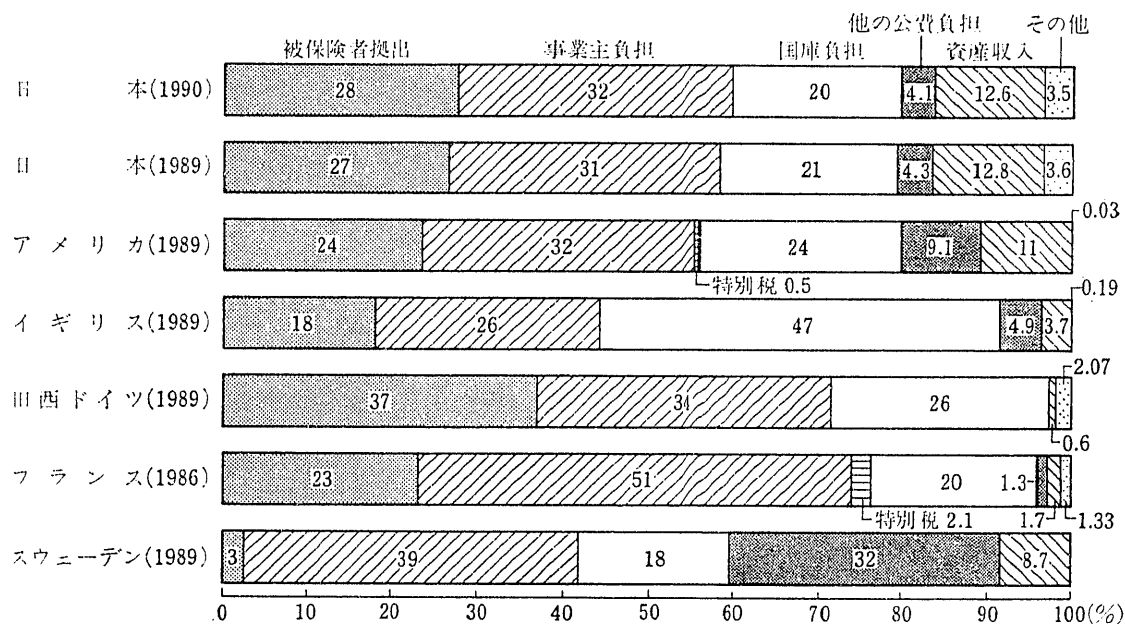


図 2-3 社会保障財源構成の国際比較

(単位: 百万円)

付表 ILO 基準による平成2年度社会保障費用

	収 入									
	出		社会保険 特別税	国庫負担	他の公費負担	資産収入	そ の 他	小 計	他制度から の移転	収 入 合 計
	被保険者	事業主								
社 会 保 険										
1. 健康保険	2,248,124	2,270,783	—	826,870	—	28,121	22,370	5,396,267	1,459	5,397,726
(A) 政府管掌健康保険	1,856,105	2,461,436	—	58,539	—	210,093	222,309	4,808,482	—	4,808,482
(B) 組合管掌健康保険	2,705,824	—	—	2,562,953	441,540	—	369,335	6,079,652	597,930	6,677,581
2. 国民健康保険	307,787	—	—	—	—	—	—	307,787	597,930	905,716
退職者医療制度(再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 老人保健	—	—	—	1,181,247	583,929	—	—	1,765,176	4,149,068	5,914,244
4. 厚生年金基金	6,525,346	6,525,346	—	2,183,355	—	4,215,187	28,306	19,477,540	6,623,675	26,101,214
5. 厚生年金基金等	505,469	1,438,480	—	510	—	1,505,754	62	3,450,273	—	3,450,273
6. 国民年金基金	1,305,264	—	—	1,427,071	—	239,688	1,056,377	4,023,400	5,135,731	9,164,132
7. 農業者年金基金	72,933	—	—	101,965	—	28,985	—	203,883	—	203,883
8. 船員保険	29,098	69,067	—	5,722	—	2,502	2,465	108,854	1,634	110,488
9. 農林漁業団体職員共済組合	112,200	112,200	—	38,215	—	88,474	5,149	356,239	106,084	462,323
10. 私立学校教職員共済組合	133,778	130,923	—	22,479	7,292	102,288	519	397,279	80,042	477,321
11. 雇用保険	719,365	1,178,533	—	249,967	—	149,408	9,756	2,307,029	—	2,307,029
12. 労働者災害補償保険	—	1,532,432	—	1,307	—	—	639,738	2,173,478	—	2,173,478
家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13. 児童手当	—	110,443	—	27,531	13,454	—	32,021	183,448	—	183,448
公務員										
14. 国家公務員等共済組合										
(A) 国家公務員共済組合	512,700	1,066,969	—	70,297	—	356,762	8,032	2,014,760	378,160	2,392,921
(B) 旧公企業体職員等共済組合	257,749	929,986	—	—	—	120,294	4,660	1,312,689	332,939	1,645,628
15. 地方公務員等共済組合	1,513,664	2,908,487	—	—	184,476	1,213,025	13,706	5,833,359	1,045,355	6,878,714
16. 旧令共済組合等	—	2,154	—	19,689	—	102	0	21,946	—	21,946
17. 国家公務員災害補償	—	10,547	—	—	—	—	—	10,547	—	10,547
18. 地方公務員等災害補償	0	24,319	—	—	—	4,474	784	29,577	—	29,577
19. 旧公企業体職員業務災害	—	7,875	—	—	—	—	—	7,875	—	7,875
20. 国家公務員恩給	887	106,505	—	1,074	—	—	—	108,466	—	108,466
21. 地方公務員恩給	—	169,071	—	—	—	—	—	169,071	—	169,071
公衆保健サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22. 公衆衛生	—	—	—	558,891	236,781	—	—	795,673	—	795,673
公的扶助及び社会福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23. 生活保護	—	—	—	989,443	339,917	—	—	1,329,361	—	1,329,361
24. 社会福祉	—	—	—	1,251,368	911,583	—	—	2,162,950	—	2,162,950
戦争犠牲者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25. 戦傷者	—	—	—	1,806,830	—	—	—	1,806,830	—	1,806,830
総 計	18,498,506	21,055,558	—	13,385,324	2,718,972	8,265,155	2,415,590	66,339,105	18,592,597	84,931,702

(単位: 百万円)

付 表 つ つ き

支 出										
給 付										
社会保険 1. 健康保険 (A) 政府管掌健康保険 (B) 国管掌健康保険 2. 国民健康保険 (再掲) 3. 退職者医療制度 (再掲) 4. 老人年金 5. 厚生年金 6. 厚生年金基金 7. 国民年金 8. 船員年金 9. 農林漁業団体職員共済組合 10. 私立学校教職員共済組合 11. 雇用保険 12. 労働者災害補償保険 家族手当 13. 児童手当 公務員 14. 国家公務員等共済組合 (A) 国家公務員共済組合 (B) 旧公共企業体職員等共済組合 15. 地方公務員等共済組合 16. 旧令共済組合等 17. 国家公務員災害補償 18. 地方公務員等災害補償 19. 旧公共企業体職員業務災害 20. 国家公務員恩給 21. 地方公務員恩給 公衆保健サービス 22. 公衆衛生 公的扶助及び社会福祉 23. 生活保護 24. 社会福祉 戦争犠牲者 25. 戦争犠牲者	疾病・出産		業務災害		失業	年金	家族手当	その他		計
	医療	現金	医療	被害				医療以外の 現物	現金	
				現金	年金以外					
3,240,688	264,436	—	—	—	—	—	—	—	19,521	3,524,645
2,378,987	187,482	—	—	—	—	—	—	—	16,570	2,583,039
4,295,875	47,203	—	—	—	—	—	—	—	16,880	4,359,958
899,550	—	—	—	—	—	—	—	—	—	899,550
5,733,123	—	—	—	—	—	10,503,093	—	—	—	5,733,123
—	—	—	—	—	—	668,346	—	—	—	10,503,093
—	—	—	—	—	—	4,623,851	—	—	—	668,346
—	—	—	—	—	—	248,101	—	—	—	4,623,851
31,622	5,838	9,362	4,104	4,384	7,209	—	—	—	1,009	248,101
—	—	—	—	—	—	236,472	—	—	—	63,528
72,164	5,012	—	—	—	—	100,697	—	—	1,307	236,472
—	—	—	—	—	968,692	—	—	—	—	179,181
—	—	228,384	441,202	213,579	—	—	—	—	—	968,692
—	—	—	—	—	—	—	139,085	—	—	883,165
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	139,085
200,290	10,431	—	3,426	—	—	1,274,334	—	—	4,016	1,492,496
102,013	5,211	—	8,366	—	—	1,176,723	—	—	1,224	1,293,537
586,414	33,301	—	5,680	—	—	2,930,783	—	—	11,442	3,567,620
109	1,439	—	—	—	—	14,860	—	—	—	16,408
—	—	4,208	4,604	1,642	—	—	—	—	—	16,408
—	—	6,923	11,964	2,935	—	—	—	—	—	10,454
—	—	106	7,737	33	—	—	—	—	—	21,823
—	—	—	—	—	—	107,392	—	—	—	7,875
—	—	—	—	—	—	169,071	—	—	—	107,392
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	169,071
559,619	91,295	—	—	—	—	—	—	2,289	—	653,203
737,904	143	—	—	—	—	—	—	—	554,731	1,292,778
22,054	—	—	—	—	—	—	274,321	1,600,734	39,172	1,936,282
3,481	—	—	—	—	—	1,707,738	—	1,892	84,321	1,797,433
17,964,345	651,790	248,983	487,083	222,572	975,901	23,761,464	413,406	1,604,915	750,194	47,080,654

付表 つけき (単位: 百万円)

社会保険	支 出				収 支 差
	管理費	その他	小 計	他制度への移 転	支出合計
1. 健康保険					
(A) 健康保険	61,796	96,242	3,682,683	1,372,092	342,951
(B) 健康保険	111,700	432,376	3,127,114	1,260,237	421,131
2. 国民健康保険	212,656	295,393	4,868,007	1,573,346	236,228
退職者医療制度(再掲)	—	—	899,550	—	6,166
3. 老人保健	—	29,889	5,763,013	—	151,231
4. 厚生年金基金	42,409	160,045	10,705,547	8,752,012	6,643,655
5. 厚生年金基金	57,320	1,088	726,754	—	2,723,520
6. 国民年金基金	129,272	48,010	4,801,133	2,931,979	1,431,019
7. 農業者年金基金	4,117	2,120	254,339	—	△50,456
8. 給付者年金	2,740	18,576	84,845	16,709	8,935
9. 農林漁業団体職員共済組合	2,830	296	239,598	140,519	82,206
10. 私立学校教職員共済組合	3,177	654	183,012	139,384	154,925
11. 雇用者年金	71,010	469,408	1,509,110	—	797,919
12. 労働者災害補償保険	40,153	164,627	1,087,946	—	1,085,532
家族手当	7,005	5,426	151,516	—	31,932
公務員					
14. 国家公務員等共済組合					
(A) 国家公務員共済組合	3,503	3,681	1,499,681	515,540	377,700
(B) 旧公企体職員等共済組合	1,672	2,010	1,297,218	242,123	106,287
15. 地方公務員等共済組合	20,542	859	3,589,020	808,811	1,824,090
16. 旧令共済組合等	353	5,101	21,862	—	83
17. 国家公務員災害補償	—	93	10,547	—	—
18. 地方公務員災害補償	2,092	193	24,108	—	5,469
19. 旧公企体職員業務災害	—	—	7,875	—	—
20. 国家公務員恩給	1,074	—	108,466	—	—
21. 地方公務員恩給	—	—	169,071	—	—
公衆保健サービス					
22. 公衆衛生	3,924	138,545	795,673	—	—
公的扶助及び社会福祉					
23. 生活保護	36,583	—	1,329,361	—	—
24. 社会福祉	21,424	205,244	2,162,950	—	—
戦争犠牲者					
25. 戦 争 犠 牲 者	9,397	—	1,806,830	—	—
総 計	846,748	2,079,876	50,007,279	18,409,545	16,374,358

注 1) この表(p.353~p.355)はILO事務局による「社会保険費用調査」の基準に従って算出したものである。

2) 「老人保健」は医療、特定療養費の支給及び老人保健施設施設療養費の支出に関するもののみ計上されており、これらを除く保健事業に関するものは「公衆衛生」に計上されている。

3) 国民年金には福祉年金及び基礎年金を含む。

4) 公衆衛生には結核医療等の公費負担を含む。

5) 家族手当には、児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。

6) 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。

7) 0は百万円単位に四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保険費用の項目説明

1. 収入項目

(1) 資産収入——利子、利息、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等

(2) 他制度からの移転——政府管理健康保険が組合管理健康保険及び国民健康保険から受ける日雇拠出金、国民健康保険が医療保険各制度から受ける退職者医療分にかかると療養給付費交付金、老人保健が医療保険各制度から受ける医療費拠出金、国民年金が年金保険各制度から受ける基礎年金拠出金、年金保険各制度が国民年金から受ける基礎年金交付金、年金保険各制度が制度間調整決定から受ける交付金等

(3) その他の収入——受取延滞金、損害賠償金、手数料、補助金、分担金、繰入金、繰越金、雑収入等

2. 支出項目

(1) 管理費——業務取扱費、事務費、事務所費、総務費、基金運営費、業務委託費、組合会費、旅費等

(2) 他制度への移転——医療保険各制度から日雇特例、退職者医療及び老人保健への拠出金、年金保険各制度の国民年金に対する基礎年金拠出金、国民年金の年金保険各制度に対する基礎年金交付金、年金保険各制度の制度間調整決定への拠出金等

(3) その他の支出——支払基金事務費、施設整備費、保健施設費、福祉施設費、営繕費、組合費、保険料等返付金、負担金等

編集後記

本号は「出生率低下と社会保障」というテーマで特集を組みました。

いわゆる1.57ショックにより、社会のさまざまな分野で子どもを生み育てることについて議論が喚起されてきました。なかでも社会保障は老齢年金や介護など、次世代の力に依存にしている分野が多く、出生率の低下は直接的な影響を受けるため、この問題については特に関心の高いところです。しかし、一方で社会保障は児童手当や保育等を通じて、子どもを生み育てることに対して一定の援助をしていかなければならないことも事実です。ただ、そこで安易な出産奨励政策への傾斜は避けなければなりません。そこで、社会保障と出生率低下をめぐる状況をトータルに把握することが重要になってくるわけです。本号の特集ではこの問題に関して、さまざまな視角からの論考を御執筆頂きましたが、これがそのための一つの布石として役立てばと思います。

(織田)

編集委員長 宮澤健一 (社会保障研究所長)
 編集委員 稲上毅 (法政大学教授)
 貝塚啓明 (東京大学教授)
 郡司篤晃 (東京大学教授)
 小山路男 (社会保障研究所顧問)
 地主重美 (駿河台大学教授)
 袖井孝子 (お茶の水女子大学教授)
 田近栄治 (一橋大学教授)
 都村敦子 (日本社会事業大学教授)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)
 橋本宏子 (神奈川大学教授)
 三浦文夫 (日本社会事業大学教授)
 宮島洋 (東京大学教授)
 堀勝洋 (社会保障研究所研究部長)
 三上英美子 (社会保障研究所調査部長)
 編集幹事 織田輝哉 (社会保障研究所研究員)
 武智秀之 (社会保障研究所研究員)

季刊

社会保障研究 Vol. 28, No. 3, Winter 1992

(通巻118号)

平成4年12月25日発行

定価 2,060 円 (本体 2,000 円)

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所
 〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
 赤坂2丁目アネックスビル内
 電話 (3589) 1381

製作・発売

財団法人 東京大学出版会
 〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号
 電話 (3811) 8814 振替東京 6-59964